

資料2－10

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	添五-9 r. 9.0
提出年月日	令和5年7月31日

泊発電所3号炉

原子力事業者の技術的能力に関する 審査指針への適合性について 比較表

令和5年7月
北海道電力株式会社

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<u>比較結果等をとりまとめた資料</u>			
1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)			
1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由			
<ul style="list-style-type: none"> a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし d. 当社が自主的に変更したもの : なし 			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由			
<ul style="list-style-type: none"> a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし d. 当社が自主的に変更したもの : あり ※「(4)品質保証活動」は、令和2年(2020年)4月1日に施行された「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づく活動内容に変更している。 			
1-3) バックフィット関連事項			
<ul style="list-style-type: none"> なし。 <p>※「(4)品質保証活動」は「品質管理基準規則」に基づく活動内容に変更しているが、添付書類五にて適合性を示す「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」(以下「技術的能力指針」という。)は変更となっていないため、バックフィット関連事項とは位置付けていない。</p>			
2. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要			
<p>2022年9月30日に提出した添付書類五の比較表では、品質管理基準規則施行前に設置変更許可を取得した女川2号炉の再稼働申請及び品質管理基準規則施行後に設置変更許可を取得した大飯3／4号炉の有毒ガスの発生に対する防護方針の追加(特定重大事故等対処施設)(令和2年(2020年)12月許可)との比較を行っていた。</p> <p>その後、先行審査知見を適切に反映する観点から、リファレンスを女川2号炉の有毒ガス防護(令和4年(2022年)6月許可)の添付書類五に変更し、添付書類五の記載全体を見直した。また、至近の再稼働申請案件の審査知見を確認する観点で島根2号炉(令和3年(2021年)9月許可)の添付書類五を参考として比較表に記載した。</p> <p>島根2号炉と比較し審査知見として反映することが適切と考えたものは記載を反映し、その反映箇所については比較表の相違理由に「島根実績の反映」と記載した。</p>			
2-1) 資料構成の相違			
<ul style="list-style-type: none"> なし。 			
2-2) 主な相違(相違理由の類型化)			
<p>主な相違は表1及び2のとおりであり、比較表においては相違理由を類型化して記載する。具体的には、表1に示す相違項目については、比較表の各社の記載に色塗りを実施するが、相違理由欄における説明の記載は省略する。また、表2に示す相違項目については、詳細な説明は省略し「番号」及び「相違項目」のみを相違理由欄に記載する。</p>			
表1：相違理由の類型化(相違理由欄の記載を省略するもの)			
番号	相違項目	説明	
一	名称の相違(申請プラント)	一	
一	資料番号の相違	・各プラントで、資料構成の相違により、別紙番号及び別紙内における枠囲みの番号が異なる。	
一	社内マニュアルの総称の相違	・社内マニュアルの総称について、島根は「社内規程」、女川は「社内規定類」、泊は「社内規程類」としている。	
一	記載内容の相違(申請時期)	・各プラントで、申請時期の相違によりデータの更新時期が異なる。	
一	名称の相違(管理職)	・島根2号炉の「管理者」及び女川2号炉の「特別管理職」に相当する用語として、泊3号炉は「管理職」(=管理若しくは監督の地位にある者又はマネージャー職位にある者)を用いている。	

番号	相違項目	説明
①	記載内容の相違（申請案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のとおり、リファレンスの申請内容の相違により、各プラントで記載内容が異なる。 <ul style="list-style-type: none"> ・島根2号炉：再稼働（令和3年（2021年）9月許可） ・女川2号炉：有毒ガス防護（令和4年（2022年）6月許可） ・泊3号炉：再稼働（今回）
②	組織体制の相違（本店）	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のとおり、各プラントで本店における原子力部門の組織体制が異なる。 <ul style="list-style-type: none"> ・島根2号炉：電源事業本部（原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築） ・女川2号炉：原子力部※ ・泊3号炉：原子力事業統括部（原子力部門と土木部門の原子力関連事業を統合した部門） <p>※再稼働時は原子力部及び土木建築部となっていたが、有毒ガス防護に係る申請案件には土木建築工事を伴わないため。</p>
③	組織体制の相違（発電所）	<ul style="list-style-type: none"> ・各プラントで、発電所の組織体制（業務所掌の考え方）が異なる。
④	組織体制の相違（体制強化の変遷）	<ul style="list-style-type: none"> ・各プラントで、組織体制に応じて更なる体制強化を図っている。
⑤	組織体制の相違（教育組織）	<ul style="list-style-type: none"> ・各プラントで、組織体制に応じて人材育成の強化を図っている。 ・泊3号炉は、泊発電所に原子力教育センターを設置し人材育成に必要な教育訓練プログラムを構築・提供している。
⑥	運用の相違（防災体制）	<ul style="list-style-type: none"> ・各プラントで、それぞれの組織体制に応じて防災体制の設置に係る運用を定めている。 ・島根2号炉及び女川2号炉は発令する体制に応じて2段階で本部を設置するが、泊3号炉は発令する体制によらず原子力災害対策本部を設置する運用としている。
⑦	記載内容の相違（実績人数）	<ul style="list-style-type: none"> ・各プラントで、組織体制に応じて必要な技術者数を確保している。
⑧	記載内容の相違（経験）	<ul style="list-style-type: none"> ・各プラントで、運転、建設工事、安全対策工事等の経験が異なる。
⑨	設備及び運用の相違（訓練）	<ul style="list-style-type: none"> ・各プラントで、それぞれの組織体制や立地を踏まえ、自社訓練施設の立地及び構成並びに社外機関の活用状況が異なる。
⑩	運用の相違（炉主任の職位、大飯同様）	<ul style="list-style-type: none"> ・島根2号炉及び女川2号炉は、管理職の中から発電用原子炉主任技術者を選任している。 ・泊3号炉は、本店の保安に関する管理職として発電用原子炉主任技術者を選任することで、発電所における発電用原子炉主任技術者の独立性をより一層高めることとしている。（大飯3／4号炉も同様）
⑪	文書体系の相違（マニュアル制定箇所）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書体系の相違により、島根2号炉、女川2号炉では本店組織及び発電所組織をあわせて1本のマニュアルとして制定しているものが、泊発電所では、本店組織、発電所組織それぞれでマニュアルを制定しているものがある。

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について</p> <p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応について 3. 技術的能力指針に対する適合性 <p>添付資料</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について (有毒ガス防護)</p> <p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応について 3. 技術的能力指針に対する適合性 <ul style="list-style-type: none"> (1) 組織 (2) 技術者の確保 (3) 経験 (4) 品質保証活動 (5) 教育・訓練 (6) 有資格者等の選任・配置 <p>添付資料</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について</p> <p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応について 3. 技術的能力指針に対する適合性 <ul style="list-style-type: none"> (1) 組織 (2) 技術者の確保 (3) 経験 (4) 品質保証活動 (5) 教育・訓練 (6) 有資格者等の選任・配置 <p>添付資料</p>	<p>(女川) ①記載内容の相違（申請案件）</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.はじめに</p> <p>本申請にあたり、新たに制定された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年6月19日制定)により、自然災害や重大事故等への対応について、設備及び運用を新たに整備した。</p> <p>これらの島根原子力発電所に関する当社の技術的能力について、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針(平成16年5月27日、原子力安全委員会決定)」(以下「技術的能力指針」という。)への適合性を示す。</p> <p>2.「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応について</p> <p>島根原子力発電所に関する技術的能力については、次の6項目に分けて説明する。また、技術的能力指針との対応を併せて示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)組織 ⇄ 指針1 設計及び工事のための組織 指針5 運転及び保守のための組織 (2)技術者の確保 ⇄ 指針2 設計及び工事に係る技術者の確保 指針6 運転及び保守に係る技術者の確保 (3)経験 ⇄ 指針3 設計及び工事の経験 指針7 運転及び保守の経験 (4)品質保証活動 ⇄ 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動 指針8 運転及び保守に係る品質保証活動 (5)教育・訓練 ⇄ 指針9 技術者に対する教育・訓練 (6)有資格者等の選任・配置 ⇄ 指針10 有資格者等の選任・配置 <p>3.技術的能力指針に対する適合性</p> <p>本変更に係る発電用原子炉施設の設計及び工事、並びに運転及び保守(以下「設計及び運転等」という。)のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動、技術者に対する教育・訓練及び有資格者等の選任・配置については次のとおりである。</p> <p>(1)組織</p> <p>本変更に係る設計及び運転等は第1図に示す既存の原子力関係組織にて実施する。</p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24第1項の規定に基づく島根原子力発電所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで島根原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。</p>	<p>1.はじめに</p> <p>本申請にあたり、新たに制定された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年6月19日制定)により、自然災害や重大事故等への対応について、設備及び運用を新たに整備した。</p> <p>本資料において、女川原子力発電所2号炉の有毒ガス防護の設計方針の追加に関する当社の技術的能力について、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針(平成16年5月27日、原子力安全委員会決定)」(以下「技術的能力指針」という。)への適合性を示す。</p> <p>2.「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応について</p> <p>女川原子力発電所2号炉に関する技術的能力については、次の6項目に分けて説明する。また、技術的能力指針との対応を併せて示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)組織 ⇄ 指針1 設計及び工事のための組織 指針5 運転及び保守のための組織 (2)技術者の確保 ⇄ 指針2 設計及び工事に係る技術者の確保 指針6 運転及び保守に係る技術者の確保 (3)経験 ⇄ 指針3 設計及び工事の経験 指針7 運転及び保守の経験 (4)品質保証活動 ⇄ 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動 指針8 運転及び保守に係る品質保証活動 (5)教育・訓練 ⇄ 指針9 技術者に対する教育・訓練 (6)有資格者等の選任・配置 ⇄ 指針10 有資格者等の選任・配置 <p>3.技術的能力指針に対する適合性</p> <p>本変更に係る発電用原子炉施設の設計及び工事、並びに運転及び保守(以下「設計及び運転等」という。)のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動、技術者に対する教育・訓練及び有資格者等の選任・配置については次のとおりである。</p> <p>(1)組織</p> <p>本変更に係る設計及び運転等は第1図に示す既存の原子力関係組織にて実施する。</p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24第1項の規定に基づく女川原子力発電所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで女川原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。</p>	<p>1.はじめに</p> <p>本申請に当たり、新たに制定された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年6月19日制定)により、自然災害や重大事故等への対応について、設備及び運用を新たに整備した。</p> <p>本資料において、これらの泊発電所3号炉に関する当社の技術的能力について、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針(平成16年5月27日、原子力安全委員会決定)」(以下「技術的能力指針」という。)への適合性を示す。</p> <p>2.「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応について</p> <p>泊発電所3号炉に関する技術的能力については、次の6項目に分けて説明する。また、技術的能力指針との対応を併せて示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)組織 ⇄ 指針1 設計及び工事のための組織 指針5 運転及び保守のための組織 (2)技術者の確保 ⇄ 指針2 設計及び工事に係る技術者の確保 指針6 運転及び保守に係る技術者の確保 (3)経験 ⇄ 指針3 設計及び工事の経験 指針7 運転及び保守の経験 (4)品質保証活動 ⇄ 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動 指針8 運転及び保守に係る品質保証活動 (5)教育・訓練 ⇄ 指針9 技術者に対する教育・訓練 (6)有資格者等の選任・配置 ⇄ 指針10 有資格者等の選任・配置 <p>3.技術的能力指針に対する適合性</p> <p>本変更に係る発電用原子炉施設の設計及び工事、並びに運転及び保守(以下「設計及び運転等」という。)のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動、技術者に対する教育・訓練及び有資格者等の選任・配置については次のとおりである。</p> <p>(1)組織</p> <p>本変更に係る設計及び運転等は第1図に示す既存の原子力関係組織にて実施する。</p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24第1項の規定に基づく泊発電所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで泊発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p> <p>(如川) ①記載内容の相違(申請案件)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>本変更に係る設計及び工事の業務については、大規模な原子力設備工事に関する設計方針の策定を電源事業本部（原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）が実施し、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び工事の業務については島根原子力発電所において実施する。</p> <p>本変更に係る運転及び保守の業務については、運転管理及び施設管理に関する基本的な方針を電源事業本部（原子力管理）が策定し、現地における具体的な運転及び保守の業務は島根原子力発電所の担当する組織が実施する。</p> <p>島根原子力発電所の発電用原子炉施設の運転管理に関する業務は発電部（第一発電、第二発電）が、施設管理に関する業務は技術部（技術、燃料技術）、廃止措置・環境管理部（放射線管理）、保修部（保修管理、保修技術、電気、計装、3号電気、原子炉、タービン、3号機械、土木、建築、S A工事プロジェクト）が、燃料管理に関する業務は技術部（燃料技術）、廃止措置・環境管理部（放射線管理）、発電部（第一発電、第二発電）が、放射線管理に関する業務は廃止措置・環境管理部（放射線管理）、保修部（計装、3号電気）が、放射性廃棄物管理に関する業務は技術部（燃料技術）、廃止措置・環境管理部（放射線管理）、発電部（第一発電、第二発電）が、緊急時の措置に関する業務は技術部（技術、燃料技術）、発電部（第一発電、第二発電）が実施する。</p>	<p>本変更に係る設計及び工事の業務については、設計方針の策定を本店の原子力部が実施し、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び工事の業務は女川原子力発電所において実施する。</p> <p>本変更に係る運転及び保守の業務については、運転管理及び施設管理に関する基本的な方針を本店の原子力部にて定め、現地における具体的な運転及び保守の業務は女川原子力発電所の担当する組織が実施する。</p> <p>女川原子力発電所の発電用原子炉施設の運転管理に関する業務は発電管理グループ、防災グループ、放射線管理グループ、原子燃料グループ、電気グループ、計測制御グループ、原子炉グループが、施設管理に関する業務は検査グループ、保全計画グループ、工程管理グループ、電気グループ、計測制御グループ、原子炉グループ、タービングループ、土木グループ、建築グループが、燃料管理に関する業務は原子燃料グループ、放射線管理グループ、発電管理グループが、放射線管理に関する業務は放射線管理グループ、核物質防護グループ、計測制御グループが、放射性廃棄物管理に関する業務は輸送・固体廃棄物管理グループ、放射線管理グループ、原子燃料グループ、計測制御グループが、発電管理グループが、緊急時の措置、初期消火活動のための体制の整備に関する業務は防災グループ、発電管理グループが、保安管理の総括に関する業務は技術グループが実施する。</p> <p>安全管理課は重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務及び非常時の措置に関する業務を、原子燃料課は炉心の管理及び燃料の管理に関する業務を、放射線・化学管理課は放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理及び化学管理に関する業務並びに有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う体制の整備に関する業務を、発電課は発電用原子炉施設の運転に関する業務を、保修統括課は発電用原子炉施設の保修、改造に関する総括業務、火災（初期消火活動に関する業務を除く。）、内部溢水、火山現象（降灰）による影響が発生し、又は発生する恐れがある場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務及びその他自然災害発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を、機械計画第一課、機械計画第二課、電気計画課、計装計画課及び設備改良工事課は発電用原子炉施設（土木・建築設備を除く。）の保修、改造に関する業務を、土木建築保守課は発電用原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務を、土木建築工事課は発電用原子炉施設のうち土木・建築設備の工事に関する業務を、総務課は初期消火活</p>	<p>本変更に係る設計及び工事の業務については、大規模な原子力設備工事に関する設計方針の策定を本店の原子力事業統括部が実施し、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び工事の業務は泊発電所において実施する。</p> <p>本変更に係る運転及び保守の業務については、運転管理及び施設管理に関する基本的な方針を本店の原子力事業統括部にて定め、現地における具体的な運転及び保守の業務は泊発電所の担当する組織が実施する。</p> <p>泊発電所の発電用原子炉施設の運転管理に関する業務は発電室が、施設管理に関する業務は電気保修課、制御保修課、機械保修課、保全計画課及び土木建築課が、燃料管理に関する業務は技術課が、放射線管理及び放射性廃棄物管理に関する業務は安全管理課が、非常時の措置に関する業務は防災・安全対策室が、初期消火活動のための体制の整備に関する業務及び技術関係業務の総括は運営課が実施する。</p>	<p>(女川) 島根実績の反映 • 女川も、添付資料では同様の記載となっている。</p> <p>(島根、女川) ②組織体制の相違（本店）</p> <p>(島根、女川) ③組織体制の相違（発電所） • 泊は、保安規定第5条「保安に関する職務」と整合する記載をしている（伊方同様）。</p> <p>(島根、女川) 保安規定との表現統一 • 非常時の措置</p>
	伊方の設置許可（令和5年2月許可）より参考掲載		
		添五-3	

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力安全関連業務の一元化による安全重視の体制を確立するため、本社組織を再編し、原子力安全維持・向上活動を行う電源事業本部（原子力安全技術）を設置し、原子力安全に関わる活動の強化を図っている。</p> <p>原子力部門における人材育成に関する取組みを強化することを目的に、「電源事業本部原子力人材育成センター」を本社組織として設置した。原子力人材育成センターでは、原子力部門全体（島根原子力発電所、本社）の教育訓練業務及び原子力部門の要員養成計画の総括業務を行い、社員の計画的な育成に取り組んでいる。</p> <p>運転及び保守の業務のうち、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、発電所長（原子力防災管理者）を緊急時対策本部長（以下「本部長」という。）とした原子力防災組織を構築し対応する。</p> <p>本部長が緊急時体制を発令した場合は緊急時対策本部を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。</p> <p>島根原子力発電所の原子力防災組織を第2、1図、本社の原子力防災組織を第2、2図に示す。</p> <p>島根原子力発電所の原子力防災組織は、島根原子力発電所及び島根原子力発電所に勤務する本社組織所属の技術系社員（以下「技術者」という。）、事務系社員及び協力会社社員により構成され、業務所掌に基づき原子力災害の発生又は拡大の防止に加え、緩和するために必要な活動を行う。</p>	<p>動に関する業務を、総務課は初期消火活動に関する業務を、施設防護課は施設の出入管理に関する業務を第5.1図に示す伊方発電所の既存の組織にて実施する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">伊方の設置許可（令和5年2月許可）より参考掲載</p> <p>女川原子力発電所では、令和2年5月に女川原子力発電所1号炉の廃止措置管理の総括や廃止措置工事に関する業務を行う「廃止措置管理グループ」を設置した。</p> <p>また、令和3年7月に総務部に設置していた警備グループを、核物質防護に係る技術の専門性及び技術的知見へのより適切な対応の観点から、原子炉施設の保安管理及び緊急時の措置の統括に関する業務を行っている技術統括部へ移管し、「核物質防護グループ」に組織名称を変更した。あわせて、輸送・固体廃棄物管理グループが行っていた燃料の運搬に関する業務を、燃料の管理に関する業務を行っている原子燃料グループへ業務移管を行っている。</p> <p>さらに、本店原子力部に設置していた原子力技術訓練センターを、新規制基準により導入する設備等の運用及び今後の発電所運用を担う人材を育成する観点から、「原子力人財育成グループ」へ組織名称を変更するとともに、一部組織を統廃合する組織整備を行った。</p> <p>原子力部門の社員に対し、原子力安全に関する知識・スキルを継続的に学ぶ機会を提供するため、原子力部に設置した原子力人財育成グループでは、運転、保全等各部門、各階層に応じ、効果的な実施形態を選択することにより、原子力部門全体の人材育成に必要な教育訓練プログラムを構築・提供している。</p> <p>さらに、原子力部門の各職位・役割に必要な力量要件を明確化し、要件に応じた人材育成を実施していくことで、原子力部門としての技術力の維持・向上を実現する。</p> <p>運転及び保守の業務のうち、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、発電所長（原子力防災管理者）を本部長とした原子力防災組織を構築し対応する。</p> <p>本部長が緊急時体制を発令した場合は発電所緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。</p> <p>女川原子力発電所の原子力防災組織を第2-1図、本店の原子力防災組織を第2-2図に示す。</p> <p>女川原子力発電所の原子力防災組織は、女川原子力発電所の技術系社員（以下「技術者」という。）、事務系社員及び協力会社社員により構成され、原子力災害への移行時には、本店の原子力防災組織と連携し、外部からの支援を受けることとする。</p>	<p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、泊発電所では、安全性向上に向け、防災・安全対策室を平成26年10月に設置した。これにより原子力防災対策業務、安全性評価業務を一元化し、一層の体制強化を図っている。</p> <p>平成29年4月には、本店に、原子力安全推進グループ、原子力リスク管理グループを設置した。原子力安全推進グループの設置により、泊発電所のリスク評価及び重大事故対策等に係る調査研究及び検討を実施するとともに、泊発電所に係る許認可対応の総括及び推進を図っている。また、原子力リスク管理グループの設置により、泊発電所のリスク評価のうち自然現象、社会環境等の知見収集及び検討を実施するとともに、リスク情報を活用した意思決定の総括及び推進を図っている。</p> <p>平成30年4月には、本店組織を再編し原子力部門と土木部門の原子力関連業務を統合した原子力事業統括部を設置し原子力事業のガバナンス体制強化を図っている。</p> <p>令和3年10月には本店に原子力土木第3グループを、令和5年4月には原子力土木第4グループを設置し、土木部門の原子力関連業務への対応について、一層の体制強化を図っている。</p> <p>泊発電所の社員に対し、原子力安全に関する知識・スキルを継続的に学ぶ機会を提供するため、泊発電所に設置した原子力教育センターでは、運転、保全等各部門、各階層に応じ、効果的な実施形態を選択することにより、泊発電所各部門の人材育成に必要な教育訓練プログラムを構築・提供している。</p> <p>さらに、泊発電所の各職位・役割に必要な力量要件を明確化し、要件に応じた人材育成を実施していくことで、泊発電所としての技術力の維持・向上を実現する。</p> <p>運転及び保守の業務のうち、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、発電所長（原子力防災管理者）を本部長とした原子力防災組織を構築し対応する。</p> <p>本部長が原子力防災体制（又は原子力防災準備体制）を発令した場合は原子力災害対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。</p> <p>泊発電所の原子力防災組織を第2-1図、本店の原子力防災組織を第2-2図に示す。</p> <p>泊発電所の原子力防災組織は、泊発電所の技術系社員（以下「技術者」という。）、事務系社員及び協力会社社員により構成され、原子力災害への移行時には、本店の原子力防災組織と連携し、外部からの支援を受けることとする。</p>	<p>(女川) 島根実績の反映 (島根、女川) ④組織体制の相違（体制強化の変遷）</p> <p>(島根、女川) ⑤組織体制の相違（教育組織） (島根) 記載表現の相違</p> <p>(女川) ⑤組織体制の相違（教育組織） (島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) ⑥運用の相違（防災体制） (島根、女川) 名称の相違 •原子力防災体制 •原子力災害対策本部 (島根) 記載方針の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>自然災害又は重大事故等が発生した場合は、重大事故等に対処する要員にて初期活動を行い、発電所外から参集した緊急時対策要員を加えて島根原子力発電所の原子力防災組織が構成され、役割分担に応じて対応する。</p> <p>また、自然災害と重大事故等の発生が重畠した場合においても、原子力防災組織にて適確に対応する。</p> <p>本社の原子力防災組織は、原子力部門のみでなく関係する他部門も含めた全社（全社とは、中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社のことをいう。）での体制となっており、重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を環境に放出することを防止するために、特に中長期の対応について緊急時対策本部の活動を支援する。</p> <p>発電用原子炉施設の保安に関する重要事項を審議する委員会として、原子力発電保安委員会を本社に、発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会として、原子力発電保安運営委員会を発電所に設置している。</p> <p>原子力発電保安委員会は、原子炉設置変更許可申請書又は保安規定の変更等に関する事項を審議し、原子力発電保安運営委員会は、島根原子力発電所が所管する社内規程類の変更方針、原子炉設置変更許可申請を要する保全工事等、設計及び工事計画認可申請・届出を要する保全工事等に関する事項を審議することで役割分担を明確にしている。</p>	<p>自然災害又は重大事故等が発生した場合は、重大事故等に対処する要員にて初期活動を行い、本部長の指示の下、上記要員及び発電所外から参集した参集要員が役割分担に応じて対応する。</p> <p>また、重大事故等の発生と自然災害が重畠した場合も、原子力防災組織にて適確に対応する。</p> <p>本店の原子力防災組織は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制となっており、重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を環境に放出することを防止するために、特に中長期の対応について発電所対策本部の活動を支援する。</p> <p>発電用原子炉施設の保安に関する事項を審議する委員会として、原子炉施設保安委員会を本店に、発電用原子炉施設の保安運営に関する事項を審議する委員会として、原子炉施設保安運営委員会を発電所に設置している。</p> <p>原子炉施設保安委員会は、発電用原子炉設置変更許可申請書又は保安規定の変更等に関する事項を審議し、原子炉施設保安運営委員会は、女川原子力発電所が所管する社内規程類の変更、発電用原子炉設置変更許可申請を要する保全工事等、設計及び工事計画認可申請・届出を要する保全工事等に関する事項を審議することで役割分担を明確にしている。</p>	<p>自然災害又は重大事故等が発生した場合は、重大事故等に対処する要員にて初期活動を行い、本部長の指示の下、上記要員及び発電所外から参集した参集要員が役割分担に応じて対応する。</p> <p>また、重大事故等の発生と自然災害が重畠した場合も、原子力防災組織にて適確に対応する。</p> <p>本店の原子力防災組織は、原子力部門のみでなく他部門を含めた全社（全社とは、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のことをいう。）大での体制となっており、重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を環境に放出することを防止するために、特に中長期の対応について発電所対策本部の活動を支援する。</p> <p>発電用原子炉施設の保安に関する事項を審議する委員会として、原子力発電安全委員会を本店に、発電用原子炉施設の保安運営に関する事項を審議する委員会として、泊発電所安全運営委員会を発電所に設置している。</p> <p>原子力発電安全委員会は、発電用原子炉設置変更許可申請書又は保安規定の変更等に関する事項を審議し、泊発電所安全運営委員会は、泊発電所が所管する社内規程類の変更、発電用原子炉設置変更許可申請を要する保全工事等、設計及び工事計画認可申請・届出を要する保全工事等に関する事項を審議することで役割分担を明確にしている。</p>	<p>(島根) 記載表現の相違 (島根) 記載方針の相違 (島根) 記載表現の相違 (女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根、女川) 名称の相違 •原子力発電安全委員会 •泊発電所安全運営委員会</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p>																														
<p>(2) 技術者の確保</p> <p>a. 技術者数</p> <p>令和3年4月1日現在、電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所の技術者（業務出向者は除く。）数は、663名であり、そのうち、10年以上の経験年数を有する特別管理職が88名在籍している。また、島根原子力発電所及び島根原子力発電所に勤務する本社組織所属の技術者の人数は461名である。</p> <p>b. 有資格者数</p> <p>令和3年4月1日現在、電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所の有資格者の人数は次のとおりであり、そのうち島根原子力発電所及び島根原子力発電所に勤務する本社組織所属の有資格者の人数を括弧書きで示す。</p> <table> <tr> <td>原子炉主任技術者</td> <td>21名（6名）</td> </tr> <tr> <td>第一種放射線取扱主任者</td> <td>81名（36名）</td> </tr> <tr> <td>第一種ボイラー・タービン主任技術者</td> <td>13名（12名）</td> </tr> <tr> <td>第一種電気主任技術者</td> <td>11名（7名）</td> </tr> <tr> <td>運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者</td> <td>20名（20名）</td> </tr> </table>	原子炉主任技術者	21名（6名）	第一種放射線取扱主任者	81名（36名）	第一種ボイラー・タービン主任技術者	13名（12名）	第一種電気主任技術者	11名（7名）	運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	20名（20名）	<p>(2) 技術者の確保</p> <p>a. 技術者数</p> <p>令和3年10月1日現在、本店（原子力部）及び女川原子力発電所の技術者（業務出向者は除く。）数は、714名であり、そのうち、10年以上の経験年数を有する特別管理職が165名在籍している。また、女川原子力発電所の技術者の人数は524名である。</p> <p>b. 有資格者数</p> <p>令和3年10月1日現在、本店（原子力部）及び女川原子力発電所の有資格者の人数は、次のとおりであり、そのうち、女川原子力発電所における有資格者の人数を括弧書きで示す。</p> <table> <tr> <td>原子炉主任技術者</td> <td>25名（15名）</td> </tr> <tr> <td>第1種放射線取扱主任者</td> <td>72名（34名）</td> </tr> <tr> <td>第1種ボイラー・タービン主任技術者</td> <td>16名（8名）</td> </tr> <tr> <td>第1種電気主任技術者</td> <td>11名（6名）</td> </tr> <tr> <td>運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者</td> <td>26名（26名）</td> </tr> </table>	原子炉主任技術者	25名（15名）	第1種放射線取扱主任者	72名（34名）	第1種ボイラー・タービン主任技術者	16名（8名）	第1種電気主任技術者	11名（6名）	運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	26名（26名）	<p>(2) 技術者の確保</p> <p>a. 技術者数</p> <p>令和5年1月1日現在、本店（原子力事業統括部）及び泊発電所の技術者（業務出向者は除く。）数は616名であり、そのうち、10年以上の経験年数を有する管理職が68名在籍している。また、泊発電所における技術者の人数は457名である。</p> <p>b. 有資格者数</p> <p>令和5年1月1日現在、本店（原子力事業統括部）及び泊発電所の有資格者の人数は、次のとおりであり、そのうち、泊発電所における有資格者の人数を括弧書きで示す。</p> <table> <tr> <td>原子炉主任技術者</td> <td>23名（7名）</td> </tr> <tr> <td>第1種放射線取扱主任者</td> <td>51名（15名）</td> </tr> <tr> <td>第1種ボイラー・タービン主任技術者</td> <td>19名（15名）</td> </tr> <tr> <td>第1種電気主任技術者</td> <td>12名（6名）</td> </tr> <tr> <td>運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者</td> <td>21名（20名）</td> </tr> </table>	原子炉主任技術者	23名（7名）	第1種放射線取扱主任者	51名（15名）	第1種ボイラー・タービン主任技術者	19名（15名）	第1種電気主任技術者	12名（6名）	運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	21名（20名）	<p>(島根、女川) ②組織体制の相違（本店） (島根、女川) ⑦記載内容の相違（実績人数） (島根) 記載方針の相違</p> <p>(島根、女川) ②組織体制の相違（本店） (島根) 記載方針の相違</p>
原子炉主任技術者	21名（6名）																																
第一種放射線取扱主任者	81名（36名）																																
第一種ボイラー・タービン主任技術者	13名（12名）																																
第一種電気主任技術者	11名（7名）																																
運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	20名（20名）																																
原子炉主任技術者	25名（15名）																																
第1種放射線取扱主任者	72名（34名）																																
第1種ボイラー・タービン主任技術者	16名（8名）																																
第1種電気主任技術者	11名（6名）																																
運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	26名（26名）																																
原子炉主任技術者	23名（7名）																																
第1種放射線取扱主任者	51名（15名）																																
第1種ボイラー・タービン主任技術者	19名（15名）																																
第1種電気主任技術者	12名（6名）																																
運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	21名（20名）																																
<p>(2) 技術者の確保</p> <p>a. 技術者数</p> <p>令和3年4月1日現在、電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所の技術者（業務出向者は除く。）数は、663名であり、そのうち、10年以上の経験年数を有する特別管理職が88名在籍している。また、島根原子力発電所及び島根原子力発電所に勤務する本社組織所属の技術者の人数は461名である。</p> <p>b. 有資格者数</p> <p>令和3年4月1日現在、電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所の有資格者の人数は次のとおりであり、そのうち、島根原子力発電所及び島根原子力発電所に勤務する本社組織所属の有資格者の人数を括弧書きで示す。</p> <table> <tr> <td>原子炉主任技術者</td> <td>21名（6名）</td> </tr> <tr> <td>第一種放射線取扱主任者</td> <td>81名（36名）</td> </tr> <tr> <td>第一種ボイラー・タービン主任技術者</td> <td>13名（12名）</td> </tr> <tr> <td>第一種電気主任技術者</td> <td>11名（7名）</td> </tr> <tr> <td>運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者</td> <td>20名（20名）</td> </tr> </table>	原子炉主任技術者	21名（6名）	第一種放射線取扱主任者	81名（36名）	第一種ボイラー・タービン主任技術者	13名（12名）	第一種電気主任技術者	11名（7名）	運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	20名（20名）	<p>(2) 技術者の確保</p> <p>a. 技術者数</p> <p>令和3年10月1日現在、本店（原子力部）及び女川原子力発電所の技術者（業務出向者は除く。）数は、714名であり、そのうち、10年以上の経験年数を有する特別管理職が165名在籍している。また、女川原子力発電所の技術者の人数は524名である。</p> <p>b. 有資格者数</p> <p>令和3年10月1日現在、本店（原子力部）及び女川原子力発電所の有資格者の人数は、次のとおりであり、そのうち、女川原子力発電所における有資格者の人数を括弧書きで示す。</p> <table> <tr> <td>原子炉主任技術者</td> <td>25名（15名）</td> </tr> <tr> <td>第1種放射線取扱主任者</td> <td>72名（34名）</td> </tr> <tr> <td>第1種ボイラー・タービン主任技術者</td> <td>16名（8名）</td> </tr> <tr> <td>第1種電気主任技術者</td> <td>11名（6名）</td> </tr> <tr> <td>運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者</td> <td>26名（26名）</td> </tr> </table>	原子炉主任技術者	25名（15名）	第1種放射線取扱主任者	72名（34名）	第1種ボイラー・タービン主任技術者	16名（8名）	第1種電気主任技術者	11名（6名）	運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	26名（26名）	<p>(島根、女川) ②組織体制の相違（本店） (島根) 記載方針の相違</p>											
原子炉主任技術者	21名（6名）																																
第一種放射線取扱主任者	81名（36名）																																
第一種ボイラー・タービン主任技術者	13名（12名）																																
第一種電気主任技術者	11名（7名）																																
運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	20名（20名）																																
原子炉主任技術者	25名（15名）																																
第1種放射線取扱主任者	72名（34名）																																
第1種ボイラー・タービン主任技術者	16名（8名）																																
第1種電気主任技術者	11名（6名）																																
運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	26名（26名）																																

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p>また、本変更にあたっては、自然災害や重大事故等の対応として原子炉への注水等を行うこととしており、大型自動車等の資格を有する技術者も確保している。</p> <p>電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所の技術者及び有資格者の人数を第1表に示す。</p> <p>現在、確保している技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対応が可能であるが、今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るために、採用を通じ技術者を確保し、必要な教育及び訓練を行うことにより継続的に育成し、各工程において必要な技術者及び有資格者を配置する。</p> <p>電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術）においては、各専門分野を産業界全体の最高レベルに到達させるため、管理者自らがパフォーマンス目標に対するギャップを把握し、解決すべき問題点等を明確とともに、発電所への指導・助言（オーバーサイト）を行なう活動を開始しており、これにより、パフォーマンスを向上させることを目指している。</p>	<p>また、自然災害や重大事故等発生時の対応として原子炉等を除熱冷却するための大容量送水ポンプ操作等を社員直當で行うこととしており、大型自動車等の資格を有する技術者も確保している。</p> <p>本店（原子力部）及び女川原子力発電所の技術者並びに事業を行うために必要な資格名とそれらの有資格者の人数を第1表に示す。</p> <p>現在、確保している技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対応が可能であるが、今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るために、採用を通じ技術者を確保し、必要な教育及び訓練を行い継続的に育成し、各工程において必要な技術者及び有資格者を配置する。</p> <p>当社は、世界最高水準の発電所運営を行うために、国内外の安全性向上に資する良好事例取得に取り組むとともに、発電所への指導・助言（オーバーサイト）を行っている。</p> <p>これにより、目指すべきパフォーマンスとのギャップを把握し、また解決すべき課題の抽出を行い、これらを協働で解決することにより世界最高水準のパフォーマンス、技術力を発揮することを目指している。</p>	<p>また、本変更に当たっては、自然災害や重大事故等発生時の対応として原子炉等を除熱冷却するための可搬型大型送水ポンプ車の操作等を社員直當で行うこととしており、大型自動車等の資格を有する技術者も確保している。</p> <p>本店（原子力事業統括部）及び泊発電所の技術者並びに事業を行うために必要な資格名とそれらの有資格者の人数を第1表に示す。</p> <p>現在、確保している技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対応が可能であるが、今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るために、採用を通じ技術者を確保し、必要な教育及び訓練を行い継続的に育成し、各工程において必要な技術者及び有資格者を配置する。</p> <p>当社は、世界最高水準の発電所運営を行うために、国内外の安全性向上に資する良好事例取得に取り組むとともに、発電所への指導・助言（オーバーサイト）を行っている。</p> <p>これにより、目指すべきパフォーマンスとのギャップを把握し、また解決すべき課題の抽出を行い、これらを協働で解決することにより世界最高水準のパフォーマンス、技術力を発揮することを目指している。</p>	<p>(女川) ①記載内容の相違（申請案件） (女川) 設備の相違 • 可搬型大型送水ポンプ車 (島根) 記載方針の相違 ②組織体制の相違（本店）</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 記載方針の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p>																																				
<p>(3) 経験</p> <p>当社は、昭和31年以来、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係諸施設へ多数派遣し、技術的能力の蓄積に努めている。</p> <p>また、昭和49年3月に沸騰水型軽水炉（以下「BWR」という。）を採用した島根原子力発電所1号炉の営業運転を開始して以来、計2基の原子力発電所を有し、平成29年4月に廃止措置に着手した1号炉を除き、今日において1基の原子力発電所を有している。</p> <p>なお、3号炉についても平成17年12月に建設工事に着工している。</p>	<p>(3) 経験</p> <p>当社は、昭和31年以来、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係諸施設へ多数派遣し、技術的能力の蓄積に努めてきた。</p> <p>また、昭和59年6月に沸騰水型軽水炉（以下「BWR」という。）を採用した女川原子力発電所1号炉の営業運転を開始して以来、計4基の原子力発電所を有し、令和2年7月から廃止措置に着手した1号炉を除き、今日においては、計3基の原子力発電所を有し、順調な運転を行っている。</p>	<p>(3) 経験</p> <p>当社は、昭和32年以来、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係諸施設へ多数派遣し、技術的能力の蓄積に努めてきた。</p> <p>また、平成元年6月に加圧水型軽水炉（以下「PWR」という。）を採用した泊発電所1号炉の営業運転を開始して以来、計3基の原子力発電所を有し、順調な運転を行っている。</p>	<p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違（経験）</p> <p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違（経験）</p>																																				
<p>原子力発電所 原子炉熱出力(MW) 営業運転の開始</p> <table> <tr> <td>島根1号炉</td> <td>1,380</td> <td>昭和49年3月29日</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(平成29年4月19日廃止措置計画認可)</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2,436</td> <td>平成元年2月10日</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3,926</td> <td>(平成17年12月着工)</td> </tr> </table>	島根1号炉	1,380	昭和49年3月29日		(平成29年4月19日廃止措置計画認可)		2号炉	2,436	平成元年2月10日	3号炉	3,926	(平成17年12月着工)	<p>原子力発電所 原子炉熱出力(MW) 営業運転の開始</p> <table> <tr> <td>女川1号炉</td> <td>1593</td> <td>昭和59年6月1日</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(令和2年3月18日廃止措置計画認可)</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2436</td> <td>平成7年7月28日</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>2436</td> <td>平成14年1月30日</td> </tr> <tr> <td>東通1号炉</td> <td>3293</td> <td>平成17年12月8日</td> </tr> </table>	女川1号炉	1593	昭和59年6月1日		(令和2年3月18日廃止措置計画認可)		2号炉	2436	平成7年7月28日	3号炉	2436	平成14年1月30日	東通1号炉	3293	平成17年12月8日	<p>原子力発電所 原子炉熱出力(MW) 営業運転の開始</p> <table> <tr> <td>泊発電所1号炉</td> <td>1,650</td> <td>平成元年6月22日</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>1,650</td> <td>平成3年4月12日</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>2,660</td> <td>平成21年12月22日</td> </tr> </table>	泊発電所1号炉	1,650	平成元年6月22日	2号炉	1,650	平成3年4月12日	3号炉	2,660	平成21年12月22日	<p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違（経験）</p>
島根1号炉	1,380	昭和49年3月29日																																					
	(平成29年4月19日廃止措置計画認可)																																						
2号炉	2,436	平成元年2月10日																																					
3号炉	3,926	(平成17年12月着工)																																					
女川1号炉	1593	昭和59年6月1日																																					
	(令和2年3月18日廃止措置計画認可)																																						
2号炉	2436	平成7年7月28日																																					
3号炉	2436	平成14年1月30日																																					
東通1号炉	3293	平成17年12月8日																																					
泊発電所1号炉	1,650	平成元年6月22日																																					
2号炉	1,650	平成3年4月12日																																					
3号炉	2,660	平成21年12月22日																																					
<p>当社は、これら原子力発電所の建設時及び改造時の設計及び工事を通して豊富な経験を有し、技術力を維持している。</p> <p>また、営業運転開始以来、計2基の原子力発電所において、約45年に及ぶ運転並びに島根原子力発電所1号炉での廃止措置を行っており、運転及び保守について十分な経験を有している。</p>	<p>当社は、これら原子力発電所の建設時及び改造時の設計及び工事を通して豊富な経験を有し、技術力を維持している。</p> <p>また、営業運転開始以来、計4基の原子力発電所において、約37年に及ぶ運転及び女川原子力発電所1号炉での廃止措置を行っており、運転及び保守について十分な経験を有している。</p>	<p>当社は、これら原子力発電所の建設時及び改造時の設計及び工事を通して豊富な経験を有し、技術力を維持している。</p> <p>また、営業運転開始以来、計3基の原子力発電所において、約33年に及ぶ運転を行っており、運転及び保守について十分な経験を有している。</p>	<p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違（経験）</p>																																				

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
る。 本変更に関して、設計及び工事の経験として、島根原子力発電所において平成19年から平成20年にかけて、非常用炉心冷却系ストレーナの取替工事、平成22年から平成24年にかけて、原子炉再循環系配管の取替工事等の設計及び工事を順次実施している。 また、耐震安全性向上工事として、平成21年からは残留熱除去系配管等の支持構造物、原子炉建物屋根トラス、原子炉建物天井クレーン、燃料取替機等について設計及び工事を実施している。 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降は、重大事故等の事故状況下においても復旧を迅速に実施するため、可搬型重大事故等対処設備の操作訓練はもとより、普段から保守点検活動を当社社員自らが行い、知識・技能の向上を図り、緊急時に当社社員自らが直當で実施できるよう取組みを行っている。 更なる安全性向上の観点からアクシデントマネジメント対策として、再循環ポンプトリップ設備の追加、代替制御棒挿入設備の追加、原子炉又は格納容器への代替注水設備の追加、原子炉自動減圧設備の追加、耐圧強化ベント設備の追加及び非常用電源のユニット間融通設備の追加を検討し、対策工事を実施している。 また、経済産業大臣の指示に基づき実施した緊急安全対策により、高圧発電機車、消防ポンプ等の配備に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。	る。 本変更に関して、設計及び工事の経験として、女川原子力発電所において平成18年には2号炉非常用炉心冷却系ストレーナ取替工事、平成22年には、1号炉原子炉圧力容器ヘッドスプレイ配管改良工事並びに平成24年には固体廃棄物貯蔵所増設工事の設計及び工事を順次実施している。 また、耐震裕度向上工事として、平成20年から安全上重要な配管・電路類のサポート、クレーン類等について設計及び工事を実施している。 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降は、重大事故等の事故状況下においても復旧を迅速に実施するため、可搬型重大事故等対処設備の操作訓練はもとより、普段から保守点検活動を社員自らが行い、知識・技能の向上を図り、緊急時に社員自らが直當で実施できるよう取組を行っている。 更なる安全性向上の観点からアクシデントマネジメント対策として、原子炉再循環ポンプトリップ設備の追加、代替制御棒挿入設備の追加、原子炉又は原子炉格納容器への代替注水設備の追加、原子炉自動減圧設備の追加、耐圧強化ベント設備の追加及び非常用電源のユニット間融通設備の追加を検討し、対策工事を実施している。	本変更に関して、設計及び工事の経験として、泊発電所において平成20年には1号炉の原子炉容器上部蓋の取替工事、平成21年には2号炉の原子炉容器上部蓋の取替工事及び平成23年には3号炉の原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナの取替工事の設計及び工事を順次実施している。 また、耐震裕度向上工事として、平成20年から1号炉の主蒸気系統配管の支持構造物、2号炉の主蒸気系統配管及び高圧注入配管等の支持構造物並びに3号炉の安全系蓄電池架台について設計及び工事を実施している。 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降は、重大事故等の事故状況下においても復旧を迅速に実施するため、可搬型重大事故等対処設備の操作訓練はもとより、普段から保守点検活動を社員自らが行い、知識・技能の向上を図り、緊急時に社員自らが直當で実施できるよう取組みを行っている。	(島根、女川) ⑧記載内容の相違(経験)
運転及び保守に関する社内規程の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げている。 また、運転の経験として、当社で発生したトラブル対応や国内外のトラブル情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げている。	社内規定類の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げている。 また、当社は、従来から国内外の原子力施設からトラブル情報の入手、情報交換を行っており、必要な場合は技術者の派遣も行っている。これらにより入手した国内外の運転経験情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識について継続的に積み上げている。	また、経済産業大臣の指示「平成23年福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について（指示）（平成23・03・28原 第7号 平成23年3月30日付）」に基づき実施した緊急安全対策により、電源車、消防ポンプ等の配備に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。 運転及び保守に関する社内規程類の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げている。	(島根、女川) 名称の相違 ・電源車 ・送水ポンプ車 (女川) 島根実績の反映
以上のとおり、本変更に係る設計及び運転等の経験を十分に有しており、今後も継続的に経験を積み上げていく。 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となつた。	以上のとおり、本変更に係る設計及び運転等の経験を十分に有しており、今後も継続的に経験を積み上げていく。 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となつた。	また、当社は、従来から国内外の原子力施設からトラブル情報の入手、情報交換を行っており、必要な場合は技術者の派遣も行っている。これらにより入手した国内外の運転経験情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げている。	(島根) 記載表現の相違
これを踏まえ、従来の安全対策に対する考え方を見直し、経営トップのコミットメントのもと、原子力リスクマネジメントを強力に推進していくための社内体制の整備・強化などを図ることとし、平成26年6月13日に「原子力の自主的安全性向上に向けた取り組みについて」を公表した。	これを踏まえ、従来の安全対策に加え、経営トップのコミットメントのもと、原子力リスクマネジメントを強力に推進していくための社内体制の整備・強化などを図ることとし、平成26年6月13日に「泊発電所安全性向上計画」を公表した。	以上のとおり、本変更に係る設計及び運転等の経験を十分に有しており、今後も継続的に経験を積み上げていく。 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となつた。	(島根) 記載表現の相違 (島根、女川) 名称の相違 ・泊発電所安全性向上計画

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
本取組みを着実に実施し、定着させていくことにより、常に現状に満足することなく、更なる安全レベルの向上、さらには、安全を第一に考える安全文化の浸透を図っていく。	本取組を着実に実施し、定着させていくことにより、常に現状に満足することなく、更なる安全レベルの向上、さらには、安全を第一に考える安全文化の浸透を図っていく。	本取組みを着実に実施し、定着させていくことにより、常に現状に満足することなく、更なる安全レベルの向上、さらには、安全を第一に考える安全文化の浸透を図っていく。	(女川) 島根実績の反映
(4) 品質保証活動 当社における設計及び運転等の各段階における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に従い、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るために活動を含めた品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善している。	(4) 品質保証活動 当社における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品管規則」という。）に従い、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るために活動を含めた「保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)」及び「原子力品質保証規程」を品質マニュアルとして定め、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善している。	(4) 品質保証活動 当社における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品管基準規則」という。）に従い、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るために活動を含めた「保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)」、「原子力総合品質保証規程」、「原子力品質保証計画書」及び「泊発電所品質保証計画書」を品質マニュアルとして定め、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善している。	(島根) 記載表現の相違 (島根、女川) 記載表現の相違 ・女川、泊では読み替えを行っている。 ・設置変更許可本文十一号及び保安規定における読み替えと整合を図った。 女川：「品管規則」を略称として使用 泊：「品管管理基準規則」を略称として使用 (女川) 文書体系の相違
この品質マネジメントシステムに基づき品質保証活動を実施するための基本的実施事項について、品質マニュアルとして「保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)」「原子力品質保証規程」「原子力品質保証細則」及び「原子力安全管理監査細則」に定めている。			(島根) 記載箇所の相違
本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。 なお、本申請における設計及び運転等の各段階における品質保証活動のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された保安規定の施行までに実施した活動については、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」及び「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に従い実施している。	本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。 なお、本申請における設計及び運転等の各段階における品質保証活動のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された保安規定の施行までに実施した活動については、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」及び「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に従い実施している。	本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。 なお、本申請における設計及び運転等の各段階における品質保証活動のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された保安規定の施行までに実施した活動については、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」及び「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に従い実施している。	
a. 品質保証活動の体制 当社における品質保証活動は、業務に必要な社内規程を定めるとともに、文書体系を構築している。品質保証活動に係る文書体系を第3図に示す。 品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者（トップマネジメント）とし、実施部門である電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築、燃料）、島根原子力発電所及び調達本部、並びに実施部門から独立した監査部門である内部監査部門（以下「各業務を主管する組織」という。）で構築している。	a. 品質保証活動の体制 当社における品質保証活動は、業務に必要な社内規定類を定めるとともに、文書体系を構築している。品質保証活動に係る文書体系を第3図に示す。 品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者（トップマネジメント）とし、実施部門である原子力品質保証室、原子力部、土木建築部、資材部、燃料部及び女川原子力発電所(以下「各室部所」という。)並びに実施部門から独立した監査部門である原子力考査室(以下「各業務を主管する組織」という。)で構築している。	a. 品質保証活動の体制 当社における品質保証活動は、業務に必要な社内規程類を定めるとともに、文書体系を構築している。品質保証活動に係る文書体系を第3図に示す。 品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者（トップマネジメント）とし、実施部門である原子力事業統括部、資材部及び泊発電所（以下「各部所」という。）並びに実施部門から独立した監査部門である原子力監査室（以下「各業務を主管する組織」という。）で構築している。	(島根、女川) 組織体制の相違 (島根、女川) 組織名称の相違

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
各業務を主管する組織の長は、 社内規程 に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、評価確認し、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を作成し管理する。	各業務を主管する組織の長は、 社内規定類 に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、評価確認し、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を作成し管理する。	各業務を主管する組織の長は、 社内規定類 に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、評価確認し、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を作成し管理する。	
社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者（トップマネジメント）として原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、実効性を維持することの責任と権限を有し、品質方針を設定している。この品質方針は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、「確実な品質保証活動を主体的に行うことで、世界最高水準の原子力安全を目指す」という決意のもと、安全の確保、品質の向上、企業倫理の浸透、透明性の確保を基本として活動することを表明しており、原子力の安全を確保することの重要性が組織内に伝達され、理解されることを確実にするとともに、要員が健全な安全文化を育成し及び維持することに貢献できるよう ^に するため、組織全体に周知している。	社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者（トップマネジメント）として、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、 継続的に改善 することの責任と権限を有し、品質方針を設定している。この品質方針は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、「東日本大震災を含む数多くの教訓・知見を取り入れ、リスクを低減し続けること、安全文化の育成及び維持としたゆまぬP D C A活動に努めることにより、社会からの理解と信頼を得る」という決意のもと、安全最優先の徹底、法令・ルールの遵守、常に問い合わせにかかる習慣の定着、情報共有の充実、積極的な改善の実践を行うこととしており、組織内に伝達され、理解されることを確実に ^{するため} するため、組織全体に周知している。	社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者（トップマネジメント）として、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、 実効性を維持 することの責任と権限を有し、品質方針を設定している。この品質方針は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、 新知見を反映した安全対策 への取組みやプラントの状態に応じた保全等、原子力安全の達成・維持・向上に向けた活動を行うこととしており、原子力の安全を確保することの重要性が組織内に伝達され、理解されることを確実に ^{する} とともに、健全な安全文化を育成し及び維持することに貢献できるよう ^{するため} 、組織全体に周知している。	(女川) 保安規定との表現統一 ・実効性を維持 (島根、女川) 記載内容の相違（品質方針の進いの反映）
実施部門の各業務を主管する組織の長は、品質マニュアルに従いマネジメントレビューのインプットに関する情報を評価確認し、作成し、実施部門の管理責任者である 電源事業本部長 は、その情報をとりまとめ、評価確認し、マネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。また、 内部監査部門長 は、監査部門の管理責任者として、実施部門から独立した立場で内部監査を実施し、評価確認し、監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。	実施部門の各業務を主管する組織の長は、品質マニュアルに従いマネジメントレビューのインプットに関する情報を評価確認し、作成し、実施部門の管理責任者である 原子力本部長 は、その情報をとりまとめたものを評価確認し、マネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。また、 原子力考査室長 は、監査部門の管理責任者として、実施部門から独立した立場で内部監査を実施し、評価確認し、監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。	実施部門の各業務を主管する組織の長は、品質マニュアルに従いマネジメントレビューのインプットに関する情報を評価確認し、作成し、実施部門の管理責任者である 原子力事業統括部長 は、その情報をとりまとめたものを評価確認し、マネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。また、 原子力監査室長 は、監査部門の管理責任者として、実施部門から独立した立場で内部監査を実施し、評価確認し、監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。	(島根、女川) 職位名称の相違 ・原子力事業統括部長 (島根、女川) 職位名称の相違 ・原子力監査室長
社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの有効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する。	社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの実効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する。	社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの実効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する。	
管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを基に各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。	管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを基に各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。	管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを基に各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。	
各業務を主管する組織の長は、 マネジメントレビューのアウトプットに対する処置事項及び品質保証活動の実施状況を評価確認し、次年度の年度業務計画 に反映し、活動している。また、管理責任者はそれらの状況を確認している。	各業務を主管する組織の長は、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である組織の品質目標を設定するとともに、マネジメントレビューのアウトプットに基づく管理責任者の指示事項が発出された場合は、品質目標に反映し、活動している。また、管理責任者はそれらの状況を確認している。	各業務を主管する組織の長は、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である組織の品質目標を設定するとともに、マネジメントレビューのアウトプットに基づく管理責任者の指示事項が発出された場合は、品質目標等に反映し、活動している。また、管理責任者はそれらの状況を確認している。	(島根) 記載方針の相違 (女川) 業務プロセスの相違 ・品質目標の他に、業務計画や社内規程類へ反映する場合もあるため”等”を追加した。

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>電源事業本部長は、実施部門管理責任者として、各部所に共通する事項である品質マニュアル等の社内規程の改訂に関する事項、品質方針の変更提案、マネジメントレビューのインプット及びアウトプットに基づく品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</p> <p>また、島根原子力発電所及び本社の各部所においては、各部所長を主査とするレビューを実施し、実施部門における品質保証活動に基づく社内規程の改訂に関する事項、年度業務計画（品質目標）及び実施部門管理責任者レビューのインプットに関する情報等をレビューする。</p> <p>各レビューのアウトプットについては、社長のマネジメントレビューへのインプットとしているほか、品質目標等の業務計画の策定／改訂、社内規程の制定／改訂等により業務へ反映している。</p> <p>さらに、品質マネジメントシステムの有効性を維持・向上させるために、本社の原子力品質保証委員会では、実施部門の品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価するとともに、その結果を業務に反映させる。また、島根原子力発電所の品質保証運営委員会では、島根原子力発電所における品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価するとともに、その結果を業務に反映させる。</p> <p>なお、発電用原子炉施設の保安に関する基本的重要事項に関しては、本社にて保安規定第6条に基づく原子力発電保安委員会を、また、発電用原子炉施設の保安運営に関する具体的な重要な事項に関しては、発電所にて保安規定第7条に基づく原子力発電保安運営委員会を開催し、その内容を審議し、審議結果は業務へ反映させる。</p> <p>b. 設計及び運転等の品質保証活動</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を品質マニュアルに従い、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づく重要性を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し、実施し、</p>	<p>原子力本部長は、実施部門の管理責任者として、各室部所に共通する事項である品質マニュアルの改訂に関する確認、マネジメントレビューへのインプットの確認及びアウトプットに基づく管理責任者指示事項を発出し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</p> <p>また、女川原子力発電所、本店各室部においては、各室部所長によるレビューを実施し、実施部門における品質保証活動に基づく品質マニュアルの改訂に関する事項、品質目標の達成状況、マネジメントレビューのインプットに関する情報等をレビューする。</p> <p>各室部所長レビューのアウトプットについては、社長のマネジメントレビューへのインプットとしているほか、品質目標等の業務計画の策定／改訂、社内規定類の制定／改訂等により業務へ反映している。</p> <p>さらに、品質マネジメントシステムの実効性を維持・向上させるため、本店の原子力安全推進会議では、実施部門の品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価するとともに、その結果を業務に反映させる。また、女川原子力発電所の品質保証会議では、女川原子力発電所における品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価するとともに、その結果を業務に反映させる。</p> <p>なお、発電用原子炉施設の保安に関する基本的重要事項に関しては、本店にて保安規定第6条に基づく原子炉施設保安委員会を、また発電用原子炉施設の保安運営に関する具体的な重要な事項に関しては、発電所にて保安規定第7条に基づく原子炉施設保安運営委員会を開催し、その内容を審議し、審議結果は業務へ反映させる。</p> <p>b. 設計及び運転等の品質保証活動</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を品質マニュアルに従い、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づく重要性を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し、実施し、</p>	<p>原子力事業統括部長は、実施部門の管理責任者として、品質マニュアルのうち、各部所に共通する事項である「品質マネジメントシステム計画」及び「原子力総合品質保証規程」の改訂に関する確認を行い、これらの下位の規程である「原子力品質保証計画書」を原子力安全・品質保証部長、「泊発電所品質保証計画書」を泊発電所長に改訂させるとともに、マネジメントレビューへのインプットの確認及びアウトプットに基づく管理責任者指示事項を発出し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</p> <p>また、泊発電所及び本店各部においては、各部所長によるレビューを実施し、実施部門における品質保証活動に基づく品質マニュアルの改訂に関する事項、品質目標の達成状況、マネジメントレビューのインプットに関する情報等をレビューする。</p> <p>各部所長レビューのアウトプットについては、社長のマネジメントレビューへのインプットとしているほか、品質目標等の業務計画の策定／改訂、社内規定類の制定／改訂等により業務へ反映している。</p> <p>さらに、品質マネジメントシステムの実効性を維持・向上させるため、本店の原子力安全・品質委員会では、実施部門の品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価するとともに、その結果を業務に反映させる。また、泊発電所の泊発電所安全運営委員会では、泊発電所における品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価するとともに、その結果を業務に反映させる。</p> <p>なお、発電用原子炉施設の保安に関する基本的重要事項に関しては、本店にて保安規定第6条に基づく原子力発電安全委員会を、また、発電用原子炉施設の保安運営に関する具体的な重要な事項に関しては、発電所にて保安規定第7条に基づく泊発電所安全運営委員会を開催し、その内容を審議し、審議結果は業務へ反映させる。</p> <p>b. 設計及び運転等の品質保証活動</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を品質マニュアルに従い、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づく重要性を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し、実施し、</p>	<p>(島根、女川) 職位名称の相違 (島根) 記載方針の相違 (女川) 文書体系、業務プロセスの相違 •管理責任者は品質マニュアルのうち、各部所に共通する事項である「品質マネジメントシステム計画」及び「原子力総合品質保証規程」の改訂を行っており、これらの下位の規程である「原子力品質保証計画書」を原子力安全・品質保証部長、「泊発電所品質保証計画書」を泊発電所長に改訂させるとともに、マネジメントレビューへのインプットの確認及びアウトプットに基づく管理責任者指示事項を発出し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</p> <p>(島根、女川) 職位名称の相違 (島根) 記載表現の相違 (島根、女川) 職位名称の相違 (島根) 記載表現の相違 (島根、女川) 名称の相違 •原子力安全・品質委員会 (島根、女川) 名称の相違 •泊発電所安全運営委員会 (島根、女川) 名称の相違 •原子力発電安全委員会 •泊発電所安全運営委員会 (島根、女川) 記載表現の相違 •指針名の表記に「」を記載</p>

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう要求事項（原子力規制委員会の職員による工場等への立入りに関することを含む。）を提示し、製品及び役務やその重要度等に応じたグレード分けに従い調達管理を行う。</p> <p>なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査及び試験等により検証する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品質マニュアルに従い、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。</p> <p>新規制基準の施行前に調達した製品等は、当時の品質マネジメントシステムに基づき、上記と同様に管理している。これらについても、新規制基準における設備的な要求事項を満足していること（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性）を確認していく。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に対する重要性に応じた是正処置を実施する。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう要求事項を提示し、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織の長はその実施状況を確認する。</p> <p>c. 品質保証活動の強化</p> <p>当社は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故のような極めて深刻な事故を起こさないために、「確実な品質保証活動を通じて、世界最高水準の原子力安全を目指す」という決意を品質方針に示している。</p> <p>上記のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。</p> <p>(5) 教育・訓練</p> <p>技術者は、原則として入社後一定期間、島根原子力発電所等において、原子力発電所の仕組み、発電所各系統の構成機器に関する基礎知識及び安全衛生に関する基礎知識等の教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する。</p>	<p>評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう要求事項（原子力規制委員会の職員による工場等への立入りに関することを含む。）を提示し、製品及び役務やその重要度等に応じた品質管理グレードに従い調達管理を行う。</p> <p>なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査及び試験等により検証する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品質マニュアルに従い、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に及ぼす影響に応じた是正処置等を実施する。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう要求事項を提示し、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織はその実施状況を確認する。</p> <p>上記のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。</p> <p>(5) 教育・訓練</p> <p>技術者は、原則として入社後一定期間、当社原子力発電所において、原子力発電所の仕組み、放射線管理等の基礎教育・訓練、機器配置、プラントシステム等の現場教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する。</p>	<p>評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう要求事項（原子力規制委員会の職員による工場等への立入りに関することを含む。）を提示し、製品及び役務やその重要度等に応じた品質管理グレードに従い調達管理を行う。</p> <p>なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査及び試験等により検証する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品質マニュアルに従い、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に及ぼす影響に応じた是正処置等を実施する。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう要求事項を提示し、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織の長はその実施状況を確認する。</p> <p>上記のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。</p> <p>(5) 教育・訓練</p> <p>技術者は、原則として入社後一定期間、泊発電所において、原子力発電所の仕組み、放射線管理等の基礎教育・訓練、機器配置、プラントシステム等の現場教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する。</p>	<p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川、泊では、新規制基準の施行前に調達した製品の管理は、添付資料(4)品質保証活動b. (b)項に記載（比較表 添付-5-2ページ参照） <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(女川) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川、泊では、品質保証活動の強化に記載の内容は、現状の品質方針に取り込まれているため、項目として記載しない。 <p>(島根、女川) 記載表現の相違</p> <p>⑨設備及び運用の相違（訓練）</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>技術者の教育・訓練は、当社原子力発電所の訓練施設のほか、国内の原子力関係機関（株式会社BWR運転訓練センター、一般社団法人原子力安全推進協会及び東京大学大学院工学系研究科原子力専攻等）において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。</p> <p>また、島根原子力発電所においては、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それに従って教育を実施する。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となったことを踏まえ、重大事故等対処設備に関する知識・スキルの習得に併せて、プラント冷却系統等重要な施設の設計や許認可、運転、保守に精通する技術者や、耐震技術、安全評価技術等専門分野の技術者を育成して、原子力安全の確保、技術力の向上を図る取組みも進めている。</p> <p>本変更に係る業務に従事する技術者、事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等発生時の対応に必要となる技能の維持と知識の向上を図るために、計画的、かつ継続的に教育・訓練を実施する。</p> <p>また、教育・訓練を統括的に管理する原子力人材育成センターを設置し、原子力部門全体の技術力向上に取り組む。</p>	<p>技術者の教育・訓練は、当社原子力発電所の訓練施設のほか、国内の原子力関係機関（株式会社BWR運転訓練センター、一般社団法人原子力安全推進協会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本原子力発電株式会社等）において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。</p> <p>また、女川原子力発電所においては、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それに従って教育を実施する。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となったことを踏まえ、重大事故等対処設備に関する知識・スキルの習得に併せて、プラント冷却系統等重要な施設の設計や許認可、運転、保守に精通する技術者や、耐震技術、安全評価技術等専門分野の技術者を育成して、原子力安全の確保、技術力の向上を図る取組みも進めている。</p> <p>また、重大事故等対策に使用する資機材及び手順書を用いた訓練を実施しており、訓練により得られた改善点等を適宜反映することとしている。</p> <p>本変更に係る業務に従事する技術者、事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等発生時の対応に必要となる技能の維持と知識の向上を図るために、計画的、かつ継続的に教育・訓練を実施する。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る技術者に対する教育・訓練を実施し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させる取組みを行っている。</p>	<p>技術者の教育・訓練は、泊発電所内に設けた訓練用設備及び当社訓練施設のほか、国内の原子力関係機関（株式会社原子力発電訓練センター、一般社団法人原子力安全推進協会、東京大学大学院工学系研究科原子力専攻等）において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。</p> <p>また、泊発電所においては、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それに従って教育を実施する。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となったことを踏まえ、重大事故等対処設備に関する知識・スキルの習得に併せて、プラント冷却系統等重要な施設の設計や許認可、運転、保守に精通する技術者や、耐震技術、安全評価技術等専門分野の技術者を育成して、原子力安全の確保、技術力の向上を図る取組みも進めている。</p> <p>また、重大事故等対策に使用する資機材及び手順書を用いた訓練を実施しており、訓練により得られた改善点等を適宜反映することとしている。</p> <p>本変更に係る業務に従事する技術者、事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等発生時の対応に必要となる技能の維持と知識の向上を図るために、計画的、かつ継続的に教育・訓練を実施する。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る技術者に対する教育・訓練を実施し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させる取組みを行っている。</p>	<p>(島根、女川) ⑨設備及び運用の相違（訓練） (島根) 記載表現の相違</p> <p>(女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根) 記載方針の相違 (島根) 記載表現の相違 (女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根) 記載表現の相違 •泊及び女川は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第95条」の記載をそのまま引用している。 (女川) ⑩運用の相違（炉主任の職位、大飯同様） (女川) 島根実績の反映</p>
<p>(6) 有資格者等の選任・配置</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の工事又は施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から職務遂行能力を考慮した上で発電用原子炉ごとに選任する。</p>	<p>(6) 有資格者等の選任・配置</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する特別管理職の中から職務遂行能力を考慮した上で原子炉ごとに選任する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から職務遂行能力を考慮した上で発電用原子炉ごとに選任する。</p> <p>大飯の設置許可（令和3年5月現在）より参考掲載</p>	<p>(6) 有資格者等の選任・配置</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から職務遂行能力を考慮した上で発電用原子炉ごとに選任する。</p>	<p>(島根) 記載表現の相違 •泊及び女川は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第95条」の記載をそのまま引用している。 (女川) ⑩運用の相違（炉主任の職位、大飯同様） (女川) 島根実績の反映</p>

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、発電所長の人事権が及ばない電源事業本部長が選任し配置する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、発電所長の人事権が及ばない社長が選任し配置する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">大飯の設置許可（令和3年5月現在）より参考掲載</p> <p>発電用原子炉主任技術者を他の職位（職務）と兼務させる場合、平常時及び非常時において、その職位（職務）に基づく判断と発電用原子炉主任技術者としての保安の監督を誠実に行うための判断が相反する立場になることが予想される職位（職務）への配置は除く。</p> <p>発電用原子炉主任技術者不在時においても、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を発電用原子炉主任技術者の選任要件を満たす課長以上の職位から選任し、職務遂行に万全を期している。</p> <p>運転責任者は、原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任し、発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である当直長の職位としている。</p>	<p>発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、発電所長の人事権が及ばない電源事業本部長が選任し配置する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保した上で、本店の保安に関する管理職を配置する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、保安規定に定める職務を専任する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者不在時においても、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を発電用原子炉主任技術者の選任要件を満たす特別管理職の中から選任し、職務遂行に万全を期している。</p> <p>運転責任者は、原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任し、発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である発電課長の職位としている。</p> <p>以上のとおり、女川原子力発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選定し、配置している。</p>	<p>発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、発電所長の人事権が及ばない社長が選任し、本店の保安に関する管理職を配置する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、保安規定に定める職務を専任する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者不在時においても、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を発電用原子炉主任技術者の選任要件を満たす本店の保安に関する管理職の中から選任し、職務遂行に万全を期している。</p> <p>運転責任者は、原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任し、発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である発電課長（当直）の職位としている。</p> <p>以上のとおり、泊発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選定し、配置している。</p>	<p>(島根、女川) ④運用の相違（炉主任の職位 大飯同様）</p> <p>(島根) 運用の相違 •泊及び女川は、発電用原子炉主任技術者が他の職位（職務）と兼務することを認めていません。</p> <p>(島根、女川) 運用の相違 •泊は、代行者についても、正の炉主任と同様に本店の保安に関する管理職から選任する運用としている。</p> <p>(島根、女川) 名称の相違 •発電課長（当直）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

島根原子力発電所2号炉									女川原子力発電所2号炉 有毒ガス									泊発電所3号炉									相違理由																								
第1表 電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所の技術者の人数 (令和3年4月1日現在) 技術者のうち有資格者数									第1表 本店（原子力部）及び女川原子力発電所の技術者並びに有資格者の人数 (令和3年10月1日現在) 技術者のうち有資格者数									第1表 原子力事業統括部及び泊発電所における技術者及び有資格者の人数 (令和5年1月1日現在) 技術者のうち有資格者数									(島根、女川) (7記載内容の相違（実績人数）																								
技術者の総人数		技術者のうち有資格者数		原子炉のうち有資格者数		第1種放射線取扱主任者有資格者数		第1種ガス・タービン主任技師有資格者数		第1種電気主任技師有資格者数		運転責任者の基準に適合した者数		技術者のうち有資格者数		原子炉のうち有資格者数		第1種放射線取扱主任者有資格者数		第1種ガス・タービン主任技師有資格者数		運転責任者の基準に適合した者数		技術者のうち有資格者数		原子炉のうち有資格者数		第1種放射線取扱主任者有資格者数		第1種ガス・タービン主任技師有資格者数		運転責任者の基準に適合した者数		(島根、女川) (7記載内容の相違（実績人数）																	
本社		電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術）		168		27 (27)		16		48		1		4		1		本店		190		70 (70)		10		38		8		5		0		原子力事業統括部		139		39 (37)		16		36		4		6		1		(島根)	
電源事業本部（電源土木、電源建築）		51		12 (12)		0		0		0		0		0		0		女川原子力発電所		524		95 (95)		15		34		8		6		26		泊発電所		457		33 (31)		7		15		15		6		20		(島根)	
島根原子力発電所		444 (49) [49]		5 [1]		33 [3]		12 [0]		7 [0]		19 [1]		合計		663		88 (88)		21		81		13		11		20		合計		616		72 (68)		23		51		19		12		21		(島根)					

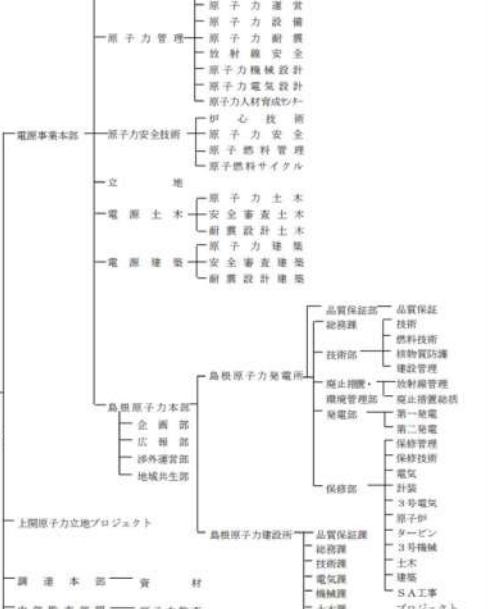
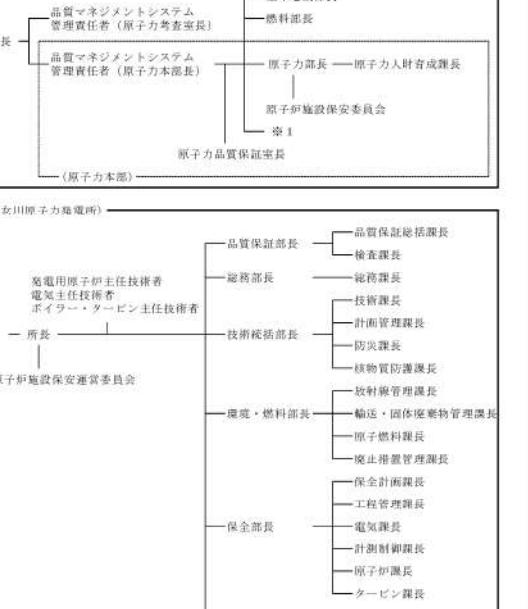
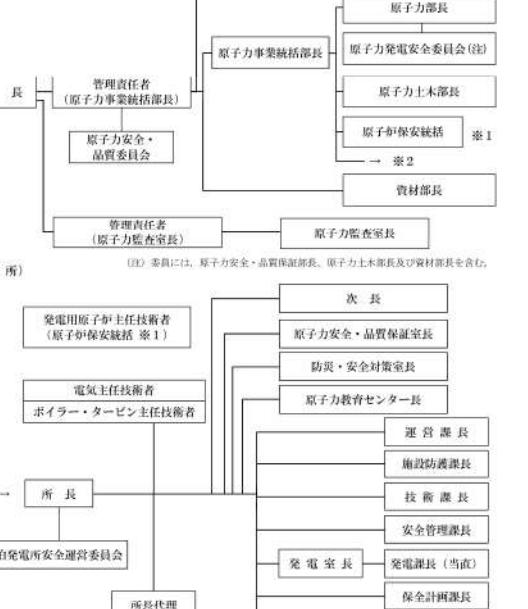
()内は、管理者のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。

[]内は、島根原子力発電所に勤務する本社組織所属の人数を示す。

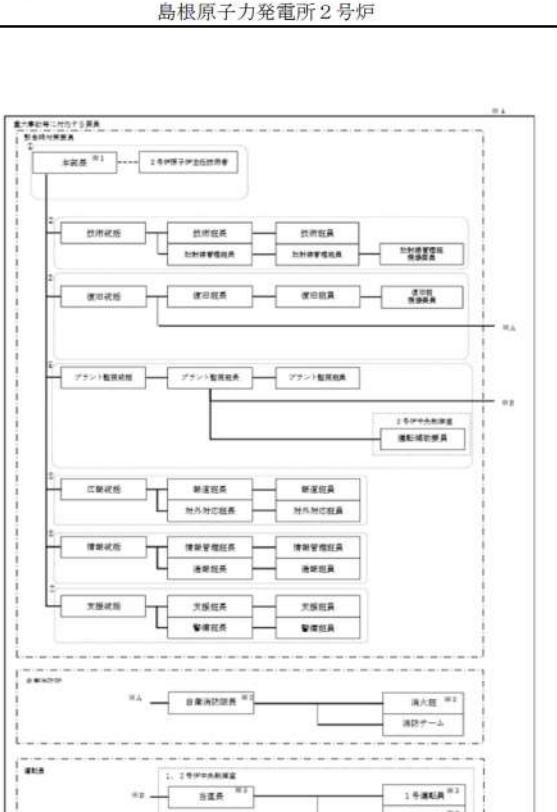
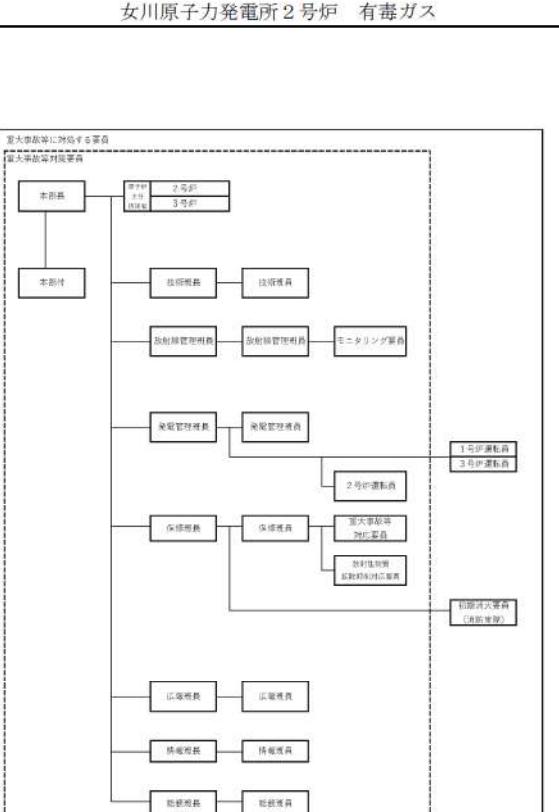
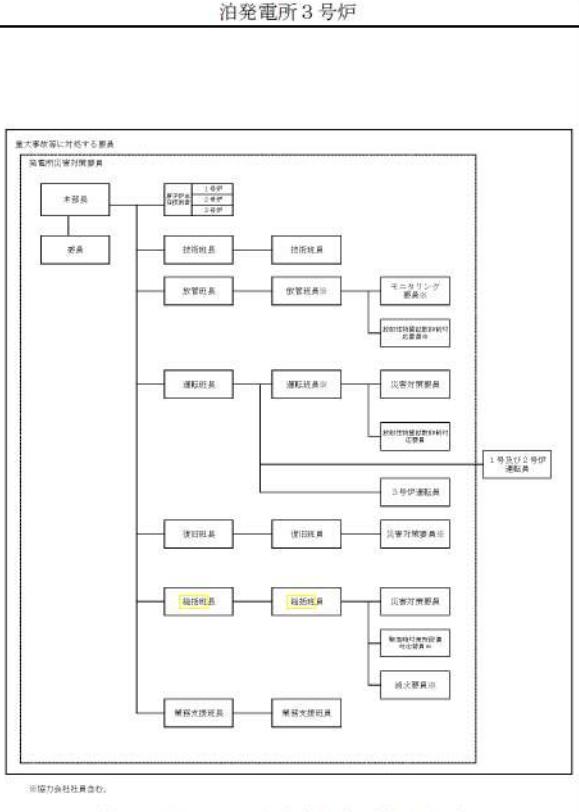
泊発電所 3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所 2号炉	女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス	泊発電所 3号炉	相違理由
			<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>
第1図 原子力関係組織図（令和3年7月1日現在）	第1図 原子力関係組織 (令和3年10月1日現在)	第1図 原子力関係組織 (令和5年1月1日現在)	

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
			(島根、女川) 組織体制の相違
第2. 1図 原子力防災組織（島根原子力発電所） (新規制基準として申請している組織を示す)	第2-1図 原子力防災組織（女川原子力発電所）	第2-1図 原子力防災組織（泊発電所）	

第2.1図 原子力防災組織（島根原子力発電所）
 (新規制基準として申請している組織を示す)

第2-1図 原子力防災組織（女川原子力発電所）

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

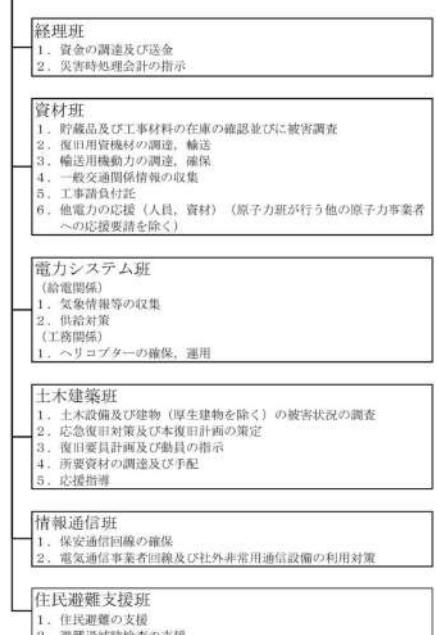
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<table border="1"> <tr> <td>緊急時対策 総本部長</td><td>役割・機能 ・緊急時対策総本部の指揮・統括</td></tr> <tr> <td>班名</td><td>役割・機能</td></tr> <tr> <td>統括班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策本部指令の伝達 ・情報収集 ・社外関係機関への連絡及び関係官庁等への報告連絡 ・応急情報を検討 ・統合原子力防災ネットワークの接続確保 ・その他緊急時対策総本部運営に関する事項 </td></tr> <tr> <td>放射線班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線被ばく状況の把握・推定 ・原子力災害医療 ・その他放射線管理に関する事項 </td></tr> <tr> <td>技術班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・事故次因の把握・評価 ・統括班支援 </td></tr> <tr> <td>広報班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・報道機関対応 ・お客様への広報関係 ・社外諸団体との折衝 </td></tr> <tr> <td>総務班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・食料等の調達及び宿泊施設の手配 ・被災者申出窓口の開設 </td></tr> <tr> <td>警備班</td><td>・警備関係</td></tr> <tr> <td>資材班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧用資機材及び輸送手段の確保 ・その他必要な物品の調達 </td></tr> <tr> <td>労務班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員・応援者の健康管理 ・作業服の配達 </td></tr> <tr> <td>外部電源復旧班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・送電設備被害・復旧状況の把握 ・送電設備の応急措置・復旧対策の検討 ・施設所内用外部電源の送電確保に係る最終運用 </td></tr> <tr> <td>通信班</td><td>・保安通信回線の確保</td></tr> <tr> <td>情報システム班</td><td>・情報共有システムの維持管理</td></tr> <tr> <td>支援班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営 ・情報収集 ・要員の入退勤管理 ・資機材の調達・輸送 ・その他原子力災害対策活動の後方支援 </td></tr> <tr> <td>支援班 (東京支社)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・中央官庁等対応 ・原子力規制局緊急時対応センターへの派遣 </td></tr> <tr> <td>地域対応班</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災活動における関係自治体との連携 ・原子力事業者間協力協定に基づく他電力との防災活動の連携 </td></tr> </table>	緊急時対策 総本部長	役割・機能 ・緊急時対策総本部の指揮・統括	班名	役割・機能	統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策本部指令の伝達 ・情報収集 ・社外関係機関への連絡及び関係官庁等への報告連絡 ・応急情報を検討 ・統合原子力防災ネットワークの接続確保 ・その他緊急時対策総本部運営に関する事項 	放射線班	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線被ばく状況の把握・推定 ・原子力災害医療 ・その他放射線管理に関する事項 	技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・事故次因の把握・評価 ・統括班支援 	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関対応 ・お客様への広報関係 ・社外諸団体との折衝 	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・食料等の調達及び宿泊施設の手配 ・被災者申出窓口の開設 	警備班	・警備関係	資材班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧用資機材及び輸送手段の確保 ・その他必要な物品の調達 	労務班	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員・応援者の健康管理 ・作業服の配達 	外部電源復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・送電設備被害・復旧状況の把握 ・送電設備の応急措置・復旧対策の検討 ・施設所内用外部電源の送電確保に係る最終運用 	通信班	・保安通信回線の確保	情報システム班	・情報共有システムの維持管理	支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営 ・情報収集 ・要員の入退勤管理 ・資機材の調達・輸送 ・その他原子力災害対策活動の後方支援 	支援班 (東京支社)	<ul style="list-style-type: none"> ・中央官庁等対応 ・原子力規制局緊急時対応センターへの派遣 	地域対応班	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災活動における関係自治体との連携 ・原子力事業者間協力協定に基づく他電力との防災活動の連携 	<table border="1"> <tr> <td>事務局</td><td> <ol style="list-style-type: none"> 対策本部の設営 対策本部への進路及び動員 本部会議の事務 指揮、監督等の実務 各班活動状況の把握 店舗対策本部及び関係店舗との連絡 対策本部の座席 </td></tr> <tr> <td>原子力班</td><td> <ol style="list-style-type: none"> 各店舗対策本部からの情報収集 事務所内対応の把握 官公庁への報告・連絡 地方自治体対応 放射性物質による被災状況の把握 事故影響範囲の把握 放射線管理の検討 発電所に対する支援・指導 応急復旧の検討 本部駐在箇所の選定 現地への専門技術者の派遣 仙台火力事業者、原ナリ緊急事態支援組織への応援要請 被災施設の調査及び整理 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣 <ul style="list-style-type: none"> 原ナリ事業所災害対策支援拠点の開設・運営 発電所への輸送・要員の輸送 輸送に付随する放射線管理及び入退室管理 </td></tr> <tr> <td>広報班</td><td> <p>(広報)</p> <ol style="list-style-type: none"> 報道関係に対する情報提供 <p>(地域対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> 地盤社会の動向収集並びに地域住民への対応と指導・調整 お客様PRに関する指導・調整 </td></tr> <tr> <td>総務班</td><td> <ol style="list-style-type: none"> 社屋内外の警備 土地の貸し出し計画 復旧に伴う用地調査 損傷賠償に係る被災者相談窓口等の開設(相談交渉総括業務) その他社屋に属しない事項 </td></tr> <tr> <td>人財班</td><td> <ol style="list-style-type: none"> 従業員及び家族の安否、被災状況の把握(重約) (調査は各々の窓口で行う) 復生施設の被害状況調査、応急復旧対策及び本復旧計画の策定 被災者の收容及び救護、原子力災害医療計画 勤務員(応援者)の宿舎及び給食 巡回、病院手配 被災施設従業員の安全対策 作業用被服類の調達 事業所等の環境衛生対策 組合問題 </td></tr> </table>	事務局	<ol style="list-style-type: none"> 対策本部の設営 対策本部への進路及び動員 本部会議の事務 指揮、監督等の実務 各班活動状況の把握 店舗対策本部及び関係店舗との連絡 対策本部の座席 	原子力班	<ol style="list-style-type: none"> 各店舗対策本部からの情報収集 事務所内対応の把握 官公庁への報告・連絡 地方自治体対応 放射性物質による被災状況の把握 事故影響範囲の把握 放射線管理の検討 発電所に対する支援・指導 応急復旧の検討 本部駐在箇所の選定 現地への専門技術者の派遣 仙台火力事業者、原ナリ緊急事態支援組織への応援要請 被災施設の調査及び整理 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣 <ul style="list-style-type: none"> 原ナリ事業所災害対策支援拠点の開設・運営 発電所への輸送・要員の輸送 輸送に付随する放射線管理及び入退室管理 	広報班	<p>(広報)</p> <ol style="list-style-type: none"> 報道関係に対する情報提供 <p>(地域対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> 地盤社会の動向収集並びに地域住民への対応と指導・調整 お客様PRに関する指導・調整 	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 社屋内外の警備 土地の貸し出し計画 復旧に伴う用地調査 損傷賠償に係る被災者相談窓口等の開設(相談交渉総括業務) その他社屋に属しない事項 	人財班	<ol style="list-style-type: none"> 従業員及び家族の安否、被災状況の把握(重約) (調査は各々の窓口で行う) 復生施設の被害状況調査、応急復旧対策及び本復旧計画の策定 被災者の收容及び救護、原子力災害医療計画 勤務員(応援者)の宿舎及び給食 巡回、病院手配 被災施設従業員の安全対策 作業用被服類の調達 事業所等の環境衛生対策 組合問題 	<p>各店の主な構造</p> <p>第2-2図 原子力防災組織（本店）</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>
緊急時対策 総本部長	役割・機能 ・緊急時対策総本部の指揮・統括																																												
班名	役割・機能																																												
統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策本部指令の伝達 ・情報収集 ・社外関係機関への連絡及び関係官庁等への報告連絡 ・応急情報を検討 ・統合原子力防災ネットワークの接続確保 ・その他緊急時対策総本部運営に関する事項 																																												
放射線班	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線被ばく状況の把握・推定 ・原子力災害医療 ・その他放射線管理に関する事項 																																												
技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・事故次因の把握・評価 ・統括班支援 																																												
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関対応 ・お客様への広報関係 ・社外諸団体との折衝 																																												
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・食料等の調達及び宿泊施設の手配 ・被災者申出窓口の開設 																																												
警備班	・警備関係																																												
資材班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧用資機材及び輸送手段の確保 ・その他必要な物品の調達 																																												
労務班	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員・応援者の健康管理 ・作業服の配達 																																												
外部電源復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・送電設備被害・復旧状況の把握 ・送電設備の応急措置・復旧対策の検討 ・施設所内用外部電源の送電確保に係る最終運用 																																												
通信班	・保安通信回線の確保																																												
情報システム班	・情報共有システムの維持管理																																												
支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営 ・情報収集 ・要員の入退勤管理 ・資機材の調達・輸送 ・その他原子力災害対策活動の後方支援 																																												
支援班 (東京支社)	<ul style="list-style-type: none"> ・中央官庁等対応 ・原子力規制局緊急時対応センターへの派遣 																																												
地域対応班	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災活動における関係自治体との連携 ・原子力事業者間協力協定に基づく他電力との防災活動の連携 																																												
事務局	<ol style="list-style-type: none"> 対策本部の設営 対策本部への進路及び動員 本部会議の事務 指揮、監督等の実務 各班活動状況の把握 店舗対策本部及び関係店舗との連絡 対策本部の座席 																																												
原子力班	<ol style="list-style-type: none"> 各店舗対策本部からの情報収集 事務所内対応の把握 官公庁への報告・連絡 地方自治体対応 放射性物質による被災状況の把握 事故影響範囲の把握 放射線管理の検討 発電所に対する支援・指導 応急復旧の検討 本部駐在箇所の選定 現地への専門技術者の派遣 仙台火力事業者、原ナリ緊急事態支援組織への応援要請 被災施設の調査及び整理 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣 <ul style="list-style-type: none"> 原ナリ事業所災害対策支援拠点の開設・運営 発電所への輸送・要員の輸送 輸送に付随する放射線管理及び入退室管理 																																												
広報班	<p>(広報)</p> <ol style="list-style-type: none"> 報道関係に対する情報提供 <p>(地域対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> 地盤社会の動向収集並びに地域住民への対応と指導・調整 お客様PRに関する指導・調整 																																												
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 社屋内外の警備 土地の貸し出し計画 復旧に伴う用地調査 損傷賠償に係る被災者相談窓口等の開設(相談交渉総括業務) その他社屋に属しない事項 																																												
人財班	<ol style="list-style-type: none"> 従業員及び家族の安否、被災状況の把握(重約) (調査は各々の窓口で行う) 復生施設の被害状況調査、応急復旧対策及び本復旧計画の策定 被災者の收容及び救護、原子力災害医療計画 勤務員(応援者)の宿舎及び給食 巡回、病院手配 被災施設従業員の安全対策 作業用被服類の調達 事業所等の環境衛生対策 組合問題 																																												

第2. 2図 原子力防災組織（本社）

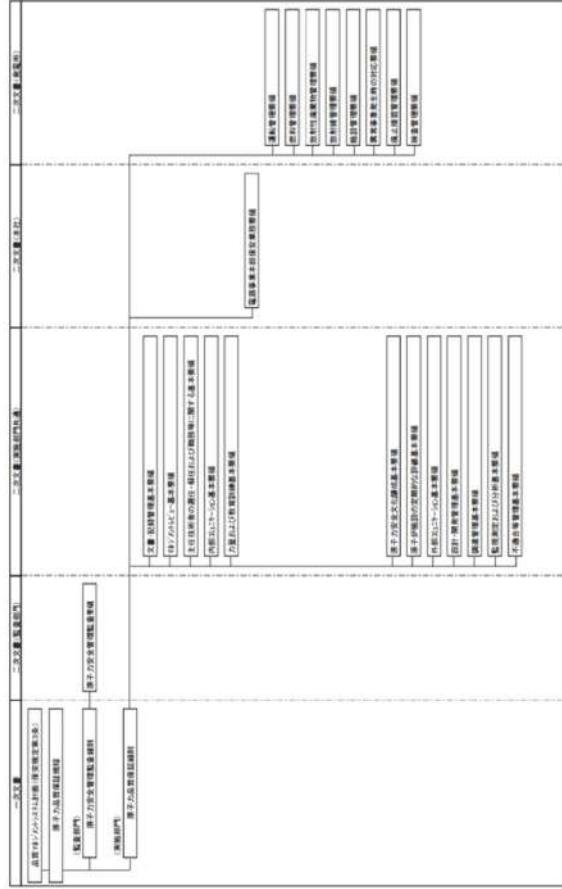
第2-2図 原子力防災組織（本店）(1/2)

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">※</p>  <pre> graph TD Root[※] --- Koryo[経理班 1. 資金の調達及び送金 2. 災害時処理会計の指示] Root --- Matsui[資材班 1. 貯蔵品及び工事材料の在庫の確認並びに被害調査 2. 復旧用資機材の調達、輸送 3. 輸送用機動力の調達、確保 4. 一般交通関係情報の収集 5. 工事請負付け 6. 他電力の応援（人員、資材）（原子力班が行う他の原子力事業者への応援要請を除く）] Root --- Denki[電力システム班 (給電関係) 1. 気象情報等の収集 2. 供給対策 (工務関係) 1. ヘリコプターの確保、運用] Root --- Tsubaki[土木建築班 1. 土木設備及び建物（厚生建物を除く）の被害状況の調査 2. 応急復旧対策及び本復旧計画の策定 3. 復旧要員計画及び労働者の指示 4. 所要資材の調達及び手配 5. 応援指導] Root --- Iroha[情報通信班 1. 保安通信回線の確保 2. 電気通信事業者回線及び社外非常用通信設備の利用対策] Root --- Minato[住民避難支援班 1. 住民避難の支援 2. 避難退避時検査の支援] </pre> <p>第2-2図 原子力防災組織（本店）(2/2)</p>		(島根、女川) 組織体制の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第3図 品質保証活動に係る文書体系（令和3年7月1日現在）</p>	 <p>第3図 品質保証活動に係る文書体系 (1/2) (令和3年10月1日現在)</p>	 <p>第3図 品質保証活動に係る文書体系 (1/3) (令和5年1月1日現在)</p>	<p>(島根、女川) 文書体系の相違</p>

泊発電所 3号炉 添付図類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																							
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">品質マネジメントシステム計画(第3回)</th> <th colspan="2">社内規程</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>一次文書</th> <th>二次文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: center;">⑥ 評価および改善</td> <td>6.1 品質計画、分析、評価および改善</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.2.1 設備の外観の者の意見</td> <td>原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力監査マニュアル＊3</td> <td>原子力品質マニュアル＊3</td> </tr> <tr> <td>6.2.2 内部監査</td> <td>原子力品質マニュアル＊3</td> <td>原子力品質マニュアル＊3</td> </tr> <tr> <td>6.2.3 プロセスの監視頻度</td> <td>原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マネジメントシステム評議会規則＊1 原子力品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力監査マニュアル＊3</td> <td>原子力品質マニュアル＊3</td> </tr> <tr> <td>6.2.4 機器等の検査頻度</td> <td>原子力品質マニュアル＊3</td> <td>原子力品質マニュアル＊3</td> </tr> <tr> <td>6.3 不適合の管理</td> <td>原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マネジメントシステム評議会規則＊1 原子力品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力監査マニュアル＊3</td> <td>原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マネジメントシステム評議会規則＊1 原子力品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力監査マニュアル＊3</td> </tr> <tr> <td>6.4 テーマリットリューム会議</td> <td>原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3</td> <td>原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3</td> </tr> <tr> <td>6.5.1 連続的改善</td> <td>原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3</td> <td>原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3</td> </tr> <tr> <td>6.5.2 基本効率等</td> <td>原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3</td> <td>原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3</td> </tr> <tr> <td>6.5 改善</td> <td>原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3</td> <td>原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) ＊1は「管理箇所が、原子力事業統括部のマニュアル類」、＊2は「管理箇所が、発電所の要領類」、＊3は「管理箇所が、原子力監査室のマニュアル類」 (注2)「管理箇所が、原子力監査室のマニュアル類」は、一次文書「原了力総合品質保証規程」の直下に体系付けられている。</p> <p style="text-align: right;">(注3) 品質保証活動に係る文書体系 (3 / 3) (令和5年1月1日現在)</p>	品質マネジメントシステム計画(第3回)		社内規程				一次文書	二次文書	⑥ 評価および改善	6.1 品質計画、分析、評価および改善			6.2.1 設備の外観の者の意見	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力監査マニュアル＊3	原子力品質マニュアル＊3	6.2.2 内部監査	原子力品質マニュアル＊3	原子力品質マニュアル＊3	6.2.3 プロセスの監視頻度	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マネジメントシステム評議会規則＊1 原子力品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力監査マニュアル＊3	原子力品質マニュアル＊3	6.2.4 機器等の検査頻度	原子力品質マニュアル＊3	原子力品質マニュアル＊3	6.3 不適合の管理	原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マネジメントシステム評議会規則＊1 原子力品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力監査マニュアル＊3	原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マネジメントシステム評議会規則＊1 原子力品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力監査マニュアル＊3	6.4 テーマリットリューム会議	原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3	原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3	6.5.1 連続的改善	原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3	原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3	6.5.2 基本効率等	原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3	原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3	6.5 改善	原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3	原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3	(島根、女川) 文書体系の相違
品質マネジメントシステム計画(第3回)		社内規程																																								
		一次文書	二次文書																																							
⑥ 評価および改善	6.1 品質計画、分析、評価および改善																																									
	6.2.1 設備の外観の者の意見	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力監査マニュアル＊3	原子力品質マニュアル＊3																																							
	6.2.2 内部監査	原子力品質マニュアル＊3	原子力品質マニュアル＊3																																							
	6.2.3 プロセスの監視頻度	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マネジメントシステム評議会規則＊1 原子力品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力監査マニュアル＊3	原子力品質マニュアル＊3																																							
	6.2.4 機器等の検査頻度	原子力品質マニュアル＊3	原子力品質マニュアル＊3																																							
	6.3 不適合の管理	原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マネジメントシステム評議会規則＊1 原子力品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力監査マニュアル＊3	原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マネジメントシステム評議会規則＊1 原子力品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力監査マニュアル＊3																																							
	6.4 テーマリットリューム会議	原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3	原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3																																							
	6.5.1 連続的改善	原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3	原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3																																							
	6.5.2 基本効率等	原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3	原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3																																							
	6.5 改善	原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3	原子子の問題報告書(PLT)評議会規則マニュアル＊1 泊発電所品質マネジメントシステム評議会規則＊2 原子力品質マニュアル＊3																																							

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉 添付資料	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス 添付資料	泊発電所3号炉 添付資料	相違理由
<p>本添付資料は、島根原子力発電所に関する技術的能力について、技術的能力指針への適合性に係る詳細事項を示す。)</p> <p>(1) 組織 指針1 設計及び工事のための組織 事業者において、設計及び工事を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていること。① 【解説】 1)「設計及び工事」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格するまでをいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れる時点より前をいう。 2)「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>指針5 運転及び保守のための組織 事業者において、運転及び保守を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。② 【解説】 1)「運転及び保守」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格し、施設の使用を開始した後をいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れた時点以降をいう。 2)「組織」には、施設の保安に関する事項を審議する委員会等を必要に応じて含むこと。</p> <p>本変更に係る設計及び工事、並びに運転及び保守（以下「設計及び運転等」という。）を適切に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていることを以下に示す。</p> <p>a. 本変更に係る設計及び運転等は別紙1-1に示す既存の原子力関係組織にて実施する。 これらの組織は、別紙1-2に示す組織規程、別紙1-3に示す「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24第1項の規定に基づく島根原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで島根原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する（①-1, ①-2, ②-1, ②-2）。</p>	<p>本添付資料は、女川原子力発電所に関する技術的能力について、技術的能力指針への適合性に係る詳細事項を示す。)</p> <p>(1) 組織 指針1 設計及び工事のための組織 事業者において、設計及び工事を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていること。① 【解説】 1)「設計及び工事」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格するまでをいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れる時点より前をいう。 2)「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>指針5 運転及び保守のための組織 事業者において、運転及び保守を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。② 【解説】 1)「運転及び保守」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格し、施設の使用を開始した後をいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れた時点以降をいう。 2)「組織」には、施設の保安に関する事項を審議する委員会等を必要に応じて含むこと。</p> <p>本変更に係る設計及び工事、並びに運転及び保守（以下「設計及び運転等」という。）を適切に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていることを以下に示す。</p> <p>(設計及び運転等を行う組織) a. 本変更に係る設計及び運転等は別紙1-1に示す既存の原子力関係組織にて実施する。 これらの組織は、別紙1-2に示す当社「組織規程」、別紙1-3に示す「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24第1項の規定に基づく女川原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで女川原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する（①-1, ①-2, ②-1, ②-2）。</p>	<p>本添付資料は、泊発電所に関する技術的能力について、技術的能力指針への適合性に係る詳細事項を示す。)</p> <p>(1) 組織 指針1 設計及び工事のための組織 事業者において、設計及び工事を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていること。① 【解説】 1)「設計及び工事」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格するまでをいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れる時点より前をいう。 2)「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>指針5 運転及び保守のための組織 事業者において、運転及び保守を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。② 【解説】 1)「運転及び保守」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格し、施設の使用を開始した後をいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れた時点以降をいう。 2)「組織」には、施設の保安に関する事項を審議する委員会等を必要に応じて含むこと。</p> <p>本変更に係る設計及び工事、並びに運転及び保守（以下「設計及び運転等」という。）を適切に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていることを以下に示す。</p> <p>(設計及び運転等を行う組織) a. 本変更に係る設計及び運転等は別紙1-1に示す既存の原子力関係組織にて実施する。 これらの組織は、別紙1-2に示す当社「組織管理規程」、別紙1-3に示す「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24第1項の規定に基づく泊発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで泊発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する（①-1, ①-2, ②-1, ②-2）。</p>	<p>(島根、女川) 名称の相違 ・組織管理規程</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 本変更に係る設計及び工事の業務における役割分担については、組織規程及び保安規定に定められた業務所掌に基づく考え方^{*1}により、設計方針を電源事業本部（原子力管理・原子力安全技術・電源土木・電源建築）にて定め、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び工事の業務は島根原子力発電所において実施することとし、工事毎に担当する組織を決定している。</p> <p>※1 業務所掌の考え方：大規模な原子力設備工事（発電用原子炉設置変更許可申請を伴う工事、原子力発電設備の新增設工事等）に関する実施計画、設計及び仕様の策定等に関する業務については、電源事業本部（原子力管理・原子力安全技術・電源土木・電源建築）にて設計方針として定め、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び仕様の策定に関する業務については島根原子力発電所にて実施する。その他の工事における実施計画、設計及び仕様の策定等に関する業務については、島根原子力発電所の各課にて実施する。</p> <p>現地における工事に関する業務は、電源事業本部（原子力管理・原子力安全技術・電源土木・電源建築）、又は島根原子力発電所で策定した実施計画、設計及び仕様に基づき、島根原子力発電所の各課にて実施する（①-1, ①-2）。</p>	<p>b. 本変更に係る設計及び工事の業務における役割分担については、組織規程及び保安規定に定められた業務所掌に基づく考え方^{*1}により、設計方針を本店の原子力部にて定め、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び工事の業務は女川原子力発電所において実施することとし、工事ごとに担当する組織を決定している。</p> <p>※1 業務所掌の考え方：大規模な原子力設備工事（発電用原子炉設置変更許可申請を伴う工事、工事費用が高額で会社財務に与える影響が大きい工事、その他新設計の導入に伴う工事等）に関する実施計画、設計及び仕様の策定等に関する業務については、本店の原子力部及び土木建築部にて設計方針として定め、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び仕様の策定に関する業務については、女川原子力発電所にて実施する。その他の工事における実施計画、設計及び仕様の策定等に関する業務については、女川原子力発電所の各グループにて実施する。</p> <p>現地における工事に関する業務は、本店の原子力部、土木建築部又は女川原子力発電所で策定した実施計画、設計及び仕様に基づき女川原子力発電所の各グループにて実施する（①-1, ①-2）。</p> <p>なお、別紙1-1は各組織の長を記載している。</p>	<p>b. 本変更に係る設計及び工事の業務における役割分担については、組織管理規程及び保安規定に定められた業務所掌に基づく考え方^{*1}により、設計方針を本店の原子力事業統括部にて定め、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び工事の業務は泊発電所において実施することとし、工事ごとに担当する組織を決定している。</p> <p>※1 業務所掌の考え方：大規模な原子力設備工事（発電用原子炉設置変更許可申請を伴う工事、工事費用が高額で会社財務に与える影響が大きい工事、その他新設計の導入に伴う工事等）に関する実施計画、設計及び仕様の策定等に関する業務については、本店の原子力事業統括部にて設計方針として定め、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び仕様の策定に関する業務については、泊発電所にて実施する。その他の工事における実施計画、設計及び仕様の策定等に関する業務については、泊発電所の各課（室）にて実施する。</p> <p>現地における工事に関する業務は、本店の原子力事業統括部又は泊発電所で策定した実施計画、設計及び仕様に基づき泊発電所の各課（室）にて実施する（①-1, ①-2）。</p> <p>なお、別紙1-1は各組織の長を記載している。</p>	<p>(島根、女川) 名称の相違 •組織管理規程 (島根、女川) ②組織体制の相違（本店） (島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) ②組織体制の相違（本店）</p> <p>(島根、女川) ③組織体制の相違（発電所） (島根、女川) ②組織体制の相違（本店） (島根、女川) ③組織体制の相違（発電所）</p> <p>(島根、女川) ②組織体制の相違（本店）</p>
<p>c. 本変更に係る運転及び保守の業務については、運転管理及び施設管理に関する基本的な方針を電源事業本部（原子力管理）にて策定し、現地における具体的な運転及び保守の業務は、別紙1-3に示す保安規定に定められた業務所掌に基づき実施する。</p> <p>島根原子力発電所における発電用原子炉施設に係る業務所掌は下記のとおり（②-1, ②-2）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転管理に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 燃料技術、放射線管理、第一発電、保修管理、電気、計装、原子炉、タービン ・施設管理に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 技術、燃料技術、放射線管理、保修管理、保修技術、電気、計装、原子炉、タービン、土木、建築、S A工事プロジェクト ・燃料管理に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 燃料技術、放射線管理、第一発電 ・放射線管理に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理、計装 ・放射性廃棄物管理に関する業務 	<p>c. 本変更に係る運転及び保守の業務については、運転管理及び施設管理に関する基本的な方針を本店の原子力部にて策定し、現地における具体的な運転及び保守の業務は、別紙1-3に示す保安規定に定められた業務所掌に基づき実施する。</p> <p>女川原子力発電所における発電用原子炉施設に係る業務所掌は以下のとおり（②-1, ②-2）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電用原子炉施設の運転管理に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 発電管理グループ、防災グループ、放射線管理グループ、原子燃料グループ、電気グループ、計測制御グループ、原子炉グループ ・発電用原子炉施設の施設管理に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 検査グループ、保全計画グループ、工程管理グループ、電気グループ、計測制御グループ、原子炉グループ、タービングループ、土木グループ、建築グループ ・発電用原子炉施設の燃料管理に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 原子燃料グループ、放射線管理グループ、発電管理グループ ・発電用原子炉施設の放射線管理に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理グループ、核物質防護グループ、計測制御グループ ・発電用原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務 	<p>c. 本変更に係る運転及び保守の業務については、運転管理及び施設管理に関する基本的な方針を本店の原子力事業統括部にて策定し、現地における具体的な運転及び保守の業務は、別紙1-3に示す保安規定に定められた業務所掌に基づき実施する。</p> <p>泊発電所における発電用原子炉施設に係る業務所掌は以下のとおり（②-1, ②-2）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電用原子炉施設の運転管理に関する業務 <p>発電室</p> ・発電用原子炉施設の施設管理に関する業務 <p>電気保修課、制御保修課、機械保修課、保全計画課、土木建築課</p> ・発電用原子炉施設の燃料管理に関する業務 <p>技術課</p> ・発電用原子炉施設の放射線管理及び放射性廃棄物管理に関する業務 <p>安全管理課</p> 	<p>(島根、女川) ②組織体制の相違（発電所）</p> <p>(島根、女川) ③組織体制の相違（発電所） •泊は、保安規定第5条「保安に関する職務」と整合する記載をしている（伊方同様）。</p>

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
燃料技術、放射線管理、第一発電 ・緊急時の措置 に関する業務 技術、燃料技術、第一発電	輸送・固体廃棄物管理グループ、放射線管理グループ、原子燃料グループ、計測制御グループ、発電管理グループ ・緊急時の措置 、初期消火活動のための体制の整備に関する業務 防災グループ、発電管理グループ ・保安管理の総括 に関する業務 技術グループ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 伊方発電所の発電用原子炉施設の運転に係る業務は発電課が、発電用原子炉施設（土木・建築設備を除く。）の保修、改造に関する業務は保修統括課、機械計画第一課、機械計画第二課、電気計画課、計装計画課及び設備改良工事課が、発電用原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務は土木建築課及び耐震工事課が、燃料管理に関する業務は原子燃料課が、放射線管理及び化学管理に関する業務は放射線・化学管理課が、火災、内部溢水及びその他自然災害発生時における体制の整備に関する業務は防災課が、原子力防災のための体制の整備及び発電所の技術関係事項の総括に関する業務は安全技術課が、重大事故等発生時等の体制の整備に関する業務のうち教育及び訓練に関する業務は訓練計画課が、出入管理に関する業務は施設防護課が実施する（②-2 保安規定）。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 伊方の添五まとめ資料（令和元年10月）より参考掲載 </div> <p>各課は、課長が業務の遂行管理及び品質マネジメントシステムの実施を適正に行うことができる管理単位として定めている。</p> <p>d. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力安全関連業務の一元化による安全重視の体制を確立するため、本社組織を再編し、原子力安全維持・向上活動を行う電源事業本部（原子力安全技術）を平成24年6月27日に設置し、原子力安全に関わる活動の強化を図っている。</p>	・非常時の措置 に関する業務 防災・安全対策室 ・初期消火活動のための体制の整備に関する業務 及び 技術関係業務 の総括に関する業務 運営課	(女川) 保安規定との表現統一 ・非常時の措置
	<p>各グループの長の職位は「課長」とし、各課長が業務の遂行管理及び品質マネジメントシステムの実施を適正に行うことができる管理単位としている。</p> <p>d. 女川原子力発電所では、令和2年5月に女川原子力発電所1号炉の廃止措置管理の総括や廃止措置工事に関する業務を行う「廃止措置管理グループ」を設置した。（①-2, ②-2） また、令和3年7月に総務部に設置していた警備グループを、核物質防護に係る技術の専門性及び技術的知見へのより適切な対応の観点から、原子炉施設の保安管理及び緊急時の措置の統括に関する業務を行っている技術統括部へ移管し、「核物質防護グループ」に組織名称を変更した。あわせて、輸送・固体廃棄物管理グループが行っていた燃料の運搬に関する業務を、燃料の管理に関する業務を行っている原子燃料グループへ業務移管を行っている。（①-2, ②-2） さらに、本店原子力部に設置していた原子力技術訓練センターを、新規制基準により導入する設備等の運用及び今後の発電所運用を担う人材を育成する観点から、「原子力人財育成グループ」へ組織名称を変更するとともに、一部組織を統廃合する組織整備を行った。（①-1, ②-1）</p>	<p>各課（室）の長の職位は「課（室）長」とし、各課（室）長が業務の遂行管理及び品質マネジメントシステムの実施を適正に行うことができる管理単位としている。</p> <p>d. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、泊発電所では、安全性向上に向け、防災・安全対策室を平成26年10月に設置した。これにより原子力防災対策業務、安全性評価業務を一元化し、一層の体制強化を図っている。（①-2, ②-2） 平成29年4月には、本店に、原子力安全推進グループ、原子力リスク管理グループを設置した。原子力安全推進グループの設置により、泊発電所のリスク評価及び重大事故対策等に係る調査研究及び検討を実施するとともに、泊発電所に係る許認可対応の総括及び推進を図っている。また、原子力リスク管理グループの設置により、泊発電所のリスク評価のうち自然現象・社会環境等の知見収集及び検討を実施するとともに、リスク情報を活用した意思決定の総括及び推進を図っている。 平成30年4月には、本店組織を再編し原子力部門と土木部門の原子力関連業務を統合した原子力事業統括部を設置し原子力事業のガバナンス体制強化を図っている。（①-1, ②-1） 令和3年10月には本店に原子力土木第3グループを、令和5年4月には原子力土木第4グループを設置し、土木部門の原子力関連業務への対応について、一層の体制強化を図っている。</p>	(島根、女川) ③組織体制の相違 （発電所） (島根、女川) 名称の相違 ・室長 (女川) 島根実績の反映 (島根、女川) ④組織体制の相違 （体制強化の変遷）

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子力部門における人材育成に関する取組みを強化することを目的に、「電源事業本部原子力人材育成センター」を本社組織として平成29年10月1日に設置した。原子力人材育成センターでは、原子力部門全体（島根原子力発電所、本社）の教育訓練業務及び原子力部門の要員養成計画の総括業務を行い、社員の計画的な育成に取り組んでいる。</p> <p>e. 運転及び保守の業務のうち原子力防災業務について、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、発電所長（原子力防災管理者）を本部長とした原子力防災組織を構築し対応する。 本部長が緊急時体制を発令した場合は緊急時対策本部を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。</p> <p>原子力防災組織の全体像を別紙1-4に示す（②-3）。また、本社及び島根原子力発電所における原子力防災組織及び具体的な業務内容は、別紙1-5に示す「島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画」とおりである（②-4、②-5）。</p> <p>(a) 島根原子力発電所における原子力防災組織 発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③復旧対応、④プラント監視対応、⑤対外対応、⑥情報管理、⑦ロジスティック・リソース管理を有しており、①の責任者として本部長が当たり、②～⑦の機能ごとに責任者として「統括」を置いている。さらに、「統括」の下に機能班を配置し、それぞれの機能班に「班長」を置いている。 原子力防災組織の活動にあたり、各機能の責任者は情報収集を進め、それらの結果を踏まえ当面の活動目標を設定する（戦略会議の開催）。</p> <p>あらかじめ定める要領等に記載された手順の範囲内において、本部長の権限は各統括又は各班長に委譲されており、各統括及び各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。</p> <p>島根原子力発電所の原子力防災組織は、島根原子力発電所及び島根原子力発電所に勤務する本社組織所属の技術系社員（以下「技術者」という。）、事務系社員及び協力会社社員により構成され、発電所長（原子力防災管理者）を本部長とし、副本部長、発電用原子炉主任技術者の他、7種類の機能班で構成される（②-3）。</p>	<p>原子力部門の社員に対し、原子力安全に関する知識・スキルを継続的に学ぶ機会を提供するため、原子力部に設置した原子力人材育成グループでは、運転、保全等各部門、各階層に応じ、効果的な実施形態を選択することにより、原子力部門全体の人材育成に必要な教育訓練プログラムを構築・提供している。</p> <p>さらに、原子力部門の各職位・役割に必要な力量要件を明確化し、要件に応じた人材育成を実施していくことで、原子力部門としての技術力の維持・向上を実現する。</p> <p>e. 運転及び保守の業務のうち、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、発電所長（原子力防災管理者）を本部長とした原子力防災組織を構築し対応する。 本部長が緊急体制を発令した場合は発電所対策本部を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。</p> <p>女川原子力発電所、本店における原子力防災組織の全体像は別紙1-4に示すとおりであり（②-3），具体的な業務内容は別紙1-5に示す原子力災害対策特別措置法第7条に基づき作成している「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」で定めている（②-4）。</p> <p>(a) 女川原子力発電所における原子力防災組織 発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③現場対応、④対外対応、⑤情報管理、⑥資機材等リソース管理を有しております、①の責任者として本部長があたり、②～⑥の機能ごとに班を設置し、それぞれの責任者として「班長」を配置している。 原子力防災組織の活動にあたり、各機能の責任者は情報収集を進め、あらかじめ社内規定類に定められた範囲内にて、自律的に活動可能な体制を整備している。</p> <p>女川原子力発電所の原子力防災組織は、女川原子力発電所の技術者、事務系社員及び協力会社社員により構成され、発電所長（原子力防災管理者）を本部長とし、副本部長、発電用原子炉主任技術者の他、6種類の機能班で構成される（②-3）。</p>	<p>泊発電所の社員に対し、原子力安全に関する知識・スキルを継続的に学ぶ機会を提供するため、泊発電所に設置した原子力教育センターでは、運転、保全等各部門、各階層に応じ、効果的な実施形態を選択することにより、泊発電所各部門の人材育成に必要な教育訓練プログラムを構築・提供している。</p> <p>さらに、泊発電所の各職位・役割に必要な力量要件を明確化し、要件に応じた人材育成を実施していくことで、泊発電所としての技術力の維持・向上を実現する。</p> <p>e. 運転及び保守の業務のうち原子力防災業務について、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、発電所長（原子力防災管理者）を本部長とした原子力防災組織を構築し対応する。 本部長が原子力防災体制（又は原子力防災準備体制）を発令した場合は発電所対策本部を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。</p> <p>泊発電所、本店における原子力防災組織の全体像は別紙1-4に示すとおりであり（②-3），具体的な業務内容は別紙1-5に示す原子力災害対策特別措置法第7条に基づき作成している「泊発電所原子力事業者防災業務計画」で定めている（②-4）。</p> <p>(a) 泊発電所における原子力防災組織 発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③現場対応、④情報管理、⑤資機材等リソース管理・社外対応を有しております、①の責任者として本部長が当たり、②～⑤の機能ごとに班を設置し、それぞれの責任者として「班長」を配置している。</p> <p>原子力防災組織の活動に当たり、各機能の責任者は情報収集を進め、それらの結果を踏まえ事故対応方針を決定する。</p> <p>あらかじめ定める手順書に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。</p> <p>泊発電所の原子力防災組織は、泊発電所の技術者、事務系社員及び協力会社社員により構成され、発電所長（原子力防災管理者）を本部長とし、副本部長、発電用原子炉主任技術者の他、6種類の機能班で構成される（②-3）。</p>	<p>（島根、女川） ⑤組織体制の相違（教育組織） （島根）記載表現の相違 （島根）記載方針の相違</p> <p>（女川） ⑤組織体制の相違（教育組織）</p> <p>（女川）島根実績の反映</p> <p>（島根、女川）名称の相違 •原子力防災体制 •発電所対策本部 （島根、女川） ⑥運用の相違（防災体制） （島根）記載表現の相違</p> <p>（島根、女川）運用の相違 •各プラントで、組織体制の相違により発電所対策本部の機能班の名称、構成等の運用が異なるが、発電所対策本部の役割は同様。</p> <p>（島根、女川）記載表現の相違 （女川）島根実績の反映 （島根）記載表現の相違 •泊、島根ともに、技術的能力1.0の記載と整合する表現としている。 （女川）島根実績の反映 （島根）運用の相違 •各プラントで、組織体制の相違により発電所対策本部の機能班の名称、構成等の運用が異なるが、発電所対策本部の役割は同様。</p> <p>（島根）記載表現の相違 （島根、女川）運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
発電用原子炉主任技術者、統括の他、10種類の機能班で構成される（②-3）。			・組織体制の相違により、発電所対策本部の機能班の名称、構成等の運用がプラントごとに異なるが、発電所対策本部の役割は同様。
各班は、業務所掌に基づき原子力災害の発生又は拡大の防止に加え、緩和するために必要な活動を行う（②-6）。	各班は、業務所掌に基づき原子力災害の発生又は拡大の防止に加え、緩和するために必要な活動を行う（②-5）。	各班は、業務所掌に基づき原子力災害の発生又は拡大の防止に加え、緩和するために必要な活動を行う（②-5）。	(島根) 記載表現の相違 (島根) 記載表現の相違 (島根) 記載表現の相違
原子力災害への移行時には、本社原子力防災組織と連携するとともに、外部からの支援を受ける。各機能班の業務内容は、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を整理し、原子力防災訓練の実績等を踏まえ、各統括の指揮の下、適正に活動を行うことができる管理単位としている。	原子力災害への移行時には、本店の原子力防災組織と連携するとともに、外部からの支援を受ける。各班の業務内容は、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を整理し、原子力防災訓練の実績等を踏まえ、各班の班長の指揮の下、適正に活動を行うことができる管理単位としている。	原子力災害への移行時には、本店の原子力防災組織と連携するとともに、外部からの支援を受ける。各班の業務内容は、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を整理し、原子力防災訓練の実績等を踏まえ、各班の班長の指揮の下、適正に活動を行うことができる管理単位としている。	(島根) 記載表現の相違 (島根) 記載表現の相違 (島根) 記載表現の相違
自然災害又は重大事故等が発生した場合は、重大事故等に對処する要員にて初期活動を行い、発電所外から参集した緊急時対策要員を加えて島根原子力発電所の原子力防災組織が構成され、役割分担に応じて対応する。	自然災害又は重大事故等が発生した場合は、重大事故等に對処する要員にて初期活動を行い、発電所外から参集した参集要員を加えて女川原子力発電所の原子力防災組織が構成され、役割分担に応じて対応する。	自然災害又は重大事故等が発生した場合は、重大事故等に對処する要員にて初期活動を行い、発電所外から参集した参集要員を加えて泊発電所の原子力防災組織が構成され、役割分担に応じて対応する。	(島根) 記載表現の相違 (島根) 記載表現の相違 (島根) 記載表現の相違
また、自然災害と重大事故等の発生が重畳した場合においても、原子力防災組織にて適確に対応する。	また、自然災害と重大事故等の発生が重畳した場合も、原子力防災組織にて適確に對処する。	また、自然災害と重大事故等の発生が重畳した場合も、原子力防災組織にて適確に對応する。	(女川) 島根実績の反映
(b) 本社における原子力防災組織 本社における原子力防災組織の体制は、各班の職務をあらかじめ定め、役割分担を明確にしている（②-5）。	(b) 本店における原子力防災組織 本店の原子力防災組織は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制となっており、重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を環境に放出することを防止するために、特に中長期の対応について発電所対策本部の活動を支援する。 具体的には、運転及び放射線管理に関する支援事項のほか、発電所対策本部が事故対応に専念できるよう社内外の情報収集及び災害状況の把握、報道機関への情報発信、原子力緊急事態支援組織等関係機関への連絡、原子力事業所災害対策支援拠点の選定・運営、他の原子力事業者等への応援要請やプラントメーカー等からの対策支援対応等、技術面・運用面で支援を行う（②-6）。	(b) 本店における原子力防災組織 本店の原子力防災組織は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制となっており、重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を環境に放出することを防止するために、特に中長期の対応について発電所対策本部の活動を支援する。 具体的には、運転及び放射線管理に関する支援事項のほか、発電所対策本部が事故対応に専念できるよう社内外の情報収集及び災害状況の把握、報道機関への情報発信、原子力緊急事態支援組織等関係機関への連絡、原子力事業所災害対策支援拠点の選定・運営、他の原子力事業者等への応援要請やプラントメーカー等からの対策支援対応等、技術面・運用面で支援を行う（②-6）。	(島根) 記載表現の相違 (島根) 記載方針の相違 (島根) 記載方針の相違
本社における原子力防災組織は、業務所掌に基づき、島根原子力発電所で原子力災害が発生した場合において島根原子力発電所が実施する事故対応の支援、復旧資機材の確保、要員の派遣及び社外への支援要請等を行う（②-7）。			(島根) 記載方針の相違
島根原子力発電所及び本社における原子力防災組織は情報共有を行い、支援、報告が必要な場合には、別紙1-5に示すとおり情報管理班及び統括班を経由して実施する（②-5）。			(女川) 島根実績の反映 (島根) 記載表現の相違 (島根) 運用の相違
f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故時に於いて実施された原子力災害対策活動の実績を踏まえ、原子力防災組織は、島根原子力発電所の原子力防災組織及び原子力災害対策活動を支援する組織の機能充実を図るために、別紙1-6に示す考え方を踏まえ以下のような改善を行う。 (a) 重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明確化、原子力防災組織の増員及び発電用原子炉主任技術者	f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において実施された原子力災害対策活動の実績を踏まえ、原子力防災組織は、女川原子力発電所の原子力防災組織の機能充実及び原子力災害対策活動を支援する組織の機能充実を図るために、別紙1-6に示す考え方を踏まえ以下のような改善を行う。 (a) 重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明確化、原子力防災組織の増員及び発電用原子炉主任技術者	f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において実施された原子力災害対策活動の実績を踏まえ、原子力防災組織は、泊発電所の原子力防災組織の機能充実及び原子力災害対策活動を支援する組織の機能充実を図るために、別紙1-6に示す考え方を踏まえ以下のような改善を行う。 (a) 重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明確化、原子力防災組織の増員及び発電用原子炉主任技術者	・各プラントで、組織体制の相違により発電所対策本部の機能班の名称、構成等の運用が異なるが、発電所対策本部の役割は同様。 (島根) 記載表現の相違 (島根) 記載表現の相違 (島根) 記載表現の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>の原子力防災組織内における位置付けの明確化</p> <p>(b) 原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項（候補地の選定、必要な要員及び資機材の確保）</p> <p>(c) 原子力緊急事態支援組織に関する事項（他の原子力事業者と共に組織を設置、定期的な訓練の実施、組織のさらなる拡充に向けての検討）</p> <p>(d) シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施</p> <p>今後も原子力防災訓練の評価結果等を踏まえ、さらなる検討、改善を行っていく。</p> <p>g. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項を審議する委員会として、原子力発電保安委員会を本社に設置している。また、発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会として、原子力発電保安運営委員会を発電所に設置している。</p> <p>原子力発電保安委員会及び原子力発電保安運営委員会で審議する事項は、別紙1-3に示す保安規定第6条（原子力発電保安委員会）(②-8)、保安規定第7条（原子力発電保安運営委員会）(②-9)及び別紙1-7に示す社内規定「内部コミュニケーション基本要領」(②-10)のとおりである。また、令和元年度の原子力発電保安委員会、原子力発電保安運営委員会の開催実績を、別紙1-8及び別紙1-9に示す(②-11, ②-12)。</p> <p>(a) 原子力発電保安委員会 島根原子力発電所にて社内規程の制定、改正、設計及び工事計画の認可申請等を行うにあたって、その上位となる原子炉設置変更許可申請書又は保安規定の変更等に関する事項を審議し、確認する(②-8)。</p> <p>原子力発電保安委員会は、電源事業本部部長（原子力管理）を委員長とし、電源事業本部部長（原子力安全技術）、発電所長、発電用原子炉主任技術者、各部長（品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、発電部長及び修保部長）、電源事業本部（原子力管理）マネージャー、原子力人材育成センター所長及び電源事業本部（原子力安全技術）マネージャーに加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>このため、原子力発電保安委員会における審議事項が島根原子力発電所に連携される仕組みとなっている。</p> <p>(b) 原子力発電保安運営委員会 島根原子力発電所における保安活動（運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、緊急時の措置等）を実施するにあたって制定・改正・廃止される島根原子力発電所が所管する社内規程の変更方針、原子炉設置変更許可申請を要する保全工事等、設計及び工事計画認可申請・届出（変更</p>	<p>(b) 原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項（候補地の選定、必要な要員及び資機材の確保）</p> <p>(c) 原子力緊急事態支援組織に関する事項（他の原子力事業者と共に組織を設置、定期的な訓練の実施、組織のさらなる拡充に向けての検討）</p> <p>(d) シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施</p> <p>今後も原子力防災訓練の評価結果等を踏まえ、さらなる検討、改善を行っていく。</p> <p>g. 発電用原子炉施設の保安に関する事項を審議する委員会として、原子力発電安全委員会を本店に設置している。また、発電用原子炉施設の保安運営に関する事項を審議する委員会として、泊発電所安全運営委員会を発電所に設置している。</p> <p>原子力発電施設保安委員会及び原子力発電安全委員会で審議する事項は、別紙1-3に示す保安規定第6条（原子力発電施設保安委員会）(②-7)、保安規定第7条（原子力発電施設保安運営委員会）(②-8)、別紙1-7に示す社内規程類「原子力発電施設保安委員会運営要領」(②-9)及び別紙1-8に示す社内規程類「原子力発電施設保安運営委員会要領書」(②-9)のとおりである。また、令和2年度の原子力発電施設保安委員会、原子力発電施設保安運営委員会の開催実績を、別紙1-9及び別紙1-10に示す(②-10, ②-11)。</p> <p>(a) 原子力発電施設保安委員会 女川原子力発電所にて社内規程類の制定、改正、工事計画の認可申請等を行うに当たって、その上位となる発電用原子炉設置変更許可申請書又は保安規定の変更等に関する事項を審議し、確認する(②-7)。</p> <p>原子力発電施設保安委員会は、原子力部長を委員長とし、発電用原子炉主任技術者に加え、課長以上の職位の者の中から委員長が指名した者（発電所長等）から構成する。</p> <p>このため、原子力発電施設保安委員会における審議事項が女川原子力発電所に連携される仕組みとなっている。</p> <p>(b) 原子力発電施設保安運営委員会 女川原子力発電所における保安活動（運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、緊急時の措置等）を実施するに当たって制定・改正・廃止される女川原子力発電所が所管する社内規程類の変更、発電用原子炉設置変更許可申請を要する保全工事等、設計及び工事計画認可申請・届出</p>	<p>原子力防災組織内における位置付けの明確化</p> <p>(b) 原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項（候補地の選定、必要な要員及び資機材の確保）</p> <p>(c) 原子力緊急事態支援組織に関する事項（他の原子力事業者と共に組織を設置、定期的な訓練の実施、組織のさらなる拡充に向けての検討）</p> <p>(d) シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施</p> <p>今後も原子力防災訓練の評価結果等を踏まえ、さらなる検討、改善を行っていく。</p> <p>g. 発電用原子炉施設の保安に関する事項を審議する委員会として、原子力発電安全委員会を本店に設置している。また、発電用原子炉施設の保安運営に関する事項を審議する委員会として、泊発電所安全運営委員会を発電所に設置している。</p> <p>原子力発電安全委員会及び泊発電所安全運営委員会で審議する事項は、別紙1-3に示す保安規定第6条（原子力発電安全委員会）(②-7)、保安規定第7条（泊発電所安全運営委員会）(②-8)、別紙1-7に示す社内規程類「原子力発電安全委員会運営マニュアル」(②-9)及び別紙1-8に示す社内規程類「泊発電所安全運営委員会運営マニュアル」(②-9)のとおりである。また、令和3年度の原子力発電安全委員会、泊発電所安全運営委員会の開催実績を、別紙1-9及び別紙1-10に示す(②-10, ②-11)。</p> <p>(a) 原子力発電安全委員会 泊発電所にて社内規程類の制定、改正、工事計画の認可申請等を行うに当たって、その上位となる発電用原子炉設置変更許可申請書又は保安規定の変更等に関する事項を審議し、確認する(②-7)。</p> <p>原子力発電安全委員会は、原子力部長を委員長とし、発電用原子炉主任技術者、原子力安全・品質保証部長、原子力土木部長、資材部長、発電所長、泊発電所原子力安全・品質保証室長に加え、本店のグループリーダー以上の職位の者の中から委員長が指名した者から構成する。</p> <p>このため、原子力発電安全委員会における審議事項が泊発電所に連携される仕組みとなっている。</p> <p>(b) 泊発電所安全運営委員会 泊発電所における保安活動（運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、非常時の措置等）を実施するに当たって制定・改正・廃止される泊発電所が所管する社内規程類の変更、発電用原子炉設置変更許可申請を要する保全工事等、設計及び工事計画認可申請・届出（変更認可申請・届出</p>	<p>(島根、女川) 名称の相違 ・原子力発電安全委員会 ・泊発電所安全運営委員会 (島根) 記載表現の相違 (島根、女川) 名称の相違 ・原子力発電安全委員会 ・泊発電所安全運営委員会 -原子力発電安全委員会運営マニュアル -泊発電所安全運営委員会運営要領 (島根、女川) 名称の相違 ・原子力発電安全委員会 ・泊発電所安全運営委員会 (島根) 記載表現の相違 (島根、女川) 名称の相違 ・原子力発電安全委員会 (女川) 島根実績の反映 -設計及び工事計画の認可 (島根) 記載表現の相違 (島根、女川) 名称の相違 ・原子力発電安全委員会 (島根、女川) ②組織体制の相違（本店） (島根、女川) 運用の相違 -各プラントで委員の考え方方が異なるが、発電所所属の委員（発電所長等）を含めることで、審議事項が発電所に連携される仕組みは同様 (島根、女川) 名称の相違 ・泊発電所安全運営委員会 (島根、女川) 保安規定との表現統一 -非常時の措置 (島根、女川) 名称の相違 ・泊発電所安全運営委員会 (島根、女川) 保安規定との表現統一 -非常時の措置</p>

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス (変更認可申請・届出を含む) を要する保全工事等に関する事項を審議し、確認する (②-9)。 原子力発電保安運営委員会は、発電所長を委員長とし、発電用原子炉主任技術者及び各部長（品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、発電部長及び保修部長）に加え、委員長が指名した者で構成する。 原子力発電保安運営委員会の委員長等は、原子力発電保安運営委員会に出席するため、原子力発電保安運営委員会における審議事項が本社に連携される仕組みとなっている。	泊発電所3号炉 (変更認可申請・届出を含む) を要する保全工事等に関する事項を審議し、確認する (②-8)。 原子炉施設保安運営委員会は、発電所長を委員長とし、発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、各部長の職位にある者に加え、委員長が指名した者で構成する。 原子炉施設保安運営委員会の発電用原子炉主任技術者等は原子炉施設保安委員会に出席するため、原子炉施設保安運営委員会における審議事項が本店に連携される仕組みとなっている。	泊発電所3号炉 出を含む。) を要する保全工事等に関する事項を審議し、確認する (②-8)。 泊発電所安全運営委員会は、発電所長を委員長とし、発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、各課(室、センター)長に加え、委員長が指名した者で構成する。 泊発電所安全運営委員会の発電用原子炉主任技術者等は原子力発電安全委員会に出席するため、泊発電所安全運営委員会における審議事項が本店に連携される仕組みとなっている。	相違理由 (島根、女川) 名称の相違 ・泊発電所安全運営委員会 (島根、女川) ③組織体制の相違 (発電所) (島根、女川) 名称の相違 ・泊発電所安全運営委員会 (島根) 記載方針の相違 (島根) 記載表現の相違
別紙1-1 原子力関係組織図 別紙1-2 組織規程（抜粋） 別紙1-3 島根原子力発電所原子炉施設保安規定（抜粋） 別紙1-4 原子力防災組織 別紙1-5 島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画（抜粋） 別紙1-6 原子力防災組織の改善に関する考え方 別紙1-7 内部コミュニケーション基本要領（抜粋） 別紙1-8 原子力発電保安委員会の開催実績（令和2年度） 別紙1-9 原子力発電保安運営委員会の開催実績（令和2年度）	別紙1-1 原子力関係組織 別紙1-2 組織規程（抜粋） 別紙1-3 女川原子力発電所原子炉施設保安規定（抜粋） 別紙1-4 原子力防災組織 別紙1-5 女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画（抜粋） 別紙1-6 原子力防災組織の改善に関する考え方 別紙1-7 原子炉施設保安委員会運営要領（抜粋） 別紙1-8 原子炉施設保安運営委員会要領書（抜粋） 別紙1-9 原子炉施設保安委員会の開催実績（令和2年度） 別紙1-10 原子炉施設保安運営委員会の開催実績（令和2年度）	別紙1-1 原子力関係組織 別紙1-2 組織管理規程（抜粋） 別紙1-3 泊発電所原子炉施設保安規定（抜粋） 別紙1-4 原子力防災組織 別紙1-5 泊発電所原子力事業者防災業務計画（抜粋） 別紙1-6 原子力防災組織の改善に関する考え方 別紙1-7 原子力発電安全委員会運営マニュアル（抜粋） 別紙1-8 泊発電所安全運営委員会運営要領（抜粋） 別紙1-9 原子力発電安全委員会の開催実績（令和3年度） 別紙1-10 泊発電所安全運営委員会の開催実績（令和3年度）		

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 技術者の確保 指針2 設計及び工事に係る技術者の確保 事業者において、設計及び工事を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されていること。③ 【解説】 1) 「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。 2) 「確保されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて確保する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>指針6 運転及び保守に係る技術者の確保 事業者において、運転及び保守を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されているか、又は確保する方針が適切に示されていること。④ 【解説】 「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。</p> <p>本変更に係る設計及び運転等を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者を適切に確保していることを以下に示す。</p> <p>a. 電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所の技術者並びに事業を行うために必要な有資格者的人数を別紙2-1に示す（③-1、④-1）。令和3年4月1日現在における電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所の技術者（業務出向者は除く。）数は663名であり、10年以上の経験を有する管理者が88名在籍している（③-2、④-2）。</p> <p>そのうち、島根原子力発電所及び島根原子力発電所に勤務する本社組織所属の技術者の人数は461名であり、10年以上の経験を有する管理者が52名在籍している（③-3、④-3）。</p> <p>電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所における令和3年4月1日現在の有資格者的人数は次のとおりであり、そのうち島根原子力発電所及び島根原子力発電所に勤務する本社組織所属の有資格者的人数を括弧書きで示す。</p>	<p>(2) 技術者の確保 指針2 設計及び工事に係る技術者の確保 事業者において、設計及び工事を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されていること。③ 【解説】 1) 「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。 2) 「確保されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて確保する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>指針6 運転及び保守に係る技術者の確保 事業者において、運転及び保守を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されているか、又は確保する方針が適切に示されていること。④ 【解説】 「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。</p> <p>本変更に係る設計及び運転等を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者を適切に確保していることを以下に示す。</p> <p>a. 本店（原子力部）及び女川原子力発電所の技術者並びに事業を行うために必要な資格名とそれらの有資格者の人数を別紙2-1に示す。令和3年10月1日現在、本店（原子力部）及び女川原子力発電所における技術者（業務出向者は除く。）の人数は714名であり、そのうち、10年以上の経験年数を有する特別管理職が165名在籍している（③-2、④-2）。</p> <p>また、女川原子力発電所における技術者的人数は524名である（③-1、④-1）。</p> <p>令和3年10月1日現在、本店（原子力部）及び女川原子力発電所の有資格者の人数は次のとおりであり、そのうち、女川原子力発電所における有資格者の人数を括弧書きで示す。</p>	<p>(2) 技術者の確保 指針2 設計及び工事に係る技術者の確保 事業者において、設計及び工事を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されていること。③ 【解説】 1) 「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。 2) 「確保されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて確保する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>指針6 運転及び保守に係る技術者の確保 事業者において、運転及び保守を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されているか、又は確保する方針が適切に示されていること。④ 【解説】 「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。</p> <p>本変更に係る設計及び運転等を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者を適切に確保していることを以下に示す。</p> <p>a. 本店（原子力事業統括部）及び泊発電所の技術者並びに事業を行うために必要な資格名とそれらの有資格者の人数を別紙2-1に示す。令和5年1月1日現在、本店（原子力事業統括部）及び泊発電所の技術者（業務出向者は除く。）の人数は616名であり、そのうち、10年以上の経験年数を有する管理職が68名在籍している（③-2、④-2）。</p> <p>また、泊発電所における技術者的人数は457名であり、10年以上の経験を有する管理職が31名在籍している（③-1、④-1）。</p> <p>令和5年1月1日現在、本店（原子力事業統括部）及び泊発電所の有資格者の人数は次のとおりであり、そのうち、泊発電所における有資格者の人数を括弧書きで示す。</p>	<p>(島根、女川) ②組織体制の相違（本店） (島根、女川) ⑦記載内容の相違（実績人数） (島根、女川) ⑦記載内容の相違（実績人数） (女川) 島根実績の反映 (島根) 記載表現の相違 (島根) 記載方針の相違 (島根) 記載表現の相違 (島根) 記載方針の相違 (島根) 記載表現の相違 (島根) 記載方針の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
島根原子力発電所 の設計及び工事、又は運転及び保守にあたり、技術者及び有資格者の休暇、疾病等による欠員、人事異動等を踏まえても、支障を生じない要員を確保している。	島根原子力発電所 の設計及び工事、また運転及び保守にあたり、技術者及び有資格者の休暇、疾病等による欠員、人事異動等を踏まえても、支障を生じない要員を確保している。	泊発電所 の設計及び工事、また運転及び保守に当たり、技術者及び有資格者の休暇、疾病等による欠員、人事異動等を踏まえても、支障を生じない要員を確保している。	(島根、女川) 記載表現の相違
原子炉主任技術者 21名(6名) 第一種放射線取扱主任者 81名(36名) 第一種ボイラー・タービン主任技術者 13名(12名) 第一種電気主任技術者 11名(7名) 運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者 20名(20名)	原子炉主任技術者 25名(15名) 第1種放射線取扱主任者 72名(34名) 第1種ボイラー・タービン主任技術者 16名(8名) 第1種電気主任技術者 11名(6名) 運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者 26名(26名)	原子炉主任技術者 23名(7名) 第1種放射線取扱主任者 51名(15名) 第1種ボイラー・タービン主任技術者 19名(15名) 第1種電気主任技術者 12名(6名) 運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者 21名(20名)	(島根、女川) (⑦記載内容の相違(実績人数))
設計及び工事については基本設計から現場施工管理までを含むことから、別紙1-1、別紙1-2に示したとおり、 電源事業本部 (原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築)及び 島根原子力発電所 の技術者で対応を行う(①-1、①-2)。 運転及び保守については、 運転管理及び施設管理に関する基本的な方針策定 から現場の運用管理までを含むことから、別紙1-1、別紙1-2に示したとおり、 電源事業本部 (原子力管理)及び 島根原子力発電所 の技術者で対応を行う(②-1、②-2)。 また、本変更にあたっては、自然災害や重大事故等発生時の対応として原子炉への注水等を行うこととしており、大型自動車等の資格を有する技術者も確保している。	設計及び工事については基本設計から現場施工管理までを含むことから、別紙1-1、別紙1-2及び別紙1-3に示すとおり、本店の 原子力部 及び 女川原子力発電所 の技術者で対応を行う(①-1、①-2)。 また、運転及び保守については、現場の運用管理であり、 女川原子力発電所 の技術者で対応を行う(②-1、②-2)。	設計及び工事については基本設計から現場施工管理までを含むことから、別紙1-1、別紙1-2及び別紙1-3に示すとおり、本店の 原子力事業統括部 及び 泊発電所 の技術者で対応を行う(①-1、①-2)。 運転及び保守については、現場の運用管理であり、 泊発電所 の技術者で対応を行う(②-1、②-2)。	(島根) 記載表現の相違 (島根、女川) (②組織体制の相違(本店))
b. 過去10年間における全社の採用人数と原子力部門採用人数の実績を別紙2-2に示す(③-4、④-4)。現在、確保している技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対応が可能であるが、今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るために、採用を通じ、必要な有資格者と技術者を継続的に確保し、配置する。 また、新規制基準施行を踏まえた適合性審査への対応等により、設計及び運転等に関する業務は増加しているが、発電所及び本社の部門間で技術者を融通し合うといった方策により対応している。	b. 過去10年間における採用人数の実績を別紙2-2に示す(③-3、④-3)。現在、確保している技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対応が可能であるが、今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るために、採用を通じ、必要な有資格者と技術者を継続的に確保し、配置する。 また、新規制基準施行を踏まえた適合性審査への対応等により、設計及び運転等に関する業務は増加しているが、中途採用の実施、社外労働力の確保、発電所及び本店の部門間で技術者を融通し合うといった方策により対応している。	b. 過去10年間における全社の採用人数と原子力部門採用人数の実績を別紙2-2に示す(③-3、④-3)。現在、確保している技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対応が可能であるが、今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るために、採用を通じ、必要な有資格者と技術者を継続的に確保し、配置する。 また、新規制基準施行を踏まえた適合性審査への対応等により、設計及び運転等に関する業務は増加しているが、中途採用の実施、社外労働力の確保、発電所及び本店の部門間で技術者を融通し合うといった方策により対応している。	(女川) 島根実績の反映 (島根) 記載表現の相違 ・泊、島根ともに、本文と整合する記載としている。 (女川) 島根実績の反映
c. 原子炉主任技術者、第一種放射線取扱主任者、第一種ボイラーア・タービン主任技術者、第一種電気主任技術者、運転責任者の資格を有する人数の至近5年間の実績を別紙2-3に示す(③-5、④-5)。 上記資格の有資格者数の5年間の推移としては同程度の人数を継続して確保している(③-5、④-5)。 発電用原子炉主任技術者は、原子炉ごとに選任することが定められていること、また代行者1名を選任することから、 島根原子力発電所 における発電用原子炉主任技術者の必要人数は2名となる。	c. 原子炉主任技術者、第1種放射線取扱主任者、第1種ボイラーア・タービン主任技術者、第1種電気主任技術者、運転責任者の資格を有する人数の至近5年間の実績を別紙2-3に示す。 上記資格の有資格者数の5年間の推移としては同程度の人数を継続して確保している。 発電用原子炉主任技術者は、原子炉ごとに選任することが定められていること、また代行者を発電用原子炉主任技術者と同数選任することから、発電用原子炉主任技術者の必要人数は4名となる。	c. 原子炉主任技術者、第1種放射線取扱主任者、第1種ボイラーア・タービン主任技術者、第1種電気主任技術者、運転責任者の資格を有する人数の至近5年間の実績を別紙2-3に示す。 上記資格の有資格者数の5年間の推移としては同程度の人数を継続して確保している。 発電用原子炉主任技術者は、原子炉ごとに選任することが定められていること、また代行者を発電用原子炉主任技術者と同数選任することから、発電用原子炉主任技術者の必要人数は6名となる。	(島根) 記載表現の相違 (島根) 記載表現の相違 (島根、女川) 設備の相違 ・プラント数(島根:1基、女川:2基、泊:

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>発電用原子炉主任技術者の選任条件は電源事業本部における参事以上の管理職とし、代行者は課長以上としており、原子炉主任技術者の有資格者を9名確保している。</p> <p>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電所ごとに選任することが定められており、島根原子力発電所では、主任技術者1名とその代行者1名を選任することから、第一種電気主任技術者及び第一種ボイラー・タービン主任技術者の必要人数はそれぞれ2名となる。</p> <p>選任条件は別紙2-4に示すとおり課長以上もしくはこれに準ずるもの（課長代理、副長、担当副長）としており（③-6, ④-6），課長以上もしくはこれに準ずるもの的第一種電気主任技術者の有資格者を6名、第一種ボイラー・タービン主任技術者を12名確保している。</p> <p>放射線取扱主任者は、放射性同位元素を取り扱う事業所ごとに選任することが定められており、放射性同位元素は島根原子力発電所で取り扱っているため、島根原子力発電所にて主任者を1名とその代行者1名を選任することから、第一種放射線取扱主任者の必要人数は2名となる。選任条件は課長以上もしくはこれに準ずるもの（課長代理、副長、担当副長）としており、課長以上もしくはこれに準ずるものとなる第一種放射線取扱主任者の有資格者を56名確保している。</p> <p>以上のことから、現在の有資格者数で、原子力発電所の運転保守等に必要な配置ができていることから、今後も引き続き同程度の有資格者を確保していく。</p> <p>(a) 資格取得の奨励</p> <p>取得を奨励する国家資格等を定め、資格取得を奨励する。その際、原子力発電所の運営上、特に重要な公的資格である原子炉主任技術者については、積極的に資格取得を推進する。具体的には、社外機関が開催する講座や教育に一定期間業務から離れて参加させ資格取得に必要な知識を習得させる取組みを</p>	<p>発電用原子炉主任技術者の選任条件は別紙2-4及び別紙2-5に示すとおり特別管理職としており（③-4, ④-4），特別管理職の原子炉主任技術者の有資格者を17名確保している。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から職務遂行能力を考慮した上で発電用原子炉ごとに選任する。</p> <p>大飯の設置許可（令和3年5月現在）より参考掲載</p> <p>電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電所ごとに選任することが定められており、女川原子力発電所では、主任技術者を1名とその代行者1名を選任することから、第1種電気主任技術者及び第1種ボイラー・タービン主任技術者の必要人数はそれぞれ2名となる。</p> <p>選任条件は別紙2-4及び別紙2-6に示すとおり特別管理職としており（③-5, ④-5），特別管理職の第1種電気主任技術者の有資格者を8名、特別管理職の第1種ボイラー・タービン主任技術者を15名確保している。</p> <p>放射線取扱主任者は、放射性同位元素を取り扱う事業所ごとに選任することが定められており、放射性同位元素は女川原子力発電所で取り扱っているため、女川原子力発電所にて主任者を1名とその代行者1名を選任することから、第1種放射線取扱主任者の必要人数は2名となる。選任条件は主任者が特別管理職、代行者は一般管理職以上としており、特別管理職の第1種放射線取扱主任者の有資格者を36名確保している。</p> <p>以上のことから、現在の有資格者数で、原子力発電所の運転保守等に必要な配置ができていることから、今後も引き続き同程度の有資格者を確保していく。</p> <p>(a) 資格取得の奨励</p> <p>取得を奨励する国家資格等を定め、資格取得を奨励する。その際、原子力発電所の運営上、特に重要な公的資格である原子炉主任技術者については、積極的に資格取得を推進する。具体的には、社外機関が開催する講座や教育、専門講師による集中講義等に一定期間業務から離れて参加させ資格取得に必要な</p>	<p>発電用原子炉主任技術者の選任条件は別紙2-4及び別紙2-5に示すとおり原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者としており（③-4, ④-4），当該条件を満たす原子炉主任技術者の有資格者を23名確保している。</p> <p>電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電所ごとに選任することが定められており、泊発電所では、電気主任技術者1名とその代行者1名、ボイラー・タービン主任技術者2名とその代行者2名を選任することから、第1種電気主任技術者の必要人数は2名、第1種ボイラー・タービン主任技術者の必要人数は4名となる。</p> <p>選任条件は別紙2-4及び別紙2-6に示すとおり課（室、センター）長以上又はこれに準ずる者としており（③-5, ④-5），当該条件を満たす第1種電気主任技術者の有資格者を5名、当該条件を満たす第1種ボイラー・タービン主任技術者の有資格者を8名確保している。</p> <p>放射線取扱主任者は、放射性同位元素を取り扱う事業所ごとに選任することが定められており、放射性同位元素は泊発電所で取り扱っているため、泊発電所にて主任者を1名とその代行者1名を選任することから、第1種放射線取扱主任者の必要人数は2名となる。選任条件は副長職以上としており、副長職以上の第1種放射線取扱主任者の有資格者を12名確保している。</p> <p>以上のことから、現在の有資格者数で、原子力発電所の運転保守等に必要な配置ができていることから、今後も引き続き同程度の有資格者を確保していく。</p> <p>(a) 資格取得の奨励</p> <p>取得を奨励する国家資格等を定め、資格取得を奨励する。その際、原子力発電所の運営上、特に重要な公的資格である原子炉主任技術者については、積極的に資格取得を推進する。具体的には、社外機関が開催する講座や教育、専門講師による集中講義等に一定期間業務から離れて参加させ資格取得に必要な</p>	<p>3基の相違により、必要人数が異なる。 (島根、女川) ⑩運用の相違（炉主任の職位、大飯同様） (島根、女川) ⑦記載内容の相違（実績人数）</p> <p>(島根、女川) 運用の相違 •ボイラー・タービン主任技術者の人数について、泊は運用面への配慮から、法令要求（1名）よりも多い2名（とその代行者2名）を選任している。 (島根、女川) 運用の相違 •各プラントの組織体制に応じて、相応の力量を有する管理職から、主任技術者を選任している。 (島根) 記載表現の相違 (島根、女川) ⑦記載内容の相違（実績人数）</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根、女川) 運用の相違 •各プラントの組織体制に応じて、相応の力量を有する管理職から、主任技術者を選任している。 (島根、女川) ⑦記載内容の相違（実績人数）</p>

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス 知識を習得させる取組を行っている。 また、その他様々な取組を別紙2-5のとおり行っており、これらの取組により毎年度1~2名の新規取得者を確保し、運用に必要な人数を維持することとしている。	泊発電所3号炉 知識を習得させる取組みを行っている。 また、その他様々な取組みを別紙2-7のとおり行っており、これらの取組を続けることにより、毎年数名程度受験し、有資格者の継続的な確保に努める。	泊発電所3号炉 知識を習得させる取組みを行っている。 また、その他様々な取組みを別紙2-7のとおり行っており、これらの取組みを続けることにより、毎年数名程度受験し、有資格者の継続的な確保に努める。	相違理由 (女川) 島根実績の反映 (女川) 島根実績の反映 (島根) 記載表現の相違 (島根) 記載方針の相違
(b) 資格取得（経験による認定） 第一種ボイラー・タービン主任技術者及び第一種電気主任技術者については、認定条件を満足した者について、順次、認定取得手続きを進める。認定取得のために必要となる情報（氏名、学歴及び職務経験等）について要員情報のデータベース等を用い、認定条件を満足した者について、順次、認定取得手続きを進めている。	(b) 資格取得（経験による認定） 第1種ボイラー・タービン主任技術者及び第1種電気主任技術者については、認定条件を満足した者について、順次、認定取得手続きを進めている。認定に必要な業務経験等の確認は、人材育成のデータベース等を用いて行う。	(b) 資格取得（経験による認定） 第1種ボイラー・タービン主任技術者及び第1種電気主任技術者については、認定条件を満足した者について、順次、認定取得手続きを進めている。認定に必要な業務経験等の確認は、要員管理のデータベース等を用いて行い、認定条件を満足した者について、順次、認定取得手続きを進めている。	(b) 資格取得（経験による認定） 第1種ボイラー・タービン主任技術者及び第1種電気主任技術者については、認定条件を満足した者について、順次、認定取得手続きを進めている。認定に必要な業務経験等の確認は、要員管理のデータベース等を用いて行い、認定条件を満足した者について、順次、認定取得手続きを進めている。	(女川) 運用の相違 ・各プラントの組織体制に応じて、資格取得に係る訓練計画の策定箇所が異なる。 (島根) 記載表現の相違 (女川) 運用の相違 ・資格取得に係る訓練計画策定箇所の相違により、データベースの種別が異なる。 (女川) 島根実績の反映 (女川) 島根実績の反映 (島根) 島根実績の反映 ・プラント数（島根：1基、女川：2基、泊：3基）の相違により、必要人数が異なる。
d. 令和3年4月1日現在の島根原子力発電所における自然災害及び重大事故等対応に関する資格者数を別紙2-6に示す。 これは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応において、大型自動車等の運転操作が必要だったことを踏まえ、島根原子力発電所において検討した重大事故等の対応に必要な資格を抽出し、有資格者を確保している（③-7、④-7）。	上記の取組を続けることにより、特に原子炉主任技術者については、年齢別に一定数の有資格者を継続的に維持することとしており、今後も必要人数2名（正1名、代行1名）以上の有資格者を維持していくこととしている。必要人数の考え方については、「（6）有資格者等の選任・配置」で示す。	上記の取組みを続けることにより、特に原子炉主任技術者については、年齢別に一定数の有資格者を継続的に維持することとしており、今後も必要人数4名（正2名、代行2名）以上の有資格者を維持していくこととしている。必要人数の考え方については、「（6）有資格者等の選任・配置」で示す。	上記の取組みを続けることにより、特に原子炉主任技術者については、年齢別に一定数の有資格者を継続的に維持することとしており、今後も必要人数6名（正3名、代行3名）以上の有資格者を維持していくこととしている。必要人数の考え方については、「（6）有資格者等の選任・配置」で示す。	(島根) 記載表現の相違 (女川) 島根実績の反映 (島根、女川) 設備の相違 ・プラント数（島根：1基、女川：2基、泊：3基）の相違により、必要人数が異なる。
e. 重大事故等対応に係る設計及び工事の進捗による技術者数（工事管理者）の確保実績を別紙2-7に示す（③-8）。工事件数の最も多い時期で1人あたり約1.0件の工事監理であり、技術者の業務に対する確実なチェック（上長によるチェック、他の技術者によるダブルチェック）体制の構築を行うことができ、ヒューマンエラーの防止が期待できる。	d. 令和3年10月1日現在の女川原子力発電所における自然災害及び重大事故等対応に関する資格者数を別紙2-8に示す（④-6）。 これは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応において、大型自動車等の資格を必要とする重機等の操作が必要だったことを踏まえ、女川原子力発電所において検討した重大事故等の対応に必要な資格を抽出し、有資格者を確保している。 現時点で確保している有資格者で重大事故等への対応が可能であるが、より多くの社員が資格を取得し、重大事故等発生時における対応をさらに適切に実施できるように、有資格者を確保していく（④-6）。	d. 令和5年1月1日現在の泊発電所における自然災害及び重大事故等対応に関する資格者数を別紙2-8に示す（④-6）。 これは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応において、大型自動車等の資格を必要とする重機等の操作が必要だったことを踏まえ、泊発電所において検討した重大事故等の対応に必要な資格を抽出し、有資格者を確保している。 現時点で確保している有資格者で重大事故等への対応が可能であるが、より多くの社員が資格を取得し、重大事故等発生時における対応をさらに適切に実施できるように、有資格者を確保していく（④-6）。	e. 重大事故等対応に係る設計及び工事の進捗による技術者数（工事監理員）の確保実績を別紙2-9に示す。工事件数の最も多い時期で1人あたり約0.6件の工事監理であり（③-6）、技術者の業務に対する確実なチェック（上長によるチェック、他の技術者によるダブルチェック）体制の構築を行うことができ、ヒューマンエラーの防止が期待できる。	(島根) 記載表現の相違 (島根、女川) (7)記載内容の相違（実績人数）

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
このため、現状で工事管理に適切な人数を確保していると考えられる。	このため、現状で工事監理に適切な人数を確保していると考えられる。	このため、現状で工事監理に適切な人数を確保していると考えられる。	
f. 確保した技術者の資質向上を図るため、島根原子力発電所及び本社では、データベースを構築し、プラント設備の技術変遷、設計情報、不具合事例等に関する情報を収集、整備している。 本データベースでは、機械設備、電気設備及び計装設備の保修に関する情報等を設備ごとに整理し、技術者と共有している。 また、島根原子力発電所の訓練施設には、別紙2-8のとおり不具合事例に関する資料を展示したスペースを設けている（③-9、④-8）。	f. 確保した技術者の資質向上を図るため、女川原子力発電所を含む原子力部門で共有するデータベースを構築し、設計情報、不具合事例等に関する情報を収集、整備している。 本データベースでは、機械設備、電気設備及び計装設備の保修に関する情報等を設備ごとに整理し、共有している。 また、女川原子力発電所の訓練施設には、別紙2-10のとおり不具合事例に関する資料を展示したスペースを設けている。 女川原子力発電所の技術者は、この取組等により技術を伝承し、現場において運転保守を行うことにより、技術者の資質向上を図っている。	f. 確保した技術者の資質向上を図るため、泊発電所を含む原子力部門で共有するデータベースを構築し、設計情報、不具合事例等に関する情報を収集、整備している。 本データベースでは、機械設備、電気設備及び計装設備の保修に関する情報等を設備ごとに整理し、共有している。 また、泊発電所及び本店の原子力事業統括部では、別紙2-10のとおり不具合事例を風化させないための教育を、計画的に実施している。 泊発電所及び本店の原子力事業統括部の技術者は、この取組等により技術を伝承し、現場において運転保守を行うことにより、技術者の資質向上を図っている。	(島根) 記載表現の相違 (島根) データベースの相違 (島根、女川) 運用の相違 ・泊は、本店の技術者も対象とした教育を計画的に実施することで、不具合事例を風化させないよう技術伝承している。 (島根) 記載表現の相違 (女川) 島根実績の反映
g. 電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術）においては、各専門分野を産業界全体の最高レベルに到達させるため、管理者自らがパフォーマンス目標に対するギャップを把握し、解決すべき問題点等を明確にするとともに、発電所への指導・助言（オーバーサイト）を行う活動を開始しており、これにより、パフォーマンスを向上させることを目指している。	g. 当社は、世界最高水準の発電所運営を行うために、国内外の安全性向上に資する良好事例取得に取り組むとともに、発電所への指導・助言（オーバーサイト）を行っている。 これにより、目指すべきパフォーマンスとのギャップを把握し、また解決すべき課題の抽出を行い、これらを協働で解決することにより世界最高水準のパフォーマンス、技術力を発揮することを目指している。	g. 当社は、世界最高水準の発電所運営を行うために、国内外の安全性向上に資する良好事例取得に取り組むとともに、発電所への指導・助言（オーバーサイト）を行っている。 これにより、目指すべきパフォーマンスとのギャップを把握し、また解決すべき課題の抽出を行い、これらを協働で解決することにより世界最高水準のパフォーマンス、技術力を発揮することを目指している。	(島根) 記載方針の相違 (島根) 記載表現の相違
以上のことから、設計及び運転等並びに自然災害や重大事故等の対応に必要な技術者及び有資格者を確保し、技術力の向上に努めている。 今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るために、採用を通じ技術者を確保し、必要な教育・訓練を行うことにより継続的に技術者と有資格者を育成し、配置する。	以上のことから、設計及び運転等並びに自然災害や重大事故等の対応に必要な技術者及び有資格者を確保し、技術力の向上に努めている。 今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るために、採用を通じ技術者を確保し、必要な教育・訓練を行うことにより継続的に技術者と有資格者を育成し、配置する。	以上のことから、設計及び運転等並びに自然災害や重大事故等の対応に必要な技術者及び有資格者を確保し、技術力の向上に努めている。 今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るために、採用を通じ技術者を確保し、必要な教育・訓練を行うことにより継続的に技術者と有資格者を育成し、配置する。	
別紙2-1 電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所在籍技術者並びに有資格者の人数	別紙2-1 本店（原子力部）及び女川原子力発電所における有資格者等の人数	別紙2-1 本店（原子力事業統括部）及び泊発電所における有資格者等の人数	(島根、女川) ②組織体制の相違（本店）
別紙2-2 全社と原子力部門の採用人数について	別紙2-2 全社と原子力部門の採用人数について	別紙2-2 全社と原子力部門の採用人数について	
別紙2-3 有資格者の人数の推移（至近5ヶ年）	別紙2-3 有資格者の人数の推移（至近5ヶ年）	別紙2-3 有資格者の人数の推移（至近6ヶ年）	
別紙2-4 主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領（抜粋）	別紙2-4 特別管理職就業規則（規程）（抜粋）	別紙2-4 泊発電所原子炉施設保安規定（抜粋）	(女川) 文書体系の相違
別紙2-5 原子炉主任技術者資格取得に向けた取組み	別紙2-5 原子炉主任技術者の職務等運用要領（抜粋）	別紙2-5 発電用原子炉主任技術者業務マニュアル（抜粋）	
別紙2-6 島根原子力発電所における自然災害及び重大事故等	別紙2-6 ボイラー・タービン主任技術者および電気主任技術者の職務等運用要領（抜粋）	別紙2-6 泊発電所電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者業務マニュアル（抜粋）	
	別紙2-7 原子炉主任技術者資格取得に向けた取組み	別紙2-7 原子炉主任技術者資格取得に向けた取組み	(女川) 島根実績の反映
	別紙2-8 女川原子力発電所における重大事故等対応に関する	別紙2-8 泊発電所における重大事故等対応に関する有資格者	

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
対応に関する有資格者数 別紙2-7 島根原子力発電所における重大事故等対応に係る工事件数と工事管理者数 別紙2-8 島根原子力発電所における不具合事例の展示	有資格者数 別紙2-9 女川原子力発電所における重大事故等対応に係る工事件数と工事監理員数 別紙2-10 女川原子力発電所の訓練施設における不具合事例の展示	数 別紙2-9 泊発電所における重大事故等対応に係る工事件数と工事監理員数 別紙2-10 不具合事例を風化させないための教育資料	(島根、女川)運用の相違 ・泊は、本店の技術者も対象とした教育を計画的に実施することで、不具合事例を風化させないよう技術伝承している。

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																							
<p>(3) 経験 指針3 設計及び工事の経験 事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の設計及び工事の経験が十分に具備されていること。⑤ 【解説】 「経験が十分に具備されていること」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されているか、又は設計及び工事の進捗に合わせて獲得する方針が適切に示されていることを含む。</p> <p>指針7 運転及び保守の経験 事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の運転及び保守の経験が十分に具備されているか、又は経験を獲得する方針が適切に示されていること。⑥ 【解説】 「経験が十分に具備されている」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されていることを含む。</p>	<p>(3) 経験 指針3 設計及び工事の経験 事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の設計及び工事の経験が十分に具備されていること。⑤ 【解説】 「経験が十分に具備されていること」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されているか、又は設計及び工事の進捗に合わせて獲得する方針が適切に示されていることを含む。</p> <p>指針7 運転及び保守の経験 事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の運転及び保守の経験が十分に具備されているか、又は経験を獲得する方針が適切に示されていること。⑥ 【解説】 「経験が十分に具備されている」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されていることを含む。</p>	<p>(3) 経験 指針3 設計及び工事の経験 事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の設計及び工事の経験が十分に具備されていること。⑤ 【解説】 「経験が十分に具備されていること」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されているか、又は設計及び工事の進捗に合わせて獲得する方針が適切に示されていることを含む。</p> <p>指針7 運転及び保守の経験 事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の運転及び保守の経験が十分に具備されているか、又は経験を獲得する方針が適切に示されていること。⑥ 【解説】 「経験が十分に具備されている」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されていることを含む。</p>																																								
<p>本変更に係る同等又は類似の施設の設計及び運転等の経験が十分に具備されていることを以下に示す。</p> <p>a. 当社は、昭和31年以来、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係諸施設へ多数派遣し、技術的能力の蓄積に努めている。 また、昭和49年3月に沸騰水型軽水炉（以下、「BWR」という。）を採用した島根原子力発電所1号炉の営業運転を開始して以来、計2基の原子力発電所を有し、平成29年4月に廃止措置に着手した1号炉を除き、今日において1基の原子力発電所を有している。 なお、3号炉についても平成17年12月に建設工事に着手している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力発電所</th> <th>原子炉熱出力 (MW)</th> <th>営業運転の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島根1号炉</td> <td>1,380</td> <td>昭和49年3月29日 (平成29年4月19日廃止措置計画認)</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2,436</td> <td>平成元年2月10日</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3,926</td> <td>(平成17年12月着工)</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 当社は、これら原子力発電所の建設時及び改造時の設計及び工事を通じて豊富な経験を有し、技術力を維持している。また、営業運転開始以来、計2基の原子力発電所において、約45年に及ぶ運転並びに島根原子力発電所1号炉での廃止措置を行つ</p>	原子力発電所	原子炉熱出力 (MW)	営業運転の開始	島根1号炉	1,380	昭和49年3月29日 (平成29年4月19日廃止措置計画認)	2号炉	2,436	平成元年2月10日	3号炉	3,926	(平成17年12月着工)	<p>本変更に係る同等又は類似の施設の設計及び運転等の経験が十分に具備されていることを以下に示す。</p> <p>a. 当社は、昭和31年以来、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係諸施設へ多数派遣し、技術的能力の蓄積に努めてきた。 また、昭和59年6月に沸騰水型軽水炉（以下「BWR」という。）を採用した女川原子力発電所1号炉の営業運転を開始して以来、計4基の原子力発電所を有し、令和2年7月から廃止措置に着手した女川原子力発電所1号炉を除き、今日においては、計3基の原子力発電所を有している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力発電所</th> <th>原子炉熱出力 (MW)</th> <th>営業運転の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女川1号炉</td> <td>1593</td> <td>昭和59年6月1日 (令和2年3月18日廃止措置計画認可)</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2436</td> <td>平成7年7月28日</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>2436</td> <td>平成14年1月30日</td> </tr> <tr> <td>東通1号炉</td> <td>3293</td> <td>平成17年12月8日</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 当社は、これら原子力発電所の建設時及び改造時の設計及び工事を通じて豊富な経験を有し、技術力を維持している。また、営業運転開始以来、計4基の原子力発電所において、約37年に及ぶ運転並びに女川原子力発電所1号炉での廃止措置を行つ</p>	原子力発電所	原子炉熱出力 (MW)	営業運転の開始	女川1号炉	1593	昭和59年6月1日 (令和2年3月18日廃止措置計画認可)	2号炉	2436	平成7年7月28日	3号炉	2436	平成14年1月30日	東通1号炉	3293	平成17年12月8日	<p>本変更に係る同等又は類似の施設の設計及び運転等の経験が十分に具備されていることを以下に示す。</p> <p>a. 当社は、昭和32年以来、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係諸施設へ多数派遣し、技術的能力の蓄積に努めてきた。 また、平成元年6月に加圧水型軽水炉（以下「PWR」という。）を採用した泊発電所1号炉の営業運転を開始して以来、計3基の原子力発電所を有している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力発電所</th> <th>原子炉熱出力 (MW)</th> <th>営業運転の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泊発電所1号炉</td> <td>1,650</td> <td>平成元年6月22日</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>1,650</td> <td>平成3年4月12日</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>2,660</td> <td>平成21年12月22日</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 当社は、泊発電所の建設時及び改造時の設計及び工事を通じて豊富な経験を有し、技術力を維持している。また、営業運転開始以来、計3基の原子力発電所において、約33年に及ぶ運転を行つおり、運転及び保守について十分な経験を有してい</p>	原子力発電所	原子炉熱出力 (MW)	営業運転の開始	泊発電所1号炉	1,650	平成元年6月22日	2号炉	1,650	平成3年4月12日	3号炉	2,660	平成21年12月22日	<p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違（経験） (島根) 記載表現の相違 (島根、女川) ⑧記載内容の相違（経験） (女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違（経験）</p> <p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違（経験）</p> <p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違（経験）</p>
原子力発電所	原子炉熱出力 (MW)	営業運転の開始																																								
島根1号炉	1,380	昭和49年3月29日 (平成29年4月19日廃止措置計画認)																																								
2号炉	2,436	平成元年2月10日																																								
3号炉	3,926	(平成17年12月着工)																																								
原子力発電所	原子炉熱出力 (MW)	営業運転の開始																																								
女川1号炉	1593	昭和59年6月1日 (令和2年3月18日廃止措置計画認可)																																								
2号炉	2436	平成7年7月28日																																								
3号炉	2436	平成14年1月30日																																								
東通1号炉	3293	平成17年12月8日																																								
原子力発電所	原子炉熱出力 (MW)	営業運転の開始																																								
泊発電所1号炉	1,650	平成元年6月22日																																								
2号炉	1,650	平成3年4月12日																																								
3号炉	2,660	平成21年12月22日																																								

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
つており、運転及び保守について十分な経験を有している。 (a) 本変更に関して、設計及び工事の経験として、島根原子力発電所において平成19年から平成20年にかけて、非常用炉心冷却系ストレーナの取替工事、平成22年から平成24年にかけて、原子炉再循環系配管の取替工事等の設計及び工事を順次実施している。 また、耐震安全性向上工事として、平成21年からは残留熱除去系配管等の支持構造物、原子炉建物屋根トラス、原子炉建物天井クレーン、燃料取替機等について設計及び工事を実施している。 (b)これまで他社プラントにおいて、応力腐食割れによるステンレス鋼製機器（原子炉内構造物、原子炉再循環系配管等）の損傷事例が確認されており、島根原子力発電所ではこの対策として、原子炉再循環系配管、液体ポイズン系配管、計装配管等の低炭素ステンレス鋼材への取替、及び原子炉再循環系配管、残留熱除去系配管の溶接部に対し、高周波加熱処理（1H S1）を行っている。 大規模で長期にわたる工事としては、島根原子力発電所1号炉における炉心シュラウド交換を実施した実績を有する。 配管減肉管理については、内部流体による配管減肉事象が確認されており、この対策として、材料の見直し（炭素鋼から低合金鋼に変更）や、オリフィス等の乱流発生要素の設置位置見直し等の改造を実施している。 さらに、小口径配管について、他社のプラントにおいて配管振動によるソケット溶接部の疲労割れなどの損傷事例が確認されたことを踏まえ、島根原子力発電所では溶接方法の変更（ソケット溶接から突合せ溶接に変更）及びサポートの追設を実施している。 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降は、重大事故等の事故状況下においても復旧を迅速に実施するため、可搬型重大事故等対処設備の操作訓練はもとより、普段から保守点検活動を当社社員自らが行い、知識・技能の向上を図り、緊急時に当社社員自らが直営で実施できるよう、以下のような取組みを行っている。 ・電源喪失時の重要バラメータ監視計器復旧作業 ・高圧ケーブル敷設及び接続作業 ・可搬型重大事故等対処設備への燃料補給作業 (c)更なる安全性向上の観点からアクシデントマネジメント対策として、再循環ポンプトリップ設備の追加、代替制御棒挿入設備の追加、原子炉又は格納容器への代替注水設備の追加、原子炉自動減圧設備の追加、耐圧強化ベント設備の追加及び非常用電源のユニット間融通設備の追加を検討し、対策工事を実施している。 また、経済産業大臣の指示に基づき実施した緊急安全対策	つており、運転及び保守について十分な経験を有している。 (a) 本変更に関して、設計及び工事の経験として、女川原子力発電所において平成18年には2号炉非常用炉心冷却系ストレーナ取替工事、平成22年には、1号炉原子炉圧力容器ヘッドスプレイ配管改良工事並びに平成24年には固体廃棄物貯蔵所増設工事の設計及び工事を順次実施している。 また、耐震裕度向上工事として、平成20年から安全上重要な配管・電路類のサポート、クレーン類等について設計及び工事を実施している。	る。 (a) 本変更に関して、設計及び工事の経験として、泊発電所において平成20年には1号炉の原子炉容器上部蓋の取替工事、平成21年には2号炉の原子炉容器上部蓋の取替工事及び平成23年には3号炉の原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナの取替工事の設計及び工事を順次実施している。 また、耐震裕度向上工事として、平成20年から1号炉の主蒸気系統配管の支持構造物、2号炉の主蒸気系統配管及び高圧注入配管等の支持構造物並びに3号炉の安全系蓄電池台架について設計及び工事を実施している。	(島根、女川) ⑧記載内容の相違（経験）
			(島根、女川) ⑧記載内容の相違（経験）
			(島根) ⑧記載内容の相違（経験） ・泊にて、「低炭素ステンレス鋼材への取替」、「高周波加熱処理(HS1)」及び「材料の見直しやオリフィスの配置見直し等の改造」は実施していない。 ・また、プラント設計の相違により、泊には「炉心シュラウド」及び「ソケット溶接」は存在しない。
			(島根) ⑧記載表現の相違 (女川) 島根実績の反映
			(島根、女川) ⑧記載内容の相違（経験）
			(島根、女川) ⑧記載内容の相違（経験）

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
により、 高圧発電機車 、 可搬式発電機 、 消防ポンプ等 の配備に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。	力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について（指示）（平成23・03・28原 第7号 平成23年3月30日付）に基づき実施した緊急安全対策により、電源車、 消防ポンプ等 の配備に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。	力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について（指示）（平成23・03・28原 第7号 平成23年3月30日付）に基づき実施した緊急安全対策により、電源車、 送水ポンプ車等 の配備に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。	(島根、女川) 名称の相違 ・電源車 ・送水ポンプ車
さらに、新規制基準施行前から独自に実施した安全性向上策として、 防波壁 、 移動式代替熱交換器設備の設置等 に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。	さらに、新規制基準施行前に独自に実施した安全性向上策として、防潮堤の設置、 原子炉建屋ベント装置の設置等 に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。	さらに、新規制基準施行前に独自に実施した安全性向上策として、防潮堤の設置、 蒸気発生器直接給水用高圧ポンプの設置等 に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。	(島根、女川) (⑧記載内容の相違 (経験))
また、 運転及び保守に関する社内規程 の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げている。	また、 社内規定類 の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げている。	また、 社内規定類 の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げている。	(島根、女川) (⑧記載内容の相違 (経験))
本変更に係る技術的能力の経験として、アクシデントマネジメント対策、緊急安全対策等の安全性向上対策の経験を以下に示す。	本変更に係る技術的能力の経験として、アクシデントマネジメント対策、緊急安全対策の安全性向上対策の経験を以下に示す。	本変更に係る技術的能力の経験として、アクシデントマネジメント対策、緊急安全対策等の安全性向上対策の経験を以下に示す。	(女川) 島根実績の反映
① アクシデントマネジメント対策について 米国スリーマイルアイランドの事故以降、アクシデントマネジメントの検討、整備を実施してきている。	① アクシデントマネジメント対策について 米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故以降、アクシデントマネジメントの検討、整備を実施してきている。	① アクシデントマネジメント対策について 米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故以降、アクシデントマネジメントの検討、整備を実施してきている。	(島根) 記載表現の相違
設備面では、 原子炉圧力容器 及び原子炉格納容器の健全性を維持するための機能を更に向上させるものとして、以下の設備改造を実施している。 ・原子炉停止機能にかかるもの 再循環ポンプトリップ設備及び代替制御棒挿入設備の追加 ・原子炉及び格納容器への注水にかかるもの	設備面では、 発電用原子炉 及び 原子炉格納容器 の健全性を維持するための機能をさらに向上させるものとして、以下の設備改造を実施している。 ・原子炉停止機能にかかるもの ：原子炉再循環ポンプトリップ設備及び代替制御棒挿入設備の追加。 ・原子炉及び原子炉格納容器への注水機能にかかるもの ：既存の代替注水設備（ろ過水系、復水補給水系）間の連絡配管の設置、流量計の設置及び原子炉自動減圧設備の追加。	設備面では、 発電用原子炉 及び 原子炉格納容器 の健全性を維持するための機能をさらに向上させるものとして、以下の設備改造を実施している。 ・原子炉停止機能にかかるもの ：蒸気タービンの自動トリップ化並びに電動及びタービン動補助給水ポンプの自動起動化。 ・原子炉及び原子炉格納容器への注水機能にかかるもの ：代替再循環及び格納容器内注水設備の追加。	(島根、女川) (⑧記載内容の相違 (経験))
原子炉又は格納容器への代替注水設備の追加及び原子炉自動減圧設備の追加 ・格納容器からの除熱機能にかかるもの 原子炉格納容器耐圧強化ベント設備の追加 ・安全機能のサポート機能にかかるもの 非常用電源のユニット間融通設備の追加	・原子炉格納容器からの除熱機能にかかるもの ：耐圧強化ベント設備の追加。 ・安全機能のサポート機能にかかるもの ：非常用電源のユニット間融通設備の追加。	・原子炉格納容器からの除熱機能にかかるもの ：格納容器内自然対流冷却の追加。 ・安全機能のサポート機能にかかるもの ：発電用原子炉施設間での電源融通設備の追加。	(島根、女川) (⑧記載内容の相違 (経験))
また、 島根原子力発電所 が所管する 社内規程 にアクシデントマネジメントに関する記載を検討、追加し、シミュレータ訓練、机上教育を通じて、知識・技能の維持向上に努め、継続的に改善を加えている。 ② 緊急安全対策等について 緊急安全対策については、緊急時の電源確保、発電用原子炉及び 燃料プールの除熱機能の確保等 の観点から以下の対策を実施している。	加えて、 女川原子力発電所1号炉 においては、 非常用補機冷却系 の強化を目的として、 非常用補機冷却系のポンプ等動的機器の追設 を実施している。 また、 女川原子力発電所 が所管する 社内規定類 にアクシデントマネジメントに関する記載を検討、追加し、シミュレータ訓練、机上教育を通じて、知識、技能の維持向上に努め、継続的に改善を加えている。 ② 緊急安全対策について 緊急安全対策については、緊急時の電源確保、発電用原子炉及び 使用済燃料プール の注水・冷却機能の確保等の観点から以下の対策を実施している。	加えて、 泊発電所1号炉及び2号炉 においては、 原子炉補機冷却系 の強化を目的として、 代替補機冷却設備 の追設を実施している。 また、 泊発電所 が所管する 社内規程類 にアクシデントマネジメントに関する記載を検討、追加し、シミュレータ訓練、机上教育を通じて、知識、技能の維持向上に努め、継続的に改善を加えている。 ② 緊急安全対策等について 緊急安全対策については、緊急時の電源確保、発電用原子炉及び 使用済燃料ピット の注水・冷却機能の確保等の観点から以下の対策を実施している。	(女川) (⑧記載内容の相違 (経験))

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の電源確保 高圧発電機車の配備、電源ケーブルの配備 発電用原子炉及び使用済燃料プールの注水・冷却機能の確保 消防ポンプ車、消防ホース、窒素ガスボンベの配備、注水継続又は代替注水のための純水タンク、ろ過水タンク、輪谷貯水槽及び海水を水源としての注水手順の整備 津波等に係る浸水対策 安全上重要な設備が設置されている建物入口扉の浸水防止対策及び貫通部の止水処理の実施 <p>また、緊急安全対策に加え、新規制基準施行より以前から、発電用原子炉及び使用済燃料プールの燃料損傷防止に対する一層の安全性向上を図るために、「防波壁の設置」、「建物への浸水防止」及び「除熱・冷却機能の更なる強化」の3つの観点から安全性向上策を検討・実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防波壁の設置 建物への浸水防止 原子炉建物等の扉の水密化及びタービン建物と原子炉建物間の貫通部の止水 除熱・冷却機能の更なる強化 原子炉補機海水ポンプ用電動機の予備品、原子炉補機海水ポンプエリアへの防水壁の設置、代替水中ポンプ及び移動式代替熱交換器設備の配備、環境モニタリング設備等の増強 <p>c. 新規制基準施行を踏まえ、島根原子力発電所では78事象の自然現象及び人為事象を評価した上で下記のような自然災害等対策及び重大事故等対策に関する検討、設備改造工事等を進めている。</p> <p>また、これらの対策を運用する体制、手順についても整備を進めている。</p> <p>(a) 自然灾害等対策について</p> <p>地震：地震による加速度によって作用する地震力に対する設計、設計基準対象施設の耐震設計に用いる地震力の算定、設計基準対象施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界の考慮による設計を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の電源確保 電源車の配備、接続ケーブルの配備。 発電用原子炉及び使用済燃料プールの注水・冷却機能の確保 予備ポンベ等を用いた原子炉減圧手順の整備、電源車等による補給水ポンプ等への電力供給又は消防車による注水手順の整備。 津波等に係る浸水対策 安全上重要な設備が設置されている建屋入口扉の浸水防止対策及び貫通部の止水処理の実施。 <p>また、緊急安全対策に加え、新規制基準施行より以前に、発電用原子炉及び使用済燃料プールの燃料損傷防止に対する一層の安全性向上を図るために、「防潮堤の設置」、「建屋への浸水防止」及び「除熱・冷却機能の更なる強化」の3つの観点から安全性向上策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防潮堤の設置 建屋への浸水防止 建屋内への浸水防止対策として、建屋扉へのゴムシール取り付けを実施。 除熱・冷却機能の更なる強化 大容量電源装置の設置、高台電源センターの整備と代替注水車の配備、原子炉建屋ベント装置の設置及びモニタリングポストの電源等の強化。 <p>c. 新規制基準施行を踏まえ、女川原子力発電所では78事象の自然現象及び人為事象を評価した上で以下のような自然災害等対策及び重大事故等対策に関する検討、設備改造工事等を進めている。</p> <p>また、これらの対策を運用する体制、手順についても整備を進めている。</p> <p>(a) 自然灾害等対策について</p> <p>地震：地震による加速度によって作用する地震力に対する設計、設計基準対象施設の耐震設計に用いる地震力の算定、設計基準対象施設の耐震設計における荷重の組み合わせと許容限界の考慮による設計を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の電源確保 電源車の配備、接続ケーブルの配備。 発電用原子炉及び使用済燃料ビットの注水・冷却機能の確保 加圧器逃がし弁用バッテリ等を用いた原子炉減圧手順の整備、電源車等による補助給水ポンプ等への電力供給又は送水ポンプ車による注水手順の整備。 津波等に係る浸水対策 安全上重要な設備が設置されている建屋入口扉の浸水防止対策及び貫通部の止水処理の実施。 <p>また、緊急安全対策に加え、新規制基準施行より以前に、発電用原子炉及び使用済燃料ビットの燃料損傷防止に対する一層の安全性向上を図るために、「防潮堤の設置」、「建屋への浸水防止」及び「除熱・冷却機能の更なる強化」の3つの観点から安全性向上策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防潮堤の設置 建屋への浸水防止 建屋内への浸水防止対策として、建屋扉へのゴムシール取り付けを実施。 除熱・冷却機能の更なる強化 大容量電源装置の設置、高台水源の設置、蒸気発生器直接給水用高圧ポンプの設置及びモニタリングポストの電源等の強化。 <p>c. 新規制基準施行を踏まえ、泊発電所では78事象の自然現象及び人為事象を評価した上で以下のような自然災害等対策及び重大事故等対策に関する検討、設備改造工事等を進めている。</p> <p>また、これらの対策を運用する体制、手順についても整備を進めている。</p> <p>(a) 自然灾害等対策について</p> <p>地震：地震による加速度によって作用する地震力に対する設計、設計基準対象施設の耐震設計に用いる地震力の算定、設計基準対象施設の耐震設計における荷重の組み合わせと許容限界の考慮による設計を実施している。</p>	<p>(島根) 記載表現の相違 (島根、女川) ⑧記載内容の相違 (説明)</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (女川) 名称の相違 • 使用済燃料ビット</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (女川) ⑧記載内容の相違 (説明)</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (女川) ⑧記載内容の相違 (説明)</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p>
<p>津波：設計基準対象施設が設置された敷地において、水密扉の設置、貫通部の止水対策等を実施し、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計及び取水路、放水路等の経路から流入させない設計を実施している。また、水密扉の設置及び貫通部の止水対策を実施している。</p> <p>竜巻：「最大風速92m/sの竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重」並びに「その他竜巻以外の自然現象による</p>	<p>津波：設計基準対象施設が設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計及び取水路、放水路等の経路から流入させない設計を実施している。また、水密扉の設置及び貫通部の止水対策を実施している。</p> <p>竜巻：「最大風速100m/sの竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重」並びに「その他竜巻以外の自然現象によ</p>	<p>津波：設計基準対象施設が設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計及び取水路、放水路等の経路から流入させない設計を実施している。また、水密扉の設置及び貫通部の止水対策を実施している。</p> <p>竜巻：「最大風速100m/sの竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重」並びに「その他竜巻以外の自然現象によ</p>	<p>(島根) 記載表現の相違 (島根) ⑧設計方針の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>荷重」等を適切に組み合わせた設計荷重に対して、建物開口部や屋外機器に対する竜巻防護ネット又は竜巻防護鋼板の設置等の防護対策を検討し、実施している。</p> <p>火山：敷地内で想定される降下火砕物の層厚を設定し、直接的影響である構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計、水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響に対して降下火砕物が容易に侵入しにくい設計としている。また、降下火砕物が換気系のフィルタに付着した場合でも、取替又は清掃が可能な設計としている。</p> <p>外部火災：森林火災からの延焼防止を目的として評価上必要とされる防火帯幅を算出し、設置している。航空機墜落による火災では、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災との重畳を考慮し、建物表面温度及び室内温度が許容温度以下となる設計であることを確認している。</p> <p>内部火災：安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護するための火災の発生防止、早期の火災検知及び消火並びに火災の影響軽減を考慮した火災防護について、異なる感知方式の感知器の設置、煙充満等により消火困難な区域への固定式消火設備の設置、安全系区分の分離のため3時間以上の耐火能力を有する隔壁等の設置に関して、技術的な検討及び対策を実施している。</p> <p>内部溢水：溢水源として発生要因別に分類した溢水を想定し、溢水防護対象設備が設置される区画を溢水防護区画として設定した上で、没水、被水及び蒸気の影響を検討し、水密扉及び床ドレン逆止弁等の設置、電路・配管貫通部の止水対策等を実施している。</p> <p>(b) 重大事故等対策等について</p> <p>重大事故等：原子炉格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置（フィルタベント）や、全交流動力電源喪失事象（SBO）時に高圧注水系の冗長性を持たせるための高圧代替注水系（HPAC）の新設、静的触媒式水素処理装置の設置などの対応について検討し、基本設計を実施した。</p> <p>大規模損壊：大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に、発電用原子炉施設内の人的資源、設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備等の物的資源及びその時点で得られる施設内外の情報を活用して様々な事態において柔軟に対応することについて検討し、基本設計を実施した。</p> <p>d. リスク情報活用の取組みとして、アクシデントマネジメント</p>	<p>る荷重」等を適切に組み合わせた設計荷重に対して、建屋扉のリプレース、建屋開口部や屋外機器に対する竜巻防護ネットの設置、軽油タンクの地下化等の防護対策を検討し、実施している。</p> <p>火山：敷地内で想定される層厚の降下火砕物を設定し、直接的影響である構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計、水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響に対して降下火砕物が容易に侵入しにくい設計としている。また、降下火砕物が換気空調系のフィルタに付着した場合でも、取替又は清掃が可能な設計としている。</p> <p>外部火災：森林火災からの延焼防止を目的として評価上必要とされる防火帯幅を算出し、設置する。航空機墜落による火災では、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災との重畳を考慮し、建屋表面温度及び室内温度が許容温度以下となる設計であることを確認している。</p> <p>内部火災：安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護するための火災の発生防止、早期の火災検知及び消火並びに火災の影響軽減を考慮した火災防護について、異なる種類の感知器の設置、煙充満等により消火困難な区域への固定式消火設備の設置、安全系区分の分離のため3時間以上の耐火能力を有する隔壁等の設置に関して、技術的な検討及び対策を実施している。</p> <p>内部溢水：溢水源として発生要因別に分類した溢水を想定し、防護対象設備が設置される区画を溢水防護区画として設定した上で、没水、被水及び蒸気の影響評価を検討し、水密扉、床ドレン逆流防止治具等の設置、電路・配管貫通部の止水対策等を実施している。</p> <p>(b) 重大事故等対策等について</p> <p>重大事故等：原子炉格納容器フィルタベント系の新設や、全交流動力電源喪失事象（SBO）時に高圧注水系の冗長性を持たせるための高圧代替注水系（HPAC）の新設などの取組を進めている。</p> <p>大規模損壊：大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に、発電用原子炉施設内において人的資源、設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備等の物的資源及びその時点で得られる施設内外の情報を活用し様々な事態において柔軟に対応することを検討している。</p> <p>d. リスク情報活用の取組みとして、アクシデントマネジメント</p>	<p>る荷重」等を適切に組み合わせた設計荷重に対して、取水ピットポンプ室等の上部開口部に対する竜巻防護ネットの設置、建屋壁面開口部に対する防護鋼板の設置等の防護対策を検討し、実施している。</p> <p>火山：敷地内で想定される層厚の降下火砕物を設定し、直接的影響である構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計、水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響に対して降下火砕物が容易に侵入しにくい設計としている。また、降下火砕物が換気空調系のフィルタに付着した場合でも、取替又は清掃が可能な設計としている。</p> <p>外部火災：森林火災からの延焼防止を目的として評価上必要とされる防火帯幅を算出し、設置する。航空機墜落による火災では、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災との重畳を考慮し、建屋表面温度及び室内温度が許容温度以下となる設計であることを確認している。</p> <p>内部火災：安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護するための火災の発生防止、早期の火災検知及び消火並びに火災の影響軽減を考慮した火災防護について、異なる感知方式の感知器の設置、煙充満等により消火困難な区域への固定式消火設備の設置、安全系区分の分離のため3時間以上の耐火能力を有する隔壁等の設置に関して、技術的な検討及び対策を実施している。</p> <p>内部溢水：溢水源として発生要因別に分類した溢水を想定し、溢水防護対象設備が設置される区画を溢水防護区画として設定した上で、没水、被水及び蒸気の影響評価を検討し、水密扉、床ドレン逆流防止治具等の設置、電路・配管貫通部の止水対策等を実施している。</p> <p>(b) 重大事故等対策等について</p> <p>重大事故等：代替炉心注水又は代替格納容器スプレイとして使用するための代替格納容器スプレイポンプの新設、原子炉格納容器内の水素濃度を低減するための原子炉格納容器内水素処理装置及び格納容器水素イグナイタの新設等の取組みを進めている。</p> <p>大規模損壊：大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に、発電用原子炉施設内において人的資源、設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備等の物的資源及びその時点で得られる施設内外の情報を活用し様々な事態において柔軟に対応することを検討している。</p> <p>d. リスク情報活用の取組みとして、アクシデントマネジメント</p>	<p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違（経験）</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (女川) 島根実績の反映</p> <p>(女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (女川) 島根実績の反映</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>策の検討に活用してきた。また、自社プラント確率論的リスク評価（以下「PRA」という。）モデルの改良を重ねるとともに、定期安全レビューにおける運転時・停止時のPRA、定期検査時のリスク把握に活用してきた。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降は、地震PRA・津波PRAの実施により、外部事象のリスクの定量的な把握等に活用してきている。</p> <p>今後は、PRAモデルの更なる高度化作業を進め、日常的な運転・保守におけるリスク管理と発電所の脆弱点を抽出し、リスク低減効果の高い対策の検討に活用していく。</p> <p>e. 当社原子力発電所の訓練施設及び国内の原子力関係機関である株式会社BWR運転訓練センター（以下「BTC」という。）では、従来から下記の訓練を実施している。</p> <p>(a) 原子力発電所の訓練施設で行われる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力研修教育訓練 保全業務に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬した訓練設備により、保全業務に必要な知識の習得及び機器の分解、検査等の実技訓練を実施している。 保全業務に関する訓練は、対象者の業務内容に応じたカリキュラム（共通、安全、機械設備及び電気設備等）を設定し、それぞれ習熟度に応じて3つのコース（初級教育、中級教育及び専門教育）に分けている。 運転訓練 発電用原子炉の運転業務に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬したシミュレータ訓練装置により、基本的な起動・停止操作から冷却材喪失事故等、複雑な事故対応の実技訓練を実施するシミュレータ訓練コースを設定し、実施している。シミュレータ訓練コースは、対象者の習熟度に応じ、8つのコース（運転基礎研修、BTC初級補完研修、オペレータ養成研修、EOP初級研修、再研修、当直管理者研修、直員連携研修及び特別訓練研修）に分けている。 	<p>策の検討に活用してきた。また、自社グループ内での確率論的リスク評価（以下「PRA」という。）実施体制を整備し、自社プラントのモデルを構築、隨時改良を重ねるとともに、定期安全レビューにおける運転時・停止時のPRA、定期検査時のリスク把握に活用してきた。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降は、地震PRA・津波PRAの実施による外部事象のリスクの把握、新規制基準適合性審査における有効性評価の対象となる事故シーケンスの抽出に活用してきている。</p> <p>今後は、重大事故等対策を含めたモデルによるPRAを実施し、対策によるリスク低減効果の定量的な把握等に活用するとともに、PRAモデルの更なる高度化作業を進め、日常的な運転・保守におけるリスク管理と発電所の脆弱性を抽出し、リスク低減効果の高い対策の検討に活用していく。</p> <p>e. 当社原子力発電所内の訓練施設及び国内の原子力関係機関である株式会社BWR運転訓練センター（以下「BTC」という。）では、従来から以下の訓練を実施している。</p> <p>(a) 原子力発電所内の訓練施設で行われる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保修訓練 保守に関する業務に従事する技術者を主な対象者として、実物と同等な訓練設備により、保修業務に必要な知識の習得及び機器の分解、検査等の実技訓練を実施している。 保修訓練コースは、対象者の業務内容に応じ3つのカリキュラム（機械関係、電気・計装関係及び保全般関係）を設定し、別紙3-2に示すとおり、それぞれ習熟度に応じて2つのコース（保修基礎技術教育1、2）に分けている（⑥-1）。 ・運転訓練 運転に関する業務に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬したシミュレータ訓練装置により、基本的な起動・停止操作から冷却材喪失事故等、複雑な事故対応の実技訓練を実施している。シミュレータ訓練コースは、別紙3-2に示すとおり、対象者の習熟度に応じ4つのコース（養成コース、専門コース、管理者コース及びチーム連携訓練）に分けている（⑥-1）。 ・養成コース 養成コース1：BWRプラント概要、各設備の目的と基本対応操作を習得する。 通常操作コース：プラント起動停止時の各ステップにおける主要機器の起動停止操作及び 	<p>対策の検討に活用してきた。また、自社プラントの確率論的リスク評価（以下「PRA」という。）として、定期安全レビューにおける運転時・停止時のPRAを実施し、リスク把握に活用してきた。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降は、地震PRA・津波PRAの実施による外部事象のリスクの把握、新規制基準適合性審査における有効性評価の対象となる事故シーケンスの抽出に活用してきている。</p> <p>今後は、重大事故等対策を含めたモデルによるPRAを実施し、対策によるリスク低減効果の定量的な把握等に活用するとともに、PRAモデルの更なる高度化作業を進め、日常的な運転・保守におけるリスク管理と発電所の脆弱性を抽出し、リスク低減効果の高い対策の検討に活用していく。</p> <p>e. 当社訓練施設及び泊発電所内に設けた訓練用設備並びに国内の原子力関係機関である株式会社原子力発電訓練センター（以下「NTC」という。）では、従来から以下の訓練を実施している。</p> <p>(a) 当社訓練施設及び泊発電所内に設けた訓練用設備で行われる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保修訓練 保守に関する業務に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬した訓練設備により、保修業務に必要な知識の習得及び機器の分解、検査等の実技訓練を実施している。 保修訓練コースは、対象者の業務内容に応じ3つのカリキュラム（機械関係、電気・制御関係及び保修全般関係）を設定し、別紙3-2に示すとおり、機械関係及び電気・制御関係については、それぞれ習熟度に応じ2つのコース（基礎教育及び保修訓練）に分けている（⑥-1）。 ・運転訓練 運転に関する業務に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬したシミュレータ訓練装置により、基本的な起動・停止操作から冷却材喪失事故等、複雑な事故対応の実技訓練を実施している。シミュレータ訓練コースは、別紙3-2に示すとおり、対象者の習熟度に応じ5つのコース（シミュレータ訓練I、シミュレータ訓練II、シミュレータ訓練III、初級操作訓練及び自主操作訓練）に分けている（⑥-1）。 ・シミュレータ訓練I 訓練員が主体となって運転対応操作を行い、監督者による管理能力の向上及び操作員との連携・コミュニケーションの維持・向上を図る。 ・事故時の判断指揮命令能力向上訓練（連携） 	<p>(島根、女川) 運用の相違 ・泊は、設計ノウハウを有するプラントメーカーとともにPRAモデルを整備し、リスク情報を活用している。</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違 ⑨設備及び運用の相違（訓練）</p> <p>(島根、女川) ⑨設備及び運用の相違（訓練） (島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) ⑨設備及び運用の相違（訓練） (島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根、女川) ⑨設備及び運用の相違（訓練）</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根、女川) ⑨設備及び運用の相違（訓練）</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根、女川) ⑨設備及び運用の相違（訓練）</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根、女川) ⑨設備及び運用の相違（訓練）</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根) 記載表現の相違 (島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>盤面・パラメータ監視の基本を理解する。</p> <p>養成コース2：異常時運転操作（事象ベース）での対応操作を理解し、中央制御室での運転に必要な技量を習得する。</p> <p>起動停止コース：原子炉起動から定格出力到達までの起動工程の理解と一連の起動操作を習得する。</p> <p>養成コース3：異常時運転操作（微候ベース）に関する基本知識と挙動を理解し、中央制御室での運転に必要な技量を習得する。</p> <p>養成コース4：異常時運転操作（事象ベース、微候ベース）対応を通じ、習得した知識・技能を再確認した上で、中央制御室での運転に必要な知識、技能及び主体的な対応を習得する。</p> <p>専門コース</p> <p>専門コース1：異常時運転操作（事象ベース、微候ベース）に関する知識、技能を向上し中央制御室の運転員として必要な総合的技量の向上を図る。</p> <p>専門コース2：重大事故等に対する理解と特定事象への的確な対応操作、及び異常時運転操作（微候ベース）の判断との確な対応操作の向上を図る。</p> <p>専門コース3：異常時運転操作（微候ベース、原災法特定事象等）を通し上級職を目指すために必要な技能・知識の向上及び原災法特定事象等へ該当する事象の判断を通じ指揮・命令の基本事項を習得する。</p> <p>専門コース4：中央制御室の運転員として持つべき技能・知識を再確認し、異常時、事故時の状況判断、指示、命令、通報など運転管理責任者を目指すために必要な技能・知識を理解する。</p> <p>管理者コース</p> <p>：管理職として、持つべき技能・知識を再確認し、異常時、事故時の状況判断、指示、命令、通報など運転管理責任者に必要な技能・知識の維持向上を図る。</p> <p>チーム連携訓練</p> <p>：チーム単位での訓練で、異常時運転操作（事象ベース、微候ベース）を中心</p>	<p>・連携による事象判別異常時対応操作訓練（複合事象）</p> <p>・通常時運転操作、プラント起動停止等操作訓練（連携）</p> <p>・重要事故シーケンス訓練</p> <p>・訓練の反省及び補足説明</p> <p>・シミュレータ訓練II</p> <p>「操作技能異常時対応能力の維持・向上」「監督者－オペレータ間の連携能力の維持・向上」を図る。</p> <p>・事故時の判断能力向上訓練</p> <p>・事象判別、異常時対応操作訓練（複合事象）</p> <p>・プラント起動停止等操作訓練（応用）</p> <p>・プラント系統・制御（応用）</p> <p>・訓練の反省及び補足説明</p> <p>・シミュレータ訓練III</p> <p>運転責任者資格保持者、又は新規取得予定者を対象に、管理監督・指揮命令能力の維持・向上を図る。また、「操作技能異常時対応能力の維持・向上」「監督者の管理能力及び監督者－オペレータ間の連携能力の維持・向上」を図る。</p> <p>・監督者（運転責任者資格保持者又は新規取得予定者）による技量維持の訓練</p> <p>・事故時の判断能力向上訓練</p> <p>・事象判別、異常時対応操作訓練（複合事象）</p> <p>・通常運転操作（臨界操作）</p> <p>・プラント起動停止等操作訓練（応用）</p> <p>・プラント系統・制御（応用）</p> <p>・保安規定、関係法令等記載事項の理解</p> <p>・訓練の反省及び補足説明</p> <p>・初級操作訓練</p> <p>若年層運転員に対する基礎知識・技能の習得を図る。</p> <p>・通常操作（補機切替及び定期試験）の中央制御室操作</p> <p>・プラント系統・制御（基礎）</p> <p>・プラント起動停止等操作訓練（基礎）</p> <p>・事象判別、異常時対応操作訓練（单一故障）</p> <p>・訓練の反省及び補足説明</p> <p>・自主操作訓練</p> <p>訓練生の自発的な挙動確認・対応確認等のため、訓練生のニーズに沿った対応訓練の実施。</p> <p>・N T C 訓練前後の事前・事後訓練</p> <p>・疑問、問題解決型訓練</p> <p>・その他</p>	

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) B T Cで行われる訓練</p> <p>発電用原子炉の運転に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬したシミュレータ訓練装置により、基本的な起動・停止操作から冷却材喪失事故等、複雑な事故対応の実技訓練を実施するシミュレータ訓練コースを設定し、実施している。シミュレータ訓練コースは、対象者の習熟度に応じ2つのコース（基準訓練コース、継続訓練コース）に分けている。</p> <p>・基準訓練コース</p> <p>原子炉の基礎理論、発電所の設備及び運転実技の習得のためのコースであり、運転業務に携わる技術者を派遣している。</p> <p>初級I：BWRプラント概要、核工学、熱工学、制御工学、安全工学等の基礎理論について習得する。</p> <p>初級II：中央制御室での運転に必要な基礎的技量を習得する。</p> <p>中級II：中央制御室操作員の上位者として、法令、保安規定等の幅広い運転管理知識を拡充の上、広範囲に及ぶ異常時対応能力（事象ベース、微候ベース）を習得する。</p> <p>上級I：運転責任者として要求される技量を総括的に習得する。</p> <p>上級II：運転責任者資格の更新を行う。</p> <p>・継続訓練コース</p> <p>通常時、異常時及び緊急時の運転手順に関する知識と技能を習得するためのコース。</p>	<p>に、長期停止に伴う技術の補完及び重大事故等への対応能力向上を目指してチーム内連携の向上を図る。</p> <p>(b) B T Cで行われる訓練</p> <p>原子炉の運転に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬したシミュレータ訓練装置により、基本的な起動・停止操作から冷却材喪失事故等、複雑な事故対応の実技訓練を実施するシミュレータ訓練コースを設定し、実施している。シミュレータ訓練コースは、対象者の習熟度に応じ3つのコース（遠隔講義、基準訓練コース及び継続訓練コース）に分けている。</p> <p>・遠隔講義</p> <p>BWRプラント概要、核工学、熱工学、制御等の基礎理論の習得のためのコース。テレビ会議システムを活用した遠隔講義を設定し、3つのコース（初級I入門、初級I補機及び初級I主機）に分けて実施している。</p> <p>・基準訓練コース</p> <p>原子炉の基礎理論、発電所の設備及び運転実技の習得のためのコースであり、運転業務に携わる技術者を派遣している。</p> <p>中級I</p> <p>：異常時対応（事象ベース、微候ベース）に関する知識・技能を高め、総合的技量の向上を目的とする。</p> <p>中級II S</p> <p>：重大事故等への拡大を防ぐ取組及び重大事故等後の対応について事象を収束させるために必要となる知識及び技能を習得する。</p> <p>上級I</p> <p>：運転責任者として要求される技量を総括的に習得する。</p> <p>上級II</p> <p>：運転責任者資格の更新を行う。</p> <p>・継続訓練コース</p> <p>通常時、異常時及び緊急時の運転手順に関する知識と技能を習得するためのコース。</p> <p>中級A</p> <p>：異常時対応（事象ベース、微候ベース）の基本習熟を重点とする。</p> <p>中級B/交流</p> <p>：通常操作と異常時対応（事象ベース、微候ベース）の習熟と他電力との交流を通して</p> <p>(b) N T Cで行われる訓練</p> <p>発電用原子炉の運転に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬したシミュレータ訓練装置により、基本的な起動・停止操作から冷却材喪失事故等、複雑な事故対応の実技訓練を実施するシミュレータ訓練コースを設定し、実施している。シミュレータ訓練コースは、対象者の習熟度に応じ3つのコース（初期訓練コース、再訓練コース及び特別訓練コース）に分けている。</p> <p>・初期訓練コース</p> <p>原子炉の基礎理論、発電所の設備及び運転実技の習得のためのコースであり、運転業務に携わる技術者を派遣している。</p> <p>フェーズI：PWRプラントの炉心に関する基礎理論の学習。</p> <p>フェーズII：PWRプラントの系統、制御及び安全に係る基礎知識の習得。</p> <p>フェーズIII(A)：直体制での通常時、異常時の運転技能の習得。</p> <p>フェーズIII(B)：緊急時及び重大事故時の基本運転技能の習得。</p> <p>・再訓練コース</p> <p>通常時、異常時及び緊急時の運転手順に関する知識と技能を習得するためのコース。運転員の実務経験、訓練目的に応じて以下の6種類より運転業務に携わる技術者を派遣している。</p> <p>一般コース：通常時及び異常時の運転要領に関する知識と技能の習得。</p> <p>上級コース：異常時及び緊急時の運転要領に関する知識と技能を習得・維持・向上。</p> <p>監督者コース：異常時及び緊急時における状況判断、指揮監督能力の維持・向上。</p> <p>実技試験コース：原子力発電所運転責任者の資格判定に係る運転実技試験の準備。</p> <p>運賃シビアアクシデントコース：原子力発電所運転責任者の資格判定に係る運転実技及び更新訓練（S A事故状況判断の実施）。</p> <p>直員連携コース：運転当直単位でプラント異常時を中心としたシミュレータ訓練を行い、運転直内の有機的連携操作を強化。</p> <p>・特別訓練コース</p> <p>特定目的のために設けるコースで、訓練期間及び内容は訓練生派遣元との打合せにより定める。代表的なコー</p>	<p>(島根、女川)</p> <p>⑨設備及び運用の相違（訓練）</p> <p>(女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根、女川)</p> <p>⑨設備及び運用の相違（訓練）</p> <p>(島根、女川)</p> <p>⑨設備及び運用の相違（訓練）</p>	

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>上級S：炉心損傷事象への拡大を防ぐ取組み、炉心損傷後の対応を復習し、事故時における状況判断（重大事故）の反復学習を行う。</p> <p>f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、「原子力発電所内訓練施設を活用した研修及び訓練の実績について（令和2年度）」（別紙3-1）（⑥-1）及び「安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について」（別紙3-2）（⑥-2, ⑥-3）に示すとおり、重大事故等に対処するための訓練を実施している。</p> <p>(a) 原子力発電所で行われる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 交流電源を供給する設備の機能、海水を使用して発電用原子炉施設を冷却する設備の機能並びに使用済燃料プールを冷却する設備の機能が喪失した場合でも、発電用原子炉施設等の冷却機能の回復を図るために必要な電源及び水源確保等の操作が対応できることを確認するための訓練を実施している。 発電所の被災状況やプラントの状況を共有する情報共有ツールを整備し、訓練において活用している。 全交流動力電源喪失等の重大事故等の状態を想定し、重大事故等への拡大を防ぐ対応及び炉心損傷後の対応について、チーム連携訓練を実施しており、別紙3-2（⑥-2）に実績を示す。 <p>(b) B T Cで行われる訓練</p> <p>運転員を対象に、「SA訓練コース（上級）」及び「上級S訓練コース」に参加している。</p> <p>「SA訓練コース（上級）」は、シビアアクシデントにおける挙動の理解、対応についての知識・技能を習得させることを目的としている。</p> <p>g. 運転の経験として、当社で発生したトラブル対応や国内外のトラブル情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げている。</p> <p>これらの情報は全て社内関係箇所へ周知されるが、そのうち、未然防止処置に関する情報として扱う必要があるものは、社内規程に基づき必要な活動を行っている。</p>	<p>じて総合的な技量の向上を重点とする。</p> <p>中級C : 異常時対応（微候ベース）の実践的訓練を主体とする。また、異常時対応（微候ベース、シビアアクシデント）を範囲とし、原子力災害対策特別措置法・通報訓練を含む。</p> <p>上級A, D : 運転責任者の新規取得のための事前準備をする。</p> <p>S A訓練 : 重大事故等への拡大を防ぐ取組み及び重大事故等後の対応について事象を収束させるために必要となる知識及び技能を習得する。</p> <p>f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、「原子力発電所内訓練施設を活用した訓練実績（令和2年度）」（別紙3-2）（⑥-1）及び「安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について」（別紙3-3）（⑥-2, ⑥-3）に示すとおり、重大事故等に対処するための訓練を実施している。</p> <p>(a) 原子力発電所で行われる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 交流電源を供給する設備の機能、海水を使用して発電用原子炉施設を冷却する設備の機能並びに使用済燃料プールを冷却する設備の機能が喪失した場合でも、発電用原子炉施設等の冷却機能の回復を図るために必要な電源及び水源確保等の操作ができるることを確認するための訓練を実施している。 発電所の被災状況やプラントの状況を共有する情報共有ツールを整備し、訓練において活用している。 全交流動力電源喪失等の重大事故等の状態を想定し、重大事故等への拡大を防ぐ対応及び炉心損傷後の対応について、チーム連携訓練を実施しており、別紙3-3に実績を示す（⑥-2）。 <p>(b) B T Cで行われる訓練</p> <p>運転員を対象に、「SA訓練コース（上級）」、「中級II S訓練コース」に参加している。</p> <p>これらのコースは、シビアアクシデントにおける挙動の理解、対応についての知識・技能を習得させることを目的としている。</p> <p>g. 国内外の運転経験情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識について継続的に積み上げている。</p> <p>これらの情報のうち、「他施設で発生したトラブルは当社では発生させない」という未然防止処置検討の趣旨を踏まえ、未然防止処置に関する情報として扱う必要があるものは、社内規</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>スを以下に例示する。</p> <p>シビアアクシデント訓練強化コース：シビアアクシデント（過酷事故）時の対応訓練及びプラント挙動の習得。</p> <p>f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、「原子力発電所内訓練施設を活用した訓練実績（令和3年度）」（別紙3-2）（⑥-1）及び「安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について」（別紙3-3）（⑥-2, ⑥-3）に示すとおり、重大事故等に対処するための訓練を実施している。</p> <p>(a) 原子力発電所で行われる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 交流電源を供給する設備の機能、海水を使用して発電用原子炉施設を冷却する設備の機能並びに使用済燃料ピットを冷却する設備の機能が喪失した場合でも、発電用原子炉施設等の冷却機能の回復を図るために必要な電源及び水源確保等の操作ができるることを確認するための訓練を実施している。 発電所の被災状況やプラントの状況を共有する情報共有ツールを整備し、訓練において活用している。 全交流動力電源喪失等の重大事故等の状態を想定し、重大事故等への拡大を防ぐ対応及び炉心損傷後の対応について、チーム連携訓練を実施しており、別紙3-3に実績を示す（⑥-2）。 <p>(b) N T Cで行われる訓練</p> <p>運転員を対象に、「運賃シビアアクシデントコース」及び「シビアアクシデント訓練強化コース」に参加している。</p> <p>これらのコースは、シビアアクシデントにおける挙動の理解、対応についての知識・技能を習得させることを目的としている。</p> <p>g. 運転の経験として、当社で発生したトラブル対応や国内外の運転経験情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識について継続的に積み上げている。</p> <p>これらの情報のうち、「他施設で発生したトラブルは当社では発生させない」という未然防止処置検討の趣旨を踏まえ、未然防止処置に関する情報として扱う必要があるものは、社内規</p>	<p>（島根）記載表現の相違</p> <p>（島根、女川）名称の相違 ・使用済燃料ピット</p> <p>（島根）記載表現の相違</p> <p>（島根、女川） ⑨設備及び運用の相違（訓練）</p> <p>（島根） ⑨設備及び運用の相違（訓練）</p> <p>（島根）島根実績の反映 （島根）記載表現の相違</p> <p>（島根）記載方針の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>「不適合等管理基本要領」（別紙3-3）（⑤-1, ⑥-4）に未然防止処置の基本的事項について規定し、具体的な未然防止処置の方法については、「島根原子力発電所未然防止処置手順書」（別紙3-4）（⑤-2, ⑥-5）に規定しており、以下に基本的なフローについて示す。</p> <p>(a) 情報入手 未然防止処置情報入手箇所の長（課長（技術））は、他施設のトラブル情報等を入手し、管理グレードを付与する。</p> <p>(b) 情報の検討 ア. 未然防止処置情報入手箇所の長は、入手した情報について次に掲げる観点からスクリーニングを実施する。 ・外部要因 ・偶発事象 ・当該業務・原子炉施設に固有の事項 ・事象・対策ともに軽微な事象等 イ. 未然防止処置情報入手箇所の長は、上記アのスクリーニングの結果、未然防止処置の検討が必要と判断したものについて、対応実施箇所の長へ検討を依頼する。 ウ. 未然防止処置情報入手箇所の長は、上記アのスクリーニングの結果、未然防止処置の検討が必要と判断した情報については、スクリーニング実施書を作成し、管理グレードに応じて、発電所長を委員長とする原子力発電保安運営委員会、又は技術部長を主査とする未然防止処置検討会の審議を受ける。 なお、他課との協議を要する情報の場合は、未然防止処置検討会にてスクリーニングを行う。</p> <p>(c) 検討結果の確認 ア. 対応実施箇所の長は、対策要否及び対策を検討し、対策の計画の適切性等について会議体の審議を受ける。 イ. 対応実施箇所の長は、審議結果を計画に反映し、管理グレードに応じた承認者の承認を得る。</p> <p>(d) 処置の実施 ア. 対応実施箇所の長は、対策を実施する。 イ. 対応実施箇所の長は、対策実施状況を管理グレードに応じた承認者の確認を受ける。</p> <p>令和2年度の原子力発電保安運営委員会の開催実績を別紙3-5に示す（⑤-3, ⑥-6）。</p> <p>h. 当社は、従来から国内外の原子力施設からトラブル情報の入</p>	<p>定類に基づき必要な活動を行っている。 この活動については、入手した情報について以下の流れで検討することを別紙3-4に示す社内規定類「原子力保安情報処理要領」に定めている（⑤-1, ⑥-4）。</p> <p>(a) 入手情報全てをシステムに登録 本店取りまとめ箇所は運転経験情報を入手し、社内のシステム（設備保全統合管理システム）へ登録する。</p> <p>(b) 一次スクリーニングの実施 本店取りまとめ箇所は原子力情報検討会を開催しスクリーニングを実施し、未然防止処置の検討が必要かどうかを判断する。これらの判断結果については、全て社内のシステムに記録される。</p> <p>(c) 二次スクリーニングの実施 未然防止処置の検討が必要と判断された情報については、発電所の情報検討会にて、改めて詳細調査の要否あるいは対策検討の要否を判断する。</p> <p>(d) 未然防止処置の検討・妥当性の確認 発電所取りまとめ箇所及び設備担当箇所は、詳細な検討を実施し、必要な未然防止処置を実施する。未然防止処置実施箇所は必要な未然防止処置が完了したら社内のシステムにその内容を登録する。 またシステムに登録された未然防止処置について、その妥当性を本店の原子力保安情報検討会にて確認し、必要に応じて再検討を依頼する仕組みがある。</p> <p>このように、入手した情報を全て社内のシステムに登録し、上記の流れに従い当社発電所における未然防止処置に必要な情報が確実に検討、処理される仕組みが構築されている。 令和2年度の原子力情報検討会、女川原子力発電所情報検討会及び東通原子力発電所情報検討会の開催実績を別紙3-5に示す。</p> <p>h. 当社は、従来から国内外の原子力施設からトラブル情報の入</p>	<p>程類に基づき必要な活動を行っている。 この活動については、入手した情報について以下の流れで検討することを別紙3-4に示す社内規程類「原子力トラブル情報検討マニュアル」及び別紙3-5に示す社内規程類「泊発電所トラブル情報検討要領」に定めている（⑤-1, ⑥-4）。</p> <p>(a) 入手情報全てを管理表に登録 本店取りまとめ箇所及び発電所取りまとめ箇所は運転経験情報を入手し、本店取りまとめ箇所は原子力トラブル情報入手・情報検討状況管理表（以下、「管理表」という。）へ登録する。</p> <p>(b) スクリーニングの実施 本店取りまとめ箇所及び発電所取りまとめ箇所は入手した情報のスクリーニングを実施し、未然防止処置の検討が必要かどうかを判断する。これらの判断結果については、全て管理表に登録する。</p> <p>(c) プロセス検討会の実施 未然防止処置の検討が必要と判断された情報については、発電所のトラブル情報検討会にて、改めて詳細調査の要否あるいは対策検討の要否を判断する。</p> <p>(d) 未然防止処置の検討・妥当性の確認 発電所取りまとめ箇所及び設備担当箇所は、詳細な検討を実施し、必要な未然防止処置を実施する。未然防止処置実施箇所は必要な未然防止処置が完了したら、本店取りまとめ箇所にその結果を通知する。本店取りまとめ箇所は管理表にその内容を登録する。 また処置担当箇所にて検討した未然防止処置について、その妥当性を発電所の安全運営委員会にて確認し、必要に応じて再検討を依頼する仕組みがある。</p> <p>このように、入手した情報を全て管理表に登録し、上記の流れに従い当社発電所における未然防止処置に必要な情報が確実に検討、処理される仕組みが構築されている。 令和3年度の泊発電所トラブル情報検討会及び泊発電所安全運営委員会の開催実績を別紙3-6に示す。</p> <p>h. 当社は、従来から国内外の原子力施設からトラブル情報の入</p>	<p>（島根、女川）文書体系の相違 ・各プラントで、組織体制に応じて運転経験情報の取り扱いに係る社内規程類の体系が異なる。 （島根）記載表現の相違</p> <p>（島根、女川）業務プロセスの相違 ・各プラント、組織体制に応じて未然防止処置に係る情報の検討プロセスが異なる。 ・泊の特徴として、情報の入手及び検討を本店と発電所とで分担している。また、入手した情報及びその後の検討進捗は適宜発電所から本店に共有し、管理表を用いて本店で一元的に管理することとしている。</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>手、情報交換を行っている。その中で、必要な場合は技術者の派遣を行っている。別紙3-6 「過去3年間の海外派遣者実績について」にて派遣実績を示す(⑤-4, ⑥-7)。派遣により入手した情報は、適宜派遣者から報告されている。</p> <p>国外へ派遣した技術者が収集した情報は、当社原子力発電所の各種業務に活用しており、主な活用例を以下に示す。</p> <p>(活用例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬設備に関する調査（シビアアクシデント対策の可搬設備の点検について参考資料として活用） ・リスク情報に関する調査（リスク情報活用手順の整備にあたって参考資料として活用） ・炉内構造物の劣化に関する調査（炉内構造物についての熱影響や放射線脆化に関する評価の参考資料として活用） <p>今後も継続的に海外からの情報収集及びその活用に努めていく。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る設計及び運転等の経験を十分に有しております、今後も継続的に経験を積み上げていく。</p> <p>別紙3-1 原子力発電所内訓練施設を活用した研修及び訓練の実績について（令和2年度）</p> <p>別紙3-2 安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について</p> <p>別紙3-3 不適合等管理基本要領（抜粋）</p> <p>別紙3-4 島根原子力発電所未然防止処置手順書（抜粋）</p> <p>別紙3-5 原子力発電保安運営委員会の開催実績（令和2年度）</p> <p>別紙3-6 過去3年間の海外派遣者実績について</p>	<p>手、情報交換を行っている。その中で、必要な場合は技術者の派遣を行っている。過去3年間の海外の原子力関係諸施設への派遣実績を別紙3-6に示す(⑤-2, ⑥-5)。派遣により入手した情報は、適宜派遣者から報告されている。</p> <p>国外へ派遣した技術者が収集した情報は、当社原子力発電所の各種業務に活用しており、主な活用例を以下に示す。</p> <p>(活用例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国及び中国原子力発電所における施設管理に係るエクセルの調査（定期事業者検査の期間短縮における検討として活用） <p>以上のとおり、本変更に係る設計及び運転等の経験を十分に有しております、今後も継続的に経験を積み上げていく。</p> <p>別紙3-1 プラント設備の習熟のための保守点検活動</p> <p>別紙3-2 原子力発電所内訓練施設を活用した訓練実績（令和2年度）</p> <p>別紙3-3 安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について</p> <p>別紙3-4 原子力保安情報処理要領（抜粋）</p> <p>別紙3-5 原子力情報検討会／女川原子力発電所／東通原子力発電所情報検討会の開催実績（令和2年度）</p> <p>別紙3-6 過去3年間の海外派遣者実績について</p>	<p>手、情報交換を行っている。その中で、必要な場合は技術者の派遣を行っている。過去5年間の海外の原子力関係諸施設への派遣実績を別紙3-7に示す(⑤-2, ⑥-5)。派遣により入手した情報は、適宜派遣者から報告されている。</p> <p>国外へ派遣した技術者が収集した情報は、当社原子力発電所の各種業務に活用しており、主な活用例を以下に示す。</p> <p>(活用例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WANO（世界原子力発電事業者協会）の運転経験分野に関するワークショップ（泊発電所におけるCAPの体制整備に活用） ・米国原子力事業者への原子炉監視プロセス全般に関する調査（泊発電所における、リスクマネジメント及びオーバーサイトの体制整備に活用） <p>今後も継続的に海外からの情報収集及びその活用に努めていく。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る設計及び運転等の経験を十分に有しております、今後も継続的に経験を積み上げていく。</p> <p>別紙3-1 プラント設備の習熟のための保守点検活動</p> <p>別紙3-2 原子力発電所内訓練施設を活用した訓練実績（令和3年度）</p> <p>別紙3-3 安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について</p> <p>別紙3-4 原子力トラブル情報検討マニュアル（抜粋）</p> <p>別紙3-5 泊発電所トラブル情報検討要領（抜粋）</p> <p>別紙3-6 泊発電所トラブル情報検討会／泊発電所安全運営委員会の開催実績（令和3年度）</p> <p>別紙3-7 過去5年間の海外派遣者実績について</p>	<p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) 記載内容の相違（経験）</p> <p>(女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) 文書体系の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各プラントで、組織体制に応じて運転経験情報の取り扱いに係る社内規程類の体系が異なる。 <p>(島根、女川) 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未然防止処置に係る業務プロセスの相違により、開催する委員会の構成が異なる。

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 品質保証活動 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動 事業者において、設計及び工事を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていること。⑦ 【解説】 1)「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。 2)「品質保証活動」には、設計及び工事における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。 3)「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。</p>	<p>(4) 品質保証活動 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動 事業者において、設計及び工事を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていること。⑦ 【解説】 1)「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。 2)「品質保証活動」には、設計及び工事における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。 3)「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。</p>	<p>(4) 品質保証活動 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動 事業者において、設計及び工事を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていること。⑦ 【解説】 1)「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。 2)「品質保証活動」には、設計及び工事における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。 3)「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。</p>	
<p>指針8 運転及び保守に係る品質保証活動 事業者において、運転及び保守を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。⑧ 【解説】 1)「品質保証活動」には、運転及び保守における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。 2)「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。</p>	<p>指針8 運転及び保守に係る品質保証活動 事業者において、運転及び保守を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。⑧ 【解説】 1)「品質保証活動」には、運転及び保守における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。 2)「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。</p>	<p>指針8 運転及び保守に係る品質保証活動 事業者において、運転及び保守を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。⑧ 【解説】 1)「品質保証活動」には、運転及び保守における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。 2)「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。</p>	
<p>本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。</p> <p>a. 設計及び運転等の品質保証活動の体制 (a) 当社における設計及び運転等の各段階における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に従い、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るために活動を含めた品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善している。</p>	<p>本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。</p> <p>a. 設計及び運転等の品質保証活動の体制 (a) 当社における設計及び運転等の各段階における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品管規則」という。）に従い、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るために活動を含めた「保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)」及び「原子力品質保証規程」を品質マニュアルとして定め、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善している。</p>	<p>本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。</p> <p>a. 設計及び運転等の品質保証活動の体制 (a) 当社における設計及び運転等の各段階における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品質管理基準規則」という。）に従い、健全な安全文化を育成し維持するための活動、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るために活動を含めた「保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)」、「原子力総合品質保証規程」、「原子力品質保証計画書」及び「泊発電所品質保証計画書」を品質マニュアルとして定め、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、文書体系の相違</p>	

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>この品質マネジメントシステムに基づき品質保証活動を実施するための基本的実施事項について、品質マニュアルとして「保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）」、「原子力品質保証規程」（以下「品証規程」という。）、「原子力品質保証細則」（以下「品証細則」という。）及び「原子力安全管理監査細則」（以下「監査細則」という。）に定めている。</p> <p>(b) これまで、「原子力発電所における安全のための品質保証規程」（JEAC4111-2009）に基づき品質保証活動を実施してきた。今般の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品管規則」という。）の施行（令和2年4月1日）を踏まえ、JEAC4111-2009から追加された要求事項について品質マニュアル及び保安規定の品質マネジメントシステム計画に反映した。追加された要求事項と、これを反映した品質マネジメントシステム計画については、別紙4-1及び別紙4-2に示す（⑦-1, ⑧-1）。</p> <p>(c) 当社における品質保証活動については、業務に必要な社内規程を定めるとともに、別紙4-2及び別紙4-3に示す文書体系を構築している（⑦-2, ⑧-2）。また、文書体系のうち一次文書は、「保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）」、「品証規程」、「品証細則」及び「監査細則」であり、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステム計画（社長制定） 組織の品質マネジメントシステムを規定する最上位文書であり、品質保証活動を実施するための基本的事項を定めている。この品質マネジメントシステム計画に従い、保安規定に定める各組織の具体的実施事項を、品証規程、品証細則及び監査細則等の社内規程に定めている。 ・品証規程（社長制定） 品質マネジメントシステム計画に基づき、社長が実施すべき品質方針の設定、マネジメントレビューの実施等の具体的な事項を定めている。 ・品証細則（電源事業本部長制定） 品質マネジメントシステム計画及び品証規程に基づき、実施部門に関する各要求事項として電源事業本部長（管理責任者）が実施すべき方針策定、品質目標の設定等の具体的な事項を定めるとともに、各業務を主管する組織の長が発電所の安全を達成・維持・向上するうえでの具体的な事項を定めている。 		<p>評価確認し、継続的に改善している。</p> <p>(b) これまで、「原子力発電所における安全のための品質保証規程」（JEAC4111-2009）に基づき品質保証活動を実施してきた。今般の品質管理基準規則の施行（令和2年4月1日）を踏まえ、JEAC4111-2009から追加された要求事項について原子力総合品質保証規程及び保安規定の品質マネジメントシステム計画に反映した。追加された要求事項と、これを反映した品質マネジメントシステム計画については、別紙4-1及び別紙4-2に示す（⑦-1, ⑧-1）。</p> <p>(c) 当社における品質保証活動については、業務に必要な社内規程類を定めるとともに、別紙4-2及び別紙4-3に示す文書体系を構築している（⑦-2, ⑧-2）。また、文書体系のうち一次文書は、「品質マネジメントシステム計画」、「原子力総合品質保証規程」、「原子力品質保証計画書」及び「泊発電所品質保証計画書」であり、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステム計画（社長承認文書） 組織の品質マネジメントシステムを規定する最上位文書であり、品質保証活動を実施するための基本的事項を定めている。この品質マネジメントシステム計画に従い、保安規定に定める各組織の具体的実施事項を、原子力品質保証規程等の社内規程類に定めている。 ・原子力品質保証規程（社長承認文書） 品質マネジメントシステム計画に基づき、社長が実施すべき品質方針の設定、マネジメントレビューの実施及び管理責任者並びに保安規定に定める各組織の長の具体的な事項を定めている。 ・原子力総合品質保証規程（社長承認文書） 品質マネジメントシステム計画に基づき、社長が実施すべき品質方針の設定、マネジメントレビューの実施及び管理責任者の具体的な事項を定めている。 ・原子力品質保証計画書（原子力安全・品質保証部長承認文書） 品質マネジメントシステム計画及び原子力総合品質保証規程に基づき、原子力事業統括部及び資材部における品質保証活動に関する具体的な事項を定めている。 ・泊発電所品質保証計画書（発電所長承認文書） 品質マネジメントシステム計画及び原子力総合品質保証規程に基づき、泊発電所における品質保証活動に関する具体的な事項を定めている。 	<p>(島根) 記載箇所の相違</p> <p>(島根, 女川) 記載表現の相違 •品質管理基準規則</p> <p>(島根) 記載方針の相違 •女川、泊は読み替え済み</p> <p>(島根, 女川) 文書体系の相違</p> <p>(島根, 女川) 記載表現の相違</p> <p>(島根, 女川) 文書体系の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根, 女川) 記載表現の相違 •(e)項における記載の整合を図った。</p> <p>(女川) 文書体系の相違</p> <p>(島根, 女川) 文書体系の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根, 女川) 文書体系の相違</p> <p>・「保安規定に定める各組織の長」の具体的な事項は、「原子力品質保証計画書」及び「泊発電所品質保証計画書」に定めている。</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

添付書類五

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・監査細則（内部監査部門長制定）</p> <p>品質マネジメントシステム計画及び品証規程に基づき、監査部門に関する各要求事項として内部監査部門長（管理責任者）が実施すべき方針策定、品質目標の設定等の具体的な事項を定めるとともに、各業務を主管する組織の長が発電所の安全を達成・維持・向上するうえでの具体的な事項を定めている。</p> <p>これらの一次文書に従い、実施部門の管理責任者である電源事業本部長（以下「実施部門の管理責任者」という。）及び監査部門の管理責任者である内部監査部門長（以下「監査部門の責任者」という。）のもと、実施部門である電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築、燃料）、島根原子力発電所及び調達本部及び実施部門から独立した監査部門である内部監査部門（以下「各業務を主管する組織」という。）の長が実施する事項を社内規程に定めている。</p> <p>(d) 各業務を主管する組織の長は、上記の社内規程に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、評価確認し、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために必要な記録を作成し管理する（⑦-3, ⑧-3）。</p> <p>(e) 品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者（トップマネジメント）とし、実施部門である電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築、燃料）、島根原子力発電所及び調達本部並びに実施部門から独立した監査部門である内部監査部門で構築している。品質保証活動に係る体制を別紙4-4、別紙4-5及び別紙4-6に示す（⑦-4, ⑧-4）。</p> <p>この体制のうち、調達本部及び電源事業本部（燃料）については、保安規定に定める運転管理、施設管理等の業務を実施する部門ではなく、電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所等の実施部門が供給者の技術的能力・品質保証体制等により調達要求事項を満足する調達製品及び役務の供給能力を評価し、その供給者の中から、「原子力QMS 調達管理要領」に従い、供給者の選定に関する業務（契約業務を含む。）を実施する部門である。</p> <p>保安規定に定める運転管理、施設管理等の業務の実施箇所及びこれを支援する箇所を別紙4-5に示す。</p>	<p>この原子力品質保証規程に従い、実施部門の管理責任者である原子力本部長（以下「実施部門の管理責任者」という。）及び監査部門の管理責任者である原子力考査室長（以下「監査部門の管理責任者」という。）のもと、実施部門である原子力品質保証室、原子力部、土木建築部、資材部、燃料部、女川原子力発電所及び実施部門から独立した監査部門である原子力考査室（以下「各業務を主管する組織」という。）の長が実施する事項を社内規程類に定めている。</p> <p>(d) 各業務を主管する組織の長は、上記の社内規程類に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、評価確認し、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を作成し管理する（⑦-3, ⑧-3）。</p> <p>(e) 品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者（トップマネジメント）とし、実施部門である原子力事業統括部、資材部及び泊発電所（以下「各部所」という。）並びに実施部門から独立した監査部門である原子力監査室で構築している。品質保証活動に係る体制を別紙4-3に示す（⑦-4, ⑧-4）。</p> <p>この体制のうち、資材部については、保安規定に定める運転管理、施設管理等の業務を実施する部門ではなく、原子力部、土木建築部及び女川原子力発電所等の実施部門が供給者の技術的能力・品質保証体制等により調達要求事項を満足する調達製品及び役務の供給能力を評価し、その供給者の中から、「原子力調達管理マニュアル」に従い、供給者の選定に関する業務（契約業務を含む。）を実施する部門である。</p> <p>保安規定に定める運転管理、施設管理等の業務の実施箇所及びこれを支援する箇所を別紙4-4及び別紙4-5に示す。</p>	<p>これらの品質マニュアルに従い、実施部門の管理責任者である原子力事業統括部長（以下「実施部門の管理責任者」という。）及び監査部門の管理責任者である原子力監査室長（以下「監査部門の管理責任者」という。）のもと、実施部門である原子力事業統括部、資材部、泊発電所及び実施部門から独立した監査部門である原子力監査室（以下「各業務を主管する組織」という。）の長が実施する事項を社内規程類に定めている。</p> <p>(d) 各業務を主管する組織の長は、上記の社内規程類に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、評価確認し、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を作成し管理する（⑦-3, ⑧-3）。</p> <p>(e) 品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者（トップマネジメント）とし、実施部門である原子力事業統括部、資材部及び泊発電所（以下「各部所」という。）並びに実施部門から独立した監査部門である原子力監査室で構築している。品質保証活動に係る体制を別紙4-3に示す（⑦-4, ⑧-4）。</p> <p>この体制のうち、資材部については、保安規定に定める運転管理、施設管理等の業務を実施する部門ではなく、原子力事業統括部及び泊発電所の実施部門が供給者の技術的能力・品質保証体制等により調達要求事項を満足する調達製品及び役務の供給能力を評価し、その供給者の中から、「原子力調達管理マニュアル」に従い、供給者の選定に関する業務（契約業務を含む。）を実施する部門である。</p> <p>保安規定に定める運転管理、施設管理等の業務の実施箇所及びこれを支援する箇所を別紙4-4及び別紙4-5に示す。</p>	<p>（島根）文書体系の相違</p> <p>（島根、女川）文書体系の相違 （島根、女川）職位名稱の相違 ・原子力事業統括部長 ・原子力監査室長 （島根、女川）組織体制の相違</p> <p>（島根）記載表現の相違</p> <p>（島根、女川）組織体制の相違 （島根、女川）組織名稱の相違 （島根）別紙構成の相違 （島根、女川）組織体制の相違 （島根、女川）文書名稱の相違 （島根）記載表現の相違 （島根）別紙構成の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

添付書類五

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
(f) 社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者（トップマネジメント）として原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、実効性を維持することの責任と権限を有し、原子力品質方針及び原子力安全文化醸成に関する基本方針（以下両者をまとめて「品質方針」という。なお、原子力安全文化醸成に関する基本方針は、原子力安全文化醸成方針及びコンプライアンス経営推進宣言により構成している。）を設定している（⑦-5, ⑧-5）。	(f) 社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者（トップマネジメント）として原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することの責任と権限を有し、品質方針を設定している（⑦-5, ⑧-5）。	(f) 社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者（トップマネジメント）として原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、実効性を維持することの責任と権限を有し、品質方針を設定している（⑦-5, ⑧-5）。	(女川) 保安規定との表現統一 ・実効性を維持 (島根) 記載箇所又は記載内容の相違（品質方針の違いの反映）
設定した品質方針を別紙4-7に示す。この品質方針は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の教訓を踏まえ、「確実な品質保証活動を主体的に行うことで、世界最高水準の原子力安全を目指す」という決意のもと、安全の確保、品質の向上、企業倫理の浸透、透明性の確保を基本として活動することを表明している。	設定した品質方針を別紙4-6に示す。この品質方針は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ「東日本大震災を含む数多くの教訓・知見を取り入れ、リスクを低減し続けること、安全文化の育成及び維持としたゆまぬP D C A活動に努めることにより、社会からの理解と信頼を得る」という決意のもと、安全最優先の徹底、法令・ルールの遵守、常に問い合わせかける習慣の定着、情報共有の充実、積極的な改善の実践を行うこととしている。	設定した品質方針を別紙4-6に示す。この品質方針は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、新知見を反映した安全対策への取組みやプラントの状態に応じた保全等、原子力安全の達成・維持・向上に向けた活動を行うこととしている。	(島根) 別紙構成の相違 (島根, 女川) 記載内容の相違（品質方針の違いの反映）
また、組織内に伝達され、理解されることを確実にするとともに、要員が健全な安全文化を育成し及び維持することに貢献できるようにするために、社内ポータルサイトに掲載の他に、執務室内に品質方針ポスターを掲示、携帯用の品質方針カードの配付を実施することにより、実施部門及び監査部門の要員に周知している。品質方針の組織内への伝達方法については、別紙4-8に示す（⑦-6, ⑧-6）。	また、組織内に伝達され、理解されることを確実にするとともに、要員が健全な安全文化を育成し及び維持することに貢献できるようにするために、インターネットへの掲載の他に、執務室内に品質方針ポスターを掲示し、携帯用の品質方針カードの配布を実施することにより、実施部門及び監査部門の要員に周知している（⑦-6, ⑧-6）。品質方針の組織内への伝達方法については、別紙4-7に示す。	また、組織内に伝達され、理解されることを確実にするとともに、要員が健全な安全文化を育成し及び維持することに貢献できるようにするために、インターネットへの掲載の他に、執務室内に品質方針ポスターを掲示し、携帯用の品質方針カードの配布を実施することにより、実施部門及び監査部門の要員に周知している（⑦-6, ⑧-6）。品質方針の組織内への伝達方法については、別紙4-7に示す。	(島根) 記載表現の相違 (島根) 記載表現の相違 (島根) 別紙構成、記載箇所の相違
(g) 実施部門の管理責任者は、社長が設定した品質方針を実施部門の各業務を主管する組織の長へ周知するとともに、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である品質目標を設定することを指示している。	(g) 実施部門の管理責任者は、社長が設定した品質方針を原子力品質保証室長に実施部門内に伝達させるよう指示する。監査部門の管理責任者は、社長が設定した品質方針を監査部門内に伝達する。	(g) 実施部門の管理責任者は、社長が設定した品質方針を実施部門の各業務を主管する組織の長に実施部門内に伝達させるよう指示する。監査部門の管理責任者は、社長が設定した品質方針を監査部門内に伝達する。	(島根, 女川) 業務プロセスの相違 ・各業務を主管する組織の長が品質方針を伝達する。
(h) 各業務を主管する組織の長は、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である組織の品質目標を業務計画と整合を取り設定するとともに、この品質目標に基づき品質保証活動を実施している。この品質目標は、電子メールでの配信及び打合せ等により実施部門及び監査部門の要員に周知している。	(h) 各業務を主管する組織の長は、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である組織の品質目標を設定するとともに、管理責任者はその設定状況を確認し、組織はこの品質目標に基づき品質保証活動を実施している。この品質目標は、電子メールでの配信及び打合せ等により各室部所及び原子力考査室の要員に周知している。	(h) 各業務を主管する組織の長は、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である組織の品質目標を設定するとともに、管理責任者はその設定状況を確認し、組織はこの品質目標に基づき品質保証活動を実施している。この品質目標は、電子メールでの配信及び打合せ等により各部所及び原子力監査室の要員に周知している。	(島根) 記載表現の相違 (島根, 女川) 組織名称の相違 (島根) 記載表現の相違
品質方針が変更された場合には、品質目標を見直し、再度、実施部門及び監査部門の要員に設定時と同様の方法により周知している。	品質方針が変更された場合は、変更された品質方針を実施部門及び監査部門内に伝達するとともに、必要に応じ品質目標を見直し、再度、設定時と同様の方法により周知している。	品質方針が変更された場合は、変更された品質方針を実施部門及び監査部門内に伝達するとともに、必要に応じ品質目標を見直し、再度、設定時と同様の方法により周知している。	(島根) 記載表現の相違
(i) 各業務を主管する組織の長は、年度業務計画に基づく品質保証活動の実施状況を評価確認するため品質マニュアルに従いマネジメントレビューのインプットに関する情報を作成する。マネジメントレビューのインプット項目については、別紙4-3に示す。	(i) 各業務を主管する組織の長は、品質保証活動の実施状況を評価確認するため、品質マニュアルに従いマネジメントレビューのインプットに関する情報を作成する。マネジメントレビューのインプット項目については、別紙4-3に示す。	(i) 各業務を主管する組織の長は、品質保証活動の実施状況を評価確認するため、品質マニュアルに従いマネジメントレビューのインプットに関する情報を作成する。マネジメントレビューのインプット項目については、別紙4-3に示す。	(島根) 業務プロセスの相違 ・品質保証活動の実施状況では、年度業務計画以外にも不適合管理状況等も確認する。

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>実施部門の管理責任者は、電源事業本部部長（原子力品質保証）の補佐を受けて、実施部門の各部所のマネジメントレビューのインプットに関する情報を集約し、評価確認し、マネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する（⑦-7, ⑧-7）。</p> <p>また、内部監査部門長は、監査部門の管理責任者として、実施部門から独立した立場で内部監査を実施し、評価確認し、別紙4-6に示すとおり監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告している（⑦-8, ⑧-8）。</p> <p>(j) 社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの有効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する（⑦-9, ⑧-9）。</p> <p>管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを基に各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、マネジメントレビューのアウトプットに対する処置事項及び各業務を主管する組織の品質保証活動の実施状況を評価確認し、次年度の年度業務計画に反映し、活動している。また、管理責任者はそれらの状況を確認している。</p> <p>(k) 電源事業本部長は、実施部門管理責任者として、各部所に共通する事項である品質マニュアル等の社内規程の改訂に関する事項、品質方針の変更提案、マネジメントレビューのインプット及びアウトプットに基づく品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</p>	<p>原子力品質保証室長（事務局）は各室部所のマネジメントレビューのインプットに関する情報を集約し、実施部門の管理責任者である原子力本部長は、その情報を評価確認し、マネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する（⑦-7, ⑧-7）。</p> <p>また、原子力考査室長は、監査部門の管理責任者として、実施部門から独立した立場で実施部門の品質マネジメントシステムの構築状況及び実施状況を対象として内部監査を実施する。内部監査には、運転管理、施設管理、放射線管理などの主要業務を軸に一定の頻度で確認する監査と社長から指示があった場合に行う臨時監査があり、その結果を評価確認し、別紙4-8に示すとおり監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する（⑦-7, ⑧-7）。</p> <p>なお、当社では、実施部門から独立した内部監査部門として、本店に主に課長クラスで構成した原子力考査室を設置している。また、原子力考査室に対しては、原子力考査室員以外の者で構成した監査チームによる監査を行っている。</p> <p>(j) 社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの実効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する（⑦-8, ⑧-8）。</p> <p>管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを基に各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である組織の品質目標を設定するとともに、マネジメントレビューのアウトプットに基づく管理責任者の指示事項が発出された場合は、品質目標に反映し、活動している。管理責任者はそれらの状況を確認している。</p> <p>(k) 原子力本部長は、実施部門の管理責任者として、各室部所に共通する事項である品質マニュアルの改訂に関する確認、マネジメントレビューへのインプットの確認及びアウトプットに基づく管理責任者指示事項を発出し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</p>	<p>原子力安全・品質保証部長（事務局）は、各部所のマネジメントレビューのインプットに関する情報を集約し、実施部門の管理責任者である原子力事業統括部長はその情報を評価確認し、マネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する（⑦-7, ⑧-7）。</p> <p>また、原子力監査室長は、監査部門の管理責任者として、実施部門から独立した立場で実施部門の品質マネジメントシステムの構築状況及び実施状況を対象として内部監査を実施する。内部監査には、運転管理、施設管理、放射線管理などの主要業務を軸に一定の頻度で確認する監査と社長から指示があった場合等に行う臨時監査があり、その結果を評価確認し、別紙4-8に示すとおり監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する（⑦-7, ⑧-7）。</p> <p>なお、当社では、実施部門から独立した内部監査部門として、本店に主に課長クラスで構成した原子力監査室を設置している。また、原子力監査室に対しては、原子力監査室員以外の者で構成した監査チームによる監査を行っている。</p> <p>(j) 社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの実効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する（⑦-8, ⑧-8）。</p> <p>管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを基に各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である組織の品質目標を設定するとともに、マネジメントレビューのアウトプットに基づく管理責任者の指示事項が発出された場合は、品質目標等に反映し、活動している。また、管理責任者はそれらの状況を確認している。</p> <p>(k) 原子力事業統括部長は、実施部門の管理責任者として、品質マニュアルのうち、各部所に共通する事項である「品質マネジメントシステム計画」及び「原子力総合品質保証規程」の改訂に関する確認を行い、これらの下位の規程である「原子力品質保証計画書」を原子力安全・品質保証部長、「泊発電所品質保証計画書」を泊発電所長に改訂させるとともに、マネジメントレビューへのインプットの確認及びアウトプットに基づく管理責任者指示事項を発出し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</p>	<p>(島根) 記載方針の相違 (女川) 組織名称の相違 (島根、女川) 職位名称の相違 •原子力安全・品質保証部長 •原子力事業統括部長 •原子力監査室長 (島根) 記載方針の相違 •女川、泊では内部監査部門のプロセスを記載</p> <p>(女川) 運用の相違 •「社長指示」の他に「原子力監査室長の判断」、「実施部門の要請」においても監査を実施する。</p> <p>(女川) 組織名称の相違 •原子力監査室</p> <p>(島根) 別紙の引用位置の相違</p> <p>(島根) 記載方針の相違</p> <p>(女川) 業務プロセスの相違 •品質目標の他に、業務計画や社内規程類へ反映する場合もあるため”等”を追加した。</p> <p>(島根、女川) 職位、組織名称の相違 (島根) 記載表現の相違 (島根) 記載方針の相違 (女川) 文書体系の相違、業務プロセスの相違 •管理責任者は、品質マニュアルのうち、各部所に共通する事項である「品質マネジメントシステム計画」及び「原子力総合品質保証規程」の改訂に関する確認を行い、これらの下位の規程である「原子力品質保証計画書」を原子力安全・品質保証部長、「泊発電所品質保証計画書」を泊発電所長に改訂させる。</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、島根原子力発電所及び本社の各部所においては、各部所長を委員長とするレビューを実施し、実施部門における品質保証活動に基づく社内規程の改訂に関する事項、年度業務計画（品質目標）及び管理責任者レビューのインプットに関する情報等をレビューする。</p> <p>マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各部所長レビューの構成、インプットに関する情報等については、別紙4-6及び別紙4-9に示す（⑦-10、⑧-10）。</p> <p>各レビューのアウトプットについては、社長のマネジメントレビューへのインプットとしているほか、品質目標等の業務計画の策定／改訂、社内規程の制定／改訂等により業務へ反映している。</p> <p>さらに、品質マネジメントシステムの有効性を維持・向上させるため、原子力品質保証委員会では、実施部門の品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理（品質方針の改訂、品質目標の設定・達成状況等）に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</p> <p>また、QMS推進者会議では、原子力品質保証委員会における審議に先立つ調整や情報共有を行っている。</p> <p>電源事業本部原子力品質保証運営委員会、原子力発電所土木建築関係品質保証運営委員会及び島根原子力発電所品質保証運営委員会では、各部所における品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理（品質目標の設定・達成状況等）に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</p> <p>電源事業本部原子力品質保証委員会、QMS推進者会議及び各部所の品質保証運営委員会が担当する業務内容は、別紙4-10に示す「内部コミュニケーション基本要領」（⑦-11、⑧-11）のとおりである。</p> <p>原子力品質保証委員会及び各部所の品質保証運営委員会の開催実績については、別紙4-11に示す。（⑦-12、⑧-12）</p> <p>なお、原子炉施設の保安に関する基本的重要な事項に関しては、本社にて保安規定第6条に基づく原子力発電保安委員会を、また、原子炉施設の保安運営に関する具体的重要な事項に関しては、発電所にて保安規定第7条に基づく原子力発電保安運営委員会を開催し、その内容を審議し、審議結果は業務へ反映させる。</p>	<p>また、女川原子力発電所、本店各室部においては、各室部所長によるレビューを実施し、実施部門における品質保証活動に基づく品質マニュアルの改訂に関する事項、品質目標の達成状況、マネジメントレビューのインプットに関する情報をレビューする。</p> <p>マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各室部所長レビューの構成、インプットに関する情報等については、別紙4-8に示す（⑦-9、⑧-9）。</p> <p>各室部所長レビューのアウトプットについては、とりまとめた社長のマネジメントレビューのインプットとしているほか、品質目標等の業務計画の策定／改訂、社内規定類の制定／改訂等により業務へ反映している。</p> <p>さらに、品質マネジメントシステムの実効性を維持・向上させるため、本店の原子力安全推進会議では、実施部門の品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理（品質方針の改訂、品質目標の設定・達成状況等）に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。原子力安全推進会議における審議事項については別紙4-9に示す。</p> <p>また、女川原子力発電所の品質保証会議では、女川原子力発電所における品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理（品質目標の設定・達成状況等）に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。女川原子力発電所の品質保証会議における審議事項については別紙4-10に示す。</p> <p>マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各室部所長レビューの2019年度及び2020年度の実績を別紙4-11に示す。</p> <p>なお、発電用原子炉施設の保安に関する基本的重要な事項に関しては、本店にて保安規定第6条に基づく原子炉施設保安委員会を、また発電用原子炉施設の保安運営に関する具体的重要な事項に関しては、発電所にて保安規定第7条に基づく原子炉施設保安運営委員会を開催し、その内容を審議し、審議結果を業務へ反映させる。</p>	<p>また、泊発電所、本店各部においては、各部所長によるレビューを実施し、実施部門における品質保証活動に基づく品質マニュアルの改訂に関する事項、品質目標の達成状況、マネジメントレビューのインプットに関する情報をレビューする。</p> <p>マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各部所長レビューの構成、インプットに関する情報等については、別紙4-8に示す（⑦-9、⑧-9）。</p> <p>各部所長レビューのアウトプットについては、とりまとめた社長のマネジメントレビューのインプットとしているほか、品質目標等の業務計画の策定／改訂、社内規程類の制定／改訂等により業務へ反映している。</p> <p>さらに、品質マネジメントシステムの実効性を維持・向上させるため、本店の原子力安全・品質委員会では、実施部門の品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理（品質方針の改訂、品質目標の設定・達成状況等）に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。原子力安全・品質委員会における審議事項については別紙4-9に示す。</p> <p>また、泊発電所の泊発電所安全運営委員会では、泊発電所における品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理（品質目標の設定・達成状況等）に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。泊発電所安全運営委員会における審議事項については別紙4-10に示す。</p> <p>マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各部所長レビューの2020年度及び2021年度の実績を別紙4-11に示す。</p> <p>なお、発電用原子炉施設の保安に関する基本的重要な事項に関しては、本店にて保安規定第6条に基づく原子力発電安全委員会を、また、発電用原子炉施設の保安運営に関する具体的重要な事項に関しては、発電所にて保安規定第7条に基づく泊発電所安全運営委員会を開催し、その内容を審議し、審議結果は業務へ反映させる。</p>	<p>(島根、女川) 組織名称の相違 (島根) 記載表現の相違 (女川) 組織名称の相違 (島根) 別紙構成、引用位置の相違 (島根、女川) 組織名称の相違 (島根) 記載表現の相違 (島根、女川) 名称の相違 • 原子力安全・品質委員会 (島根) 業務プロセスの相違 (島根) 組織体制の相違 (女川) 名称の相違 • 泊発電所安全運営委員会 (島根) 組織体制の相違 (女川) 組織名称の相違 (女川) 実績の相違 (島根) 記載方針の相違 (島根) 記載表現の相違 • 原子力発電安全委員会 (島根) 名称の相違 • 原子力発電安全運営委員会 (島根) 記載方針の相違 (島根) 記載表現の相違 • 発電用原子炉施設 • 本店 (島根、女川) 名称の相違 • 原子力発電安全委員会 • 泊発電所安全運営委員会</p>

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 設計及び運転等の品質保証活動</p> <p>(a) 各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づく重要性を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し、実施し、評価を行い、継続的に改善する(⑦-13)。</p> <p>また、製品及び役務を調達する場合は、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう要求事項（原子力規制委員会の職員による工場等への立入りに関するることを含む。）を提示し、製品及び役務やその重要度等に応じたグレード分けに従い調達管理を行う(⑦-14)。</p> <p>供給者に対しては、グレード分けに応じた要求項目の他、法令類からの要求項目や製品等の内容に応じた要求項目を加えた調達要求事項を提示する(⑦-15)。</p> <p>なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査及び試験等により検証する(⑦-16)。これらの調達要求事項等の具体的な内容については「工事仕様書」「購入仕様書」「委託仕様書」（以下「仕様書」という。）で明確にしている。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品質マニュアルに従い、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。</p>	<p>b. 設計及び運転等の品質保証活動</p> <p>(a) 各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を、品質マニュアルに従い、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づく重要性を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し、実施し、評価を行い、継続的に改善する(⑦-10)。</p> <p>また、製品及び役務を調達する場合は、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう要求事項（原子力規制委員会の職員による工場等への立入りに関するることを含む。）を提示し、製品及び役務やその重要度等に応じた品質管理グレードに従い調達管理を行う(⑦-11)。</p> <p>供給者に対しては、品質管理グレードに応じた要求項目のほか、法令類からの要求項目や製品等の内容に応じた要求項目を加えた調達要求事項を提示する(⑦-12)。</p> <p>なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査及び試験等により検証する(⑦-13)。これらの調達要求事項等の具体的な内容については「工事仕様書」、「購入仕様書」、「委託仕様書」（以下「仕様書」という。）で明確にしている。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品質マニュアルに従い、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。</p> <p>設計及び工事に係る重要度、調達要求事項、品質管理グレード及び調達製品の検証に関する社内規定類を別紙4-12及び別紙4-13に示す。</p>	<p>b. 設計及び運転等の品質保証活動</p> <p>(a) 各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を、品質マニュアルに従い、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づく重要性を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し、実施し、評価を行い、継続的に改善する(⑦-10)。</p> <p>また、製品及び役務を調達する場合は、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう要求事項（原子力規制委員会の職員による工場等への立入りに関するることを含む。）を提示し、製品及び役務やその重要度等に応じた品質管理グレードに従い調達管理を行う(⑦-11)。</p> <p>供給者に対しては、品質管理グレードに応じた要求項目のほか、法令類からの要求項目や製品等の内容に応じた要求項目を加えた調達要求事項を提示する(⑦-12)。</p> <p>なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査及び試験等により検証する(⑦-13)。これらの調達要求事項等の具体的な内容については「工事仕様書」、「購入仕様書」、「委託仕様書」（以下「仕様書」という。）で明確にしている。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品質マニュアルに従い、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。</p> <p>設計及び工事に係る重要度、調達要求事項、品質管理グレード及び調達製品の検証に関する社内規定類を別紙4-12、別紙4-13及び別紙4-14に示す。</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違 ・指針名の表記に「」を記載</p> <p>(島根) 別紙の引用位置の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根) 別紙の引用位置の相違 (島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 別紙の引用位置の相違</p> <p>(島根) 別紙の引用位置の相違</p> <p>(島根) 別紙の引用位置の相違</p> <p>(島根) 別紙の引用位置の相違</p> <p>(島根) 記載方針の相違 (女川) 別紙構成の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根、女川) 別紙構成の相違</p> <p>(島根) 別紙の引用位置の相違 (島根) 記載表現の相違</p>
<p>(b) 新規制基準の施行前に調達した製品等は、当時の品質マネジメントシステムに基づき、上記と同様に管理している。</p> <p>これらについても、新規制基準における設備的な要求事項を満足していること（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性）を確認していく。</p>	<p>(b) 新規制基準の施行前に調達した製品は、当時の品質マネジメントシステムに基づき、上記と同様に管理している。</p> <p>これらについても、新規制基準における設備的な要求事項を満足していること（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性）を確認していく。</p>	<p>(b) 新規制基準の施行前に調達した製品は、当時の品質マネジメントシステムに基づき、上記と同様に管理している。</p> <p>これらについても、新規制基準における設備的な要求事項を満足していること（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性）を確認していく。</p>	<p>(島根) 記載表現の相違</p>
<p>(c) 各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に対する重要性に応じた是正処置を実施する。</p> <p>不適合の処置及び是正処置については、別紙4-5及び別紙4-13に示す(⑦-17, ⑧-13)。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう要求事項を提示し(⑦-18, ⑧-14), 不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織は社内規程に従つ</p>	<p>(c) 各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に及ぼす影響に応じた是正処置等を実施する。</p> <p>不適合の処置及び是正処置等については、別紙4-3及び別紙4-14に示す(⑦-14, ⑧-10)。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう仕様書にて要求事項を提示し(⑦-15, ⑧-11), 不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織は</p>	<p>(c) 各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に及ぼす影響に応じた是正処置等を実施する。</p> <p>不適合の処置及び是正処置等については、別紙4-3、別紙4-15及び別紙4-16に示す(⑦-14, ⑧-10)。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう仕様書にて要求事項を提示し(⑦-15, ⑧-11), 不適合が発生した場合には、各業務を主管</p>	<p>(島根) 記載表現の相違 (島根、女川) 別紙構成の相違</p> <p>(島根) 別紙の引用位置の相違 (島根) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉 てその実施状況を確認する。	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス その実施状況を「原子力QMS 改善措置活動要領」に従つて確認する。	泊発電所3号炉 する組織はその実施状況を「原子力改善措置活動管理マニュアル」及び「泊発電所改善措置活動管理要領」に従つて確認する。	相違理由 (島根) ①文書体系の相違(マニュアル制定箇所) (島根) 記載方針の相違 ・女川、泊では、品質保証活動の強化に記載の内容は、現状の品質方針に取り込まれているため、項目として記載しない。
c. 品質保証活動の強化 当社は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故のような極めて深刻な事故を起さないために、「確実な品質保証活動を主体的に行うこと」で、世界最高水準の原子力安全を目指す」という決意を品質方針に示している。設定した品質方針を別紙4-7に示す。 上記のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。	上記のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。	上記のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。	
別紙4-1 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則を踏まえた品質マネジメントシステム計画について 別紙4-2 島根原子力発電所原子炉施設保安規定（抜粋） 別紙4-3 品質マネジメントシステム文書体系 別紙4-4 原子力品質保証規程（抜粋） 別紙4-5 原子力品質保証細則（抜粋） 別紙4-6 原子力安全管理監査細則（抜粋） 別紙4-7 品質方針（抜粋） 別紙4-8 品質方針の組織内への伝達方法について 別紙4-9 マネジメントレビュー基本要領（抜粋） 別紙4-10 内部コミュニケーション基本要領（抜粋） 別紙4-11 委員会等の開催実績 別紙4-12 調達管理基本要領（抜粋） 別紙4-13 不適合等管理基本要領（抜粋）	別紙4-1 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則を踏まえた品質マネジメントシステム計画について 別紙4-2 女川原子力発電所原子炉施設保安規定（抜粋） 別紙4-3 原子力品質保証規程（抜粋） 別紙4-4 原子力QMS プロセス適用要領（抜粋） 別紙4-5 原子力QMS 責任および権限要領（抜粋） 別紙4-6 原子力安全に関する品質方針 別紙4-7 品質方針の組織内への伝達方法 別紙4-8 原子力QMS マネジメントレビュー要領（抜粋） 別紙4-9 組織規程運用基準（抜粋） 別紙4-10 品質保証会議要領書（抜粋） 別紙4-11 マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各室部所長レビューの実績 別紙4-12 原子力QMS 品質に係る重要度分類要領（抜粋） 別紙4-13 原子力QMS 調達管理要領（抜粋） 別紙4-14 原子力QMS 改善措置活動要領（抜粋）	別紙4-1 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則を踏まえた品質マネジメントシステム計画について 別紙4-2 泊発電所原子炉施設保安規定（抜粋） 別紙4-3 原子力総合品質保証規程（抜粋） 別紙4-4 原子力品質保証計画書（抜粋） 別紙4-5 泊発電所品質保証計画書（抜粋） 別紙4-6 品質方針 別紙4-7 品質方針の組織内への伝達方法 別紙4-8 原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル（抜粋） 別紙4-9 原子力安全・品質委員会運営マニュアル（抜粋） 別紙4-10 泊発電所安全運営委員会運営要領（抜粋） 別紙4-11 マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各部所長レビューの実績 別紙4-12 泊発電所品質に係る重要度分類（抜粋） 別紙4-13 原子力調達管理マニュアル（抜粋） 別紙4-14 泊発電所調達管理要領（抜粋） 別紙4-15 原子力改善措置活動管理マニュアル（抜粋） 別紙4-16 泊発電所改善措置活動管理要領（抜粋）	(島根、女川) 設備名称の相違 (島根) 引用文書の相違 (島根、女川) 文書名称の相違 (島根、女川) 文書名称の相違 (島根) 文書名称の相違 (島根、女川) 文書名称の相違 (島根、女川) 文書名称の相違 (島根) 文書名称の相違 (島根、女川) 記載表現の相違 (島根、女川) 文書名称の相違 (島根) 引用文書の相違 (島根、女川) 文書名称の相違 (島根、女川) 文書名称の相違 (島根) 引用文書の相違 (島根、女川) 記載表現の相違 (島根、女川) 文書名称の相違 (島根) 文書名称の相違 (島根、女川) 引用文書の相違 (島根、女川) 文書名称の相違 (島根、女川) 文書名称の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 教育・訓練 指針9 技術者に対する教育・訓練 事業者において、確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針が適切に示されていること。⑨</p> <p>確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針を以下に示す。</p> <p>a. 技術者は、原則として入社後一定期間、当社原子力発電所等において、別紙5-1に示すとおり、原子力発電所の仕組み、発電所各系統の構成機器に関する基礎知識及び安全衛生に関する基礎知識等の教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する(⑨-1)。</p> <p>新入社員が受講する教育・訓練は、社内規定「原子力部門技術系新入社員基礎教育手順書」(別紙5-2)に定めている(⑨-2)。</p> <p>その後、配属された各部門にて、教育・訓練を行っていく。原子力部門の技術者が受講する教育・訓練は、社内規定「原子力部門教育訓練手順書」(別紙5-3)に定めている(⑨-3)。</p> <p>また、実務を通じた教育・訓練として日常教育を実施している。 日常教育では、運転及び保守における基礎知識の習得、作業安全の基礎知識の習得等を行う。</p> <p>b. 教育・訓練については、別紙5-4の保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)「6.2 要員の力量の確保および教育訓練」で示すとおり、品質マネジメントシステム文書体系に要求事項を定めている(⑨-4)。</p> <p>この要求事項を踏まえ、別紙5-5で示す社内規定「力量および教育訓練基本要領」において、品質マネジメントシステム計画における要求事項を具体的に規定している(⑨-5)。</p> <p>これらの要求事項を受けて、別紙5-3で示す社内規定「原子力部門教育訓練手順書」において具体的な運用要領を定めており、教育・訓練の運用を品質マネジメントシステム体系の中で規定している。</p>	<p>(5) 教育・訓練 指針9 技術者に対する教育・訓練 事業者において、確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針が適切に示されていること。⑨</p> <p>確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針を以下に示す。</p> <p>a. 技術者は、原則として入社後一定期間、当社原子力発電所等において、別紙5-1に示すとおり、原子力発電所の仕組み、放射線管理等の基礎教育・訓練、機器配置、プラントシステム等の現場教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する(⑨-1)。</p> <p>新入社員が受講する教育・訓練は以下のとおり。 法定の安全教育、作業安全に必要な基本的事項の習得、お客様意識の醸成、発電所設備の構造、機能に関する知識及び運転、保守に関する技能など基礎の習得等</p> <p>その後、配属された各部門にて、教育・訓練を行っていく。原子力部門の技術者が受講する教育・訓練は、別紙5-2に示す社内規定類「原子力部門教育訓練指針」に定めている(⑨-2)。</p> <p>また、実務を通じた教育・訓練として日常教育を実施している。 日常教育では、運転及び保守における基礎知識の習得、作業安全の基礎知識の習得等を行う。</p> <p>b. 教育・訓練については、保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)「6. 資源の管理」(別紙5-3) (⑨-3)で示すとおり、品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)文書体系における1次文書としての要求事項を定めている。</p> <p>この要求事項を踏まえ、社内規定類「原子力QMS力量、教育・訓練および認識要領」(別紙5-4) (⑨-4)において、品質マネジメントシステム計画における要求事項を具体的に規定している。</p> <p>これらの要求事項を受けて、社内規定類「原子力部門教育訓練実施要領」(別紙5-5) (⑨-5)においては具体的な運用要領を、社内規定類「保安教育実施要領書」(別紙5-6) (⑨-6)においては保安教育の運用要領を定めており、教育・</p>	<p>(5) 教育・訓練 指針9 技術者に対する教育・訓練 事業者において、確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針が適切に示されていること。⑨</p> <p>確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針を以下に示す。</p> <p>a. 技術者は、原則として入社後一定期間、泊発電所において、別紙5-1に示すとおり、原子力発電所の仕組み、放射線管理等の基礎教育・訓練、機器配置、プラントシステム等の現場教育・訓練を受け、各機能、目的に応じた基礎知識を習得する(⑨-1)。</p> <p>新入社員が受講する教育・訓練は以下のとおり。 法定の安全教育、作業安全に必要な基本的事項の習得、お客様意識の醸成、発電所設備の構造、機能に関する知識及び運転、保守に関する技能など基礎の習得等</p> <p>その後、配属された各部門にて、教育・訓練を行っていく。原子力部門の技術者が受講する教育・訓練は、社内規程類「泊発電所教育訓練管理要領」(別紙5-2) 及び「原子力教育訓練管理マニュアル」(別紙5-3)に定めている(⑨-2)。</p> <p>また、実務を通じた教育・訓練として日常教育を実施している。 日常教育では、運転及び保守における基礎知識の習得、作業安全の基礎知識の習得等を行う。</p> <p>b. 教育・訓練については、保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)「6. 資源の管理」(別紙5-4) (⑨-3)で示すとおり、品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)文書体系における1次文書としての要求事項を定めている。</p> <p>この要求事項を踏まえ、社内規程類「泊発電所教育訓練管理要領」(別紙5-2) 及び「原子力教育訓練管理マニュアル」(別紙5-3) (⑨-4)において、品質マネジメントシステム計画における要求事項を具体的に規定している。</p> <p>これらの要求事項を受けて、社内規程類「泊発電所教育訓練管理要領」(別紙5-2) 及び「原子力教育訓練管理マニュアル」(別紙5-3) (⑨-5, ⑨-6)において具体的な運用要領を定めており、教育・訓練の運用をQMS体系の中で規定してい</p>	<p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 記載方針の相違</p> <p>(島根、女川) 文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p> <p>(島根、女川) 文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p> <p>(島根、女川) 文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p> <p>(島根、女川) 文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

添付書類五

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>これらの運用に関する規定に基づき、原子力部門の技術者に対し、必要な教育・訓練を実施している。</p> <p>令和2年度の島根原子力発電所の教育訓練実績及び保安教育実績の抜粋を別紙5-6及び別紙5-7に示す(⑨-6, ⑨-7)。</p> <p>以上のとおり、確保した技術者に対しその専門知識及び技術・技能を維持・向上させるため、教育・訓練に関する社内規程を策定し、必要な教育・訓練を行う。</p> <p>なお、当社訓練施設は当社のみならず、協力会社の教育・訓練にも活用できるよう研修設備の提供を行っており、発電所の保守点検業務等を行う協力会社社員の専門知識・技能の向上を支援している。</p> <p>c. 島根原子力発電所では、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それに従って教育を実施する。</p> <p>また、島根原子力発電所では、発電所の運営に直接携わる運転、保全、放射線管理、化学管理、燃料管理等に関する業務の技術者に対して、別紙5-5に示すとおり、力量認定制度を設けている。</p> <p>力量認定制度では、業務を遂行する上で必要な具体的な力量を明確にし、各階層に応じた認定基準、認定方法及び評価方法に関して要領に定めている。</p> <p>業務に対する必要な力量の認定にあたっては、力量教育の習得、技能の発揮、経験の期間によることとし、各項目の認定基準に基づき認定することにより、技術者の階層及び能力に応じた教育・訓練を実施している。</p> <p>教育訓練プログラムの概要を別紙5-8に示す(⑨-8)。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となったことを踏まえ、重大事故等対処設備に関わる知識・スキルの習得に併せて、プラント冷却系統等重要な施設の設計や許認可、運転、保守に精通する技術者や、耐震技術、安全評価技術等専門分野の技術者を育成して、原子力安全の確保、技術力の向上を図る取組みも進めている。</p> <p>また、重大事故等対策に使用する資機材及び手順書を用いた訓練を実施しており、訓練により得られた改善点等を適宜反映することとしている。重大事故等対策に使用する資機材及び手順書を用いた訓練を別紙5-10に示す(⑨-10)。</p>	<p>訓練の運用をQMS体系の中で規定している。</p> <p>これらの運用に関する規定に基づき、教育・訓練を実施している。</p> <p>令和2年度の女川原子力発電所の教育訓練実績及び保安教育実績の抜粋を別紙5-7及び別紙5-8に示す(⑨-7, ⑨-8)。</p> <p>以上のとおり、確保した技術者に対しその専門知識及び技術・技能を維持・向上させるため、教育・訓練に関する社内規程を策定し、必要な教育・訓練を行う。</p> <p>なお、当社訓練施設は当社のみならず、協力会社の教育・訓練にも活用できるよう研修設備の提供等を行っており、発電所の保守点検業務等を行う協力会社社員の専門知識・技能の向上を支援している。</p> <p>c. 女川原子力発電所においては、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それに従って教育を実施する(⑨-3)。</p> <p>また、女川原子力発電所では、必要となる教育及び訓練とその対象者として発電所の運営に直接携わる運転、保修、放射線管理、化学管理、燃料管理等に関する業務の技術者に対して力量評価制度を設けている。</p> <p>力量評価では、業務を遂行する上で必要な力量を教育・訓練に関する要領に定め、評価を実施する。また、必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるよう教育・訓練を実施する。</p> <p>教育・訓練に当たっては、知識及び技能に応じた教育訓練コースの設定及び配属後の年数や職位に応じた区分を設定することにより、技術者の能力に応じた教育・訓練を実施している。</p> <p>教育訓練プログラムの概要を別紙5-9に示す(⑨-9)。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となったことを踏まえ、重大事故等対処設備に関わる知識・スキルの習得に併せて、プラント冷却系統等重要な施設の設計や許認可、運転、保守に精通する技術者や、耐震技術、安全評価技術等専門分野の技術者を育成して、原子力安全の確保、技術力の向上を図る取組みも進めている。</p> <p>また、重大事故等対策に使用する資機材及び手順書を用いた訓練を実施しており、訓練により得られた改善点等を適宜反映することとしている。重大事故等対策に使用する資機材及び手順書を用いた訓練を別紙5-8に示す(⑨-10)。</p>	<p>る。</p> <p>これらの運用に関する規定に基づき、原子力部門の技術者に対し、必要な教育・訓練を実施している。</p> <p>令和3年度の泊発電所の教育訓練実績及び保安教育実績の抜粋を別紙5-5及び別紙5-6に示す(⑨-7, ⑨-8)。</p> <p>以上のとおり、確保した技術者に対しその専門知識及び技術・技能を維持・向上させるため、教育・訓練に関する社内規程を策定し、必要な教育・訓練を行う。</p> <p>なお、当社訓練施設は当社のみならず、協力会社の教育・訓練にも活用できるよう研修設備の提供等を行っており、発電所の保守点検業務等を行う協力会社社員の専門知識・技能の向上を支援している。</p> <p>c. 泊発電所においては、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それに従って教育を実施する(⑨-3)。</p> <p>また、泊発電所では、必要となる教育及び訓練とその対象者として発電所の運営に直接携わる運転、保修、放射線管理、化学管理、燃料管理等に関する業務の技術者に対して力量評価制度を設けている。</p> <p>力量評価では、業務を遂行する上で必要な力量を教育・訓練に関する要領に定め、評価を実施する。また、必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるよう教育・訓練を実施する。</p> <p>教育・訓練に当たっては、知識及び技能に応じた教育訓練コースの設定及び配属後の年数や職位に応じた区分を設定することにより、技術者の能力に応じた教育・訓練を実施している。</p> <p>教育訓練プログラムの概要を別紙5-7に示す(⑨-9)。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となったことを踏まえ、重大事故等対処設備に関わる知識・スキルの習得に併せて、プラント冷却系統等重要な施設の設計や許認可、運転、保守に精通する技術者や、耐震技術、安全評価技術等専門分野の技術者を育成して、原子力安全の確保、技術力の向上を図る取組みも進めている。</p> <p>また、重大事故等対策に使用する資機材及び手順書を用いた訓練を実施しており、訓練により得られた改善点等を適宜反映することとしている。重大事故等対策に使用する資機材及び手順書を用いた訓練を別紙5-8に示す(⑨-10)。</p>	<p>の具体的な運用要領を、1つの社内規程類で一元的に定めている。 (島根) 記載表現の相違 (女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根) 記載方針の相違 (島根) 記載表現の相違 (島根) 記載方針の相違 (島根) 記載表現の相違 (島根) 記載表現の相違 (島根) 記載方針の相違 (島根) 記載表現の相違 (島根) 記載方針の相違 (島根) 記載表現の相違 (島根) 記載方針の相違 (島根) 記載表現の相違 (島根) 島根実績の反映</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
d. 技術者の教育・訓練は、当社原子力発電所の訓練施設のほか、国内の原子力関係機関（B T C、一般社団法人原子力安全推進協会及び東京大学大学院工学系研究科原子力専攻等）において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。過去5年間の社外教育訓練受講者の実績を別紙5-9に示す（⑨-9）。	d. 技術者の教育・訓練は、当社原子力発電所の訓練施設のほか、国内の原子力関係機関（B T C、一般社団法人原子力安全推進協会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本原子力発電株式会社等）（⑨-11）において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。過去5年間の社外教育訓練受講者の実績を別紙5-11（⑨-11）に示す。 当社内の講師、訓練施設だけでなく、社外の講師、訓練施設に積極的に社員を派遣することにより、訓練等で得た知識・操作能力を高め、必要ならば当社の教育訓練項目の改善を図ること等の対策がとれること、当社の訓練施設で模擬できない施設に関する訓練を経験することにより、より幅広い技術的能力の習得が可能となること等の効果が得られていると考えている。	d. 技術者の教育・訓練は、泊発電所内に設けた訓練用設備及び当社訓練施設のほか、国内の原子力関係機関（N T C、一般社団法人原子力安全推進協会、東京大学大学院工学系研究科原子力専攻等）（⑨-11）において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。過去5年間の社外教育訓練受講者の実績を別紙5-9（⑨-11）に示す。 当社内の講師、訓練施設だけでなく、社外の講師、訓練施設に積極的に社員を派遣することにより、訓練等で得た知識・操作能力を高め、必要ならば当社の教育訓練項目の改善を図ること等の対策がとれること、当社の訓練施設で模擬できない施設に関する訓練を経験することにより、より幅広い技術的能力の習得が可能となること等の効果が得られていると考えている。	（島根、女川） ⑨設備及び運用の相違（訓練）
e. 本変更に係る業務に従事する技術者の他、原子力防災組織において必要な事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等発生時の対応に必要となる技能の維持と知識の向上を図るために、計画的、かつ継続的に教育・訓練を実施する。	e. 本変更に係る業務に従事する技術者、事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等発生時の対応に必要となる技能の維持と知識の向上を図るために、計画的、かつ継続的に教育・訓練を実施する。 自然災害発生時、重大事故等発生時の教育・訓練を別紙5-10（⑨-12）に示す。 なお、女川原子力発電所に勤務する事務系社員に対しては、従来から保安規定に定める以下の保安教育を実施している。 ・入所時に実施する教育 関係法令及び保安規定の遵守に関する事、原子炉施設の構造、性能に関する事、非常の場合に講すべき処置の概要 ・その他反復教育 関係法令及び保安規定の遵守に関する事、非常の場合に講すべき処置に関する事 これは、原子力発電所で働く全員に対し、関係法令及び保安規定の遵守を徹底すること、及び非常時においては事務系社員も原子力防災組織における要員の一部であり、必要な知識、技量を教育・訓練により習得、維持する必要があることから、事務系社員も教育・訓練の対象者としている。 また、原子力発電所で働く協力会社社員に対しては、原子炉施設の構造、性能に関する事、非常の場合に講すべき処置に関する事、関係法令及び保安規定の遵守に関する事について、従来からの保安教育として要求し、実施していることを確認している。	e. 本変更に係る業務に従事する技術者のほか、原子力防災組織において必要な事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等発生時の対応に必要となる技能の維持と知識の向上を図るために、計画的かつ継続的に教育・訓練を実施する。 自然災害発生時、重大事故等発生時の教育・訓練を別紙5-8（⑨-12）に示す。 なお、泊発電所に勤務する事務系社員に対しては、従来から保安規定に定める以下の保安教育を実施している。 ・入所時に実施する教育 関係法令及び保安規定の遵守に関する事、発電用原子炉施設の構造、性能に関する事、非常の場合に講すべき処置の概要 ・その他反復教育 関係法令及び保安規定の遵守に関する事、非常の場合に講すべき処置に関する事 これは、泊発電所で働く全員に対し、原子炉等規制法に関する法令の遵守を徹底すること、及び非常時においては事務系社員も原子力防災組織における要員の一部であり、必要な知識、技量を教育により習得、維持する必要があることから事務系社員も保安教育の対象者としている。 また、泊発電所で働く協力会社社員に対しては、発電用原子炉施設の構造、性能に関する事、非常の場合に講すべき処置に関する事、関係法令及び保安規定の遵守に関する事について、従来からの保安教育として要求し、実施していることを確認している。	（女川）島根実績の反映 （島根）記載表現の相違
f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降、島根原子力発電所では重大事故等対処設備等を整備し、重大事故等に対する要員の体制整備を進めている。 これら重大事故等対処設備等を効果的に活用し、適切な事故対応が行えるよう訓練を繰り返し行うことにより、重大事故等	f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降、女川原子力発電所では重大事故等対処設備等を整備し、重大事故等に対する要員の体制整備を進めている。 これら重大事故等対処設備等を効果的に活用し、適切な事故対応が行えるよう訓練を繰り返し行うことにより、重大事故等	f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降、泊発電所では重大事故等対処設備等を整備し、重大事故等に対する要員の体制整備を進めている。 これら重大事故等対処設備等を効果的に活用し、適切な事故対応が行えるよう訓練を繰り返し行うことにより、重大事故等	（島根、女川）記載表現の相違 ・発電用原子炉施設 （女川）島根実績の反映 （島根）記載表現の相違 （島根、女川）記載表現の相違 ・発電用原子炉施設

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>に対応する要員の技術的な能力の維持向上を図っている。</p> <p>訓練の実施にあたっては、訓練の種類に対応する対象者、訓練内容等を定め、訓練の結果、改善すべき事項が抽出されれば、速やかに検討を行うこととしている。別紙5-10(⑨-10)に令和元年度及び令和2年度の訓練回数を示す。また、訓練において抽出された課題の具体例を別紙5-11に示す。</p> <p>今後も引き続き重大事故等対応設備等の整備及び重大事故等に対応する要員の体制整備を進めると共に、複数の事象が発生した場合においても適切な事故対応が行えるよう総合的な訓練を計画・実施していく。</p> <p>g. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓として緊急時対応力の強化にとどまらず幅広く技術力全般の底上げの必要性を認識し、以下の現場力の強化に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の訓練施設においてポンプ、電動機、弁等様々な直営訓練を実施し、技術力の向上に努めている。 ・現場作業における災害の防止を図るため、物品の比重及び重心位置の体感研修、若年者作業安全教育により安全意識の向上に努めている。 ・自ら実施する業務及び委託で実施する作業において、安全確保、不安全行為に対する指摘、リスクの予測ができるようにするため、危険物取扱者（乙種第4類）、酸素欠乏危険作業主任者等、作業安全に密接に関係する資格について、積極的に取得を進めている。 ・原子力発電所の事故時の物理挙動やプラント挙動を理解するため、原子力発電設備における物理挙動やプラント挙動をパソコン上で確認できるシミュレータを活用し、教育・訓練を実施している。 <p>h. 技術者に対する教育・訓練は、教育・訓練の結果から評価改善し、継続的な改善を行うことで技術力の向上を図る。また、WANO（世界原子力発電事業者協会）ビアレビュー等の第三者レビュー、国内外の原子力事業者や他産業のベンチマークを通じて得られた知見についても、教育・訓練の改善につなげる。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る技術者に対する教育・訓練を実施し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させる取組みを計画的かつ継続的に実施する方針である。</p>	<p>に対応する要員の技術的な能力の維持向上を図っている。</p> <p>訓練の実施にあたっては、訓練の種類に対応する対象者、訓練内容等を定め、訓練の結果、改善すべき事項が抽出されれば、速やかに検討を行うこととしている。別紙5-12に令和元年度及び令和2年度の訓練回数を示す。また、訓練において抽出された課題の具体例は別紙5-13に示す。</p> <p>今後も引き続き重大事故等対応設備等の整備及び重大事故等に対応する要員の体制整備を進めると共に、複数の事象が発生した場合においても適切な事故対応が行えるよう総合的な訓練を計画・実施していく。</p> <p>g. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓として緊急時対応力の強化にとどまらず幅広く技術力全般の底上げの必要性を認識し、以下の現場力の強化に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社原子力発電所内の訓練施設においてポンプ、電動機、弁等様々な直営作業訓練を実施し、技術力の向上に努めている。 ・現場作業における災害の防止を図るため、感電体感、飛来・落下物衝撃体感等危険体感教育により安全意識の向上に努めている。 ・自ら実施する業務及び委託で実施する作業において、安全確保、不安全行為に対する指摘、リスクの予測ができるようにするため、危険物取扱者（乙種第4類）、酸素欠乏危険作業主任者等、作業安全に密接に関係する資格について、積極的に取得を進めている。 ・原子力発電所の起動、運転、停止等の通常時及び事故時の物理挙動やプラント挙動を理解するため、原子力発電設備における物理挙動やプラント挙動をパソコン上で確認できるプラントシミュレータを導入している。 <p>h. 技術者に対する教育・訓練は、教育・訓練の結果から評価改善し、継続的な改善を行うことで技術力の向上を図る。また、WANO（世界原子力発電事業者協会）ビアレビュー等の第三者レビュー、国内外の原子力事業者や他産業のベンチマークを通じて得られた知見についても、教育・訓練の改善につなげる。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る技術者に対する教育・訓練を実施し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させる取組みを行っている。</p>	<p>に対応する要員の技術的な能力の維持向上を図っている。</p> <p>訓練の実施にあたっては、訓練の種類に対応する対象者、訓練内容等を定め、訓練の結果、改善すべき事項が抽出されれば、速やかに検討を行うこととしている。別紙5-10に令和2年度及び令和3年度の訓練回数を示す。また、訓練において抽出された課題の具体例を別紙5-11に示す。</p> <p>今後も引き続き重大事故等対応設備等の整備及び重大事故等に対応する要員の体制整備を進めると共に、複数の事象が発生した場合においても適切な事故対応が行えるよう総合的な訓練を計画・実施していく。</p> <p>g. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓として緊急時対応力の強化にとどまらず幅広く技術力全般の底上げの必要性を認識し、以下の現場力の強化に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊発電所内に設けた原子力教育センターにおいてポンプ、電動機、弁等様々な直営作業訓練を実施し、技術力の向上に努めている。 ・現場作業における災害の防止を図るため、物品の比重及び重心位置の体感研修、若年者作業安全教育により安全意識の向上に努めている。 ・自ら実施する業務及び委託で実施する作業において、安全確保、不安全行為に対する指摘、リスクの予測ができるようにするため、危険物取扱者（乙種第4類）、酸素欠乏危険作業主任者等、作業安全に密接に関係する資格について、積極的に取得を進めている。 ・原子力発電所の起動、運転、停止等の通常時及び事故時の物理挙動やプラント挙動を理解するため、原子力発電設備における物理挙動やプラント挙動をパソコン上で確認できるプラントシミュレータを活用し、教育・訓練を実施している。 <p>h. 技術者に対する教育・訓練は、教育・訓練の結果から評価改善し、継続的な改善を行うことで技術力の向上を図る。また、WANO（世界原子力発電事業者協会）ビアレビュー等の第三者レビュー、国内外の原子力事業者や他産業のベンチマークを通じて得られた知見についても、教育・訓練の改善につなげる。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る技術者に対する教育・訓練を実施し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させる取組みを行っている。</p>	<p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違 ⑨設備及び運用の相違(訓練)</p> <p>(女川) ⑧記載内容の相違(経験)</p> <p>(女川) ⑧記載内容の相違(経験) 泊、女川ともに、SA事象の可視化画面を表示する機能を有する点は同様。</p> <p>(女川) 島根実績の反映</p> <p>(女川) 島根実績の反映 泊、女川ともに、SA事象の可視化画面を表示する機能を有する点は同様。</p> <p>(女川) 島根実績の反映 (島根) 記載方針の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p>
別紙5-1 令和2年度新入社員教育年間教育スケジュール	別紙5-1 令和3年度新入社員教育年間計画	別紙5-1 令和4年度新入社員教育年間計画	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
別紙5-2 原子力部門技術系新入社員基礎教育手順書（抜粋） 別紙5-3 原子力部門教育訓練手順書（抜粋）	別紙5-2 原子力部門教育訓練指針（抜粋）	別紙5-2 泊発電所教育訓練管理要領（抜粋） 別紙5-3 原子力教育訓練管理マニュアル（抜粋） 別紙5-4 泊発電所原子炉施設保安規定（抜粋）	（島根）記載方針の相違 （島根、女川） ⑪文書体系の相違（マニュアル制定箇所）
別紙5-4 島根原子力発電所原子炉施設保安規定（抜粋） 別紙5-5 力量および教育訓練基本要領（抜粋）	別紙5-3 女川原子力発電所原子炉施設保安規定（抜粋） 別紙5-4 原子力QMS力量、教育・訓練および認識要領（抜粋） 別紙5-5 原子力部門教育訓練実施要領（抜粋） 別紙5-6 保安教育実施要領書（抜粋） 別紙5-7 教育訓練実績（令和2年度） 別紙5-8 女川原子力発電所保安教育実績（令和2年度） 別紙5-9 教育訓練プログラムの概要	別紙5-4 泊発電所原子炉施設保安規定（抜粲）	（島根、女川）引用文書の相違
別紙5-6 訓練施設等における教育訓練実績（令和2年度） 別紙5-7 島根原子力発電所保安教育実績（令和2年度） 別紙5-8 教育訓練プログラムの概要	別紙5-10 女川原子力発電所2号炉重大事故等対策の対応に係る教育及び訓練について（抜粋） 別紙5-11 女川原子力発電所における各年度の社外教育訓練受講実績	別紙5-5 教育訓練実績（令和3年度） 別紙5-6 泊発電所保安教育実績（令和3年度） 別紙5-7 教育訓練プログラムの概要	（島根）記載表現の相違
別紙5-9 島根原子力発電所における各年度の社外教育訓練受講実績 別紙5-10 島根原子力発電所における重大事故等対応に関する訓練実績 別紙5-11 重大事故等対応訓練において抽出した課題とその改善活動の例	別紙5-12 女川原子力発電所における重大事故等対応に関する訓練実績 別紙5-13 重大事故等対応訓練において抽出した課題とその改善活動の例	別紙5-8 泊発電所3号炉重大事故等対応の対応に係る教育及び訓練について（抜粋） 別紙5-9 泊発電所における各年度の社外教育訓練受講実績 別紙5-10 泊発電所における重大事故等対応に関する訓練実績 別紙5-11 重大事故等対応訓練において抽出した課題とその改善活動の例	

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6) 有資格者等の選任・配置 指針 10 有資格者等の選任・配置 事業者において、当該事業等の遂行に際し法又は法に基づく規則により有資格者等の選任が必要となる場合、その職務が適切に遂行できるよう配置されているか、又は配置される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解説】 「有資格者等」とは、原子炉主任技術者免状若しくは核燃料取扱主任者免状を有する者又は運転責任者として基準に適合した者をいう。</p> <p>島根原子力発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置していることを以下に示す。</p> <p>a. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第95条では、発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の工事又は施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から発電用原子炉ごとに選任することが定められている。</p> <p>(a) 実務経験について 島根原子力発電所の発電用原子炉主任技術者は、上記の実務経験に関する要求に適合している者の中から職務経験期間を考慮し、以下のとおり原子炉ごとに適切に選任する。 (b) 職務能力について 保安規定では、発電用原子炉主任技術者の選任は電源事業本部参事以上の者の中から電源事業本部長が行うことを定めている。 電源事業本部における参事以上は、マネージャー（原子力人材育成センター所長含む）以上の職位が該当し、所管する組織</p>	<p>(6) 有資格者等の選任・配置 指針 10 有資格者等の選任・配置 事業者において、当該事業等の遂行に際し法又は法に基づく規則により有資格者等の選任が必要となる場合、その職務が適切に遂行できるよう配置されているか、又は配置される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解説】 「有資格者等」とは、原子炉主任技術者免状若しくは核燃料取扱主任者免状を有する者又は運転責任者として基準に適合した者をいう。</p> <p>女川原子力発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置していることを以下に示す。</p> <p>a. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第95条では、発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から発電用原子炉ごとに選任することが定められている。</p> <p>女川原子力発電所の発電用原子炉主任技術者は、上記の実務経験に関する要求に適合している者の中から職務経験期間を考慮し、以下のとおり原子炉ごとに適切に選任している。</p> <p>(a) 実務経験について 女川原子力発電所2号炉では平成30年7月1日付で発電用原子炉主任技術者を配置している。 女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉主任技術者の主な実務経験は、以下のとおり。 • 本店及び女川原子力発電所において、炉心設計、炉心性能管理を18年5か月従事したことから、第2項第四号「発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間」に含まれると考えられる。</p> <p>以上から、女川原子力発電所発電用原子炉主任技術者は、第2項の選任要件に適合している。</p> <p>(b) 職務能力について 保安規定では、発電用原子炉主任技術者は社長が選任することを定めている。また、職位は、発電用原子炉主任技術者であり、保安規定に定める職務を専任することを定めている。 女川原子力発電所における発電用原子炉主任技術者は、特別管理職が該当し、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監</p>	<p>(6) 有資格者等の選任・配置 指針 10 有資格者等の選任・配置 事業者において、当該事業等の遂行に際し法又は法に基づく規則により有資格者等の選任が必要となる場合、その職務が適切に遂行できるよう配置されているか、又は配置される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解説】 「有資格者等」とは、原子炉主任技術者免状若しくは核燃料取扱主任者免状を有する者又は運転責任者として基準に適合した者をいう。</p> <p>泊発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置していることを以下に示す。</p> <p>a. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第95条では、発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から発電用原子炉ごとに選任することが定められている。</p> <p>泊発電所の発電用原子炉主任技術者は、上記の実務経験に関する要求に適合している者の中から職務経験期間を考慮し、以下のとおり原子炉ごとに適切に選任している。</p> <p>(a) 実務経験について 泊発電所3号炉では平成25年7月1日付で発電用原子炉主任技術者を配置している。 泊発電所3号炉の発電用原子炉主任技術者の主な実務経験は、以下のとおり。 • 本店及び泊発電所において、施設管理、運転管理を通して14年従事したことから、第2項第一号「発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間」及び第二号「発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間」に含まれると考えられる。</p> <p>以上から、泊発電所発電用原子炉主任技術者は、第2項の選任要件に適合している。</p> <p>(b) 職務能力について 保安規定では、発電用原子炉主任技術者は社長が選任することを定めている。また、職位は、本店の保安に関する管理職として本店に所属し、発電所に駐在の上、保安規定に定める職務を専任することを定めている。 泊発電所における発電用原子炉主任技術者は、本店の保安に関する管理職が該当し、発電用原子炉施設の運転に関し保</p>	<p>(島根) 記載表現の相違 ・泊及び女川は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第95条」の記載をそのまま引用している。</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (女川) ⑧記載内容の相違 (経験)</p> <p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違 (経験)</p> <p>(島根、女川) ⑨運用の相違 (炉主任の職位、大飯同様)</p> <p>(島根、女川) ⑩運用の相違 (炉主任の職位、大飯同様)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(部又はグループ) の管理責任者として所管業務を統括・推進するとともに、必要に応じて関係者に対し指導・調整並びに専門的な立場からの連携・援助等を行う能力を有する者として、電源事業本部長等がその職位への配置を決定した者である。</p> <p>このため、電源事業本部参事以上であれば、一般的な職務遂行能力はすでに有していると考えられる。</p> <p>電源事業本部長は、原子力部門の業務内容を踏まえ、電源事業本部参事以上の者の中から、保安規定に定める原子炉主任技術者の職務を遂行できる能力を有する者を、発電用原子炉主任技術者としての選任要件に該当する職務経験を踏まえ、原子炉主任技術者として選任する。</p>	<p>監督を行うとともに、必要に応じて関係者に対し指導・調整並びに専門的な立場からの連携・援助等を行う能力を有する者として、社長がその職位への配置を決定した者である。</p> <p>社長は、業務内容を踏まえ、特別管理職の中から、保安規定に定める発電用原子炉主任技術者の職務を遂行できる能力を有する者を、発電用原子炉主任技術者としての選任要件に該当する職務経験を踏まえ、発電用原子炉主任技術者として選任する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保した上で、本店の保安に関する管理職を配置する。</p> <p style="text-align: center;">大飯の設置許可（令和3年5月現在）より参考掲載</p> </div>	<p>安の監督を行うとともに、必要に応じて関係者に対し指導・調整並びに専門的な立場からの連携・援助等を行う能力を有する者として、社長がその職位への配置を決定した者である。</p> <p>社長は、業務内容を踏まえ、本店の保安に関する管理職から、保安規定に定める発電用原子炉主任技術者の職務を遂行できる能力を有する者を、発電用原子炉主任技術者としての選任要件に該当する職務経験を踏まえ、発電用原子炉主任技術者として選任する。</p>	<p>(島根) 記載方針の相違</p>
<p>(c) 発電用原子炉ごとの選任について</p> <p>島根原子力発電所では、島根原子力発電所2号炉に、原子炉主任技術者免状を有する者を、発電用原子炉主任技術者として1名配置する。</p>	<p>(c) 発電用原子炉ごとの選任について</p> <p>女川原子力発電所では、女川原子力発電所2、3号炉に、原子炉主任技術者免状を有する者を、発電用原子炉主任技術者として1名ずつ配置している。</p>	<p>(c) 発電用原子炉ごとの選任について</p> <p>泊発電所では、泊発電所1、2号及び3号炉に、原子炉主任技術者免状を有する者を、発電用原子炉主任技術者として1名ずつ配置している。</p>	<p>(島根) 運用の相違 ・島根は、社長ではなく電源事業本部長が原子炉主任技術者を選任する。</p>
<p>b. 発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、電源事業本部長が選任し配置する。</p>	<p>b. 発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、発電所長の人事権が及ばない社長が選任し配置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保した上で、本店の保安に関する管理職を配置する。</p> <p style="text-align: center;">大飯の設置許可（令和3年5月現在）より参考掲載</p> </div>	<p>b. 発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、発電所長の人事権が及ばない社長が選任し、本店の保安に関する管理職を配置する。</p>	<p>(島根) 運用の相違 ・島根は、社長ではなく電源事業本部長が原子炉主任技術者を選任する。</p>
<p>このことにより、発電用原子炉主任技術者は発電所長からの解任や配置の変更を考慮する必要がなく、保安上必要な場合は運転に従事する者（発電所長を含む。）へ必要な指示を行うことができることから、独立性を確保できている。</p> <p>発電用原子炉主任技術者が他の職位と兼務する場合は、保安に関する職務からの判断と発電用原子炉主任技術者としての判断が相反する職務とならない品質保証部又は原子力人材育成センターの管理者とする。</p> <p>発電用原子炉主任技術者と兼務できる職位の考え方を以下に示す。</p>	<p>このことにより、発電用原子炉主任技術者は発電所長からの解任や配置の変更を考慮する必要がなく、保安上必要な場合は運転に従事する者（発電所長を含む。）へ必要な指示を行うことができることから、独立性を確保できている。</p>	<p>このことにより、発電用原子炉主任技術者は発電所長からの解任や配置の変更を考慮する必要がなく、保安上必要な場合は運転に従事する者（発電所長を含む。）へ必要な指示を行うことができることから、独立性を確保できている。</p>	<p>(島根) 運用の相違 ・泊及び女川は、発電用原子炉主任技術者が他の職位（職務）と兼務することを認めていません。</p>

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
(a) 上位職位者との関係における発電用原子炉主任技術者の独立性の確保 発電用原子炉主任技術者の職務である保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位職位者である発電所長との関係において独立性を確保するために、島根原子力発電所における発電用原子炉主任技術者の選任にあたっては、発電所長の人事権が及ぼない電源事業本部長が選任する。 (b) 職位（職務）に基づく判断における発電用原子炉主任技術者の独立性の確保 発電用原子炉主任技術者を発電所の職位（職務）と兼務させる場合、平常時及び非常時において、その職位（職務）に基づく判断と、発電用原子炉主任技術者としての保安の監督を誠実に行うための判断が相反する立場になることが予想される職位（職務）への配置は除く必要がある。 このため、保安規定で定める保安に関する職務を確認した結果、島根原子力発電所原子炉施設の運転に直接権限を有する職位（職務）を兼務した場合、運転保守における権限を優先してしまい、発電用原子炉主任技術者の職務である保安の監督を適切に行えない可能性があると考えられる。 一方、島根原子力発電所原子炉施設の運転に直接権限を有しない職位（職務）を兼務した場合は、自分の職務と発電用原子炉主任技術者の職務である保安の監督との直接的な関連がないことから適切に職務を遂行できると考えられる。 このため発電用原子炉主任技術者は、島根原子力発電所原子炉施設の運転に直接権限を有しない品質保証部の部長、課長又は原子力人材育成センターの所長との兼務は可能と考えられる。 なお、兼務可能と判断した職位（職務）について、組織改正に伴う保安に関する職務の変更又は法令等の改正による規制要求の変更などがあった場合は適宜、見直す。	(a) 上位職位者との関係における発電用原子炉主任技術者の独立性の確保 発電用原子炉主任技術者の職務である保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位職位者である発電所長との関係において独立性を確保するために、女川原子力発電所における発電用原子炉主任技術者の選定に当たっては、発電所長の人事権が及ぼない社長が選任する。 (b) 職位（職務）に基づく判断における発電用原子炉主任技術者の独立性の確保 発電用原子炉主任技術者は、保安規定に定める職務を専任することを定めていることから、発電所の職位と兼務することなく、適切に職務を遂行できる。	また、発電用原子炉主任技術者は、保安規定に定める職務を専任することを定めていることから、発電所の職位と兼務することなく、適切に職務を遂行できる。	(島根、女川) ①運用の相違（炉主任の職位 大飯同様） ・泊は、原子炉主任技術者として、本店の保安に関する管理職を配置しているため、発電所に上位職位者は存在しない（発電所長との間に上下階級は存在しない）。 (島根) 運用の相違 ・泊及び女川は、発電用原子炉主任技術者が他の職位（職務）と兼務することを認めていない。
c. 発電用原子炉主任技術者不在時においても、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を発電用原子炉主任技術者の選任要件を満たす課長以上から選任し、職務遂行に万全を期している。必要な代行者数について以下に示す。 必要となる発電用原子炉主任技術者数は、号炉ごとに選任する必要があることから、最小人数としては1名である。 しかし、疾病・負傷、出張、休暇等の理由により、保安規定に定める発電用原子炉主任技術者の職務が遂行できない可能性を考慮し、実用炉規則第95条第2項に定める選任要件に適合する代行者を選任している。	c. 発電用原子炉主任技術者不在時においても、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を発電用原子炉主任技術者の選任要件を満たす特別管理職の中から選任し、職務遂行に万全を期している。必要な代行者数について以下に示す。 必要となる発電用原子炉主任技術者数は、号炉ごとに選任する必要があることから、最少人数としては2名である。 しかし、疾病・負傷、出張、休暇等の理由により、保安規定に定める発電用原子炉主任技術者の職務が遂行できない可能性を考慮し、実用炉規則第95条第2項に定める選任要件に適合する代行者を選任している。	c. 発電用原子炉主任技術者不在時においても、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を発電用原子炉主任技術者の選任要件を満たす本店の保安に関する管理職の中から選任し、職務遂行に万全を期している。必要な代行者数について以下に示す。 必要となる発電用原子炉主任技術者数は、号炉ごとに選任する必要があることから、最少人数としては3名である。 しかし、疾病・負傷、出張、休暇等の理由により、保安規定に定める発電用原子炉主任技術者の職務が遂行できない可能性を考慮し、実用炉規則第95条第2項に定める選任要件に適合する代行者を選任している。	(島根、女川) 運用の相違 ・泊は、代行者についても、正の炉主任と同様に本店の保安に関する管理職から選任する運用としている。 (島根、女川) 設備の相違 ・プラント数（島根：1基、女川：2基、泊：3基）の相違により、必要人数が異なる。
	必要となる代行者数は、発電用原子炉主任技術者2名のうち1名の不在があらかじめ予定され不在となった発電用原子炉主任技術者の職務を代行者1名が遂行中に、あらかじめ予定さ	必要となる代行者数は、発電用原子炉主任技術者の職務が遂行できない可能性を考慮し、発電用原子炉主任技術者と同数の3名とし、1、2号及び3号炉の発電用原子炉主任技術者を代	(女川) 記載方針の相違 ・代行者の人数に係る考え方とは異なるが、結果的に原子炉主任技術者と同数の代行者を選

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス れていない事故等により他の発電用原子炉主任技術者1名もその職務を遂行できない事態を考慮し、最少人數としては2名である。なお、代行者の2名は、2, 3号炉の発電用原子炉主任技術者を代行することができるよう選任する。 さらに、原子炉主任技術者の資格を有する者は常に把握していることから、万一、発電用原子炉主任技術者が不在となる事態となれば、実用炉規則第95条第2項の選任要件を満たす者の中から速やかに発電用原子炉主任技術者として選任し、選任後30日以内に原子力規制委員会に届け出る。	泊発電所3号炉 行することができるよう選任する。	泊発電所3号炉 行することができるよう選任する。	相違理由 任する運用に相違はない。
d. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、2号炉において重大事故等が発生した場合を想定し、発電用原子炉主任技術者は、夜間・休日昼間において2号炉における重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに緊急時対策本部に駆けつけられるよう、早期に参集が可能なエリア（松江市）に2号炉の発電用原子炉主任技術者及び代行者を少なくとも1名配置する。	d. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、2号炉において重大事故等が発生した場合を想定し、2号炉の発電用原子炉主任技術者は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において2号炉における重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所対策本部に駆けつけられるよう、早期に非常召集が可能なエリア（女川町又は石巻市）に2号炉の発電用原子炉主任技術者及び代行者を少なくとも1名配置する。	d. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、3号炉において重大事故等が発生した場合を想定し、3号炉の発電用原子炉主任技術者は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において3号炉における重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所対策本部に駆けつけられるよう、早期に非常召集が可能なエリア（共和町、泊村又は岩内町）に3号炉の発電用原子炉主任技術者及び代行者を少なくとも1名配置する。	d. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、3号炉において重大事故等が発生した場合を想定し、3号炉の発電用原子炉主任技術者は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において3号炉における重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所対策本部に駆けつけられるよう、早期に非常召集が可能なエリア（共和町、泊村又は岩内町）に3号炉の発電用原子炉主任技術者及び代行者を少なくとも1名配置する。	(島根、女川) 名称の相違 ・申請プラント立地エリア（共和町、泊村又は岩内町）
e. 運転責任者は、原子力規制委員会が定める基準（運転責任者に係る基準等に関する規程（平成13年経済産業省告示第589号）第1条）に適合した者の中から選任し、発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である当直長の職位としている。	e. 運転責任者は、原子力規制委員会が定める基準（運転責任者に係る基準等に関する規程（平成13年経済産業省告示第589号）第1条）に適合した者の中から選任し、発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である発電課長の職位としている。	e. 運転責任者は、原子力規制委員会が定める基準（運転責任者に係る基準等に関する規程（平成13年経済産業省告示第589号）第1条）に適合した者の中から選任し、発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である発電課長（当直）の職位としている。	e. 運転責任者は、原子力規制委員会が定める基準（運転責任者に係る基準等に関する規程（平成13年経済産業省告示第589号）第1条）に適合した者の中から選任し、発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である発電課長（当直）の職位としている。	(島根、女川) 名称の相違 ・発電課長（当直）
以上のとおり、島根原子力発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置している。	以上のとおり、女川原子力発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置している。	以上のとおり、泊発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置している。	以上のとおり、泊発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置している。	

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

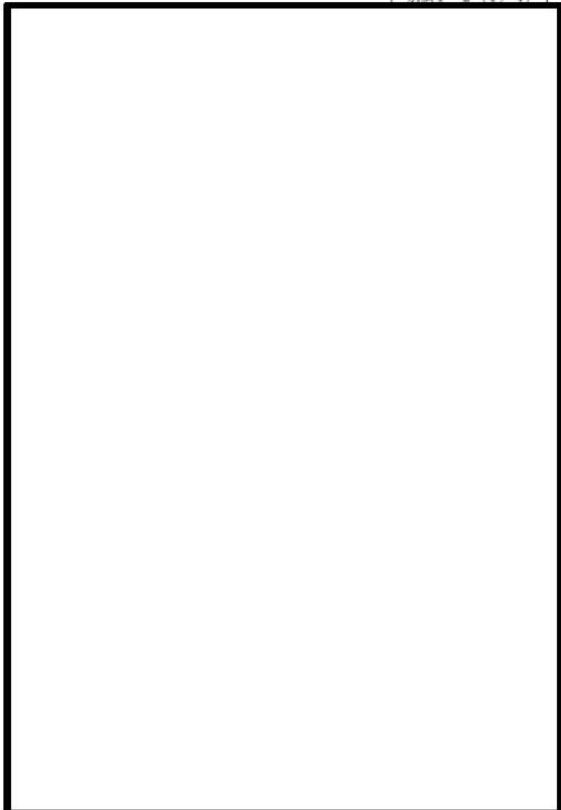
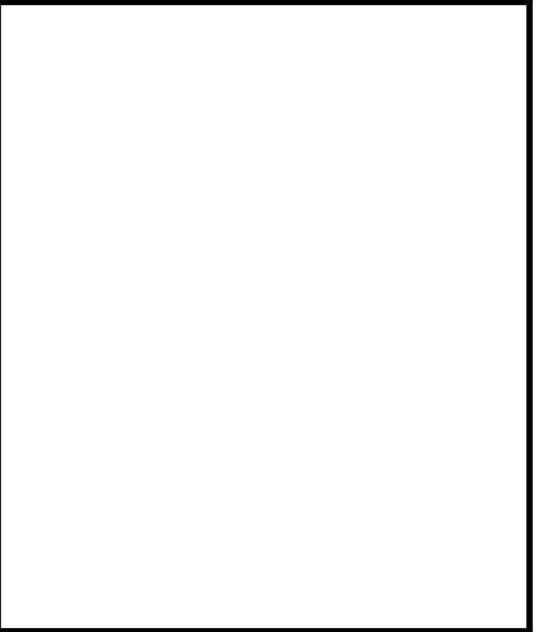
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1-1 (1/1)</p> <p>①-1 ②-1</p> <p>①-2 ②-2</p> <p>原子力関係組織図 (令和3年7月1日現在)</p>	<td> <td> <p>(島根、女川) 組織体制の相違</p> </td></td>	<td> <p>(島根、女川) 組織体制の相違</p> </td>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1-2 (1/4)</p> 	<p>企-2</p> <p>別紙1-2 (1/4)</p> <p>組織規程</p> <p>抜粋</p> <p>1993年10月1日（制定） 2021年7月30日（第275回改正）</p> <p>グループ戦略部門 (C-東北電力)</p>	<p>B-1</p> <p>組織管理規程</p> <p>平成3年10月 1日制定 令和4年 6月29日（第225次改正） (技管) 経営企画室</p> <p>別紙1-2 (1/6)</p> <p>抜粋</p> 	<p>(島根、女川) 名称の相違 ・組織管理規定 (島根) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

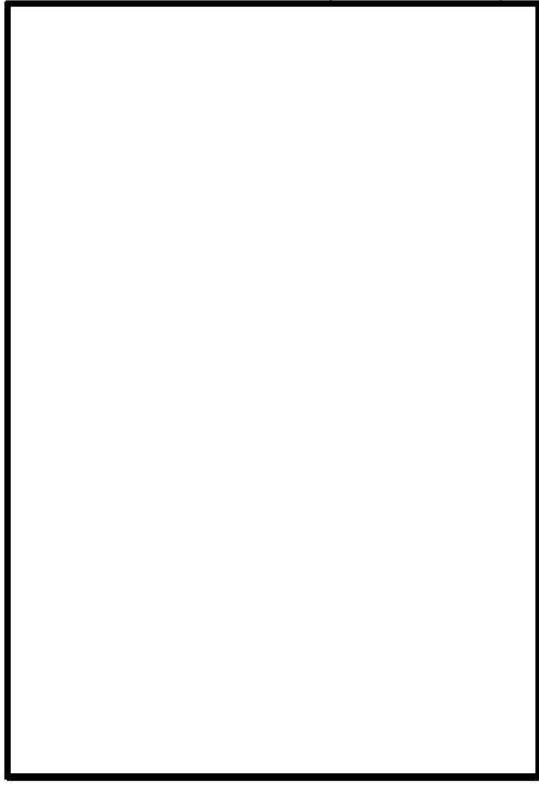
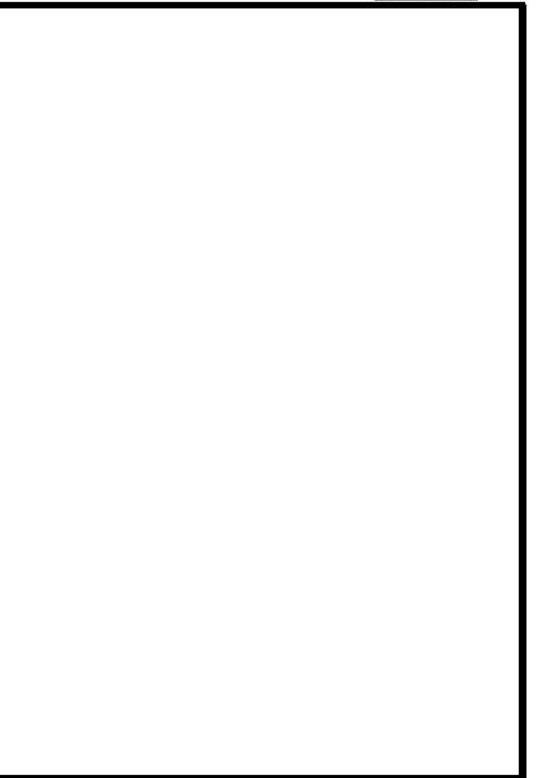
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
別紙1-2 (2/4)	別紙1-2 (2/4)	別紙1-2 (2/8)	(島根、女川) 組織体制の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

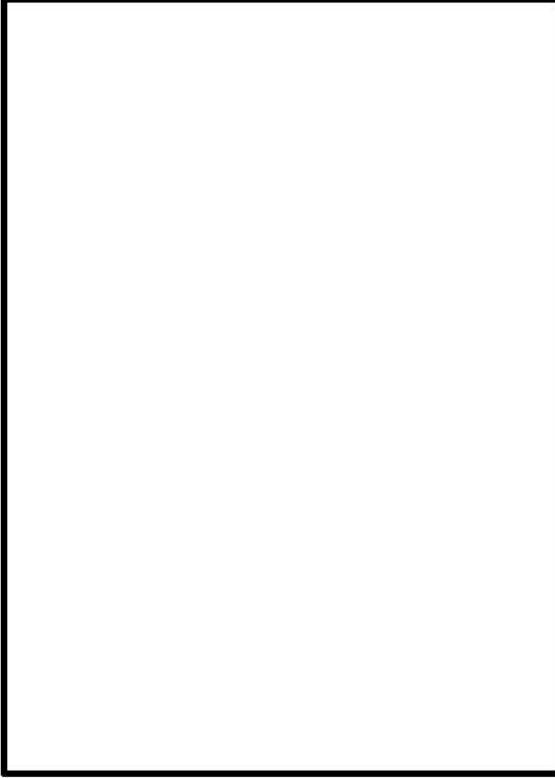
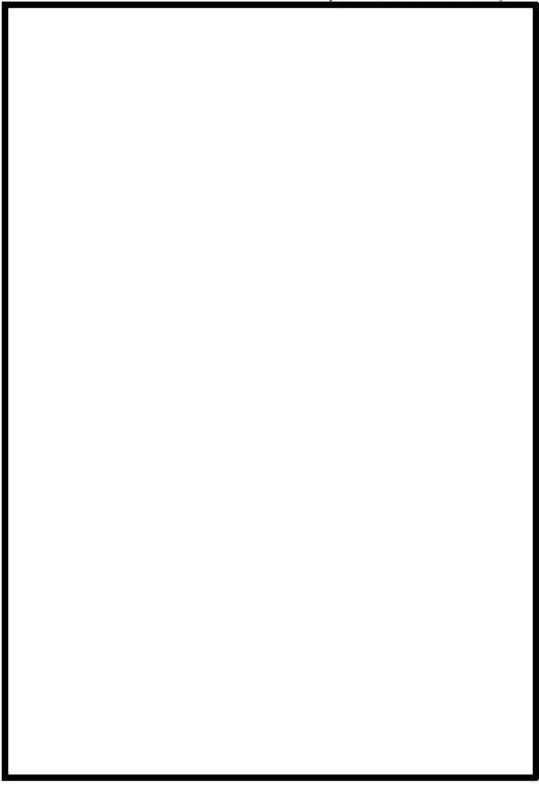
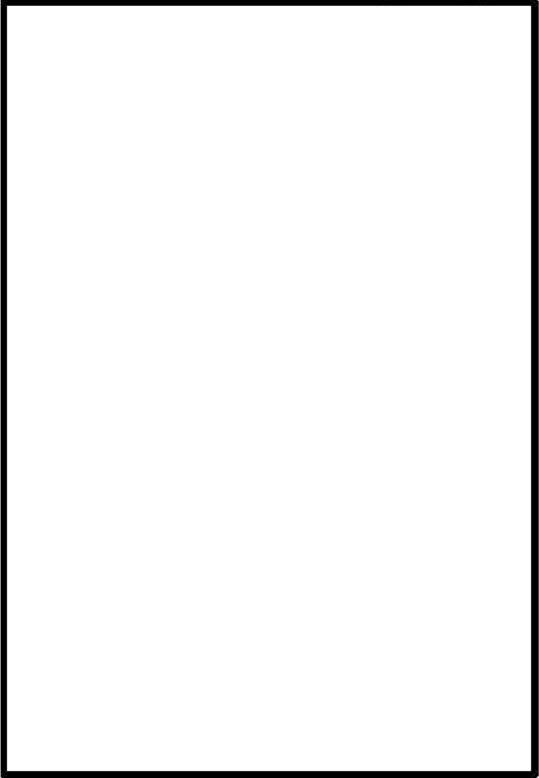
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1-2 (3/4)</p> 	<p>別紙1-2 (3/4)</p> 	<p>別紙1-2 (3/6)</p> 	(島根、女川) 組織体制の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1-2 (4/4)</p> 	<p>別紙1-2 (4/4)</p> 	<p>別紙1-2 (4/6)</p> 	(島根、女川) 組織体制の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		図版1-2 (5/6)	(島根、女川) 組織体制の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		[図版1-2 (6/6)]	(島根、女川) 組織体制の相違

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>島根原子力発電所 原子炉施設保安規定 (抜粋)</p> <p>令和3年4月 中国電力株式会社</p> <p>別紙1-3 (1/5)</p>	<p>女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 (抜粋)</p> <p>2021年7月 東北電力株式会社</p> <p>別紙1-3 (1/5)</p>	<p>泊発電所原子炉施設保安規定 (抜粋)</p> <p>令和2年12月 北海道電力株式会社</p> <p>別紙1-3 (1/5)</p>	

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙1-3 (2/5)</p> <p>(保安に関する職務) 第5条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（充電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の育成および維持）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うことならびに健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>2. 电源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の育成および維持）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持する活動を統括する。</p> <p>3. 内部監査部門長は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）に関する活動として、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を行ったための活動を行う。</p> <p>4. 調達本部長は、調達に関する業務を統括する。</p> <p>5. 电源事業本部部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の統括に関する業務を行う。 ①-1 ②-1</p> <p>6. 电源事業本部部長（原子力管理）は、电源事業本部（原子力管理）が実施する発電所の保安に関する業務（発電所における保安に関する業務のうち保安教育の統括に関する業務を含む。）を統括する。</p> <p>7. 电源事業本部部長（原子力安全技術）は、电源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務および輸入燃料物の管理に関する業務を統括する。 ①-1</p> <p>8. 电源事業本部部長（燃料）は、电源事業本部（燃料）が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。</p> <p>9. 电源事業本部部長（电源土木）は、原子力発電設備に関する土木業務を統括する。 ①-1</p> <p>10. 电源事業本部部長（原水供給）は、原子力発電設備に関する原水供給業務を統括する。</p> <p>11. 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務（保安教育の統括に関する業務を除く。）を統括する。</p> <p>12. 原子力人材育成センター所長は、教育訓練の統括（保安教育の統括に関する業務を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>13. 品質保証部長は、課長（品質保証）の所管する業務を統括する。</p> <p>14. 技術部長は、課長（技術）、課長（燃料技術）、課長（機械防護）および課長（建設管理）の所管する業務を統括する。</p> <p>15. 廃止措置・環境管理部長は、課長（放射線管理）および課長（廃止措置統括）の所管する業務を統括する。</p> <p>16. 発電部長は、課長（第一発電）および課長（第二発電）の所管する業務を統括する。</p> <p>17. 保修部長は、課長（保修管理）、課長（保修技術）、課長（電気）、課長（計装）、課長（3号電気）、課長（原子炉）、課長（タービン）、課長（3号機械）、課長（土木）、課長（建築）および課長（SA工事プロジェクト）の所管する業務を統括する。</p> <p>18. 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の統括および使用前事象検査等の統括に関する業務を行う。</p> <p>19. 総務課長は、調達に関する業務、文書管理に関する業務を行う。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-3 (2/5)</p> <p>(保安に関する職務) 第5条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にする。</p> <p>(1) 社長は、発電所における品質マネジメントシステムの構築および実施を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にする。</p> <p>(2) 原子力考査室長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持に係る活動（内部監査部門に限る。）を統括する。</p> <p>(3) 原子力本部長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動（内部監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持に係る活動（内部監査部門に限る。）を統括する。</p> <p>(4) 原子力品質保証室長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動（内部監査業務を除く。）について指導・助言および統括に携わる業務を行なう。</p> <p>(5) 資材部長は、供給者の選定に関する業務（燃料部長所管業務を除く。）を統括する。</p> <p>(6) 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の施設管理に関する業務を統括する。</p> <p>(7) 燃料部長は、燃料部等の供給者の選定に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。 ①-1 ②-1</p> <p>(9) 原子力人財育成課長は、教育・訓練（保安教育を除く。）の統括に関する業務を行なう。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) 品質保証部長は、品質保証統括課長および検査課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(3) 総務部長は、総務課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(4) 技術統括部長は、技術課長、計画管理課長、防災課長および核物質防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(5) 廃止・燃料部長は、放射線管理課長、輸送・固体廃棄物管理課長、原子燃料課長および廃止措置管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(6) 保全部長は、保全計画課長、工程管理課長、電気課長、計測制御課長、原子炉課長およびタービン課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 土木建築部長は、土木課長および建築課長の所管する業務を統括する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-3 (2/5)</p> <p>(保安に関する職務) 第5条 社長は、組織における保安活動を統括する。</p> <p>2. 原子力考査室長は、管理責任者として組織（原子力監査室長が所管している組織を除く。）における保安活動を統括する。また、所管している組織における保安活動を統括する。</p> <p>3. 原子力監査室長は、管理責任者として組織（原子力監査室長が所管している組織を除く。）の保安活動を統括する。また、所管している組織における保安活動を統括する。</p> <p>4. 原子力安全・品質保証部長は、組織（原子力監査室長が所管している組織を除く。）における品質保証活動を統括する。また、所管している組織における保安活動を統括する。</p> <p>5. 原子炉保安統括は、組織（原子力監査室長が所管している組織を除く。）に対し、発電所の安全性向上に係る指導・助言に携わる業務を行なう。</p> <p>6. 原子力部長は、原子力事業統括部における保安活動（第7項に定める職務を除く。）を統括する。</p> <p>7. 原子力土木部長は、原子力事業統括部における保安活動のうち、土木建築開閉信の技術的業務を統括する。</p> <p>8. 資材部長は、資材部における調達業務に係る保安活動を統括する。</p> <p>9. 第3項、第4項および第6項から第8項に定める職位（以下、「各部（室）長」という。）は、部（室）員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各部（室）員は、各部（室）長の指示・指導に従い業務を行なう。</p>	<p style="color: red;">(島根、女川) 組織体制の相違</p>

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1-3 (3/5)</p> <p>20. 課長（技術）は、異常時・緊急時の措置のための体制整備に関する業務を行う。 ①-2 21. 課長（燃料技術）は、原子炉の安全管理および燃料の管理に関する業務を行う。 ②-2 22. 課長（機物防護）は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。 23. 課長（放射線管理）は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物管理、管理区域の出入り管理および環境放射能測定に関する業務を行う。 24. 課長（建設管理）は、3号炉原子炉施設の試運転に関する業務の計画・管理に係る業務を行う。 25. 課長（第1発電）は、2号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取扱いに関する業務を行う。 26. 課長（第二発電）は、3号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取扱いに関する業務を行う。 27. 当直長は、業務を所管している課長（第一発電）または課長（第二発電）（以下「課長（発電）」）のもとで原子炉施設の運転操作等に関する当直業務を行う。 28. 課長（保管管理）は、原子炉施設の改修工事および保修に関する業務のうち計画・管理に係る業務ならびに初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。 29. 課長（保修技術）は、原子炉施設の改修工事および保修に関する業務のうち高経年化対策に係る業務および保全計画に関する業務を行う。 30. 課長（電気）は、2号炉原子炉施設のうち電気設備の改修工事および保修に関する業務を行う。 31. 課長（計画）は、2号炉原子炉施設のうち計測制御設備の改修工事および保修に関する業務を行う。 32. 課長（3号電気）は、3号炉原子炉施設のうち電気・計測制御設備の改修工事および保修に関する業務を行う。 33. 課長（原子炉）は、2号炉原子炉施設のうち原子炉、放射性廃棄物処理設備および空調換気設備の改修工事および保修に関する業務を行う。 34. 課長（タービン）は、2号炉原子炉施設のうちタービンおよび弁・配管設備の改修工事および保修に関する業務を行う。 35. 課長（3号機械）は、3号炉原子炉施設のうち機械設備の改修工事および保修に関する業務を行う。 36. 課長（土木）は、原子炉施設のうち土木関係設備の改修工事および保修に関する業務を行う。 37. 課長（建築）は、原子炉施設のうち建築関係設備の改修工事および保修に関する業務を行う。 38. 課長（S.A工事プロジェクト）は、重大事故等対策工事に関する業務を行う。 39. 第18項から第38項に定める職位（第27項の当直長を除く。）（以下「各課長」という。）、当直長および原子力人材育成センター所長は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。また、課長（廃止措置統括）は第2編第127条（保安に関する職務）の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。 40. 各課長、当直長および原子力人材育成センター所長は、第12項および第18項から第38項に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、品質保証活動を行う。また、所属員は各課長、当直長および原子力人材育成センター所長の指示・指導に従い業務を実施する。 41. 電源事業本部部長（原子力管理）および所長は、発電所における保安に関する業務を統括する際には、原子炉主任技術者の意見を尊重する。 42. 各職位は、第3条8、2、4で要求される検査の独立性を確保するため、本条の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p> <p>別紙1-3 (3/5)</p> <p>(8) 発電部長は、発電管理課長の所掌する業務を統括する。 (9) 品質保証統括課長は、品質保証活動の指導・助言および品質保証の総括に関する業務を行う。 (10) 検査課長は、原子炉施設に関する検査の総括に関する業務を行う。 (11) 総務課長は、供給者の選定に関する業務を行う。 (12) 核物質防護課長は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。 (13) 技術課長は、原子炉施設の保安管理の総括に関する業務を行う。 (14) 計画管理課長は、原子炉施設の運転計画の総括に関する業務および原子炉施設の定期的な評価の総括に関する業務を行う。 (15) 防災課長は、初期消火活動のための体制の整備および緊急時の措置の総括に関する業務を行う。 (16) 放射線管理課長は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物（液体・気体）の管理および環境放射線モニタリングに関する業務を行う。 (17) 暫停・固体廃棄物管理課長は、放射性廃棄物（固体）の管理に関する業務を行う。 (18) 原子燃料課長は、炉心性能管理および燃料の管理に関する業務を行う。 (19) 保全計画課長は、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。 (20) 工程管理課長は、原子炉施設の施設管理に関する業務のうち工程管理に関する業務を行う。 (21) 電気課長は、原子炉施設のうち電気設備の施設管理に関する業務を行う。 (22) 計測制御課長は、原子炉施設のうち計測制御設備の施設管理に関する業務を行う。 (23) 原子炉課長は、原子炉施設のうち機械設備（原子炉設備）の施設管理に関する業務を行う。 (24) タービン課長は、原子炉施設のうち機械設備（原子炉設備を除く）の施設管理に関する業務を行う。 (25) 土木課長は、原子炉施設のうち土木設備の施設管理に関する業務を行う。 (26) 建築課長は、原子炉施設のうち建築設備の施設管理に関する業務を行う。 (27) 発電管理課長は、原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。 (28) 発電課長は、原子炉施設の運転および燃料取扱い（原子燃料課長所掌業務を除く。）に関する当直業務を行う。 (29) 廃止措置管理課長は、第2編第205条（保安に関する職務）の所掌業務に基づき緊急時の措置を行なう。また、各課（室、センター）長は、各課（室、センター）長の指揮・指導に従い業務を行う。 (30) 第1項（9）および第2項（9）から（28）に定める職位は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>別紙1-3 (3/5)</p> <p>①-1 ①-2 ②-1 ②-2</p> <p>①-1, ②-1 ①-2, ②-2</p> <p>①-1, ②-1 ①-2, ②-2</p>			

（島根、女川）組織体制の相違

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉　有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1-3 (4/5)</p> <p>43. その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p> <p>(原子力発電保安委員会) 第6条 原電事業本部に原子力発電保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。 2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。 (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構造物、系統および機器の変更 (2) 原子炉施設保安規定の変更 (3) 原子炉施設の定期的な評価の結果 (4) 航空教育実施計画の策定（第1.7条）に関する事項 (5) その他保安委員会で定めた審議事項</p> <p>4. 保安委員会は、委員長、電源事業本部部長（原子力安全技術）、所長、原子炉主任技術者、各部長（品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、電源部長および保修部長）、電源事業本部（原子力管理）マネージャー、原子力人材育成センター所長および電源事業本部（原子力安全技術）マネージャーに加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>5. 委員会は、審議結果を定期的に社長へ報告する。</p> <p>(原子力発電保安運営委員会) 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は審議事項に該当しない。 (1) 運転管理に関する規定類の制定および改正 - 運転員の構成人員に関する事項 - 当直の引継方法に関する事項 - 原子炉の起動および停止操作に関する事項 - 巡視点検に関する事項 - 正常時の操作に関する事項 - 警報発生時の措置に関する事項 - 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 - 定期試験に関する事項 (2) 燃料管理に関する規定類の制定および改正 - 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 - 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 - 燃料の検査および取扱に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する規定類の制定および改正 - 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 - 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 - 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 - 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関する規定類の制定および改正 - 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 - 管理区域の出入り管理および遵守事項に関する事項 - 保全区域に関する事項 - 周辺監視区域に関する事項</p> <p>②-8</p> <p>別紙1-3 (4/5)</p> <p>(3.1) 第1項(9)および第2項(9)から(28)に定める職位は、第1項(9)および第2項(9)から(30)に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、遂行に係る品質保証活動を行う。また、所属員は課長の指示・指導に従い業務を実施する。 3. 各職位は、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務の内容によらず、検査に関する業務を実施することができる。</p> <p>(原子炉施設保安委員会) 第6条 本店に原子炉施設保安委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。 2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。 (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構造物、系統および機器の変更 (2) 原子炉施設保安規定の変更 (3) 本店所管の社内規程の制定および改正 (4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3. 委員長は、委員長とするとする。 4. 委員会は、委員長、所長、兼備用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）に加え、課長以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p>②-7</p> <p>(原子炉施設保安運営委員会) 第7条 発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構造物、系統および機器の変更 (2) 原子炉施設保安規定の変更 (3) 本店所管の社内規程の制定および改正 (4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3. 原子炉部長を委員長とする。 4. 委員会は、委員長、所長、兼備用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）に加え、本店のグループリーダー以上の職位の者から、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>②-8</p> <p>(泊発電所安全運営委員会) 第7条 場所に泊発電所安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、場所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 運転管理に関する社内規程の制定および改正 a. 運転員の構成人員に関する事項 b. 当直の引継方法に関する事項 c. 原子炉の起動および停止操作に関する事項 d. 巡視点検に関する事項 e. 正常時の操作に関する事項 f. 警報発生時の措置に関する事項 g. 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 h. 定期的に実施するサービスインスペクションに関する事項 (2) 燃料管理に関するマニュアルの制定および改定 a. 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 b. 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 c. 燃料の検査および取扱に関する事項</p> <p>②-8</p>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1-3 (5/5) ②-9</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線量の評価に関する事項 ・除染に関する事項 ・外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 ・放射線計測器類の点検・校正に関する事項 ・管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5) 施設管理に関する規定類の制定および改正ならびに保全・施設管理の有効性評価に関する事項 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 緊急時における運転操作に関する規定類の制定および改正（第109条） (8) 事故、故障の水平展開の実施状況に関する事項 3. 所長を委員長とする。 4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者および各部長（品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、発電部長および修繕部長）に加え、委員長が指名した者で構成する。 <p>（原子炉主任技術者の選任） 第8条 電源事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者は、原子炉主任技術者免状を有する者から選任する。 2. 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任し、同一型式（沸騰水型）の原子炉では兼任させることができる。 3. 原子炉主任技術者は、電源事業本部参事以上とし、第9条（原子炉主任技術者の職務等）に定める職務を専任する。 4. 代行者の職位は、課長以上とする。 5. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任） 第8条の2 所長は、電気主任技術者および代行者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者および代行者を、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。 2. 電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者およびそれぞれの代行者の職位は、課長以上もしくはこれに準ずるものとする。 3. 電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を選任する。</p>	<p>別紙1-3 (5/5) ②-8</p> <ul style="list-style-type: none"> (3) 放射性廃棄物管理に関するマニュアルの制定および改定 <ul style="list-style-type: none"> ・放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 ・放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 ・放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 ・放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関するマニュアルの制定および改定 <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域の設定、区域区分、特別措置を要する区域に関する事項 ・管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 ・保安区域に関する事項 ・周辺監視区域に関する事項 ・線量の評価に関する事項 ・除染に関する事項 ・外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 ・放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (5) 施設管理に関するマニュアルの制定および改定 (6) 原子炉施設の定期的な評価の結果（第10条） (7) 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針（第108条の2） (8) 改造の実施に関する事項（第219条第2項に関する事項を含む） (9) 緊急時における運転操作に関するマニュアルの制定および改定（第111条） (10) 保安教育実施計画の策定（第119条）に関する事項 (11) 事故、故障の水平展開の実施状況に関する事項 3. 所長を委員長とする。 4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者ならびに第5条第1項から第19項および第21項から第26項に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。 	<p>別紙1-3 (5/5) ②-8</p> <ul style="list-style-type: none"> (3) 放射性廃棄物管理に関するマニュアルの制定および改定 <ul style="list-style-type: none"> a. 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 b. 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 c. 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 d. 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関する社内規程の制定および改定 <ul style="list-style-type: none"> a. 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 b. 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 c. 保安区域に関する事項 d. 周辺監視区域に関する事項 e. 線量の評価に関する事項 f. 除染に関する事項 g. 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 h. 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 i. 管理区域で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5) 施設管理に関する社内規程の制定および改定 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 非常事態における運転操作に関する社内規程の制定および改定（第121条） (8) 保安教育実施計画の策定（第129条）に関する事項 (9) 事故、故障の水平展開の実施状況に関する事項 3. 所長を委員長とする。 4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者ならびに第5条第1項から第19項および第21項から第26項に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。 	<p>（島根、女川）運用の相違</p>

泊発電所 3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所 2号炉	女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>別紙1-4 (1/3)</p> <p>組織構造図(島根原子力発電所)は、主に本部組織と各部門組織で構成されています。本部組織には、企画部、技術部、設備部、運営部、財務部、人事部、法務部、PR部、総務部、会計部、法務部、PR部、総務部があります。各部門組織には、運営課、設備課、技術課、企画課、財務課、人事課、法務課、PR課、総務課などがあります。また、各課には課長や課員が配置されています。</p> <p>別紙1-4 (2/3)</p> <p>原子力防災組織(島根原子力発電所)</p>	<p>別紙1-4 (1/4)</p> <p>組織構造図(女川原子力発電所 有毒ガス)は、主に本部組織と各部門組織で構成されています。本部組織には、企画部、技術部、設備部、運営部、財務部、人事部、法務部、PR部、総務部があります。各部門組織には、運営課、設備課、技術課、企画課、財務課、人事課、法務課、PR課、総務課などがあります。また、各課には課長や課員が配置されています。</p> <p>別紙1-4 (2/4)</p> <p>原子力防災組織(女川原子力発電所)</p>	<p>別紙1-4 (1/2)</p> <p>組織構造図(泊発電所 3号炉)は、主に本部組織と各部門組織で構成されています。本部組織には、企画部、技術部、設備部、運営部、財務部、人事部、法務部、PR部、総務部があります。各部門組織には、運営課、設備課、技術課、企画課、財務課、人事課、法務課、PR課、総務課などがあります。また、各課には課長や課員が配置されています。</p> <p>別紙1-4 (2/2)</p> <p>原子力防災組織(泊発電所)</p>	(島根、女川)組織体制の相違

泊発電所 3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

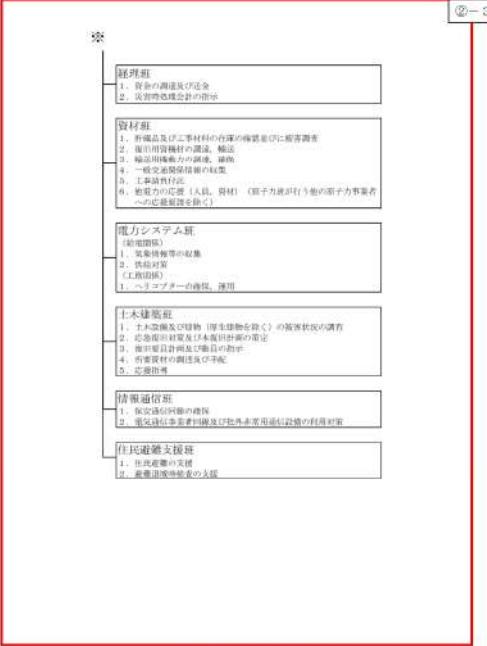
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
<p style="text-align: center;">別紙1-4 (3/3)</p> <table border="1"> <tr> <td>緊急時対策本部長</td> <td>役割・権限 緊急時対策本部の指揮・統括</td> </tr> <tr> <td>班名</td> <td>役割・権限</td> </tr> <tr> <td>新規班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策本部指令の伝達 情報収集 社外緊急連絡所への連絡及び関係官庁等への報告連絡 応急力量の検討 総合原子力防災ネットワークの接続確保 その他緊急時対策本部運営に関する事項 </td> </tr> <tr> <td>放射線班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 放射線被ばく状況の把握・推定 原子力災害復旧 その他放射線管理に関する事項 </td> </tr> <tr> <td>技術班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事故出火の把握・評価 被災者支援 </td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 報道機関対応 お客様への広報関係 社外団体との折衝 </td> </tr> <tr> <td>絶縁班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本料亭の搬運及び宿泊施設の手配 被災者安置の確認 </td> </tr> <tr> <td>警備班</td> <td>警備関係</td> </tr> <tr> <td>資材班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 応急資材用資機材及び輸送手段の確保 その他必要な物品の調査 </td> </tr> <tr> <td>労務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 従業員・応援者の健康管理 作業員の調達 </td> </tr> <tr> <td>外部電源復旧班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 送電設備被災・復旧状況の把握 送電設備の点検・復旧方法の検討 施設内保安用外部電源の送電確保に係る専門運用 </td> </tr> <tr> <td>通信班</td> <td>保安通報回線の確保</td> </tr> <tr> <td>情報システム班</td> <td>情報共有システムの維持管理</td> </tr> <tr> <td>支援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災者支援拠点の設営 被災者支援 被災者避難場所の確保・確認 その他原子力災害対策活動の後方支援 </td> </tr> <tr> <td>支援班(東京支社)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 中央庁対応 原子力機制庁緊急時対応センターへの派遣 </td> </tr> <tr> <td>地域対応班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力防災活動における賃借自治体との連携 原子力事業者間相互協定に基づく他電力との防災活動の連携 </td> </tr> </table> <p>原子力防災組織（本社）</p>	緊急時対策本部長	役割・権限 緊急時対策本部の指揮・統括	班名	役割・権限	新規班	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策本部指令の伝達 情報収集 社外緊急連絡所への連絡及び関係官庁等への報告連絡 応急力量の検討 総合原子力防災ネットワークの接続確保 その他緊急時対策本部運営に関する事項 	放射線班	<ul style="list-style-type: none"> 放射線被ばく状況の把握・推定 原子力災害復旧 その他放射線管理に関する事項 	技術班	<ul style="list-style-type: none"> 事故出火の把握・評価 被災者支援 	広報班	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関対応 お客様への広報関係 社外団体との折衝 	絶縁班	<ul style="list-style-type: none"> 本料亭の搬運及び宿泊施設の手配 被災者安置の確認 	警備班	警備関係	資材班	<ul style="list-style-type: none"> 応急資材用資機材及び輸送手段の確保 その他必要な物品の調査 	労務班	<ul style="list-style-type: none"> 従業員・応援者の健康管理 作業員の調達 	外部電源復旧班	<ul style="list-style-type: none"> 送電設備被災・復旧状況の把握 送電設備の点検・復旧方法の検討 施設内保安用外部電源の送電確保に係る専門運用 	通信班	保安通報回線の確保	情報システム班	情報共有システムの維持管理	支援班	<ul style="list-style-type: none"> 被災者支援拠点の設営 被災者支援 被災者避難場所の確保・確認 その他原子力災害対策活動の後方支援 	支援班(東京支社)	<ul style="list-style-type: none"> 中央庁対応 原子力機制庁緊急時対応センターへの派遣 	地域対応班	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災活動における賃借自治体との連携 原子力事業者間相互協定に基づく他電力との防災活動の連携 	<p style="text-align: center;">別紙1-4 (3/4)</p> <table border="1"> <tr> <td>緊急時対策本部長</td> <td>②-3</td> </tr> <tr> <td>班名</td> <td>役割・権限</td> </tr> <tr> <td>新規班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 対策本部の監督 対策本部会議への出席及び監督 緊急時対策本部の監督 各班の運営の監督 各班活動実績の監査 対策本部会議及び緊急時対策本部の運営 各班活動実績の監査 </td> </tr> <tr> <td>本店対策本部</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 対策本部会議の監督 対策本部会議の監査 各班の運営の監督 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 </td> </tr> <tr> <td>本部長：社・共 副本部長 委員</td> <td>②-3</td> </tr> <tr> <td>原子力班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 対策本部会議の監督 対策本部会議の監査 各班の運営の監督 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 </td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 対策本部会議の監督 対策本部会議の監査 各班の運営の監督 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 </td> </tr> <tr> <td>技術班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 対策本部会議の監督 対策本部会議の監査 各班の運営の監督 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 </td> </tr> <tr> <td>絶縁班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 対策本部会議の監督 対策本部会議の監査 各班の運営の監督 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 </td> </tr> <tr> <td>人材班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 対策本部会議の監督 対策本部会議の監査 各班の運営の監督 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 </td> </tr> <tr> <td>原子力防災組織（本店）</td> <td>*</td> </tr> </table>	緊急時対策本部長	②-3	班名	役割・権限	新規班	<ol style="list-style-type: none"> 対策本部の監督 対策本部会議への出席及び監督 緊急時対策本部の監督 各班の運営の監督 各班活動実績の監査 対策本部会議及び緊急時対策本部の運営 各班活動実績の監査 	本店対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 対策本部会議の監督 対策本部会議の監査 各班の運営の監督 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 	本部長：社・共 副本部長 委員	②-3	原子力班	<ol style="list-style-type: none"> 対策本部会議の監督 対策本部会議の監査 各班の運営の監督 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 	広報班	<ol style="list-style-type: none"> 対策本部会議の監督 対策本部会議の監査 各班の運営の監督 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 	技術班	<ol style="list-style-type: none"> 対策本部会議の監督 対策本部会議の監査 各班の運営の監督 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 	絶縁班	<ol style="list-style-type: none"> 対策本部会議の監督 対策本部会議の監査 各班の運営の監督 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 	人材班	<ol style="list-style-type: none"> 対策本部会議の監督 対策本部会議の監査 各班の運営の監督 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 	原子力防災組織（本店）	*		(島根、女川) 組織体制の相違
緊急時対策本部長	役割・権限 緊急時対策本部の指揮・統括																																																								
班名	役割・権限																																																								
新規班	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策本部指令の伝達 情報収集 社外緊急連絡所への連絡及び関係官庁等への報告連絡 応急力量の検討 総合原子力防災ネットワークの接続確保 その他緊急時対策本部運営に関する事項 																																																								
放射線班	<ul style="list-style-type: none"> 放射線被ばく状況の把握・推定 原子力災害復旧 その他放射線管理に関する事項 																																																								
技術班	<ul style="list-style-type: none"> 事故出火の把握・評価 被災者支援 																																																								
広報班	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関対応 お客様への広報関係 社外団体との折衝 																																																								
絶縁班	<ul style="list-style-type: none"> 本料亭の搬運及び宿泊施設の手配 被災者安置の確認 																																																								
警備班	警備関係																																																								
資材班	<ul style="list-style-type: none"> 応急資材用資機材及び輸送手段の確保 その他必要な物品の調査 																																																								
労務班	<ul style="list-style-type: none"> 従業員・応援者の健康管理 作業員の調達 																																																								
外部電源復旧班	<ul style="list-style-type: none"> 送電設備被災・復旧状況の把握 送電設備の点検・復旧方法の検討 施設内保安用外部電源の送電確保に係る専門運用 																																																								
通信班	保安通報回線の確保																																																								
情報システム班	情報共有システムの維持管理																																																								
支援班	<ul style="list-style-type: none"> 被災者支援拠点の設営 被災者支援 被災者避難場所の確保・確認 その他原子力災害対策活動の後方支援 																																																								
支援班(東京支社)	<ul style="list-style-type: none"> 中央庁対応 原子力機制庁緊急時対応センターへの派遣 																																																								
地域対応班	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災活動における賃借自治体との連携 原子力事業者間相互協定に基づく他電力との防災活動の連携 																																																								
緊急時対策本部長	②-3																																																								
班名	役割・権限																																																								
新規班	<ol style="list-style-type: none"> 対策本部の監督 対策本部会議への出席及び監督 緊急時対策本部の監督 各班の運営の監督 各班活動実績の監査 対策本部会議及び緊急時対策本部の運営 各班活動実績の監査 																																																								
本店対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 対策本部会議の監督 対策本部会議の監査 各班の運営の監督 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 																																																								
本部長：社・共 副本部長 委員	②-3																																																								
原子力班	<ol style="list-style-type: none"> 対策本部会議の監督 対策本部会議の監査 各班の運営の監督 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 																																																								
広報班	<ol style="list-style-type: none"> 対策本部会議の監督 対策本部会議の監査 各班の運営の監督 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 																																																								
技術班	<ol style="list-style-type: none"> 対策本部会議の監督 対策本部会議の監査 各班の運営の監督 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 																																																								
絶縁班	<ol style="list-style-type: none"> 対策本部会議の監督 対策本部会議の監査 各班の運営の監督 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 																																																								
人材班	<ol style="list-style-type: none"> 対策本部会議の監督 対策本部会議の監査 各班の運営の監督 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 各班活動実績の監査 																																																								
原子力防災組織（本店）	*																																																								

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p style="text-align: center;">別紙1-4 (4/4)</p>  <p style="text-align: right;">※</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 経理班 <ul style="list-style-type: none"> 1. 料金の調達及び返金 2. 災害時処理会計の指導 </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> ②-3 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 資材班 <ul style="list-style-type: none"> 1. 作成品及び工事材料の在庫の確認並に顧客調査 2. 復旧用資材の調達、輸送 3. 補修用資材の調達、輸送 4. 災害時必要な機器の調査 5. 工事請負契約の締結 6. 災害時の応援（人員、資材）（原子力施設を行う他の原子力事業者への応援申請を除く） </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 電力システム班 <ul style="list-style-type: none"> 1. 基本的構造の把握 2. 気象情報等の収集 3. 供給対策 (工務団体) <ul style="list-style-type: none"> 1. ヘリコプターの搬送、運用 </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 土木建築班 <ul style="list-style-type: none"> 1. 土木施設及び建物（復旧建物を除く）の被災状況の調査 2. 復旧費用の算定及び復旧計画の策定 3. 復旧費用の算定及び被災の物件 4. 所需資材の調達及び手配 5. 応援申請 </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 情報通信班 <ul style="list-style-type: none"> 1. 保安監視及び機器の操作 2. 保安監視装置の操作及び社外外部通信設備の利用対応 </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 住民避難支援班 <ul style="list-style-type: none"> 1. 住民避難の支援 2. 甚難困状態者の支援 </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">原子力防災組織（本店）</p>	経理班 <ul style="list-style-type: none"> 1. 料金の調達及び返金 2. 災害時処理会計の指導 	②-3	資材班 <ul style="list-style-type: none"> 1. 作成品及び工事材料の在庫の確認並に顧客調査 2. 復旧用資材の調達、輸送 3. 補修用資材の調達、輸送 4. 災害時必要な機器の調査 5. 工事請負契約の締結 6. 災害時の応援（人員、資材）（原子力施設を行う他の原子力事業者への応援申請を除く） 		電力システム班 <ul style="list-style-type: none"> 1. 基本的構造の把握 2. 気象情報等の収集 3. 供給対策 (工務団体) <ul style="list-style-type: none"> 1. ヘリコプターの搬送、運用 		土木建築班 <ul style="list-style-type: none"> 1. 土木施設及び建物（復旧建物を除く）の被災状況の調査 2. 復旧費用の算定及び復旧計画の策定 3. 復旧費用の算定及び被災の物件 4. 所需資材の調達及び手配 5. 応援申請 		情報通信班 <ul style="list-style-type: none"> 1. 保安監視及び機器の操作 2. 保安監視装置の操作及び社外外部通信設備の利用対応 		住民避難支援班 <ul style="list-style-type: none"> 1. 住民避難の支援 2. 甚難困状態者の支援 			(女川) 組織体制の相違
経理班 <ul style="list-style-type: none"> 1. 料金の調達及び返金 2. 災害時処理会計の指導 	②-3														
資材班 <ul style="list-style-type: none"> 1. 作成品及び工事材料の在庫の確認並に顧客調査 2. 復旧用資材の調達、輸送 3. 補修用資材の調達、輸送 4. 災害時必要な機器の調査 5. 工事請負契約の締結 6. 災害時の応援（人員、資材）（原子力施設を行う他の原子力事業者への応援申請を除く） 															
電力システム班 <ul style="list-style-type: none"> 1. 基本的構造の把握 2. 気象情報等の収集 3. 供給対策 (工務団体) <ul style="list-style-type: none"> 1. ヘリコプターの搬送、運用 															
土木建築班 <ul style="list-style-type: none"> 1. 土木施設及び建物（復旧建物を除く）の被災状況の調査 2. 復旧費用の算定及び復旧計画の策定 3. 復旧費用の算定及び被災の物件 4. 所需資材の調達及び手配 5. 応援申請 															
情報通信班 <ul style="list-style-type: none"> 1. 保安監視及び機器の操作 2. 保安監視装置の操作及び社外外部通信設備の利用対応 															
住民避難支援班 <ul style="list-style-type: none"> 1. 住民避難の支援 2. 甚難困状態者の支援 															

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 (抜粋)</p> <p>令和2年8月 中国電力株式会社</p>	<p>女川原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 抜粋</p> <p>令和3年 10月 東北電力株式会社</p>	<p>泊発電所 原子力事業者防災業務計画 抜粋</p> <p>令和5年2月 北海道電力株式会社</p>	

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																					
<p>別紙1-5 (2/16)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急時体制の区分</th><th>原子力災害等の状況</th><th>法令等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時特別非常体制 (全面緊急事態) 別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告（原子力発電所敷地規制界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10分間以上継続して検出されたとき等）するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間。</td><td>原災害、指針</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 緊急時体制の区分欄（ ）内は、指針で規定される名前。 (注2) 原子力防災管理者は、上表に示す原子力災害等の状況に該たない場合でも、必要と認めるときは緊急時体制を発令することができる。また、原子力防災管理者は、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、必要により緊急時体制を継続することができる。</p> <p>(2) 緊急時体制発令時の中国電力ネットワーク株式会社との連携 緊急時体制発令時は、この計画のとおり中国電力ネットワーク株式会社と一緒にになって対応する。</p> <p>2. 原子力防災組織 (1) 発電所 a. 原子力防災管理者は、発電所に原子力防災組織を設置する。 b. 原子力防災組織は、別図1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。 c. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に別表4に定める業務を行う原子力防災要員を置く。 d. 原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合に、直ちに原子力防災要員等を配置し、その業務を行う。 e. 社長は、原子力防災要員を置いた場合は変更した場合は、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に別紙2の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から7日以内に届け出る。 f. 原子力防災管理者は、原子力防災要員等の内、派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員の主な職務は次のとおりとする。 (a) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執</p> <p>別紙1-5 (2/25)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策の実施 第1節 防災体制</p> <p>1. 緊急体制の区分および連携 (1) 緊急体制の区分 原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む）の拡大の防止、その他必要な活動を迅速かつ円滑に行なうため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて緊急体制を区分する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力災害の情勢</th><th>緊急体制の区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表2-1の事象が発生した場合または原災法規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。</td><td>警戒対策体制</td></tr> <tr> <td>別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。</td><td>第1緊急体制</td></tr> <tr> <td>別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。</td><td>第2緊急体制</td></tr> </tbody> </table> <p>なお、モニタリングポストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量率が検出された場合、中性子線の測定を行う。</p> <p>(2) 緊急体制区分に応じた東北電力ネットワーク株式会社との連携 第1緊急体制および第2緊急体制発令時は、この計画のとおり東北電力ネットワーク株式会社と一緒にになって対応する。</p> <p>2. 警戒対策組織 (1) 発電所 計画担当者は、本店に本店警戒対策組織を、原子力防災管理者は、発電所に警戒対策組織を設置する。 (2) 本店 本店警戒対策組織は、警戒対策体制が発令された場合において、別図2-1に定める業務分掌に基づき、原子力災害に至る可能性のある事象の発生または拡大を防止するために必要な活動を行う。</p> <p>2. 原子力防災組織及び原子力防災要員等 (1) 住長は、発電所に原子力防災組織を設置し、原子力防災要員を置く。原子力防災組織の構成は、別図2-1-1のとおりとする。 (2) 原子力防災組織は、別図2-1-1に定める業務分掌に基づき、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。</p>	緊急時体制の区分	原子力災害等の状況	法令等	緊急時特別非常体制 (全面緊急事態) 別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告（原子力発電所敷地規制界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10分間以上継続して検出されたとき等）するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間。	原災害、指針		原子力災害の情勢	緊急体制の区分	別表2-1の事象が発生した場合または原災法規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。	警戒対策体制	別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。	第1緊急体制	別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。	第2緊急体制	<p>別紙1-5 (2/19)</p> <p>第2章 原子力災害予防対策の実施 第1節 防災体制</p> <p>1. 防災体制の区分及び連携 (1) 防災体制の区分 原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む）の拡大の防止その他の必要な活動を迅速かつ円滑に行なうための防災体制は次の区分による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災体制の区分</th><th>発生事象の情勢</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原原子力防災体制</td><td>警戒事態に該当する別表2-1-1に示す事象が発生し、原原子力防災管理者が別表2-1-1に該当する事象であると判断したとき</td></tr> <tr> <td>原原子力緊急事態体制</td><td>施設所在地緊急事態に該当する別表2-1-2に示す事象が発生し、原原子力防災管理者が別表2-1-2に該当する事象であると判断したとき</td></tr> <tr> <td>原原子力緊急事態体制</td><td>全面緊急事態に該当する別表2-1-3に示す事象が発生し、原原子力防災管理者が別表2-1-3に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原原子力緊急事態宣言を発出したとき</td></tr> </tbody> </table> <p>原子力規制委員会が示すEAL区分の枠組み及び原子力規制指針が示す緊急事態区分を判断する基準等の解説を基に、発電所の特性及び障害状況に応じたEALの設定を別図2-1-4に示す。</p> <p>(2) 防災体制の区分に応じた北陸電力ネットワーク株式会社との連携 防災体制発令時は、この計画のとおり北陸電力ネットワーク株式会社と一緒にになって対応する。</p> <p>2. 原子力防災組織及び原子力防災要員等 (1) 住長は、発電所に原子力防災組織を設置し、原子力防災要員を置く。原子力防災組織の構成は、別図2-1-1のとおりとする。 (2) 原子力防災組織は、別図2-1-1に定める業務分掌に基づき、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。</p>	防災体制の区分	発生事象の情勢	原原子力防災体制	警戒事態に該当する別表2-1-1に示す事象が発生し、原原子力防災管理者が別表2-1-1に該当する事象であると判断したとき	原原子力緊急事態体制	施設所在地緊急事態に該当する別表2-1-2に示す事象が発生し、原原子力防災管理者が別表2-1-2に該当する事象であると判断したとき	原原子力緊急事態体制	全面緊急事態に該当する別表2-1-3に示す事象が発生し、原原子力防災管理者が別表2-1-3に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原原子力緊急事態宣言を発出したとき	
緊急時体制の区分	原子力災害等の状況	法令等																						
緊急時特別非常体制 (全面緊急事態) 別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告（原子力発電所敷地規制界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10分間以上継続して検出されたとき等）するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間。	原災害、指針																							
原子力災害の情勢	緊急体制の区分																							
別表2-1の事象が発生した場合または原災法規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。	警戒対策体制																							
別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。	第1緊急体制																							
別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。	第2緊急体制																							
防災体制の区分	発生事象の情勢																							
原原子力防災体制	警戒事態に該当する別表2-1-1に示す事象が発生し、原原子力防災管理者が別表2-1-1に該当する事象であると判断したとき																							
原原子力緊急事態体制	施設所在地緊急事態に該当する別表2-1-2に示す事象が発生し、原原子力防災管理者が別表2-1-2に該当する事象であると判断したとき																							
原原子力緊急事態体制	全面緊急事態に該当する別表2-1-3に示す事象が発生し、原原子力防災管理者が別表2-1-3に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原原子力緊急事態宣言を発出したとき																							

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1-5 (3/16) ②-4</p> <p>行機関の実施する緊急事態応急対策への協力 (b) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力 (c) 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力 (2) 本社 a. 社長は、本社に本社原子力防災組織を設置する。 b. 本社原子力防災組織は、別図2に定める業務分掌に基づき、本社における原子力災害対策活動を実施し、発電所の原子力災害対策活動を支援する。 c. 社長は、本社原子力防災組織に緊急時対策要員を置く。 d. 社長は、緊急時特別非常体制を令した場合、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言という社会的重大性に鑑み、国の原子力災害対策本部及びオフサイトセンターとの関係機関と連携し、緊急時応急対策に全力で取り組む。 e. 社長は、本社及び発電所の原子力防災組織を統括し、必要な場合は他の社内機関も動員して原子力災害対策活動を実施する。(別図3参照)</p> <p>3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務等</p> <p>(1) 原子力防災管理者の職務 a. 原子力防災管理者は、発電所長とし、原子力防災組織を統括管理する。</p> <p>b. 原子力防災管理者は、原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.2~2マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、及び別表1に示す警戒事態の基準に該当する事象又は原災法第10条第1項等の基準に該当する事象等の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図4-1、4-2、4-3、4-4に定める箇所へ通报又は連絡する。</p> <p>c. 原子力防災管理者は、原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.2~2マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、及び別表1に示す警戒事態の基準に該当する事象又は原災法第10条第1項等の基準に該当する事象等が発生した場合、直ちに別図5-1、5-2、5-3、5-4に定める箇所へ報告する。</p> <p>d. 原子力防災管理者は、別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生した場合、直ちに別図5-3、5-4に定める箇所へ報告する。</p> <p>e. 原子力防災管理者は、原災法第11条第1項の規定に基づく放射線測定設備を設置及び維持し、同条第2項の規定に基づく放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、隨時、保守点検する。</p> <p>f. 原子力防災管理者は、緊急時対策要員に対し定期的に緊急事態に対するための総合的な訓練及び防災教育を実施する。</p> <p>なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより、他の職位の実施した結果を確認することにより実施したものと見なすことができる。</p>	<p>別紙1-5 (3/2.5) ②-4</p> <p>3. 原子力防災組織 社長は、発電所に原子力防災組織を、本店に本店原子力防災組織を設置する。</p> <p>(1) 発電所 a. 原子力防災組織は、第1または第2緊急体制が発令された場合において、別図2-3に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生または拡大を防止するため必要な活動を行う。 b. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員(原子力災害が発生した場合に直ちに別表2-4に定める業務を行う要員)を置く。 c. 原子力防災要員を置いた場合または変更した場合、社長より原子力規制委員会、官城県知事、女川町および石巻市長に様式2の届出書に原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成24年文部科学省・経済産業省令第2号)第2条第1項に規定される業務を的確に遂行するために必要な人件を明記の上、原子力防災要員を置いた日または変更した日から7日以内に届け出る。 d. 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。</p> <p>派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。</p> <p>(a) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力</p> <p>(b) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力</p> <p>(c) 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力</p> <p>e. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、宮城県知事、女川町長または石巻市長から、原子力防災組織および原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれをを行う。</p> <p>f. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員の補佐および交替要員を置く。</p> <p>(2) 本店 a. 本店原子力防災組織は、第1または第2緊急体制が発令された場合において、別図2-4に定める業務分掌に基づき、本店における原子力災害対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援する。</p> <p>b. 社長は、本店原子力防災組織に緊急時対策要員を置く。</p> <p>c. 社長は、第2緊急体制を発令した場合、指定行政機関、指定地方行政機関ならびに地方公共団体その他の執行機関と連携し、原子力事業所灾害対策に取り組む。</p>	<p>別紙1-5 (3/1.9) ②-4</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合、直ちに原子力防災要員に別表2-1~6に定める職務を行わせる。</p> <p>また、原子力防災要員のうち緊急事態応急対策等拠点設置である北海道原子力防災センター(以下「防災センター」という。)への派遣要員は、別表2-1~7に定める職務を行う。</p> <p>(4) 社長は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、原子力規制委員会、北海道知事及び泊村長に様式2に上り原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第2緊急体制第1項に規定される業務を的確に遂行するために必要な人件を明記の上、7日以内に届け出る。</p> <p>(5) 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。</p> <p>派遣要員の主な職務は次のとおりとする。</p> <p>① 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力</p> <p>② 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力</p> <p>③ 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力</p> <p>(6) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、宮城県知事及び泊村長から原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれをを行う。</p> <p>(7) 社長は、本店に本店原子力防災組織を設置し、本店原子力災害対策要員を置く。本店原子力防災組織の構成は、別図2-1~2のとおりとする。</p> <p>(8) 社長は、発電所の原子力災害対策活動あるいは防災センター等への要員派遣の支援のため、本店原子力災害対策要員の中から原子力防災要員を置く。</p> <p>(9) 本店原子力防災組織は、別図2-1~2に定める業務分掌に基づき本店における原子力災害対策活動を実施し、関係機関との連絡調整、資機材の調査、輸送等、発電所が実施する原子力災害対策活動を支援する。</p> <p>3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務</p> <p>(1) 原子力防災管理者の職務 原子力防災管理者は発電所長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。</p> <p>なお、原子力防災管理者は、旅行又は疾病その他の事故のため、その職務を行おうとができない場合は、副原子力防災管理者の中から別表2-1~8に定める順位によりその職務を代行させる。</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1-5 (4/16)</p> <p>通報又は連絡を行った後の社外関係機関への報告又は連絡について、別図5-1、5-2及び5-3に定める連絡体制を整備しておく。 なお、別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の場合にあっては、別図5-4に定める連絡体制を取る。 b. 防災組織の連絡体制 連絡経路は別図3に定めるとおりとする。</p> <p>2. 緊急時体制の発令及び解除</p> <p>(1) 緊急時体制の発令</p> <p>a. 発電所 原子力防災管理者は、原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、又は別表1に示す基準に該当する事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図6に定める連絡経路により緊急時体制を発令する。 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合は、直ちに電源事業本部部長（原子力管理）（以下「部長（原子力管理）」という。）に報告する。</p> <p>b. 本社 部長（原子力管理）は、原子力防災管理者から発電所における緊急時体制発令の報告を受けた場合は、別図7に定めるとおり直ちに社長、電源事業本部長及びコンプライアンス推進部門長に報告し、社長は本社における緊急時体制を発令する。この際、発電所において発令した緊急時体制の区分を本社においても適用する。 社長が本社における緊急時体制を発令した場合、部長（原子力管理）は、中国電力ネットワーク株式会社社長にその旨を連絡する。</p> <p>(2) 緊急時対策本部及び緊急時対策統本部の設置</p> <p>a. 発電所 (a) 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、速やかに緊急時対策本部（以下「本部」という。）を緊急時対策所に設置する。</p> <p>(b) 本部は、原子力防災組織で構成する。</p> <p>(c) 原子力防災管理者は、緊急時対策本部長（以下「本部長」という。）としてその職務を遂行する。</p> <p>b. 本社 (a) 社長は、本社に緊急時体制を発令した場合、速やかに緊急時対策本部（以下「総本部」という。）を原子力災害対策室に設置する。</p> <p>(b) 総本部は、本社原子力防災組織で構成する。</p> <p>(c) 社長は、緊急時対策本部長（以下「総本部長」という。）として、その職務を遂行する。</p> <p>別紙1-5 (4/2.5)</p> <p>4. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者および原子力防災要員の職務 社長は、原子力防災管理者および副原子力防災管理者を選任する。</p> <p>(1) 原子力防災管理者の職務 原子力防災管理者は、発電所長とし、警戒対策組織または原子力防災組織を統括管理とともに、次に掲げる職務を行う。 a. 警戒対策組織 (a) 別表2-1の事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、直ちに別図2-5に示す箇所へ連絡するとともに、警戒対策要員を召集し、原子力災害に至る可能性のある事象の発生または拡大の防止のために必要な応急措置を行わせる。 b. 原子力防災組織 (a) 別表2-2または別表2-3の事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、直ちに別図2-6に示す箇所へ通報する。 (b) 緊急体制を発令した場合、直ちに原子力防災要員を召集し、原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図2-7に示す箇所へ報告する。 (c) 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、および維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器、その他の資材または機材を備え付け、隨時、保守点検する。 (d) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、官公署知事、女川町長または石巻市長から、原子力防災管理者および副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。 (e) 原子力防災管理者および原子力防災要員に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災教育および防災訓練を実施する。 (f) 旅行または疾病、その他事由で不在となるとき、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者の中から別表2-5に定める順位により代行者を指定する。</p> <p>(2) 副原子力防災管理者の職務 副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。 a. 警戒対策組織または原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。 b. 原子力防災管理者が不在のときは、その職務を代行する。</p> <p>(3) 原子力防災要員の職務 原子力防災要員は、別表2-4に掲げる職務を行う。</p> <p>(4) 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の選任および解任 原子力防災管理者または副原子力防災管理者を選任または解任した場合、社長より原子力規制委員会、官公署知事、女川町長および石巻市長に7日以内に様式3の届け出書により届け出る。</p> <p>別紙1-5 (4/19)</p> <p>① 別表2-1-1、別表2-1-2又は別表2-1-3の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図2-1-3又は別図2-1-4に示す経路にて連絡又は連絡する。 なお、発生した事象が複数の通報等にまたがる場合、住民防護の観点から、「全面緊急事態に該当する事象」、「施設敷地内緊急事態に該当する事象」、「警戒事態に該当する事象」の順に優先順位を付けて通報等を行う。 また、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び沿岸長から、原災法第10条第1項に定められた通報等に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。</p> <p>② 別表2-1-1、別表2-1-2又は別表2-1-3の事象が発生し同表に該当する事象であると判断した場合、防災体制を発令するとともに直ちに原子力防災要員を召集し、必要な応急措置を行わせる。また、その概要を別図2-1-3又は別図2-1-5に示す経路にて連絡又は連絡する。</p> <p>③ 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材（以下「原子力防災資機材」という。）を備え付け、その資機材に応じて適切な順位で保守点検する。</p> <p>(2) 副原子力防災管理者の職務 副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。 ① 原子力防災管理者は、その職務を補佐する。 ② 原子力防災管理者が不在の場合は、その職務を代行する。</p> <p>(3) 社長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、原子力規制委員会、北海道知事及び沿岸長に様式3により7日以内に届け出る。 また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び沿岸長から、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。</p> <p>第2節 原子力防災組織の運営</p> <p>1. 緊急体制の発令、対策本部設置及び防災体制の解除等</p> <p>(1) 緊急体制の発令 ① 発電所 原子力防災管理者は、別表2-1-1の事象が発生し別表2-1-1に該当する</p>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1-5 (5/16)</p> <p>(3) 緊急時体制の解除</p> <p>a. 発電所 本部長は、以下の状態になった場合、関係機関と協議し、総本部長の了承を得て緊急時体制を解除することができる。</p> <p>(a) 原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後原災法第15条第4項の規定に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。</p> <p>(b) 原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。</p> <p>本部長は、発電所の緊急時体制を解除した場合は、総本部長又は部長（原子力管理）に報告する。</p> <p>b. 本社 総本部長は、上記a. (a) 又は(b)の場合、本社における緊急時体制を解除することができる。</p> <p>3. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止</p> <p>(1) 総本部長は、事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、事故復旧作業に従事する要員の放射線管理及び復旧資機材の受け入れ等の支援を行う。</p> <p>(2) 総本部長は、緊急時体制を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。</p> <p>4. 緊急時対策要員の非常招集及び解散</p> <p>(1) 緊急時対策要員の非常招集</p> <p>a. 発電所 原子力防災管理者は、発電所における緊急時体制発令時（緊急時体制発令が予想される場合を含む。）に緊急放送装置、緊急時サイレン又は緊急時連絡網等を使用して緊急時対策要員を非常招集する。また、本部の各班括及び班長は招集した班員を把握する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を整備しておく。</p> <p>b. 本社 部長（原子力管理）は、本社における緊急時体制発令時（緊急時体制発令が予想される場合を含む。）に社内放送、緊急時連絡網等を使用して本社の緊急時対策要員を非常招集する。また、総本部の各班長は招集した班員を把握する。なお、部長（原子力管理）は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を整備しておく。</p> <p>(2) 緊急時対策要員の解散</p> <p>総本部長及び本部長は、緊急時体制を解除した場合、その後の原子力災害事態対策に必要な要員を除き、発電所及び本社の要員を解散する。</p>	<p>別紙1-5 (5/25)</p> <p>第2節 警戒対策組織の運営</p> <p>1. 情報連絡経路</p> <p>(1) 警戒事象発生に伴う連絡経路 原子力防災管理者は、警戒事象発生に伴う連絡を行うため、別図2-5に定める連絡経路を整備しておくものとする。</p>	<p>別紙1-5 (5/19)</p> <p>②-4</p> <p>事象であると判断したとき、又は別表2-1-2の事象が発生し別表2-1-2に該当する事象であると判断したとき、若しくは別表2-1-3の事象が発生し別表2-1-3に該当する事象であると判断したとき又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したときは、直ちにその情勢に応じて第2章第1節1、「防災体制の区分及び連携」に定める防災体制の区分の中から該当する防災体制を発令し、原子力防災要員に連絡する。また、原子力防災管理者は、防災体制を発令した場合は、直ちに原子力部長に報告する。</p> <p>② 本店 ②-6</p> <p>原子力部長は、原子力防災管轄者から発電所における防災体制発令の報告を受けた場合は、直ちに社長に報告し、社長は本店における防災体制を発令する。この際、発電所において発令した防災体制の区分を本店においても適用するものとする。</p> <p>(2) 原子力災害対策本部の設置</p> <p>① 発電所 原子力防災管理者は、原子力防災準備体制又は原子力防災体制を発令した場合、速やかに発電所に原子力災害対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置し、発電所対策本部長として、発電所の原子力災害対策活動を統括する。</p> <p>② 本店 ②-6</p> <p>社長は、本店における原子力防災体制を発令した場合、速やかに本店に原子力災害対策本部（以下「本店対策本部」という。）を設置し、本店対策本部長としてその職務を行ふ。また、社長が不在の場合は副社長又は取締役常務執行役員がその職務を代行する。</p> <p>なお、原子力防災準備体制を発令した場合は、原子力防災体制発令に備え、原子力部長に準備活動の指揮を命じる。</p> <p>(3) 原子力防災準備体制発令時の原子力防災要員等の非常招集</p> <p>① 発電所 原子力防災管理者は、原子力防災準備体制発令時には所内放送又は別図2-2-1に定める連絡経路により原子力防災要員を緊急時対策室に非常招集する。</p> <p>ただし、原子力防災要員のうち各班の班員の一部は、別表2-1-1に示す事象の内容に応じ、待機するよう連絡する。</p> <p>② 本店 ②-6</p> <p>原子力部長は、原子力防災準備体制発令時には別図2-2-2に定める連絡経路を用いて、本店及び東京支社の本店原子力災害対策要員に助成センター又は指定の場所に参集又は待機するよう連絡する。</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1-5 (6/16)</p> <p>第3章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p>第1節 通報又は連絡</p> <p>1. 通報又は連絡の実施</p> <p>(1) 通報又は連絡の実施</p> <p>a. 原子力防災管理者は、敷地境界放射線上界事象（原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合）が発生した場合、別紙7に定める通報様式に必要事項を記入し、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長に送信し、記録として保存する。また、別図4-1に示す、通報先以外の連絡先にも同様に連絡を行う。更に、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。</p> <p style="text-align: right;">(2)-4</p> <p>b. 原子力防災管理者は、別表1に示す警戒事態の基準に該当する事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、別紙8-1に定める連絡様式に必要事項を記入し、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事等、別図4-2に定める連絡先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存する。更に、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。</p> <p>c. 原子力防災管理者は、別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図9-1に定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事等、別図4-3に定める通報先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。</p> <p>なお、別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外連絡（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の場合にあっては、別紙9-2に定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長等、別図4-4に定める通報先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確</p>	<p>別紙1-5 (6/25)</p> <p>第3章 原子力防災組織の運営</p> <p>1. 通報連絡経路および情報連絡経路</p> <p>(1) 原災法第10条第1項に基づく通報経路</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行うため、別図2-6に定める通報経路を整備しておくものとする。また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、宮城県知事、女川町長または石巻市長から、原災法第10条第1項の通報について報告を求めるたときはこれをを行う。</p> <p>(2) 原災法第10条第1項の通報後の連絡経路</p> <p>a. 社外間機関との連絡経路</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った後の社外間機関への報告および連絡について別図2-7に定める連絡経路を整備しておくものとする。</p> <p>b. 社内の情報連絡経路</p> <p>社内の情報連絡経路は別図2-8に定めるとおりとする。</p> <p>2. 第1または第2緊急体制の発令および解除</p> <p>発電所および本店における第1または第2緊急体制の発令および解除等は以下のとおりとする。</p> <p>なお、開院店舗にあっては、本店に準じて行うものとする。</p> <p>(1) 第1または第2緊急体制の発令</p> <p>a. 発電所</p> <p>原子力防災管理者は、別表2-2または別表2-3の事象が発生した場合、その情勢に応じて別図2-9に定める連絡経路により第1または第2緊急体制を発令する。</p> <p>原子力防災管理者は、第1または第2緊急体制を発令した場合、直ちに本店原子力部長に報告する。</p> <p>b. 本店</p> <p>本店原子力部長は、原子力防災管理者から発電所における第1または第2緊急体制発令の報告を受けた場合、別図2-10に定める連絡経路により、社長に報告する。</p> <p>社長は、本店における第1または第2緊急体制を発令し、この際、発電所において発令した緊急体制の区分を本店においても適用する。</p> <p>(2) 副原子力防災管理者および原子力防災要員の非常召集</p> <p>a. 発電所</p> <p>原子力防災管理者は、発電所における第1緊急体制発令時（第1緊急体制</p>	<p>別紙1-5 (6/19)</p> <p>(4) 原子力防災体制発令時の原子力防災要員等の非常招集</p> <p>① 発電所</p> <p>原子力防災管理者は、原子力防災体制発令時には内函放送又は別図2-2-1に定める連絡経路により原子力防災要員を緊急時対策所に非常招集する。</p> <p>なお、原子力防災管理者は、あらかじめ原子力防災要員の連絡先を記載した名簿を整備する。</p> <p>② 本店</p> <p>原子力部長は、原子力防災体制発令時には社内放送又は別図2-2-2に定める連絡経路により本店原子力灾害対策要員を即応センター又は所定の場所に非常招集する。</p> <p>なお、原子力部長は、あらかじめ本店原子力灾害対策要員の連絡先を記載した名簿を整備する。</p> <p>(5) 防災体制の区分の変更</p> <p>① 発電所</p> <p>発電所対策本部長は、防災体制の区分を変更したときは、本店対策本部長にその旨を報告する。</p> <p>② 本店</p> <p>本店対策本部長は、発電所対策本部長から防災体制の区分の変更の報告を受けたときは、本店の防災体制の区分も変更する。</p> <p>(6) 原子力防災準備体制の解除</p> <p>① 発電所</p> <p>発電所対策本部長は、原子力防災準備体制を終了後、原子力防災体制発令に至ることなく事態が収束した場合、原子力防災準備体制を解除し発電所対策本部を復旧するとともに、その旨を原子力部長に報告する。</p> <p>② 本店</p> <p>原子力部長は、発電所対策本部長から原子力防災準備体制解除の報告を受けた場合は、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災準備体制を解除する。</p> <p>(7) 原子力防災体制の解除</p> <p>① 発電所</p> <p>発電所対策本部長は、次に掲げる原子力防災体制の区分に応じ、国や関係地方公共団体等と協議の上、原子力防災体制を解除する。発電所対策本部長は原子力防災体制を解除した場合、原子力防災要員の任務を解き発電所対策本部を廃止する。</p> <p>また、発電所対策本部長は、原子力防災体制を解除したときは、本店対策本部長</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>認する。</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第10条第1項等の基準に基づく通報を行った際は内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事と連絡を取りつつ島根県と合同で報道機関へ発表する。</p> <p>d. 複数の通報又は連絡を行う必要が生じた場合は、上記c., b., a. の順に優先して実施する。なお、同時に、この計画第3章第3節「緊急事態応急対策」の報告を行う必要が生じた場合は、本筋の通報又は連絡よりも優先して実施する。</p> <p>(2) 中性子線の測定</p> <p>原子力防災管理者は、この計画第2章第3節「敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査等」に基づいて設置するモニタリングポストにより、1時間当たり1マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されているときは、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、施設の周辺において中性子線測定用可搬式測定器によって瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの値を換算する。</p> <p>2. 緊急時体制発令時の対応</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、前項の事象が発生した場合、この計画第2章第1節1、「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに緊急時体制を発令する。</p> <p>なお、事象の進展によっては、緊急時警戒体制又は緊急時非常体制を発令せず、直接緊急時特別非常体制を発令する場合もある。その場合の緊急時体制の発令は、この計画第3章第3節「緊急事態応急対策」に準ずる。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、この計画第2章第2節2、(1)「緊急時体制の発令」に規定する緊急時体制を発令した場合は、直ちに部長（原子力管理）に報告する。また、この際、原子力防災管理者は、別表1-1に定めるS P D Sデータが国へ伝送されることを確認する。</p> <p>(3) 社長は、部長（原子力管理）から発電所緊急時体制の発令の報告を受けたときは、この計画第2章第1節1、「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに本社における緊急時体制を発令する。</p> <p>(4) 原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、緊急時体制発令後、緊急時対策要員を非常拠点する。</p> <p>(5) 原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本社にそれぞれ本部、総本部を設置し、それぞれ本部長、総本部長となり活動を開始する。</p> <p>3. 情報の収集と提供</p> <p>(1) 本部の各系統は、事故状況の把握を行うため、速やかに次の事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、本部長に報告する。</p> <p>a. 事故の発生時刻及び場所</p> <p>b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置</p> <p>c. 被ばく及び傷害等人身災害に係る状況</p>	<p>別紙1-5 (7/16)</p> <p>②-4</p> <p>発令が予想される場合を含む。)に所内放送または緊急連絡網等を使用し、別図2-9に定める連絡経路により、副原子力防災管理者および原子力防災要員を緊急時対策所に非常指揮する。</p> <p>なお、原子力防災管理者は、あらかじめ副原子力防災管理者および原子力防災要員の連絡先を記載した名簿を作成し、整備しておく。</p> <p>別紙1-5 (7/25)</p> <p>②-6</p> <p>本店原子力部長は、本店の第1または第2緊急体制発令を本店総務部長および東北電力ネットワーク株式会社の本社総務部長に連絡する。本店総務部長および東北電力ネットワーク株式会社の本社総務部長は、本店における第1または第2緊急体制発令時(第1または第2緊急体制発令が予想される場合を含む。)に社内放送または緊急連絡網等を使用し、別図2-10に定める連絡経路により、緊急時対策要員を本店対策本部室に非常招集する。</p> <p>なお、本店総務部長および東北電力ネットワーク株式会社の本社総務部長は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し、整備しておく。</p> <p>(3) 緊急時対策本部の設置</p> <p>a. 発電所</p> <p>(a) 原子力防災管理者は、第1または第2緊急体制を発令した場合、直ちに緊急時対策所に緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置する。</p> <p>(b) 発電所対策本部は別図2-3に示す原子力防災組織で構成する。</p> <p>(c) 発電所対策本部長は、原子力防災管理者とする。</p> <p>b. 本店</p> <p>(a) 社長は、本店に第1または第2緊急体制を発令した場合、直ちに本店対策本部室に緊急時対策本部（以下「本店対策本部」という。）を設置する。</p> <p>(b) 本店対策本部は別図2-4に示す本店原子力防災組織で構成する。</p> <p>(c) 本店対策本部長は、社長とする。</p> <p>別紙1-5 (7/26)</p> <p>②-6</p> <p>(4) 緊急体制の区分の変更</p> <p>a. 発電所</p> <p>発電所対策本部長は、緊急体制の区分を変更するときは、本店対策本部長にその旨を報告する。</p> <p>b. 本店</p> <p>本店対策本部長は、発電所対策本部長から緊急体制の区分の変更の報告を受けたときは、本店の緊急体制の区分を変更する。</p> <p>(5) 緊急体制の解除</p> <p>a. 発電所</p> <p>(a) 発電所対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関および本</p>	<p>別紙1-5 (7/19)</p> <p>に報告する。</p> <p>a. 原子力緊急事態体制の場合は、発生事象の範囲除去及び被害の拡大防止措置を行い、事象が収束している場合。</p> <p>b. 原子力緊急事態体制の場合は、原災法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。</p> <p>ただし、原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、原子力災害事後対策等の実施のため、発電所対策本部長の判断により原子力防災体制を継続することができる。</p> <p>② 本店</p> <p>本店対策本部長は、発電所対策本部長が原子力防災体制を解除したときは、本店における原子力防災体制を解除する。ただし、本店対策本部長は、原災法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合は、本店における原子力防災体制を解除することができる。この場合、本店対策本部長は発電所対策本部長にその旨を連絡する。</p> <p>(6) 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止</p> <p>②-6</p> <p>(1) 本店対策本部長は、事態に応じて本店専子力災害対策要員をもって原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、発電所敷地内に出入りする原子力防災要員の放射線管理、発電所敷地内に輸入する原水資機材等の受け入れ管理等発電所敷地内事故対策の支援、周辺環境モニタリング、発電所敷地外での本店原子力災害対策要員等の放射線管理等発電所敷地外での災害対策の支援を行ふ。</p> <p>(2) 本店対策本部長は、原子力防災体制を解除したときは、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止する。</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1-5 (8/16)</p> <p>d. 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果 e. 放出放射性物質の種類、量、放出場所及び放出状況の推移等の状況 f. 気象状況 g. 事故収束の見通し h. その他必要と認める事項 (2) 本部長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を別紙8-2、別紙10-1 又は別紙10-2に記載して別図5-1、5-2、5-3又は5-4に定める連絡箇所にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段で送信し、記録として保存する。</p> <p>4. 総合原子力防災ネットワーク用通信連絡設備の起動 原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、別表1に示す基準に該当する事象が発生した場合、緊急時対策室、原子力災害対策室において総合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システムを起動する。</p> <p>5. 社外関係機関との連絡 原子力防災管理者（本部が設置されている場合は本部長）は、別図5-3、5-4の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。</p> <p>6. 通話制限 総本部長及び本部長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。</p> <p>7. 原子力緊急事態支援組織への協力要請 部長（原子力管理）は、原災法第10条第1項の規定に基づく通報を行った場合、その情報を原子力緊急事態支援組織に連絡するとともに、状況に応じて資機材の提供等の支援要請を行う。</p> <p>第2節 応急措置の実施</p> <p>②-7</p> <p>1. 応急措置の実施報告 本部長は、本節の各項目に掲げる応急措置を実施するとともに、別紙10-1に定める報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事等、別図5-3に定める報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。ただし、事業所外連絡に係る事象の発生の場合にあつては、別紙10-2に定め</p> <p>別紙1-5 (8/25)</p> <p>店対策本部長と協議し緊急体制を解除する。 i. 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後、原災法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われたかつ、原子力災害事後対策の進行状況により、通常の組織で対応可能と判断した場合。 ii. 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害に至るおそれのある原因の除去および被害範囲の拡大防止の措置を行なう事象が収束し、通常の組織で対応可能と判断した場合。 (b) 発電所対策本部長は、発電所の緊急体制を解除した場合、本店対策本部長に報告し、発電所対策本部を廃止する。</p> <p>別紙1-5 (8/19)</p> <p>第3章 緊急事態応急対策等の実施 第1節 連絡及び通報 ②-4</p> <p>1. 連絡及び通報の実施 (1) 原子力防災管理者は、別表2-1-1に示す事象の発生について通報を受け又は自ら発見したとき、もしくは原子力規制庁から警戒本部の設置について連絡を受けたときは、様式7に必要事項を記入し、別図2-1-3に定める連絡先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する手段を用いて一斉に送信し、図中に示す所定の関係機関に対してはその着信を電話で確認する。 (2) 原子力防災管理者は、(1)の連絡を行った場合は、警戒事態に該当する事象の連絡を行った旨を原子力規制本部に連絡し、原子力部長は、連絡機關一覧表する。 (3) 原子力防災管理者は、別表2-1-2又は別表2-1-3に示す事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式8に必要事項を記入し、15分以内を目途として、別図2-1-4 (1)に定める通報先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する手段を用いて一斉に送信する。さらに内閣総理大臣、原子力規制委員会、北陸道知事、沿村長、その直轄中に示す所定の関係機関に対してはその着信を電話で確認する。 (4) 原子力防災管理者は、(3)の通報を行った場合は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った旨を、本店対策本部原子力班長に連絡し、本店対策本部広報班長は、報道機関に発表する。</p>			

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1-5 (9/16)</p> <p>報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長等、別図5-4に定める報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。</p> <p>(2) 避難誘導</p> <p>本部長は、発電所内の事象に係る緊急時体制を発令した場合は、別図10に示す集合場所及び避難場所の配置図により、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「発電所避難者」という。）に対する避難場所及び避難経路等の必要な事項を指示するものとし、緊急送信装置、ペーディング等により、避難場所への避難及び避難の際の防護措置を周知するとともに、発電所避難者を行なう者（以下「避難誘導員」という。）の配置を指示し、その業務にあたらせる。</p> <p>なお、来訪者に対しては、バス等による輸送若しくは避難誘導員による誘導案内を行い、避難場所への避難が迅速かつ的確に行えるよう特に配慮する。また、本部長は、避難誘導員からの報告を受け、発電所避難者の人数、健康状態等の状況を把握するものとする。</p> <p>(2) 移送</p> <p>本部長は、避難場所への避難の完了後、発電所内の事象等により、必要に応じて、発電所避難者を適切な場所へ移送するものとする。</p> <p>また本部長は、緊急時体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係ない車両の使用を禁止する。</p> <p>3. 放射性物質の影響範囲の推定及び防護措置</p> <p>本部長は、発電所内外及び発電所敷地周辺の放射線並びに放射性物質の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合は、放射線監視データ、気象観測データ、緊急時環境モニタリングデータ等を基に放射性物質の影響範囲を推定する。</p> <p>また、本部長は必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び防護服等の防護措置を指示するものとする。</p> <p>なお、本部長は、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表12に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。</p> <p>4. 原子力災害医療</p> <p>(1) 救助活動</p> <p>本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、負傷者等を放射線の影響の少ない場所に</p> <p>別紙1-5 (9/2.5)</p> <p>(2) 発電所警戒対策本部情報班は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式8に記載し、別図2-5に定める連絡箇所にファクシミリ装置を用いて送信する。</p> <p>(3) 発電所警戒対策本部情報班は、本章第1節から第3節に掲げる連絡、通報および報告を行った場合、その内容を記録として保存する。</p> <p>4. 社外間機関との連絡方法</p> <p>発電所警戒対策本部長は、別図2-5の連絡経路により社外機関に連絡を行う。</p> <p>5. 通話制限</p> <p>発電所警戒対策本部長および本店警戒対策本部長は、緊急事態応対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限、その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第2節 特定事象の通報および連絡</p> <p>1. 通報・連絡の実施</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、別表2-2または別表2-3の事象の発生について報告を受け、または自ら察見したときは、1.5分以内を目途として、様式9に定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長、その他の別図2-6に定める通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長および石巻市長に対してはその着信を確認するとともに、その他の別図2-6に定める通報先に電話等により連絡する。別表2-2または別表2-3の事象の発生の通報および送信後は、別表2-7に定める通報先へ通報および連絡する。</p> <p>また、原子力防災管理者は、別表2-2または別表2-3に定める事象のうち、事業所外運搬（以下、第3章および第4章においては、発電所が輸送物の安全性について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、輸入新燃料等）に限る。）の場合においては、当該事象の発生について報告を受け、または自ら察見したときは、1.5分以内を目途として、様式10に定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、その他の別図2-6に定める通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事および市町村長に対してはその着信を確認するとともに、その他の別図2-6に定める通報先に電話等により連絡する。別表2-2または別表2-3の</p> <p>別紙1-5 (9/19)</p> <p>(2) 発電所対策本部長は、各班長から上記の報告を受け、その内容を様式10又は様式11（事業所外運搬においては様式12）に記入し、別図2-1-3又は別図2-1-5（1）（事業所外運搬においては別図2-1-5（2））に定める経路により、ファクシミリ装置その他の可能な限り早く到着する手段を用いて一斉に送信することにより定期的に連絡する。さらに、送信後、図中に示す所定の関係機関に対しては、その着信を電話で確認する。</p> <p>(3) 発電所対策本部長は、本章第1節から第4節に掲げる連絡、通報及び報告を行った場合、その内容を記録として保存する。</p> <p>4. 国、関係地方公共団体等との通報、連絡及び報告に用いる設置</p> <p>発電所対策本部長は、別図2-1-3、別図2-1-4（1）、別図2-1-4（2）、別図2-1-5（1）又は別図2-1-5（2）に定める経路により通報、連絡及び報告を行う場合は、原子力防災資機材として整備している非常用通信機器等を利用して行う。</p> <p>5. 通話制限</p> <p>発電所対策本部長及び本店対策本部長は、発電所及び本店の灾害対策活動の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他の必要な措置を講じる。</p> <p>第2節 応急措置の実施</p> <p>1. 応急措置の実施の報告</p> <p>発電所対策本部長は、原子力防災体制を発令した場合、本節の各項に掲げる応急措置を発電所対策本部の各班長に実施させるとともに、その実施状況について発電所対策本部の各班長から適宜報告させる。</p> <p>なお、発電所対策本部長は、原子力防災準備体制を発令した場合、本節の各項に掲げる応急措置を、原子力防災準備体制を解除するまでの間、必要に応じて発電所対策本部の各班長に実施させるとともに、その実施状況について発電所対策本部の各班長から適宜報告させる。</p> <p>また、発電所対策本部長は、様式10又は様式11（事業所外運搬においては様式12）にその概要を記入し、別図2-1-3又は別図2-1-5（1）（事業所外運搬においては別図2-1-5（2））に定める経路により、ファクシミリ装置その他の可能な限り早く到着する手段を用いて一斉に送信することにより定期的に連絡又は報告する。さらに、送信後、図中に示す所定の関係機関に対しては、その着信を電話で確認する。</p>			

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1-5 (10/16)</p> <p>送やかに救出する。</p> <p>(2) 医療活動</p> <p>本部長は、負傷者等を別図9に示す発電所内の健康管理センターに搬送し、応急処置及び除染等の措置を講じるとともに、医療機関への搬送及び治療の依頼等の必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 二次災害防止に関する措置</p> <p>本部長は、医療機関へ負傷者等の搬送及び治療の依頼を行うとき並びに救急隊到着時に、事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染の状況、搬送及び治療の際の救急隊の被ばく防止のために必要な情報を伝達する等の措置を講じる。</p> <p>(4) 医療機関への搬送に関する措置</p> <p>本部長は、負傷者等を医療機関へ搬送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を同行させるとともに、医療機関へ到着時に必要な情報を伝達する。</p> <p>また、本部長は、負傷者等の搬送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力する。</p> <p>(5) 緊急時対策要員の健康管理等</p> <p>本部長は、緊急時対策要員の疲弊を防止し、原子力災害対策活動を円滑に行うため、できる限り早期に、活動期間及び交代時期を明確にする。</p> <p>また、本部長は、緊急時対策要員への健康診断及び健康相談による健康不安に対する対策等を実施する。</p> <p>5. 消火活動</p> <p>本部長は、火災が発生した場合は速やかにその状況を把握し、消防機間に通報するとともに、安全を確保しつつ自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行う。</p> <p>6. 汚染拡大の防止</p> <p>本部長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設定し、標識により明示するとともに、必要に応じ緊急放送装置等により発電所構内にいる者に周知する。また、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。</p> <p>7. 線量評価</p> <p>本部長は、発電所避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。</p>	<p>別紙1-5 (10/25)</p> <p>事象の発生の通報および連絡後は、別図2-7に定める通報先へ通報および連絡する。</p> <p>なお、同時に複数の通報および連絡を行う場合は、別表2-3の事象の発生の通報および連絡を優先して実施する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った場合、内閣総理大臣、原子力規制委員会、官城県知事、女川町長および石巻市長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。</p> <p>なお、原子力防災管理者は、事業所外連絡に係る事象発生における原災法第10条第1項に基づく通報を行った場合、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事および市町村長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。</p> <p>2. 第1緊急体制発令時の対応</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、前項の別表2-2の事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、この計画第2章第1節第1、「緊急体制の区分」に基づき、直ちに第1緊急体制を発令する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、第1緊急体制を発令した場合、直ちに本店原子力部長に報告する。</p> <p>(3) 社長は、本店原子力部長から発電所第1緊急体制の発令の報告を受けたときは、本店に第1緊急体制を発令する。</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、本店経営部長および東北電力ネットワーク株式会社の本社経営部長は、第1緊急体制発令後、副原子力防災管理者、原子力防災要員および緊急時対策要員を事務机に集する。</p> <p>(5) 原子力防災管理者および社長は、発電所および本店に対策本部を設置し、それぞれの対策本部長となり活動を開始する。</p> <p>(6) 発電所内の事象である場合には、発電所対策本部情報班長は、別表3-1に示す伝送データが常に伝送されていることを確認する。</p> <p>3. 情報の収集および提供</p> <p>(1) 発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに前節「情報の収集および提供」に掲げる事項を調査し、事故および被害状況等を迅速かつ的確に収集し、発電所対策本部長に報告する。</p> <p>(2) 発電所対策本部情報班長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式1-1または様式1-2に記載し、別図2-7に定める連絡箇所にファクシミリ装置を用いて送信する。</p> <p>(3) 発電所対策本部情報班長は、本章第1節から第3節に掲げる連絡、通報および報告を行った場合、その内容を記録として保存する。</p>	<p>別紙1-5 (10/19)</p> <p>2. 退避誘導等</p> <p>(1) 集合・退避場所への誘導</p> <p>発電所対策本部業務支援班長は、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「発電所避難者」という。）を退避させるため退避誘導員を配置し、その業務にあたらせる。</p> <p>(2) 退避の周知</p> <p>発電所対策本部業務支援班長は、発電所避難者に対して所内放送及び謹慎指揮装置等により指定する集合・退避場所へ移動すること及び避難の際の防護措置を周知する。</p> <p>この場合、発電所避難者に対してはバス等による輸送若しくは退避誘導員による説明案内を行い、集合・退避場所への移動が迅速かつ円滑に行えるよう配慮する。</p> <p>(3) 発電所敷地への退避</p> <p>発電所対策本部業務支援班長は、発電所避難者を発電所敷地外へ退避させる必要があると認めたときは、退避誘導員の説明により発電所避難者をバス等により発電所敷地外へ退避させる。このとき、発電所対策本部業務支援班長は、発電所避難者の氏名を記録するよう退避誘導員に指示する。</p> <p>なお、発電所避難者を発電所敷地外へ退避させる場合は、発電所対策本部事務局長は、その旨を直ちに防災センター（原子力防災専門官）に連絡し、調整するなど、あらかじめ定めるところによる。</p> <p>(4) 発電所敷地内への入場制限</p> <p>発電所対策本部業務支援班長は、この計画第2章第1節第1、「防災体制の区分及び連絡」に基づく防災体制発令においては、発電所敷地内への入場を制限する。また、発電所敷地内における原子力災害対策活動に關係ない車両の使用を禁止する。</p> <p>3. 放射線測定値の推定</p> <p>発電所対策本部業務支援班長は、発電所敷地内の放射線量率及び放射能測定を行い、放射性物質が環境に放出された場合は、放射線監視データ、気象観測データ及び緊急時モニタリングデータ等から放射能測定値を推定する。</p> <p>4. 原子力災害医療</p> <p>発電所において、放射性物質による汚染を伴う負傷者、放射線による障害を受けた者又はそのおそれのある者（以下「傷病者」という。）が発生した場合の対応は、次のとおりとする。</p> <p>なお、放射性物質による汚染を伴わない負傷者及び放射線による障害を受けたおそれのない負傷者が発生した場合には、次の対応のうち、放射線管理に係る対応以外の対応を適用する。</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙1-5 (11/16)</p> <p>8. 広報活動 総本部長及び本部長は、緊急時体制を棄めし後、プラントの状況、応急措置の概要等をとりまとめ、プレス発表を行う。また、オフサイトセンターの運営開始以後は、国、島根県、松江市、鳥取県等と連携してプレス発表を行う。 ②-6, ②-7</p> <p>9. 応急復旧 (1) 施設及び設備の整備及び点検 本部長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡回点検の実施により、発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等を把握する。 (2) 応急の復旧対策 本部長は、原子力災害の拡大の防止を図るために、別表1-3の業務を含めて以下に関する応急復旧計画を策定し、これに基づき速やかに復旧対策を実施する。 a. 施設や設備の整備及び点検 b. 故障した設備等の応急の復旧 c. その他応急の復旧対策に必要な事項 (3) 原子力規制委員会から命令があった場合の対応 本部長は、原子炉等規制法第6条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合は、適切に対応する。</p> <p>10. 原子力災害の拡大防止を図るための措置 本部長は、以下に示す事項により、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被災の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図る。 (1) 主要運転データによる原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。 (2) 発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射能が外部へ放出される可能性を評価する。 (3) 可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能の予測を行う。 (4) 事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。 (5) その他の号機については、事故発生号機からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。 (6) 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。</p> <p>11. 資機材の調達及び輸送 本部長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、必要な資機材を調達する。また、本部長は、発電所において十分に調達できない場合、総本部</p> <p style="text-align: center;">別紙1-5 (11/25)</p> <p>4. 社外関係機関との連絡方法 発電所対策本部長は、別図2-7の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。</p> <p>5. 通話制限 発電所対策本部長および本店対策本部長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限、その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p style="text-align: right;">別紙1-5 (11/19) ②-8</p> <p>(1) 救護及び救出 発電所対策本部業務支援班長は、傷病者が発生した場合は、傷病者を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。 (2) 医療活動及び医療機関への要請 本店対策本部原子力機長は、公益財團法人原子力安全研究協会の協力を得て医師派遣等の体制を構築する。 発電所対策本部業務支援班長及び放管班長は、傷病者を別図2-5-3(1)及び別図2-5-3(2)に定める発電所敷地内の緊急避難施設に搬送して応急処置及び除染等の措置を講じるとともに、公益財團法人原子力安全研究協会が発電所敷地内で発生した傷病者等に対して行う医療活動を支援する。また、発電所対策本部業務支援班長は、傷病者を外部の医療機関又は放射線医学総合研究所（以下「協力医療機関等」という。）へ搬送する必要があると判断される場合は、宮内・青森地方消防組合消防本部等へ出動を要請するとともに、選任された産業医を通じて、協力医療機関等へ入院を要請する。 なお、協力医療機関等への搬送にあたっては、状況により発電所の車両を使用して搬送する。 (3) 救急隊等への状況説明 発電所対策本部業務支援班長及び放管班長は、救急隊等への二次汚染又は被ばくを防止するため、協力医療機関等へ傷病者の搬送を依頼するとき及び救急隊が到着したときには緊急に対し、事故の発生状況、傷病者の全身状態等傷病の程度、被ばくの状況、放射性物質による汚染の状況及び除染の結果等、必要な情報を説明するとともに、原則として産業医又は看護師、看護師准看護師及び放射線管理者を随行させることとする。また、傷病者を治療する協力医療機関等に対しても同様の措置を講じる。 (4) 汚染拡大防止措置の実施 発電所対策本部放管班長は、傷病者の搬送及び協力医療機関等での受け入れに際し、救急隊等及び協力医療機関等の二次汚染又は被ばくを防止するため、必要な汚染拡大防止措置を実施する。</p> <p>5. 消火活動 発電所対策本部事務局長は、速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ初期消火活動を行うとともに、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。また、平常時から原子炉施設における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制を整備する。</p> <p>6. 汚染拡大の防止 発電所対策本部放管班長は、不必要な被ばくを防止するため、発電所対策本部長の丁</p>			

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1-5 (12/16)</p> <p>必要な資機材の調達及び輸送を要請する。 ②-6, ②-7</p> <p>1.2. 事業所外連絡に係る事象の発生における措置 　総本部長及び本部長は、事業所外連絡に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、連絡を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置 (2) 消火、延焼防止の措置 (3) 連絡に従事する者や付近にいる者の退避 (4) 立入制限区域の設定 (5) 核燃料物質等の安全な構所への移動 (6) モニタリングの実施 (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大防止並びに汚染の除去 (8) 進へい対策の実施 (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置 <p>1.3. 原子力防災要員等の派遣 　本部長は、原子力防災専門官その他の国と関係機関から、オフサイトセンターの設営準備に入る旨の連絡を受けた場合、オフサイトセンターの設営準備取扱のため、原子力防災要員等を派遣する。</p> <p>1.4. 地方公共団体からの要請に基づく派遣等 　本部長は、地方公共団体の長から要請があった場合は、島根県地域防災計画及び鳥取県地域防災計画で定めるモニタリング要員の派遣及び防災資機材の提供等、防災上必要な要員の派遣及び防災資機材の提供について、適切に対応する。</p> <p>1.5. 被災者の相談窓口の設置 　総本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。</p> <p>第3節 緊急事態応急対策</p> <p>1. 緊急時特別非常体制の発令 　(1) 本部長は、別表1に示す原法第15条第1項等の基準に至った場合、直ちに別紙9-1に定めた事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事等、別表5-3に定める報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存</p>	<p>別紙1-5 (12/25)</p> <p>第3節 応急措置の実施 ②-6</p> <p>1. 計備および避難誘導 (1) 避難場所等の指定 　発電所対策本部総務班長は、発電所内の事象に係る緊急体制が発令された場合、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者および来訪者等（以下「発電所避難者」という。）に対する避難場所および避難経路等の必要な事項を指定する。また、各集合場所に集合している発電所避難者の避難誘導を行う要員（以下「避難誘導員」という。）の配置を指定する。</p> <p>(2) 避難の周知 　発電所対策本部総務班長は、発電所避難者に対して所内放送、ペーパーラン等により指定する避難場所への避難および避難の際の防護措置を周知する。この際、来訪者に対しては、発電所対策本部広報班長と協力してバス等による輸送もしくは避難誘導員による説明案内等を行い、避難場所への避難が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。</p> <p>(3) 発電所敷地外への避難 　発電所対策本部総務班長は、発電所避難者を発電所敷地外へ避難させる必要がある場合、避難誘導員に対して、発電所敷地外へ避難させるよう指示する。また、この際に発電所対策本部情報班長は、その旨を直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長、その他の別表2-7に定める連絡先に連絡する。</p> <p>なお、発電所対策本部総務班長は、発電所避難者の避難状況を把握する。</p> <p>(4) 車両の使用禁止 　発電所対策本部総務班長は、緊急体制発令下においては、発電所敷地内への入城を制限とともに、原子力災害対策活動に係わらない車両の使用禁止を関係者に周知する。</p> <p>2. 放射能影響範囲の推定 　発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内および発電所敷地周辺の放射線ならびに放射性物質の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合、放射線監視データ、気象観測データおよび緊急時環境モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定する。</p>	<p>別紙1-5 (12/19)</p> <p>解を得て、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設定し、標識により明示するとともに、必要に応じて所内放送等により発電所敷地内にいる者に周知する。また、発電所対策本部放送班長は、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。</p> <p>7. 警戒評価 　発電所対策本部放送班長は、発電所避難者及び緊急時に活動を行う原子力防災要員の避難評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。</p> <p>8. 広報活動 (1) 本店対策本部広報班長は、発電所の状況、応急措置の概要等、公表する内容を読み上げ、原子力規制委員会及び防災センターと連携を取りつつ、本店に開催するプレスセンターにおいて報道機関へ発表する。</p> <p>(2) 発電所対策本部対策班長は、防災センターの運営が開始されるまでは本店対策本部広報班と連携し、プラントの状況、応急措置の概要等を、必要に応じて報道機関へ発表する。</p> <p>なお、防災センターの運営が開始された場合には、国の要請の下、防災センターが開催する国との記者会見に防災センター派遣要員（ブリントチーム）が同席し、事故の詳細等に関する説明のサポートを行う。</p> <p>9. 応急復旧 (1) 施設の監視及び点検 　発電所対策本部運転班長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲での巡回の実施により、発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。</p> <p>(2) 応急の復旧対策 　発電所対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るために、(1)で把握した施設状況等を考慮し、別表3-2-1の業務を含めて実施担当者を明確にした上で、次の事項に關する応急復旧計画を策定し、発電所対策本部の各班長にこの応急復旧計画に基づく復旧対策を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 機器等の整備及び点検 ② 故障した設備等の応急の復旧 ③ その他応急の復旧対策に必要な事項 <p>(3) 原子力防災管理者は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時措置について原子力規制守から命令があった場合は、適切に対応する。</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1-5 (13/16)</p> <p>防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。</p> <p>a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) オフサイトセンターの設営準備助勢 (b) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換 (c) 報道機関への情報提供 (d) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整 (e) 原子力災害合同対策協議会への参加 <p>b. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 環境放射線モニタリング (b) 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定 (c) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定 (d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染 <p>(2) 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣</p> <p>部長（原子力管理）は、国の関係機関から、原子力規制庁緊急時対応センターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、対応要員の派遣その他の必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣</p> <p>部長（原子力管理）は、以下に掲げる事務を実施するための拠点として原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ複数選定しておいた拠点の候補の中から適切な拠点を確保し、緊急時対策要員及びその他必要な要員を派遣するとともに、原子力事業所災害対策支援に必要な資機材及び原子力災害対策活動で使用する資料を輸送し、配備する。資機材等の輸送は、陸路のほか空路等の使用も考慮し、早急な配備に努める。</p> <p>a. 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 発電所への物資、要員の派遣 (b) 輸送に付随する放射線管理、入退城管理 <p>②-7</p>	<p>別紙1-5 (13/25)</p> <p>3. 原子力災害医療</p> <p>(1) 救助活動</p> <p>発電所対策本部総務班長は、負傷者および放射線障害を受けた者または受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合、負傷者等を各班長および関係者と協力して放射線による影響の少ない場所に速やかに搬送する。</p> <p>(2) 医療活動</p> <p>発電所対策本部総務班長は、負傷者等について各班長および関係者と協力して別図2-1-2に定める発電所内の応急処置施設に搬送し、応急処置および除染等の措置を講ずるとともに、医療機関への搬送および治療の依頼等の必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 二次災害防止に関する措置</p> <p>発電所対策本部総務班長は、医療機関へ負傷者等の搬送および治療の依頼を行なうときおよび救急隊到着時に、事故の概要および負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の被ばく防止のために必要な情報を救急隊等に伝達する。</p> <p>なお、負傷者等の搬送時に、必要に応じて、放射性物質や放射能に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。</p> <p>(4) 発電所対策本部長、副原子力防災管理者および原子力防災要員の健康管理等</p> <p>発電所対策本部長は、副原子力防災管理者および原子力防災要員の疲労を防止し、防災業務を円滑に行なうために、できる限り早期に、活動期間および交替時期を明確にする。また、発電所対策本部総務班長は、発電所対策本部長、副原子力防災管理者および原子力防災要員の健康診断および健康相談による健康不安に対する対策等を適切に実施する。</p> <p>4. 消火活動</p> <p>発電所対策本部保修班長は、速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。</p> <p>5. 汚染拡大の防止</p> <p>発電所対策本部放射線管理班長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立ち入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じて内報送、ペーパーラジ等により発電所構内にいる者に周知する。また、発電所対策本部放射線管理班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止および除去に努める。</p> <p>②-6</p> <p>別紙1-5 (13/19)</p> <p>1. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置</p> <p>発電所対策本部長は、関係する各班長に、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被ばくの拡大に関する推定を行わせ、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るために次に掲げる事項について措置を検討させ、実施させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 発電所対策本部技術班長は、事故の拡大防止対策の検討を実施する。 (2) 発電所対策本部技術班長は、原子炉の運転状態を把握し、燃料破損及びその可能性の有無を評価する。 (3) 発電所対策本部技術班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能量及び予測を行う。 (4) 発電所対策本部技術班長は、工学的安全確認等の動作状況を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を予測する。 (5) 発電所対策本部放射線班長は、廃棄への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への放出放射能量を推定する。 (6) 発電所対策本部運転班長は、事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。 (7) 発電所対策本部運転班長は、その他の分機については、事故分機からの影響を見極め、その運転継続の可否を検討するとともに、必要な保安措持久行う。 <p>1.1. 資機材の調達及び輸送</p> <p>発電所対策本部業務支援班長は、原子力防災資機材及びその他の原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。また、発電所対策本部業務支援班長は、発電所において十分に調達できない場合には、本店対策本部資機材班長に必要な資機材の調達及び輸送を委託する。</p> <p>1.2. 事業所外避難に係る事象の発生における措置</p> <p>発電所対策本部長及び本店対策本部長は、事業所外避難に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、搬送を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえに掲げる措置を実施し、原子力災害の発生又は拡大の防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置 (2) 消火、延焼防止の措置 (3) 通報に従事する者や付近にいる者の退避 (4) 立入り制限区域の設定 (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動 (6) モニタリングの実施 <p>②-7</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>	

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">別紙1-5 (14/16)</p> <p style="text-align: right;">②-5</p> <p>別図1 原子力防災組織</p> <pre> graph TD A[原子力防災管理者 (本部長) 副原子力防災管理者 (1名) 原子炉主任技術者 (1名)] --- B[支援班 (1名)] A --- C[救援統括 (1名)] A --- D[情報統括 (1名)] A --- E[広報統括 (1名)] A --- F[技術統括 (1名)] A --- G[プラント監視 統括 (1名)] A --- H[復旧統括 (1名)] B --- I[支援班員 (2名)] C --- J[救援班員 (2名)] D --- K[情報班員 (3名)] E --- L[広報班員 (2名)] F --- M[技術班員 (2名)] F --- N[放射線管理班員 (5名)] G --- O[プラント監視班員 (1名)] H --- P[復旧班員 (2名)] I --- Q[支援班員 (2名)] J --- R[救援班員 (2名)] K --- S[情報班員 (2名)] L --- T[広報班員 (2名)] M --- U[技術班員 (2名)] M --- V[放射線管理班員 (5名)] N --- W[技術班員 (1名)] N --- X[放射線管理班員 (1名)] O --- Y[プラント監視班員 (1名)] P --- Z[復旧班員 (2名)] </pre> <p>(1) 内は新規子力防災管理者及び 原子力防災要員のうち初期対応に必 要な要員数を示す。 上記以外に、オフサイトセンターの 防災要員12名を配置。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">別紙1-5 (14/25)</p> <p style="text-align: right;">②-5</p> <p>6. 防護措置および露量評価</p> <p>発電所対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する要員に対し、防護マスクの着用および線量計の携帯等の防護措置を定め、指示することとともに、発電所対策本部総務班長は必要に応じて別表3-2に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。また、発電所対策本部放射線管理班長は、発電所避難者および原子力災害対策活動に従事している要員の露量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止および除去に努める。</p> <p>7. 広報活動</p> <p>(1) 発電所対策本部広報班長および本店対策本部広報班長は、報道機関が発電所または本店に取材に来訪した場合、その状況に応じて発電所周辺および本店に事業者プレスセンターを開設する。 a. 現地プレスセンターが放射線の影響等により使用できない可能性があると判断した場合、プレス発表は、別に指定する場所で行う。 b. オフサイトセンターで原子力災害合同対策協議会の運営が開始された場合、プレス発表は、オフサイトセンターのプレスルームで行う。</p> <p>(2) 発電所対策本部店舗班長および本店対策本部広報班長は、プラントの状況、応急措置の概要等の公表する内容を取りまとめ、別図3-1に示す伝達経路により開設箇所に連絡する。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">別紙1-5 (14/19)</p> <p>泊発電所3号炉</p> <p>(7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大の防止及び汚染の除去 (8) 逃散対策の実施 (9) その他の放射線障害の防止のために必要な措置 1.3. 被災者の相談窓口の設置 本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。</p> <p>第3節 要員の派遣等</p> <p>1. 北海道への要員の派遣等 発電所対策本部長は、発電所で発生した事象に際し、北海道知事から北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に基づく非常配備を実施する旨の連絡を受けた場合は、原因の究明に努めるとともに、原子力防災要員を勤員・配属し、応急対策の実施に備えて準備を開始する。 なお、北海道へは、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に基づき、原子力防災要員のうち別表3-3-1に定める要員の派遣を行ふとともに、別表3-3-2に定める資機材の貸与を行い、次の項目及びその他必要な措置を行ふ。</p> <p>(1) 応急時モニタリング (2) 身体又は衣服に付着している放射性物質による汚染の測定 (3) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染 2. 防災センターへの要員の派遣 発電所対策本部長は、原子力防災専門官から防災センターの運営準備に入る旨の連絡を受けた場合は、指定防災機関の長及び指定地方行政機関の長並びに隣接地方公共団体の長その他の中核機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員のうち別表2-1-Bに定める要員の派遣を行い、次の項目及びその他必要な措置を行ふ。</p> <p>(1) 防災センターの設営準備助勢 (2) 発電所と防災センターとの情報共有 (3) 救援機関への情報提供 (4) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整 (5) 原子力災害合同対策協議会への参加 なお、派遣要員は、原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」）に読み替える。（以下同じ。）における役割に基づき、</p> </div>	<p style="color: red;">(島根、女川) 組織体制の相違</p>

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>別紙1-5 (15/16)</p> <p>別紙2 本社原子力防災組織</p> <table border="1"> <tr> <td>統括班 (6名)</td> <td>1. 総本部指令の伝達 2. 情報収集 3. 社外緊急連絡への連絡及び関係官庁等への報告連絡 4. 応急措置の検討 5. 総合原子力防災ネットワークの接続確保 6. その他本部運営に関する事項</td> </tr> <tr> <td>放射線班 (3名)</td> <td>1. 放射線衛生状況の把握・推定 2. 原子力災害医療 3. その他放射線管理に関する事項</td> </tr> <tr> <td>技術班 (5名)</td> <td>1. 事故状況の把握・評価 2. 統括班支援</td> </tr> <tr> <td>広報班 (5名)</td> <td>1. 報道機関対応 2. お客様への広報開催 3. 社外諸団体との折衝</td> </tr> <tr> <td>総務班 (3名)</td> <td>1. 食料等の調達及び宿泊施設の手配 2. 被害申出窓口の開設</td> </tr> <tr> <td>警備班 (3名)</td> <td>1. 警備関係</td> </tr> <tr> <td>資材班^① (5名)</td> <td>1. 応急復旧用資機材及び輸送手段の確保 2. その他の必要な物品の調達</td> </tr> <tr> <td>労務班 (4名)</td> <td>1. 作業員・応援者の健康管理 2. 社畜服の調達</td> </tr> <tr> <td>外部電源復旧班^② (8名)</td> <td>1. 送電設備被害・復旧状況の把握 2. 送電設備の応急措置・復旧対策の検討 3. 発電所外用外部電源の送電確保に係る監督運営</td> </tr> <tr> <td>通信班^③ (5名)</td> <td>1. 保安通信回線の確保</td> </tr> <tr> <td>情報システム班 (4名)</td> <td>1. 情報共有システムの維持管理</td> </tr> <tr> <td>支援班 (20名)</td> <td>1. 支援拠点の設置、運営 2. 情報収集 3. 員員の入退城管理 4. 資機材の調達、輸送 5. その他原子力災害対策活動の後方支援</td> </tr> <tr> <td>支援班(東京支社) (2名)</td> <td>1. 中央官房等対応 2. 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣</td> </tr> <tr> <td>地域対応班^④ (4名)</td> <td>1. 原子力防災活動における関係自治体との連携 2. 原子力事業者間協力協定に基づく他電力との防災活動の連携</td> </tr> </table> <p>() 内は緊急時対策要員のうち 初期対応に必要な要員数を示す。</p> <p>※1 制御本部員の1名は中電電力 むちゅうでんりょくと本社員とする。 ※2 中電電力(株)と中電電力(リース)(株)の両社で請を構成する。 ※3 中電電力(リース)(株)のみで請を構成する。</p>	統括班 (6名)	1. 総本部指令の伝達 2. 情報収集 3. 社外緊急連絡への連絡及び関係官庁等への報告連絡 4. 応急措置の検討 5. 総合原子力防災ネットワークの接続確保 6. その他本部運営に関する事項	放射線班 (3名)	1. 放射線衛生状況の把握・推定 2. 原子力災害医療 3. その他放射線管理に関する事項	技術班 (5名)	1. 事故状況の把握・評価 2. 統括班支援	広報班 (5名)	1. 報道機関対応 2. お客様への広報開催 3. 社外諸団体との折衝	総務班 (3名)	1. 食料等の調達及び宿泊施設の手配 2. 被害申出窓口の開設	警備班 (3名)	1. 警備関係	資材班 ^① (5名)	1. 応急復旧用資機材及び輸送手段の確保 2. その他の必要な物品の調達	労務班 (4名)	1. 作業員・応援者の健康管理 2. 社畜服の調達	外部電源復旧班 ^② (8名)	1. 送電設備被害・復旧状況の把握 2. 送電設備の応急措置・復旧対策の検討 3. 発電所外用外部電源の送電確保に係る監督運営	通信班 ^③ (5名)	1. 保安通信回線の確保	情報システム班 (4名)	1. 情報共有システムの維持管理	支援班 (20名)	1. 支援拠点の設置、運営 2. 情報収集 3. 員員の入退城管理 4. 資機材の調達、輸送 5. その他原子力災害対策活動の後方支援	支援班(東京支社) (2名)	1. 中央官房等対応 2. 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣	地域対応班 ^④ (4名)	1. 原子力防災活動における関係自治体との連携 2. 原子力事業者間協力協定に基づく他電力との防災活動の連携	<p>別紙1-5 (15/25)</p> <p>8. 応急復旧</p> <p>(1) 施設および設備の整備ならびに点検</p> <p>発電所対策本部発電管理班長は、中央制御室の計器等による監視および可能な範囲における巡回点検の実施により、発電所設備の状況および機器の動作状況等を把握する。</p> <p>(2) 応急の復旧対策</p> <p>発電所対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、措置の内容および実施担当者を明確にした上で、応急復旧計画を策定し、発電所対策本部保修班長は、応急復旧計画に基づき復旧対策を実施する。</p> <p>(3) 原子力規制委員会からの命令に対する措置</p> <p>発電所対策本部長は、原子力規制委員会から原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について命令があった場合は、直ちに対応する。</p> <p>9. 原子力災害の発生または拡大防止を図るための措置</p> <p>発電所対策本部の関係する各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止および被災の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生または拡大の防止を図るために次に掲げる事項について措置を検討し、実施するものとする。</p> <p>(1) 発電所対策本部技術班長は、主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。</p> <p>(2) 発電所対策本部発電管理班長は、発生事象に対する工学的安全施設等の健全性および運転可能な状態の確認性を把握し、事故の拡大可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。</p> <p>(3) 発電所対策本部技術班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射性物質の予測を行う。</p> <p>(4) 発電所対策本部技術班長は、事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。</p> <p>(5) 発電所対策本部長は、その他のユニットについても、事故発生ユニットからの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検および操作を実施して、保安維持を行う。</p> <p>(6) 発電所対策本部放射源管理班長は、環境への放射性物質の放出状況および気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。</p> <p>10. 資機材の調達および輸送</p> <p>発電所対策本部総務班長は、原子力防災資機材、その他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達とともに、資機材の輸送を行う。また、発電所対策本部総務班長は、発電所において十分に調達できない場合、本店対策本部資機材班長に必要とする資機材の調達および輸送を要請する。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>別紙1-5 (13/19)</p> <p>北海道オフィサイトセンター運営要領に従って必要な業務を行う。 また、発電所対策本部長は、防災センターに連絡員を派遣する。連絡員は、北海道オフィサイトセンター運営要領に従って必要な業務を行う。</p> <p>3. 原子力規制庁緊急時対応センター（E.R.C.）への派遣</p> <p>原子力部長は、原子力防災準備体制発令時又は別の關係機関から原子力規制庁緊急時対応センター（E.R.C.）の運営の準備に入ら休暇を取る旨の連絡を受けた場合は、本店原子力災害対策要員の派遣の他必要な措置を講じる。</p> <p>4. 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣</p> <p>本店対策本部長は、発電所における原子力事業所災害対策の実施を支援するために原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ確認しておいた原子力事業所災害対策支援拠点の中から適切な拠点を指定し、本店原子力災害対策要員の派遣。原子力事業所災害対策支援に必要な資機材、資料等の輸送を原則とした運搬及びその他の必要な措置を行なう。</p> <p>なお、放射線管理等の業務を行う拠点については、警戒区域内あるいはその近傍となるため、警戒区域の設定を踏まえて柔軟に対応する。</p> <p>(1) 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に關する事項</p> <p>① 発電所への資機材等の輸送、要員の派遣 ② 輸送に付随する要員等の入退城管理及び放射線管理 ③ 拠点の運営、関係機関との調整、連絡等</p> <p>5. 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織からの応援の要請</p> <p>発電所対策本部長は、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織からの応援を必要とするときは、本店対策本部長にその旨を要請する。</p> <p>本店対策本部長は、発電所対策本部長の要請により、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織の応援を要請するとともに、その応援要員に対応するため、本店から要員を現地に派遣する。</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>
統括班 (6名)	1. 総本部指令の伝達 2. 情報収集 3. 社外緊急連絡への連絡及び関係官庁等への報告連絡 4. 応急措置の検討 5. 総合原子力防災ネットワークの接続確保 6. その他本部運営に関する事項																														
放射線班 (3名)	1. 放射線衛生状況の把握・推定 2. 原子力災害医療 3. その他放射線管理に関する事項																														
技術班 (5名)	1. 事故状況の把握・評価 2. 統括班支援																														
広報班 (5名)	1. 報道機関対応 2. お客様への広報開催 3. 社外諸団体との折衝																														
総務班 (3名)	1. 食料等の調達及び宿泊施設の手配 2. 被害申出窓口の開設																														
警備班 (3名)	1. 警備関係																														
資材班 ^① (5名)	1. 応急復旧用資機材及び輸送手段の確保 2. その他の必要な物品の調達																														
労務班 (4名)	1. 作業員・応援者の健康管理 2. 社畜服の調達																														
外部電源復旧班 ^② (8名)	1. 送電設備被害・復旧状況の把握 2. 送電設備の応急措置・復旧対策の検討 3. 発電所外用外部電源の送電確保に係る監督運営																														
通信班 ^③ (5名)	1. 保安通信回線の確保																														
情報システム班 (4名)	1. 情報共有システムの維持管理																														
支援班 (20名)	1. 支援拠点の設置、運営 2. 情報収集 3. 員員の入退城管理 4. 資機材の調達、輸送 5. その他原子力災害対策活動の後方支援																														
支援班(東京支社) (2名)	1. 中央官房等対応 2. 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣																														
地域対応班 ^④ (4名)	1. 原子力防災活動における関係自治体との連携 2. 原子力事業者間協力協定に基づく他電力との防災活動の連携																														

泊発電所 3号炉 添付書類五 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

泊発電所 3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																								
	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (19/25)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">別図2-4 本店専ら防災組織の協力および業務分担 (2/2)</p> <p style="text-align: right;">②-4</p> <p style="text-align: center;">※</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">体制明</td> <td style="padding: 5px;">3名程度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1. 品物の調達および仕事の確認 2. 3名の負担合意の指</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">資材明</td> <td style="padding: 5px;">3名程度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1. 物品購入上に必要な資料の確認及び請求書 2. 3名の負担合意の指 3. 販売会社の確認、確認 4. 一式の請求書の提出 5. 3名の負担合意の指 6. 送電力会社へ (人向、業者) 「原子力発電所の原子力事業者へ一式の請求書を提出」</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">電力システム班</td> <td style="padding: 5px;">3名程度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1. 送電設備等の点検 2. 3名の負担合意の指 3. 3名の負担合意の指</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">土木施設班</td> <td style="padding: 5px;">3名程度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1. 土木設備計画の確認 2. 3名の負担合意の指 3. 3名の負担合意の指 4. 3名の負担合意の指 5. 3名の負担合意の指</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">機械施設班</td> <td style="padding: 5px;">3名程度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1. 3名の負担合意の指 2. 3名の負担合意の指</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">住民支援支援班</td> <td style="padding: 5px;">9名程度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1. 3名の負担合意の指 2. 3名の負担合意の指</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(委員会は、本店専ら本店専任に参加する人数を記述)</p> </div>	体制明	3名程度	1. 品物の調達および仕事の確認 2. 3名の負担合意の指		資材明	3名程度	1. 物品購入上に必要な資料の確認及び請求書 2. 3名の負担合意の指 3. 販売会社の確認、確認 4. 一式の請求書の提出 5. 3名の負担合意の指 6. 送電力会社へ (人向、業者) 「原子力発電所の原子力事業者へ一式の請求書を提出」		電力システム班	3名程度	1. 送電設備等の点検 2. 3名の負担合意の指 3. 3名の負担合意の指		土木施設班	3名程度	1. 土木設備計画の確認 2. 3名の負担合意の指 3. 3名の負担合意の指 4. 3名の負担合意の指 5. 3名の負担合意の指		機械施設班	3名程度	1. 3名の負担合意の指 2. 3名の負担合意の指		住民支援支援班	9名程度	1. 3名の負担合意の指 2. 3名の負担合意の指		<p style="text-align: center;">別紙1-5 (19/19)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">別図2-5-1 発電所敷地内の緊急対応所及び緊急医療施設等</p> <p style="text-align: right;">②-5</p>  <p style="text-align: center;">(左側の図例) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">緊急避難場所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">■</td> <td style="text-align: center;">緊急避難待機場所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">△</td> <td style="text-align: center;">緊急医療施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">緊急避難待機場所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">緊急避難場所</td> </tr> </table> </p> <p style="text-align: center;">(右側の表) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">分類</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">気象観測装置1</td> <td style="text-align: center;">風向観測計 (標高約25m、地上高約16m)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">気象観測装置2</td> <td style="text-align: center;">風向観測計 (標高約25m、地上高約16m)</td> </tr> </tbody> </table> </p> <p style="text-align: center;">(右側の注) <p>中央敷地内緊急避難場所は、防潮堤の裏古工事場側のものであり、防潮堤の主要な構造物の位置が確定しない間に更替する。</p> </p></div>	●	緊急避難場所	■	緊急避難待機場所	△	緊急医療施設	○	緊急避難待機場所	×	緊急避難場所	分類	名 称	気象観測装置1	風向観測計 (標高約25m、地上高約16m)	気象観測装置2	風向観測計 (標高約25m、地上高約16m)	<p style="color: red;">(島根、女川) 組織体制の相違</p>
体制明	3名程度																																										
1. 品物の調達および仕事の確認 2. 3名の負担合意の指																																											
資材明	3名程度																																										
1. 物品購入上に必要な資料の確認及び請求書 2. 3名の負担合意の指 3. 販売会社の確認、確認 4. 一式の請求書の提出 5. 3名の負担合意の指 6. 送電力会社へ (人向、業者) 「原子力発電所の原子力事業者へ一式の請求書を提出」																																											
電力システム班	3名程度																																										
1. 送電設備等の点検 2. 3名の負担合意の指 3. 3名の負担合意の指																																											
土木施設班	3名程度																																										
1. 土木設備計画の確認 2. 3名の負担合意の指 3. 3名の負担合意の指 4. 3名の負担合意の指 5. 3名の負担合意の指																																											
機械施設班	3名程度																																										
1. 3名の負担合意の指 2. 3名の負担合意の指																																											
住民支援支援班	9名程度																																										
1. 3名の負担合意の指 2. 3名の負担合意の指																																											
●	緊急避難場所																																										
■	緊急避難待機場所																																										
△	緊急医療施設																																										
○	緊急避難待機場所																																										
×	緊急避難場所																																										
分類	名 称																																										
気象観測装置1	風向観測計 (標高約25m、地上高約16m)																																										
気象観測装置2	風向観測計 (標高約25m、地上高約16m)																																										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス 別紙1-5 (20/25)	泊発電所3号炉	相違理由
			(女川) 組織体制の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
			(女川) 組織体制の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別紙1-5 (23/25)</p> <p>別図3-1 公表内容の伝達経路</p> <pre> graph TD subgraph "発電所対策本部" A[広報班] <--> B[情報班] B --> C[現地プレスセンター 広報班] B --> D[本店プレスセンター 広報班] end subgraph "本店対策本部" E[広報班] <--> F[原子力班] F --> G[現地プレスセンター 広報班] F --> H[本店プレスセンター 広報班] end C --> I[記者発表] C --> J[関係機関] D --> I D --> J G --> I H --> J </pre>		(女川) 組織体制の相違

泊発電所 3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (25/25)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">項目</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">安定ヨウ素剤予防服用に關する防護対策指標</td> <td style="padding: 2px;"> 性別・年齢に關係なく全ての対象者に對し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等量で100mSvに相當する予測被量となる場合。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">服用対象者</td> <td style="padding: 2px;"> 原子力災害対策活動等に從事する要員を対象とする。ただし、以下の要員には安定ヨウ素剤を服用させないよう配慮する。 - ヨウ素過敏症の既往歴のある者 - 造影剤過敏症の既往歴のある者 - 薬物併用歴のある者または治療中の者 - ジュエリング宿在状況等の既往歴のある者または治療中の者 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">服用量</td> <td style="padding: 2px;"> 医薦品ヨウ化カリウムの丸薬2丸(ヨウ素量7.6mg、ヨウ化カリウム量100mg)を用いる。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	安定ヨウ素剤予防服用に關する防護対策指標	性別・年齢に關係なく全ての対象者に對し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等量で100mSvに相當する予測被量となる場合。	服用対象者	原子力災害対策活動等に從事する要員を対象とする。ただし、以下の要員には安定ヨウ素剤を服用させないよう配慮する。 - ヨウ素過敏症の既往歴のある者 - 造影剤過敏症の既往歴のある者 - 薬物併用歴のある者または治療中の者 - ジュエリング宿在状況等の既往歴のある者または治療中の者	服用量	医薦品ヨウ化カリウムの丸薬2丸(ヨウ素量7.6mg、ヨウ化カリウム量100mg)を用いる。		(女川) 組織体制の相違
項目	内容										
安定ヨウ素剤予防服用に關する防護対策指標	性別・年齢に關係なく全ての対象者に對し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等量で100mSvに相當する予測被量となる場合。										
服用対象者	原子力災害対策活動等に從事する要員を対象とする。ただし、以下の要員には安定ヨウ素剤を服用させないよう配慮する。 - ヨウ素過敏症の既往歴のある者 - 造影剤過敏症の既往歴のある者 - 薬物併用歴のある者または治療中の者 - ジュエリング宿在状況等の既往歴のある者または治療中の者										
服用量	医薦品ヨウ化カリウムの丸薬2丸(ヨウ素量7.6mg、ヨウ化カリウム量100mg)を用いる。										

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1-6 (1/1)</p> <p>原子力防災組織の改善に関する考え方</p> <p>1. 重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明確化、原子力防災組織の増員及び発電用原子炉主任技術者の原子力防災組織内における位置付けの明確化 重大事故等の事故収束に向け、原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び機能班について役割を明確にするとともに人数を増加させた原子力防災組織を確立する。</p> <p>また、発電用原子炉主任技術者については、既に号炉ごとに兼任し保安監督させるとともに発電所の組織とは独立した立場としているが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において災害対応が長期化したこと踏まえ、原子力防災管理者へ助言及び指示する位置付けとすべく原子力防災組織内に位置付け、確実な事故収束を図る。</p> <p>2. 原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項（候補地の選定、必要な要員及び資機材の確保） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、発電所外からの支援に係る対応拠点を活用したこと踏まえ、島根原子力発電所においても同様な機能を分散して有する候補地をあらかじめ選定し、必要な要員及び資機材を確保する。候補地点の選定に当たっては、原子力災害発生時における風向等を考慮し、島根原子力発電所からの方位、距離（約20km圏内外）が異なる地点を複数選定する。</p> <p>3. 原子力緊急事態支援組織に関する事項（他の原子力事業者と共に組織を設置、定期的な訓練の実施、組織のさらなる拡充に向けての検討） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放射性物質による汚染により災害対策要員が発電所内に立ち入ることができず、ロボット、無人機等遠隔操作が可能な資機材を活用して発電所の災害状況を確認したことを踏まえ、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応で使用した資機材と同様な資機材をあらかじめ確保し、訓練により操作に習熟する。現在、原子力事業者共同で支援組織を運用しており、平成28年3月に要員及び資機材を増強し、平成28年12月より美浜原子力緊急事態支援センターとして本格的に運用を開始している。</p> <p>4. シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、從来から原子力防災訓練で実施してきたシナリオ通りには事態が進行せず、事態の進展が早かった事などから混乱を生じたことを踏まえ、防災訓練参加者に対しシナリオを非提示とする訓練形式を加えることにより、訓練参加者が自ら考え、活動する原子力防災訓練を実施していく。</p>	<p>別紙1-6 (1/1)</p> <p>原子力防災組織の改善に関する考え方</p> <p>1. 重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明確化 重大事故等の事故収束に向け、原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び機能班について役割を明確にし、原子力防災組織を確立する。</p> <p>2. 原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項（候補地の選定、必要な要員及び資機材の確保） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、発電所外からの支援に係る対応拠点を活用したこと踏まえ、島根原子力発電所においても同様な機能を分散して有する候補地をあらかじめ選定し、必要な要員及び資機材を確保する。候補地点の選定に当たっては、原子力災害発生時における風向等を考慮し、島根原子力発電所からの方位、距離（約20km圏内外）が異なる地点を複数選定する。</p> <p>3. 原子力緊急事態支援組織に関する事項（他の原子力事業者と共に組織を設置、定期的な訓練の実施、組織のさらなる拡充に向けての検討） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放射性物質による汚染により災害対策要員が発電所内に立ち入ることができず、ロボット、無人機等遠隔操作が可能な資機材を活用して発電所の災害状況を確認したことを踏まえ、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応で使用した資機材と同様な資機材をあらかじめ確保し、訓練により操作に習熟する。現在、原子力事業者共同で支援組織を運用しており、平成28年3月に要員及び資機材を増強し、平成28年12月より美浜原子力緊急事態支援センターとして本格的に運用を開始している。</p> <p>4. シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、從来から原子力防災訓練で実施してきたシナリオ通りには事態が進行せず、事態の進展が早かった事などから混乱を生じたことを踏まえ、防災訓練参加者に対しシナリオを非提示とする訓練形式を加えることにより、訓練参加者が自ら考え、活動する原子力防災訓練を実施していく。</p>	<p>別紙1-6 (1/1)</p> <p>原子力防災組織の改善に関する考え方</p> <p>1. 重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明確化、原子力防災組織の員員及び発電用原子炉主任技術者の原子力防災組織内における位置付けの明確化 重大事故等の事故収束に向け、原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び機能班について役割を明確にし、原子力防災組織を確立する。</p> <p>また、島根原子炉主任技術者については、既に号炉ごとに兼任し保安監督させるとともに発電所の組織とは独立した立場としているが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において災害対応が長期化したこと踏まえ、原子力防災管理者へ助言及び指示する位置付けとすべく原子力防災組織内に位置付け、確実な事故収束を図る。</p> <p>2. 原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項（候補地の選定、必要な要員及び資機材の確保） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、発電所外からの支援に係る対応拠点を活用したこと踏まえ、島根原子力発電所においても同様な機能を分散して有する候補地をあらかじめ選定し、必要な要員及び資機材を確保する。候補地点の選定に当たっては、原子力災害発生時における風向等を考慮し、島根原子力発電所からの方位、距離（約20km圏内外）が異なる地点を複数選定する。</p> <p>3. 原子力緊急事態支援組織に関する事項（他の原子力事業者と共に組織を設置、定期的な訓練の実施、組織のさらなる拡充に向けての検討） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放射性物質による汚染により災害対策要員が発電所内に立ち入ることができず、ロボット、無人機等遠隔操作が可能な資機材を活用して発電所の災害状況を確認したことを踏まえ、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応で使用した資機材と同様な資機材をあらかじめ確保し、訓練により操作に習熟する。現在、原子力事業者共同で支援組織を運用しており、平成28年3月に要員及び資機材を増強し、平成28年12月より美浜原子力緊急事態支援センターとして本格的に運用を開始している。</p> <p>4. シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、從来から原子力防災訓練で実施してきたシナリオ通りには事態が進行せず、事態の進展が早かった事などから混乱を生じたことを踏まえ、防災訓練参加者に対しシナリオを非提示とする訓練形式を加えることにより、訓練参加者が自ら考え、活動する原子力防災訓練を実施していく。</p>	(女川) 島根実績の反映

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

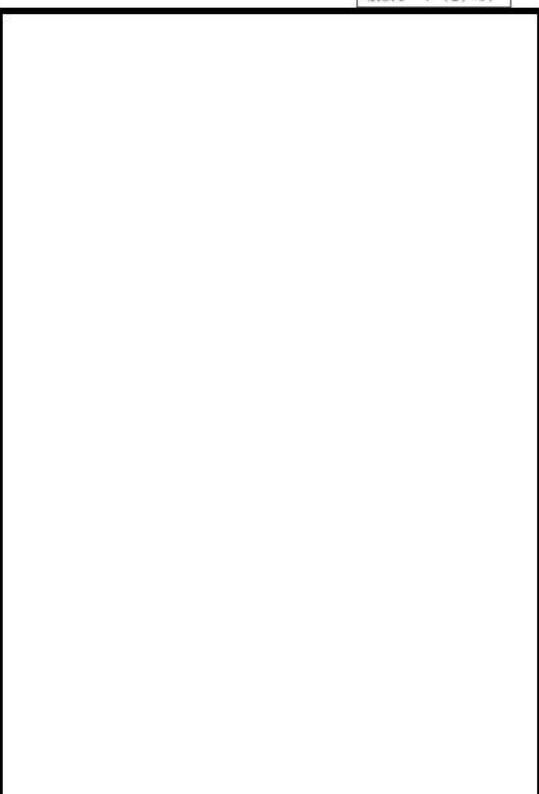
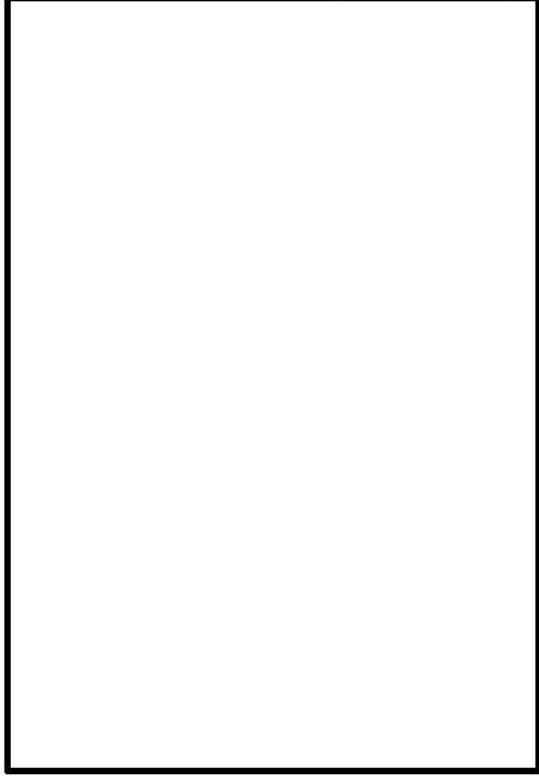
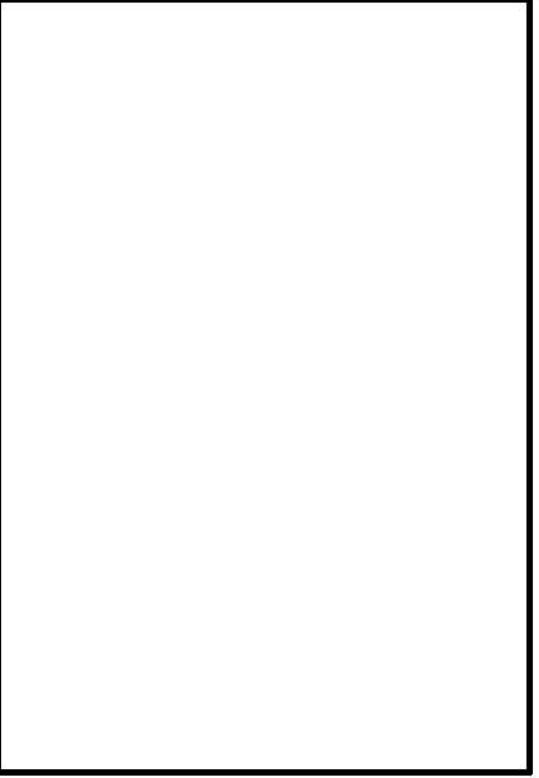
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>別紙1-7 (1/3)</p> <table border="1"> <tr><td>文書番号</td><td>QMS5-02-X00-22</td></tr> <tr><td>制定日</td><td>2008.2.1</td></tr> <tr><td>承認日</td><td>2020.3.27</td></tr> <tr><td>施行日</td><td>2020.4.1</td></tr> </table> <p>内部コミュニケーション基本要領 (抜粋)</p> <p>中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS5-02-X00-22	制定日	2008.2.1	承認日	2020.3.27	施行日	2020.4.1	<p>女川原子力発電所2号炉 有毒ガス</p> <p>別紙1-7 (1/3)</p> <p>原品5-5-運3 (原)</p> <p>原子炉施設保安委員会運営要領</p> <p>抜粋</p> <p>平成6年 2月 1日 (制定) 令和3年 6月 30日 (第22回改正)</p> <p>原子力部</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>R-30-104</p> <p>原子力発電安全委員会運営マニュアル</p> <p>別紙1-7 (1/4)</p> <p>〔平成16年 2月 1日施行 2022年 9月 30日(第33回改正) (所管) 原子力安全・品質保証グループ〕</p> <p>抜粋</p> <p>北海道電力株式会社</p>	<p>(島根、女川) 名称の相違 ・原子力発電安全委員会</p>
文書番号	QMS5-02-X00-22										
制定日	2008.2.1										
承認日	2020.3.27										
施行日	2020.4.1										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
別紙1-7 (2/3) 	別紙1-7 (2/3) 	別紙1-7 (2/4) 	(島根、女川) 運用の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1-7 (3/3)</p>	<p>別紙1-7 (3/3)</p>	<p>別紙1-7 (3/4)</p>	(島根、女川) 運用の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		[別紙1-7 (4/4)]	(島根、女川) 運用の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙1-8 (1/6)</p> <p>原品5-5-技技1 (女川)</p> <p style="text-align: center;">原子炉施設保安運営委員会要領書</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p>昭和58年 9月21日 (制 定) 2021年7月1日 (第44回改正)</p> <p>女川原子力発電所</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-8 (1/5)</p> <p>R-30-205</p> <p>泊発電所安全運営委員会運営要領</p> <p style="text-align: right;">(平成16年 2月13日施行 2020年4月 1日施行(第28次改正) (監督) 泊発電所原子力安全・品質保証室)</p> <p style="text-align: center;">抜 粒</p> <p>北海道電力株式会社</p>	<p>(島根、女川) 名称の相違 ・泊発電所安全運営委員会</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

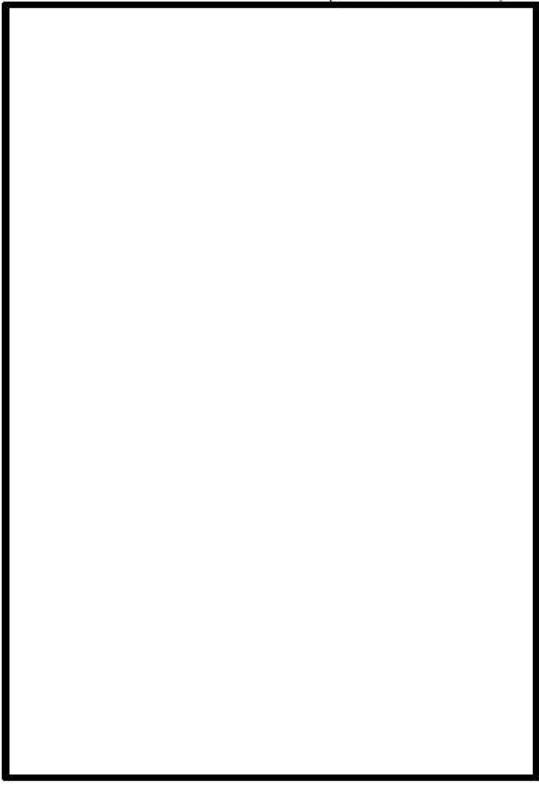
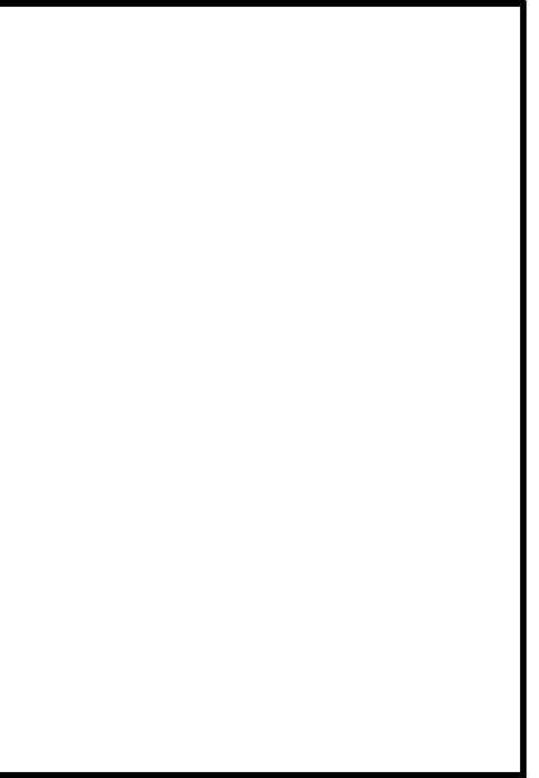
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス 別紙1-8 (2/6)	泊発電所3号炉 別紙1-8 (2/5)	相違理由 (島根、女川) 運用の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

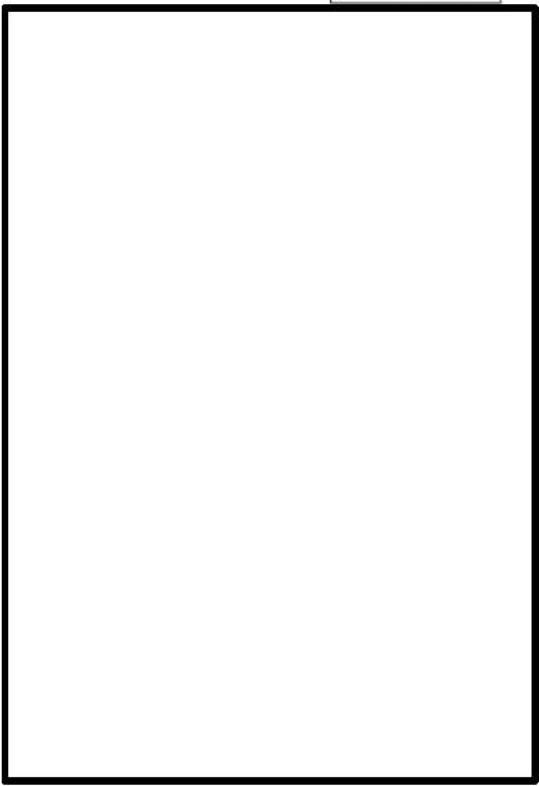
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 別紙1-8 (3 / 6) </div> 	<div style="text-align: right; margin-top: -20px;"> 別紙1-8 (3 / 5) </div> 	(島根、女川) 運用の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 別紙1-8 (4 / 6) </div> 	<div style="text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 別紙1-8 (4 / 5) </div> 	(島根、女川) 運用の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

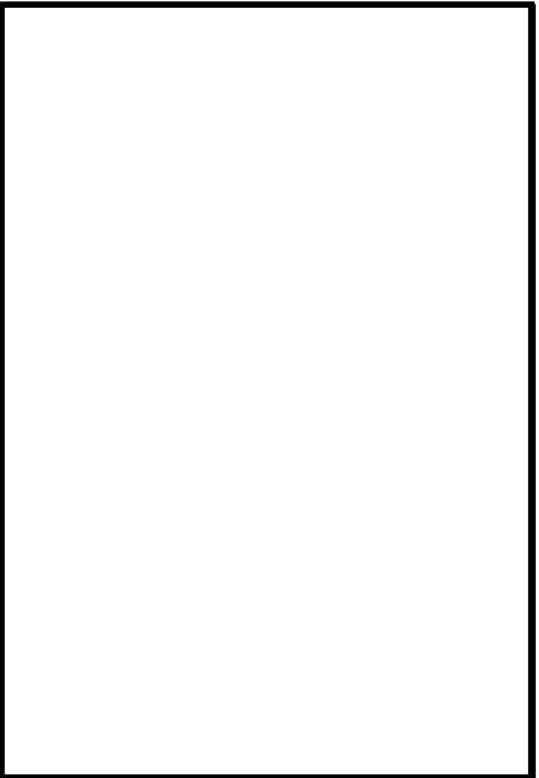
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス 別紙1-8(5/6)	泊発電所3号炉 別紙1-8(5/5)	相違理由 (島根、女川) 運用の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス 別紙1-8 (6/6)	泊発電所3号炉	相違理由
			(女川) 運用の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉		女川原子力発電所2号炉 有毒ガス		泊発電所3号炉		相違理由																																																																																	
別紙1-8 (1/1)	原子力発電保安委員会の開催実績（令和2年度）	②-11	別紙1-9 (1/1)	原子炉施設保安委員会の開催実績（令和2年度）	別紙1-9 (1/2)	(島根、女川) 実績の相違																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催月</th><th>回数</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>0</td><td>島根原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請</td></tr> <tr><td>5月</td><td>2</td><td>・島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画の変更認可申請 ・島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正</td></tr> <tr><td>6月</td><td>2</td><td>・原子力災害対策規程 原子力災害対策細則の改正 ・核燃料物質使用的変更届出</td></tr> <tr><td>7月</td><td>1</td><td>・島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正</td></tr> <tr><td>8月</td><td>2</td><td>・島根原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正 ・島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書の一部補正 ・原子力災害対策規程の改正</td></tr> <tr><td>9月</td><td>0</td><td></td></tr> <tr><td>10月</td><td>0</td><td></td></tr> <tr><td>11月</td><td>1</td><td>・原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する標準書の改正</td></tr> <tr><td>12月</td><td>1</td><td>・島根原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請</td></tr> <tr><td>1月</td><td>0</td><td></td></tr> <tr><td>2月</td><td>1</td><td>・原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する標準書の改正</td></tr> <tr><td>3月</td><td>2</td><td>・原子力災害対策規程 原子力災害対策細則の改正 ・島根原子力発電所2号炉 発電用原子炉施設変更許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更 ・原子力発電所運転責任者の合否判定等業務等の実施に関する手順書の改正 ・原子力発電所運転責任者の合否判定を行う判定機能の指定 ・2021年度島根原子力発電所保安教育実施計画の策定</td></tr> </tbody> </table>	開催月	回数	内容	4月	0	島根原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請	5月	2	・島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画の変更認可申請 ・島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正	6月	2	・原子力災害対策規程 原子力災害対策細則の改正 ・核燃料物質使用的変更届出	7月	1	・島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正	8月	2	・島根原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正 ・島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書の一部補正 ・原子力災害対策規程の改正	9月	0		10月	0		11月	1	・原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する標準書の改正	12月	1	・島根原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請	1月	0		2月	1	・原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する標準書の改正	3月	2	・原子力災害対策規程 原子力災害対策細則の改正 ・島根原子力発電所2号炉 発電用原子炉施設変更許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更 ・原子力発電所運転責任者の合否判定等業務等の実施に関する手順書の改正 ・原子力発電所運転責任者の合否判定を行う判定機能の指定 ・2021年度島根原子力発電所保安教育実施計画の策定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催月</th><th>回数</th><th>主な内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>4</td><td>・女川および東通原子力発電所原子炉施設保安規定の改正について ・廃止措置段階移行におけるQMS文書改正および新規制定</td></tr> <tr><td>5月</td><td>2</td><td>・女川および東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画の修正について ・女川および東通原子力発電所原子炉施設保安規定の改正について ・女川原子力発電所2号機工事計画認可の補正手続きについて</td></tr> <tr><td>6月</td><td>0</td><td>-</td></tr> <tr><td>7月</td><td>2</td><td>・廃止措置計画変更認可申請について ・防災業務計画の修正について</td></tr> <tr><td>8月</td><td>3</td><td>・廃止措置計画変更認可申請について ・女川および東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について</td></tr> <tr><td>9月</td><td>1</td><td>・女川2号機工事計画認可申請書の提出について</td></tr> <tr><td>10月</td><td>1</td><td>・運転責任者合否判定結果</td></tr> <tr><td>11月</td><td>2</td><td>・「運転責任者に係る合否判定等業務等に関する要領」の改正について ・女川原子力発電所第3号機サブレッシャンプール水封罐タンクの設置時期変更（原子炉設置変更許可申請書工事計画の変更）について ・女川原子力発電所2号機工事計画認可の補正手続きについて</td></tr> <tr><td>12月</td><td>1</td><td>・廃止措置計画変更認可申請の補正について</td></tr> <tr><td>1月</td><td>1</td><td>・「原子力QMS 連転業務要領」の改正について</td></tr> <tr><td>2月</td><td>3</td><td>・2021.7組織整備に伴う保安規定改正について ・「運転責任者に係る合否判定等業務等に関する要領」の補正申請について ・女川2号機工事認可申請について</td></tr> <tr><td>3月</td><td>2</td><td>・女川1号廃止措置実施方針の改正について ・女川2号機工事計画書の補正について</td></tr> </tbody> </table>	開催月	回数	主な内容	4月	4	・女川および東通原子力発電所原子炉施設保安規定の改正について ・廃止措置段階移行におけるQMS文書改正および新規制定	5月	2	・女川および東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画の修正について ・女川および東通原子力発電所原子炉施設保安規定の改正について ・女川原子力発電所2号機工事計画認可の補正手続きについて	6月	0	-	7月	2	・廃止措置計画変更認可申請について ・防災業務計画の修正について	8月	3	・廃止措置計画変更認可申請について ・女川および東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について	9月	1	・女川2号機工事計画認可申請書の提出について	10月	1	・運転責任者合否判定結果	11月	2	・「運転責任者に係る合否判定等業務等に関する要領」の改正について ・女川原子力発電所第3号機サブレッシャンプール水封罐タンクの設置時期変更（原子炉設置変更許可申請書工事計画の変更）について ・女川原子力発電所2号機工事計画認可の補正手続きについて	12月	1	・廃止措置計画変更認可申請の補正について	1月	1	・「原子力QMS 連転業務要領」の改正について	2月	3	・2021.7組織整備に伴う保安規定改正について ・「運転責任者に係る合否判定等業務等に関する要領」の補正申請について ・女川2号機工事認可申請について	3月	2	・女川1号廃止措置実施方針の改正について ・女川2号機工事計画書の補正について	<table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th><th>日</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>4</td><td>13</td><td>・2020年度 原子力安全・品質保証部員所管組織、プロセスの監視および選定ならびにデータの分析結果（年次末）について ・2020年度 原子力安全・品質保証部員とび様子力士本部所管組織、プロセスの監視および選定ならびにデータの分析結果（年次末）について ・2020年度 原子力安全・品質保証部員所管組織、プロセスの監視および選定ならびにデータの分析結果（年次末）について ・2020年度 原子力安全・品質保証部員所管組織、プロセスの監視および選定ならびにデータの分析結果（年次末）について ・2020年度 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための審査事項について ・2020年度 原子力安全・品質保証部員所管組織、品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための審査事項について ・2020年度 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための審査事項について ・ATEN A技術レポート等への回答状況について 6 24 1 原子力品質保証計画書B-30-100の第47次改正について 7 11 原子力品質保証計画書B-30-100の第48次改正について 7 14 原子力炉内情報取扱マニュアル（K-30-110）の第24次改正について 7 16 NUD-指定期間にに対するセカンドセミナーの結果について 8 17 2021年度 質材部 プロセスの監視および選定ならびにデータの分析結果のうち、審査結果グレード改善分（第1回目）について 9 8 原子力品質保証計画書B-30-100の第48次改正について 9 10 QMS-計画書およびQMS-運転業務要領の評価・改善活動結果について 9 22 原子力品質保証計画書マニュアル（K-30-100-12）の第39次改正について 9 23 原子力炉内情報取扱マニュアル（K-30-100-6）の第48次改正について 10 13 原子力炉内情報取扱マニュアル（K-30-100-9）の第48次改正について ・原子力安全員および様子力士本部所管組織、品質目標達成のための実行計画の変更について ・ATEN A技術レポート等への回答状況について ・2020年度マネジメントレビューに対する社員横断事項に対する河辺方針について ・2020年度マネジメントレビューに因りて実施した原子力安全・品質委員会における管理責任者（原原子力事業者組織）の指令事項に対する担当方針について ・原子力委員会および原子力士本部所管組織、品質目標達成のための実行計画の変更について</td></tr> </tbody> </table>	月	日	内容	4	13	・2020年度 原子力安全・品質保証部員所管組織、プロセスの監視および選定ならびにデータの分析結果（年次末）について ・2020年度 原子力安全・品質保証部員とび様子力士本部所管組織、プロセスの監視および選定ならびにデータの分析結果（年次末）について ・2020年度 原子力安全・品質保証部員所管組織、プロセスの監視および選定ならびにデータの分析結果（年次末）について ・2020年度 原子力安全・品質保証部員所管組織、プロセスの監視および選定ならびにデータの分析結果（年次末）について ・2020年度 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための審査事項について ・2020年度 原子力安全・品質保証部員所管組織、品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための審査事項について ・2020年度 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための審査事項について ・ATEN A技術レポート等への回答状況について 6 24 1 原子力品質保証計画書B-30-100の第47次改正について 7 11 原子力品質保証計画書B-30-100の第48次改正について 7 14 原子力炉内情報取扱マニュアル（K-30-110）の第24次改正について 7 16 NUD-指定期間にに対するセカンドセミナーの結果について 8 17 2021年度 質材部 プロセスの監視および選定ならびにデータの分析結果のうち、審査結果グレード改善分（第1回目）について 9 8 原子力品質保証計画書B-30-100の第48次改正について 9 10 QMS-計画書およびQMS-運転業務要領の評価・改善活動結果について 9 22 原子力品質保証計画書マニュアル（K-30-100-12）の第39次改正について 9 23 原子力炉内情報取扱マニュアル（K-30-100-6）の第48次改正について 10 13 原子力炉内情報取扱マニュアル（K-30-100-9）の第48次改正について ・原子力安全員および様子力士本部所管組織、品質目標達成のための実行計画の変更について ・ATEN A技術レポート等への回答状況について ・2020年度マネジメントレビューに対する社員横断事項に対する河辺方針について ・2020年度マネジメントレビューに因りて実施した原子力安全・品質委員会における管理責任者（原原子力事業者組織）の指令事項に対する担当方針について ・原子力委員会および原子力士本部所管組織、品質目標達成のための実行計画の変更について	
開催月	回数	内容																																																																																					
4月	0	島根原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請																																																																																					
5月	2	・島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画の変更認可申請 ・島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正																																																																																					
6月	2	・原子力災害対策規程 原子力災害対策細則の改正 ・核燃料物質使用的変更届出																																																																																					
7月	1	・島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正																																																																																					
8月	2	・島根原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正 ・島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書の一部補正 ・原子力災害対策規程の改正																																																																																					
9月	0																																																																																						
10月	0																																																																																						
11月	1	・原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する標準書の改正																																																																																					
12月	1	・島根原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請																																																																																					
1月	0																																																																																						
2月	1	・原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する標準書の改正																																																																																					
3月	2	・原子力災害対策規程 原子力災害対策細則の改正 ・島根原子力発電所2号炉 発電用原子炉施設変更許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更 ・原子力発電所運転責任者の合否判定等業務等の実施に関する手順書の改正 ・原子力発電所運転責任者の合否判定を行う判定機能の指定 ・2021年度島根原子力発電所保安教育実施計画の策定																																																																																					
開催月	回数	主な内容																																																																																					
4月	4	・女川および東通原子力発電所原子炉施設保安規定の改正について ・廃止措置段階移行におけるQMS文書改正および新規制定																																																																																					
5月	2	・女川および東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画の修正について ・女川および東通原子力発電所原子炉施設保安規定の改正について ・女川原子力発電所2号機工事計画認可の補正手続きについて																																																																																					
6月	0	-																																																																																					
7月	2	・廃止措置計画変更認可申請について ・防災業務計画の修正について																																																																																					
8月	3	・廃止措置計画変更認可申請について ・女川および東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について																																																																																					
9月	1	・女川2号機工事計画認可申請書の提出について																																																																																					
10月	1	・運転責任者合否判定結果																																																																																					
11月	2	・「運転責任者に係る合否判定等業務等に関する要領」の改正について ・女川原子力発電所第3号機サブレッシャンプール水封罐タンクの設置時期変更（原子炉設置変更許可申請書工事計画の変更）について ・女川原子力発電所2号機工事計画認可の補正手続きについて																																																																																					
12月	1	・廃止措置計画変更認可申請の補正について																																																																																					
1月	1	・「原子力QMS 連転業務要領」の改正について																																																																																					
2月	3	・2021.7組織整備に伴う保安規定改正について ・「運転責任者に係る合否判定等業務等に関する要領」の補正申請について ・女川2号機工事認可申請について																																																																																					
3月	2	・女川1号廃止措置実施方針の改正について ・女川2号機工事計画書の補正について																																																																																					
月	日	内容																																																																																					
4	13	・2020年度 原子力安全・品質保証部員所管組織、プロセスの監視および選定ならびにデータの分析結果（年次末）について ・2020年度 原子力安全・品質保証部員とび様子力士本部所管組織、プロセスの監視および選定ならびにデータの分析結果（年次末）について ・2020年度 原子力安全・品質保証部員所管組織、プロセスの監視および選定ならびにデータの分析結果（年次末）について ・2020年度 原子力安全・品質保証部員所管組織、プロセスの監視および選定ならびにデータの分析結果（年次末）について ・2020年度 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための審査事項について ・2020年度 原子力安全・品質保証部員所管組織、品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための審査事項について ・2020年度 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための審査事項について ・ATEN A技術レポート等への回答状況について 6 24 1 原子力品質保証計画書B-30-100の第47次改正について 7 11 原子力品質保証計画書B-30-100の第48次改正について 7 14 原子力炉内情報取扱マニュアル（K-30-110）の第24次改正について 7 16 NUD-指定期間にに対するセカンドセミナーの結果について 8 17 2021年度 質材部 プロセスの監視および選定ならびにデータの分析結果のうち、審査結果グレード改善分（第1回目）について 9 8 原子力品質保証計画書B-30-100の第48次改正について 9 10 QMS-計画書およびQMS-運転業務要領の評価・改善活動結果について 9 22 原子力品質保証計画書マニュアル（K-30-100-12）の第39次改正について 9 23 原子力炉内情報取扱マニュアル（K-30-100-6）の第48次改正について 10 13 原子力炉内情報取扱マニュアル（K-30-100-9）の第48次改正について ・原子力安全員および様子力士本部所管組織、品質目標達成のための実行計画の変更について ・ATEN A技術レポート等への回答状況について ・2020年度マネジメントレビューに対する社員横断事項に対する河辺方針について ・2020年度マネジメントレビューに因りて実施した原子力安全・品質委員会における管理責任者（原原子力事業者組織）の指令事項に対する担当方針について ・原子力委員会および原子力士本部所管組織、品質目標達成のための実行計画の変更について																																																																																					

泊発電所 3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

島根原子力発電所2号炉		女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																												
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 別紙1-9 (1/2) 原子力発電保安運営委員会の開催実績（令和2年度） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #e0e0e0; margin-bottom: 5px;"> (2)-12 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">開催月</th><th style="text-align: center;">回数</th><th style="text-align: center;">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4月</td><td style="text-align: center;">1</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・他の施設から得られる知見に係る予防措置について ・初期消防活動体制の定期的な評価結果について </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">5月</td><td style="text-align: center;">5</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・3号機燃料取扱設備 点検計画の策定について ・3号機燃料取扱設備 点検計画の策定について ・2号機 透視点検要領書の第50次改正について ・放射線漏洩要領の第26次改正について ・2号機 透視点検要領書の第51次改正について ・1号機 透視点検要領書の第59次改正について </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">6月</td><td style="text-align: center;">3</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・1号機 定期試験要領書の第57次改正について ・2号機 定期試験要領書の第53次改正について ・2号機 定検時定期試験要領書の第29次改正について ・2号機 発電所起動停止運転要領書の第27次改正について ・他の施設から得られる知見に係る予防措置について ・他の施設から得られる知見に係る未然防止措置について ・2号機点検計画の策定について（非常用ディーゼル発電機ロックアウトリレー取替） ・1号機点検計画の策定について（定期事業者検査および対象機器の追加他） </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">7月</td><td style="text-align: center;">3</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・2号機点検計画の策定について（非常用ディーゼル発電機ロックアウトリレー取替） ・2020年度 設施管理要領に基づく施設管理の有効性評価について ・施設管理要領の変更について（HVC-C給気循環弁） ・異常事象発生時の対応要領の第91次改正について ・他の施設から得られる知見に係る予防措置について ・発電所構内におけるアマチュア無線機の使用に関する対応 対応計画について ・島根原子力発電所 定期安全レビュー実施手順書の第15次改正について </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">8月</td><td style="text-align: center;">0</td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">9月</td><td style="text-align: center;">5</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・他の施設から得られる知見に係る未然防止措置について ・放射線業務に関する自主点検の実施および報告に係る対応計画書について ・LCO換算事象発生時の原子力規制実用伊監視部門への報告に係る業務計画について </td></tr> </tbody> </table>	開催月	回数	内 容	4月	1	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設から得られる知見に係る予防措置について ・初期消防活動体制の定期的な評価結果について 	5月	5	<ul style="list-style-type: none"> ・3号機燃料取扱設備 点検計画の策定について ・3号機燃料取扱設備 点検計画の策定について ・2号機 透視点検要領書の第50次改正について ・放射線漏洩要領の第26次改正について ・2号機 透視点検要領書の第51次改正について ・1号機 透視点検要領書の第59次改正について 	6月	3	<ul style="list-style-type: none"> ・1号機 定期試験要領書の第57次改正について ・2号機 定期試験要領書の第53次改正について ・2号機 定検時定期試験要領書の第29次改正について ・2号機 発電所起動停止運転要領書の第27次改正について ・他の施設から得られる知見に係る予防措置について ・他の施設から得られる知見に係る未然防止措置について ・2号機点検計画の策定について（非常用ディーゼル発電機ロックアウトリレー取替） ・1号機点検計画の策定について（定期事業者検査および対象機器の追加他） 	7月	3	<ul style="list-style-type: none"> ・2号機点検計画の策定について（非常用ディーゼル発電機ロックアウトリレー取替） ・2020年度 設施管理要領に基づく施設管理の有効性評価について ・施設管理要領の変更について（HVC-C給気循環弁） ・異常事象発生時の対応要領の第91次改正について ・他の施設から得られる知見に係る予防措置について ・発電所構内におけるアマチュア無線機の使用に関する対応 対応計画について ・島根原子力発電所 定期安全レビュー実施手順書の第15次改正について 	8月	0		9月	5	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設から得られる知見に係る未然防止措置について ・放射線業務に関する自主点検の実施および報告に係る対応計画書について ・LCO換算事象発生時の原子力規制実用伊監視部門への報告に係る業務計画について 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 別紙1-10 (1/1) 原子力施設保安運営委員会の開催実績（令和2年度） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #e0e0e0; margin-bottom: 5px;"> (2)-11 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">開催月</th><th style="text-align: center;">回数</th><th style="text-align: center;">主な内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4月</td><td style="text-align: center;">8</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・女川原子力発電所原子炉施設保安規定の改正について ・1号機廃止措置に伴う三次標準文書および運転手順書の改正について </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">5月</td><td style="text-align: center;">4</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度保安教育（基、センター）プロセスの監視および測定の実行計画実績（年度実績）について ・2020年度 安全文化の育成・継続活動実施計画書（泊発電所）年度実績について ・調査先施設実績結果について ・2020年度 調査先評議結果について </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">6月</td><td style="text-align: center;">3</td><td>・廃止措置工事に伴う2号機および3号炉への影響確認について</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">7月</td><td style="text-align: center;">3</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・「原7-1-1-技技2（女川）女川原子力発電所防火管理要領書」の改正について ・「原7-1-2-環境1（女川）廃止措置工事管理手順書」の制定について </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">8月</td><td style="text-align: center;">2</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画変更認可申請について ・女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">9月</td><td style="text-align: center;">3</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・女川原子力発電所第2号機および第3号機第10編定期試験手順書の改正について ・「原7-5-1-保工2（女川）保修作業依頼表および保修作業票の適用要領書」の改正について </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">10月</td><td style="text-align: center;">3</td><td>・「原7-1-1-技技4（女川）プラント停止中の安全確保のための管理要領書」の改正について</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">11月</td><td style="text-align: center;">2</td><td>・「原7-5-1-保保1（女川）保修業務実施要領書」の改正について</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月</td><td style="text-align: center;">4</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・「故障・トラブル等の対応手順書」の改正について ・女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画変更認可申請書の補正について </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">1月</td><td style="text-align: center;">3</td><td>・「原7-4-1-總警1（女川）女川原子力発電所保全区城および周辺監視区城管理要領書」の改正について</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">2月</td><td style="text-align: center;">2</td><td>・「原7-5-1-保保1（女川）保修業務実施要領書」の改正について</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月</td><td style="text-align: center;">2</td><td>・2021年度保安教育実施計画の策定について</td></tr> </tbody> </table>	開催月	回数	主な内容	4月	8	<ul style="list-style-type: none"> ・女川原子力発電所原子炉施設保安規定の改正について ・1号機廃止措置に伴う三次標準文書および運転手順書の改正について 	5月	4	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度保安教育（基、センター）プロセスの監視および測定の実行計画実績（年度実績）について ・2020年度 安全文化の育成・継続活動実施計画書（泊発電所）年度実績について ・調査先施設実績結果について ・2020年度 調査先評議結果について 	6月	3	・廃止措置工事に伴う2号機および3号炉への影響確認について	7月	3	<ul style="list-style-type: none"> ・「原7-1-1-技技2（女川）女川原子力発電所防火管理要領書」の改正について ・「原7-1-2-環境1（女川）廃止措置工事管理手順書」の制定について 	8月	2	<ul style="list-style-type: none"> ・女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画変更認可申請について ・女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について 	9月	3	<ul style="list-style-type: none"> ・女川原子力発電所第2号機および第3号機第10編定期試験手順書の改正について ・「原7-5-1-保工2（女川）保修作業依頼表および保修作業票の適用要領書」の改正について 	10月	3	・「原7-1-1-技技4（女川）プラント停止中の安全確保のための管理要領書」の改正について	11月	2	・「原7-5-1-保保1（女川）保修業務実施要領書」の改正について	12月	4	<ul style="list-style-type: none"> ・「故障・トラブル等の対応手順書」の改正について ・女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画変更認可申請書の補正について 	1月	3	・「原7-4-1-總警1（女川）女川原子力発電所保全区城および周辺監視区城管理要領書」の改正について	2月	2	・「原7-5-1-保保1（女川）保修業務実施要領書」の改正について	3月	2	・2021年度保安教育実施計画の策定について	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 別紙1-10 (1/2) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #e0e0e0; margin-bottom: 5px;"> (2)-11 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">月</th><th style="text-align: center;">日</th><th style="text-align: center;">泊発電所安全運営委員会の開催実績（令和3年度）（1/2） 主な審議事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">14</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度各課（基、センター）品質目標および実行計画実績（年度実績）について ・2020年度各課（基、センター）プロセスの監視および測定の実行計画実績（年度実績）について ・2020年度 安全文化の育成・継続活動実施計画書（泊発電所）年度実績について ・調査先施設実績結果について ・2020年度 調査先評議結果について </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">27</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・改善部題公略費費要領の改訂について ・起動管理第9回の改訂について </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">31</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントレビューに先立ち督査責任者（原子力事業統括本部）への報告事項および2020年度泊発電所の品質目標の達成状況（中間確認）について ・事務・商問の承認申請実施計画について ・不適合の発生状況および既往件について ・調査先施設実績結果について </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">7</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・測定要領の改訂について ・放送管理要領の改訂について ・車載・動輪の各半軸側面封緘について ・保安削除取扱マニュアル（JIS-P-101-1）に基づく泊発電所原子炉施設保安規定認証、37次（0次改訂）に係る泊発電所のQMS評価実施計画書の準備・改善活動結果について ・不適合の発生状況および既往件について ・調査先施設実績結果について </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">20</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・品質目標計画書の改訂について ・文書管理要領の改訂について </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">5</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・WANO指標評価に対するセラフィアメントの結果について ・品質方針および泊発電所の安全指向を実現するための行動指針の改訂について </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">23</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・測定要領の改訂について ・トラブル削除封緘の改訂について </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td><td style="text-align: center;">18</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練計画要領の改訂について ・不適合の発生状況および既往件について </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">12</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策要領の改訂について ・マネジメントレビューにおける指揮指示事項への対応について（泊発電所品質目標対応および各種（基、センター）判定分） ・2021年度品質目標および実行計画の一審査更迭について（教育センター） </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">28</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・調査先施設実績結果について ・2021年度 泊発電所品質目標の連携状況中間報告について ・2021年度 各課（基、センター）品質目標の達成状況中間報告について ・2021年度 各課（基、センター）プロセスの監視・測定の達成状況中間報告について ・2021年度 泊発電所安全文化の育成・継続活動実施計画書の実施状況中間実績について </td></tr> </tbody> </table>	月	日	泊発電所安全運営委員会の開催実績（令和3年度）（1/2） 主な審議事項	4	14	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度各課（基、センター）品質目標および実行計画実績（年度実績）について ・2020年度各課（基、センター）プロセスの監視および測定の実行計画実績（年度実績）について ・2020年度 安全文化の育成・継続活動実施計画書（泊発電所）年度実績について ・調査先施設実績結果について ・2020年度 調査先評議結果について 	4	27	<ul style="list-style-type: none"> ・改善部題公略費費要領の改訂について ・起動管理第9回の改訂について 	5	31	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントレビューに先立ち督査責任者（原子力事業統括本部）への報告事項および2020年度泊発電所の品質目標の達成状況（中間確認）について ・事務・商問の承認申請実施計画について ・不適合の発生状況および既往件について ・調査先施設実績結果について 	7	7	<ul style="list-style-type: none"> ・測定要領の改訂について ・放送管理要領の改訂について ・車載・動輪の各半軸側面封緘について ・保安削除取扱マニュアル（JIS-P-101-1）に基づく泊発電所原子炉施設保安規定認証、37次（0次改訂）に係る泊発電所のQMS評価実施計画書の準備・改善活動結果について ・不適合の発生状況および既往件について ・調査先施設実績結果について 	7	20	<ul style="list-style-type: none"> ・品質目標計画書の改訂について ・文書管理要領の改訂について 	8	5	<ul style="list-style-type: none"> ・WANO指標評価に対するセラフィアメントの結果について ・品質方針および泊発電所の安全指向を実現するための行動指針の改訂について 	8	23	<ul style="list-style-type: none"> ・測定要領の改訂について ・トラブル削除封緘の改訂について 	9	18	<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練計画要領の改訂について ・不適合の発生状況および既往件について 	10	12	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策要領の改訂について ・マネジメントレビューにおける指揮指示事項への対応について（泊発電所品質目標対応および各種（基、センター）判定分） ・2021年度品質目標および実行計画の一審査更迭について（教育センター） 	10	28	<ul style="list-style-type: none"> ・調査先施設実績結果について ・2021年度 泊発電所品質目標の連携状況中間報告について ・2021年度 各課（基、センター）品質目標の達成状況中間報告について ・2021年度 各課（基、センター）プロセスの監視・測定の達成状況中間報告について ・2021年度 泊発電所安全文化の育成・継続活動実施計画書の実施状況中間実績について 	(島根、女川) 実績の相違
開催月	回数	内 容																																																																																														
4月	1	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設から得られる知見に係る予防措置について ・初期消防活動体制の定期的な評価結果について 																																																																																														
5月	5	<ul style="list-style-type: none"> ・3号機燃料取扱設備 点検計画の策定について ・3号機燃料取扱設備 点検計画の策定について ・2号機 透視点検要領書の第50次改正について ・放射線漏洩要領の第26次改正について ・2号機 透視点検要領書の第51次改正について ・1号機 透視点検要領書の第59次改正について 																																																																																														
6月	3	<ul style="list-style-type: none"> ・1号機 定期試験要領書の第57次改正について ・2号機 定期試験要領書の第53次改正について ・2号機 定検時定期試験要領書の第29次改正について ・2号機 発電所起動停止運転要領書の第27次改正について ・他の施設から得られる知見に係る予防措置について ・他の施設から得られる知見に係る未然防止措置について ・2号機点検計画の策定について（非常用ディーゼル発電機ロックアウトリレー取替） ・1号機点検計画の策定について（定期事業者検査および対象機器の追加他） 																																																																																														
7月	3	<ul style="list-style-type: none"> ・2号機点検計画の策定について（非常用ディーゼル発電機ロックアウトリレー取替） ・2020年度 設施管理要領に基づく施設管理の有効性評価について ・施設管理要領の変更について（HVC-C給気循環弁） ・異常事象発生時の対応要領の第91次改正について ・他の施設から得られる知見に係る予防措置について ・発電所構内におけるアマチュア無線機の使用に関する対応 対応計画について ・島根原子力発電所 定期安全レビュー実施手順書の第15次改正について 																																																																																														
8月	0																																																																																															
9月	5	<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設から得られる知見に係る未然防止措置について ・放射線業務に関する自主点検の実施および報告に係る対応計画書について ・LCO換算事象発生時の原子力規制実用伊監視部門への報告に係る業務計画について 																																																																																														
開催月	回数	主な内容																																																																																														
4月	8	<ul style="list-style-type: none"> ・女川原子力発電所原子炉施設保安規定の改正について ・1号機廃止措置に伴う三次標準文書および運転手順書の改正について 																																																																																														
5月	4	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度保安教育（基、センター）プロセスの監視および測定の実行計画実績（年度実績）について ・2020年度 安全文化の育成・継続活動実施計画書（泊発電所）年度実績について ・調査先施設実績結果について ・2020年度 調査先評議結果について 																																																																																														
6月	3	・廃止措置工事に伴う2号機および3号炉への影響確認について																																																																																														
7月	3	<ul style="list-style-type: none"> ・「原7-1-1-技技2（女川）女川原子力発電所防火管理要領書」の改正について ・「原7-1-2-環境1（女川）廃止措置工事管理手順書」の制定について 																																																																																														
8月	2	<ul style="list-style-type: none"> ・女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画変更認可申請について ・女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について 																																																																																														
9月	3	<ul style="list-style-type: none"> ・女川原子力発電所第2号機および第3号機第10編定期試験手順書の改正について ・「原7-5-1-保工2（女川）保修作業依頼表および保修作業票の適用要領書」の改正について 																																																																																														
10月	3	・「原7-1-1-技技4（女川）プラント停止中の安全確保のための管理要領書」の改正について																																																																																														
11月	2	・「原7-5-1-保保1（女川）保修業務実施要領書」の改正について																																																																																														
12月	4	<ul style="list-style-type: none"> ・「故障・トラブル等の対応手順書」の改正について ・女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画変更認可申請書の補正について 																																																																																														
1月	3	・「原7-4-1-總警1（女川）女川原子力発電所保全区城および周辺監視区城管理要領書」の改正について																																																																																														
2月	2	・「原7-5-1-保保1（女川）保修業務実施要領書」の改正について																																																																																														
3月	2	・2021年度保安教育実施計画の策定について																																																																																														
月	日	泊発電所安全運営委員会の開催実績（令和3年度）（1/2） 主な審議事項																																																																																														
4	14	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度各課（基、センター）品質目標および実行計画実績（年度実績）について ・2020年度各課（基、センター）プロセスの監視および測定の実行計画実績（年度実績）について ・2020年度 安全文化の育成・継続活動実施計画書（泊発電所）年度実績について ・調査先施設実績結果について ・2020年度 調査先評議結果について 																																																																																														
4	27	<ul style="list-style-type: none"> ・改善部題公略費費要領の改訂について ・起動管理第9回の改訂について 																																																																																														
5	31	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントレビューに先立ち督査責任者（原子力事業統括本部）への報告事項および2020年度泊発電所の品質目標の達成状況（中間確認）について ・事務・商問の承認申請実施計画について ・不適合の発生状況および既往件について ・調査先施設実績結果について 																																																																																														
7	7	<ul style="list-style-type: none"> ・測定要領の改訂について ・放送管理要領の改訂について ・車載・動輪の各半軸側面封緘について ・保安削除取扱マニュアル（JIS-P-101-1）に基づく泊発電所原子炉施設保安規定認証、37次（0次改訂）に係る泊発電所のQMS評価実施計画書の準備・改善活動結果について ・不適合の発生状況および既往件について ・調査先施設実績結果について 																																																																																														
7	20	<ul style="list-style-type: none"> ・品質目標計画書の改訂について ・文書管理要領の改訂について 																																																																																														
8	5	<ul style="list-style-type: none"> ・WANO指標評価に対するセラフィアメントの結果について ・品質方針および泊発電所の安全指向を実現するための行動指針の改訂について 																																																																																														
8	23	<ul style="list-style-type: none"> ・測定要領の改訂について ・トラブル削除封緘の改訂について 																																																																																														
9	18	<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練計画要領の改訂について ・不適合の発生状況および既往件について 																																																																																														
10	12	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策要領の改訂について ・マネジメントレビューにおける指揮指示事項への対応について（泊発電所品質目標対応および各種（基、センター）判定分） ・2021年度品質目標および実行計画の一審査更迭について（教育センター） 																																																																																														
10	28	<ul style="list-style-type: none"> ・調査先施設実績結果について ・2021年度 泊発電所品質目標の連携状況中間報告について ・2021年度 各課（基、センター）品質目標の達成状況中間報告について ・2021年度 各課（基、センター）プロセスの監視・測定の達成状況中間報告について ・2021年度 泊発電所安全文化の育成・継続活動実施計画書の実施状況中間実績について 																																																																																														

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉		女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催月</th><th>回数</th><th>内 容</th><th>別紙1-9 (2/2)</th><th>別紙1-10 (2/2)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月</td><td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> 異常事象発生時の対応要領の第93次改正について 施設管理要領の第35次改正について 運転管理要領の第31次改正について 燃料機定検時定期試験要領書の第29次改正について 放射線管理要領の第19次改正について 放射線管理要領の第27次改正について 放射性廃棄物管理要領の第21次改正について </td><td>(2)-12</td><td>泊発電所安全運営委員会の開催実績（令和3年度）(2/2)</td></tr> <tr> <td>10月</td><td>2</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 2号機ディーゼル燃料貯蔵タンク点検工事に伴う点検計画変更について 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について 2号機定期点検要領書の第55次改正について 運転管理手順書の第98次改正について 引継ぎおよび通知手順書の第59次改正について </td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>11月</td><td>1</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について BWRクロスビームプラントの燃料支承金具オリフィスの圧力損失に係わる対応に係る業務計画について </td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>12月</td><td>2</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について 異常事象発生時の対応要領の第94次改正について 電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等に係る業務計画について </td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1月</td><td>2</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所2号機 定期安全レビュー実施計画書（案）について 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について 島根2号機P CVおよびR PVの点検計画（長期停止分）の変更について 2号機 審査点検要領書の第57次改正について 1号機 審査要領書の第62次改正について 施設管理要領の第36次改正について </td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2月</td><td>2</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 1,2号機点検計画の変更（中央制御室エリヤモニタ設置工事完了に伴う定期検査タスクの追加・削除）について 1号機上部蓋設置階第2回保全サイクルの保全の有効性評価 2号機点検計画変更について（配電盤） 異常事象発生時の対応要領の第95次改正について </td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>3月</td><td>2</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理要領の第28次改正について 施設管理要領の第37次改正について 運転管理要領の第32次改正について </td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	開催月	回数	内 容	別紙1-9 (2/2)	別紙1-10 (2/2)	9月		<ul style="list-style-type: none"> 異常事象発生時の対応要領の第93次改正について 施設管理要領の第35次改正について 運転管理要領の第31次改正について 燃料機定検時定期試験要領書の第29次改正について 放射線管理要領の第19次改正について 放射線管理要領の第27次改正について 放射性廃棄物管理要領の第21次改正について 	(2)-12	泊発電所安全運営委員会の開催実績（令和3年度）(2/2)	10月	2	<ul style="list-style-type: none"> 2号機ディーゼル燃料貯蔵タンク点検工事に伴う点検計画変更について 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について 2号機定期点検要領書の第55次改正について 運転管理手順書の第98次改正について 引継ぎおよび通知手順書の第59次改正について 			11月	1	<ul style="list-style-type: none"> 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について BWRクロスビームプラントの燃料支承金具オリフィスの圧力損失に係わる対応に係る業務計画について 			12月	2	<ul style="list-style-type: none"> 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について 異常事象発生時の対応要領の第94次改正について 電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等に係る業務計画について 			1月	2	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所2号機 定期安全レビュー実施計画書（案）について 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について 島根2号機P CVおよびR PVの点検計画（長期停止分）の変更について 2号機 審査点検要領書の第57次改正について 1号機 審査要領書の第62次改正について 施設管理要領の第36次改正について 			2月	2	<ul style="list-style-type: none"> 1,2号機点検計画の変更（中央制御室エリヤモニタ設置工事完了に伴う定期検査タスクの追加・削除）について 1号機上部蓋設置階第2回保全サイクルの保全の有効性評価 2号機点検計画変更について（配電盤） 異常事象発生時の対応要領の第95次改正について 			3月	2	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理要領の第28次改正について 施設管理要領の第37次改正について 運転管理要領の第32次改正について 						
開催月	回数	内 容	別紙1-9 (2/2)	別紙1-10 (2/2)																																								
9月		<ul style="list-style-type: none"> 異常事象発生時の対応要領の第93次改正について 施設管理要領の第35次改正について 運転管理要領の第31次改正について 燃料機定検時定期試験要領書の第29次改正について 放射線管理要領の第19次改正について 放射線管理要領の第27次改正について 放射性廃棄物管理要領の第21次改正について 	(2)-12	泊発電所安全運営委員会の開催実績（令和3年度）(2/2)																																								
10月	2	<ul style="list-style-type: none"> 2号機ディーゼル燃料貯蔵タンク点検工事に伴う点検計画変更について 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について 2号機定期点検要領書の第55次改正について 運転管理手順書の第98次改正について 引継ぎおよび通知手順書の第59次改正について 																																										
11月	1	<ul style="list-style-type: none"> 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について BWRクロスビームプラントの燃料支承金具オリフィスの圧力損失に係わる対応に係る業務計画について 																																										
12月	2	<ul style="list-style-type: none"> 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について 異常事象発生時の対応要領の第94次改正について 電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等に係る業務計画について 																																										
1月	2	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所2号機 定期安全レビュー実施計画書（案）について 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について 島根2号機P CVおよびR PVの点検計画（長期停止分）の変更について 2号機 審査点検要領書の第57次改正について 1号機 審査要領書の第62次改正について 施設管理要領の第36次改正について 																																										
2月	2	<ul style="list-style-type: none"> 1,2号機点検計画の変更（中央制御室エリヤモニタ設置工事完了に伴う定期検査タスクの追加・削除）について 1号機上部蓋設置階第2回保全サイクルの保全の有効性評価 2号機点検計画変更について（配電盤） 異常事象発生時の対応要領の第95次改正について 																																										
3月	2	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理要領の第28次改正について 施設管理要領の第37次改正について 運転管理要領の第32次改正について 																																										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉								女川原子力発電所2号炉 有毒ガス								泊発電所3号炉								相違理由																										
別紙2-1 (1/1)								別紙2-1 (1/1)								別紙2-1 (1/1)																																		
<small>電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所在籍技術者並びに有資格者的人数</small>								<small>本店（原子力部）及び女川原子力発電所における有資格者等の人数</small>								<small>本店（原子力事業統括部）及び泊発電所における有資格者等の人数</small>																																		
(令和3年4月1日現在)								(令和3年10月1日現在)								(令和5年1月1日現在)																																		
技術者の総人數		技術者のうち管理者の人數		技術者のうち有資格者数				技術者の総人數		技術者のうち有資格者数				技術者の総人數		技術者のうち有資格者数				技術者のうち管理者の人數		技術者のうち有資格者数																												
				原子炉		第一種放射線取扱主任者有資格者的人数		第一種ガバーナー・タービン主任者有資格者的人数		第一種電気主任者有資格者的人数		第一種ボイラー・タービン主任者有資格者的人数		第一種運転主任者有資格者的人数		第一種原子炉特別管理職主任者有資格者的人数		第一種電気主任者有資格者的人数		第一種ボイラー・タービン主任者有資格者的人数		第一種電気主任者有資格者的人数		第一種運転主任者有資格者的人数																										
電源事業本部 （原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術）		168		27 (27)		16		48		1		4		1		190		70 (70)		10		38		8		5		0																						
電源事業本部 (電源土木、電源建築)		51		12 (12)		0		0		0		0		0		524		95 (95)		15		34		8		6		26																						
合計		663		88 (88)		21		81		13		11		20		714		165 (165)		25		72		16		11		26																						
<small>()内は、管理者のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。 [] 内は、島根原子力発電所に勤務する本社組織所属の人数を示す。</small>																																																		
<small>※1 ()内は、特別管理職のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。</small>																																																		

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉				女川原子力発電所2号炉 有毒ガス				泊発電所3号炉				相違理由	
別紙2-2 (1/1)				別紙2-2 (1/1)				別紙2-2 (1/1)					
全社と原子力部門の採用人数について				全社と原子力部門の採用人数について				全社と原子力部門の採用人数について					
③-4 ④-4 (令和2年7月1日現在)				③-3 ④-3 (令和3年10月1日現在)				③-3 ④-3 (令和5年1月現在)					
年度	全社	原子力部門	比率	年度	全社 ^{④-3}	原子力部門	比率	年度	全社 ^{④-3}	原子力部門 ^(※1)	比率	相違理由	
	人数(a)	前年比の増減率	人数(b)		人数(a)	前年比の増減率	人数(b)		人数(a)	前年比の増減率	人数(b)	(島根、女川) ⑧記載内容の相違（実績人数）	
平成22年度	199	14%	55	12%	321	▲7%	44	7%	14	1.0	0.68	442	
平成23年度	226	14%	54	-2%	224	▲3%	16	▲6%	14	1.0	0.12	458	
平成24年度	227	0%	43	-20%	221	▲1%	14	▲13%	6	0.11	478		
平成25年度	224	-1%	15	-65%	225	2%	23	6%	10	0.10	512		
平成26年度	184	-18%	14	-7%	281	25%	32	39%	11	0.10	532		
平成27年度	143	-22%	15	7%	298	6%	30	▲6%	10	0.10	547		
平成28年度	158	10%	11	-27%	295	▲1%	33	10%	11	0.10	564		
平成29年度	177	12%	15	36%	347	18%	36	9%	10	0.10	603		
平成30年度	253	43%	20	33%	369	6%	35	▲3%	9	0.13	607		
平成31年度	211	-17%	17	-15%	319	▲14%	24	▲31%	8	0.17	626		
令和2年度	204	-3%	17	0%						0.17	601		
	(注) 中途採用を含む。									0.13	588		
										0.11	604		
										0.12	616		

※：令和2年度以降は、東北電力株式会社と東北電力ネットワーク株式会社の合計

*1：原子力部門は泊発電所に配属される人数を示す。

*2：各年度末時点での原子力事業部及び泊発電所の技術者数の総数を示す。

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉							女川原子力発電所2号炉 有毒ガス							泊発電所3号炉							相違理由		
							別紙2-3 (1/2)							別紙2-3 (1/1)									
有資格者の人数の推移（至近5ヶ年）							有資格者の人数の推移（至近5ヶ年）							有資格者の人数の推移（至近6ヶ年）									
資格	所属員	平成29年 4月	平成30年 4月	平成31年 4月	令和2年 4月	令和3年 4月	資格	所属員	平成29年 7月	平成30年 7月	令和元年 7月	令和2年 7月	令和3年 7月	資格	所属員	平成29年度末 ※別紙2-3(1/2) 年度末	平成30年度末 ※別紙2-3(1/2) 年度末	令和元年度末 ※別紙2-3(1/2) 年度末	令和2年度末 ※別紙2-3(1/2) 年度末	令和3年度末 ※別紙2-3(1/2) 年度末	合計		
技術者 【参考】	電源事業本部 (原子力品質保証、 原子力管理、 原子力安全技術)	146	146	153	177	168	【参考】	本店	165	195	203	195	195	【参考】	泊発電所	107	486	488	465	462	458	457	(島根、女川) ⑧記載内容の相違（実績人数）
	電源事業本部 (電源土木、電源建築)	40	43	57	49	51		女川	458	464	479	498	522		合 計	605	607	626	601	588	604	616	
	島根原子力発電所	448	451	454	448	444		合計	623	659	682	693	717		原子力事業 技術部（※1）	15	13	15	14	17	17	16	
	合計	634	640	664	674	663		本店	19	20	15	12	10		泊発電所	8	8	5	6	8	8	7	
	電源事業本部 (原子力品質保証、 原子力管理、 原子力安全技術)	14	16	17	16	16		女川	10	9	11	10	15		合 計	23	21	20	20	25	25	23	
	電源事業本部 (電源土木、電源建築)	0	0	0	0	0		合計	29	29	26	22	25		原子力事業 技術部（※1）	16	25	27	29	37	36	36	
	島根原子力発電所	14	11	7	5	5		本店	38	42	43	37	38		泊発電所	36	29	29	27	19	16	15	
	合計	28	27	24	21	21		女川	25	24	25	28	34		合 計	32	51	56	56	56	52	51	
	電源事業本部 (原子力品質保証、 原子力管理、 原子力安全技術)	49	43	47	46	48		合計	63	66	68	65	72		原子力事業 技術部（※1）	9	6	6	6	5	4	4	
	電源事業本部 (電源土木、電源建築)	0	0	0	0	0		本店	9	8	9	7	8		泊発電所	22	21	21	20	20	15	15	
	島根原子力発電所	37	46	44	38	33		女川	6	7	7	5	9		合 計	31	27	27	26	25	19	19	
	合計	86	89	91	84	81		合計	15	15	16	12	17		原子力事業 技術部（※1）	2	6	5	7	9	6	6	
	第一種放射線取扱主任者	電源事業本部 (原子力品質保証、 原子力管理、 原子力安全技術)	0	0	0	0		本店	20	21	27	26	26		泊発電所	15	11	13	9	6	6	6	
	島根原子力発電所	37	46	44	38	33		女川	22	21	27	26	26		合 計	17	17	18	16	15	12	12	
	合計	86	89	91	84	81		合計	1	1	1	0	0		原子力事業 技術部（※1）	2	3	3	3	1	2	1	
	第二種放射線取扱主任者	電源事業本部 (電源土木、電源建築)	0	0	0	0		本店	1	0	1	1	1		泊発電所	27	25	26	22	21	18	20	
	島根原子力発電所	37	46	44	38	33		女川	3	1	2	1	1		合 計	29	28	29	25	22	20	21	

*1：平成31年4月の組織改編により原子力事業技術部設置した。平成30年度以前は原子力部、土木部、原子力品質保証室の技術者数の合計を原子力事業技術部として集計した。

泊発電所 3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所 2号炉							女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス	泊発電所 3号炉	相違理由
							別紙2-3 (2/2)		
							(③)-5 (④)-5		
資格	所属員	平成29年 4月	平成30年 4月	平成31年 4月	令和2年 4月	令和3年 4月			
主任技術者 主務技術者 主任技術者 運転責任者の基準に適合した者	本社 電源事業本部 (原子力品質保証、 原子力管理、 原子力安全技術)	3	1	1	2	1			
	電源事業本部 (電源土木、電源建築)	0	0	0	0	0			
	島根原子力発電所	16	15	15	13	12			
	合計	18	16	16	15	13			
	本社 電源事業本部 (原子力品質保証、 原子力管理、 原子力安全技術)	3	2	1	2	4			
主任技術者	電源事業本部 (電源土木、電源建築)	0	0	0	0	0			
	島根原子力発電所	6	6	7	6	7			
	合計	9	8	8	8	11			
	本社 電源事業本部 (原子力品質保証、 原子力管理、 原子力安全技術)	0	0	1	1	1			
運転責任者の基準に適合した者	電源事業本部 (電源土木、電源建築)	0	0	0	0	0			
	島根原子力発電所	25	21	20	19	19			
	合計	25	21	21	20	20			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙2-4 (1/3)</p> <p style="text-align: center;">人-1</p> <p style="text-align: center;">特別管理職就業規則（規程）</p> <p style="text-align: center;">抜 粹</p> <p style="text-align: center;">1993年12月 1日（制定） 2021年 4月 1日（第88回改正）</p> <p style="text-align: center;">人 財 部 (A-東北電力)</p>	<p style="text-align: center;">別紙2-4 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">泊発電所原子炉施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">抜 粹</p> <p style="text-align: center;">令和2年12月</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	(女川) 文書体系の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

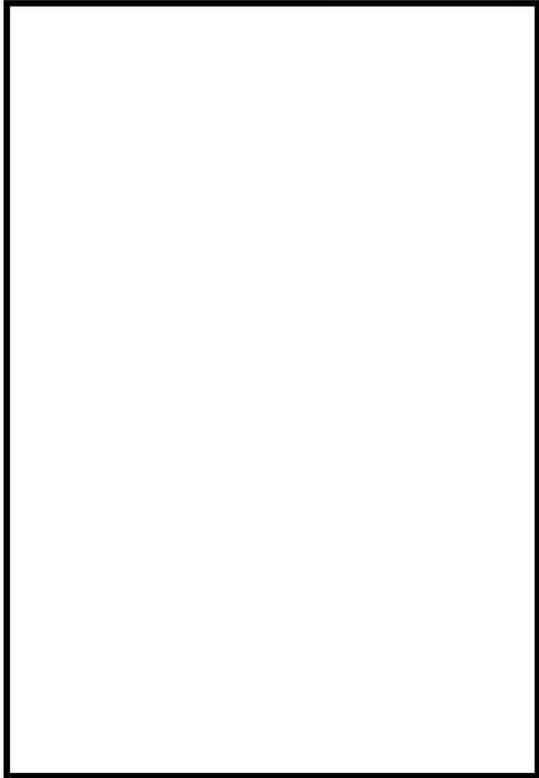
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	別紙2-4 (2/3)	別紙2-4 (2/2) 第3節 主任技術者	(女川) 運用の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス 別紙2-4 (3/3)	泊発電所3号炉	相違理由
			(女川) 運用の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

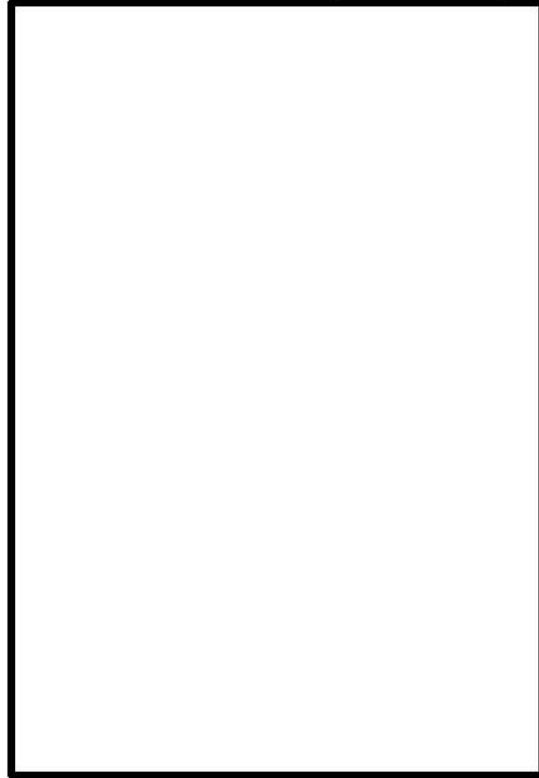
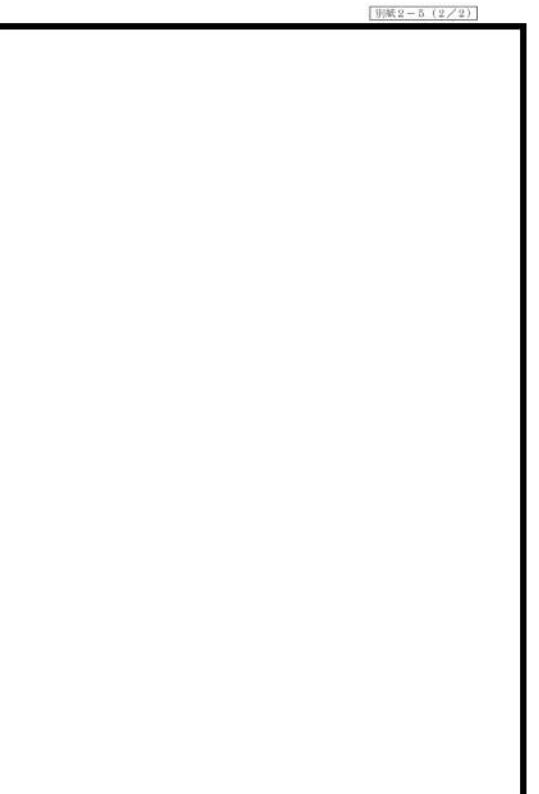
赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>別紙2-4(1/5)</p> <table border="1"> <tr><td>文書番号</td><td>QMS5-01-X00-14</td></tr> <tr><td>制定日</td><td>2008.02.01</td></tr> <tr><td>承認日</td><td>2020.03.30</td></tr> <tr><td>施行日</td><td>2020.04.01</td></tr> </table> <p>主任技術者の選任・解任 および職務等に関する基本要領 (抜粋)</p> <p>中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS5-01-X00-14	制定日	2008.02.01	承認日	2020.03.30	施行日	2020.04.01	<p>別紙2-5(1/2)</p> <p>原品5-3-運1(原)</p> <p>原子炉主任技術者の職務等運用要領</p> <p>抜粋</p> <p>平成19年12月14日制定 2020年 9月 24日(第22回改正) (所管)原子力運営グループ</p> <p>原子力部</p>	<p>別紙2-5(1/2)</p> <p>R-30-2</p> <p>発電用原子炉主任技術者業務マニュアル</p> <p>北海道電力株式会社</p> <p>抜粋</p>	<p>(島根、女川)名称の相違 ・発電用原子炉主任技術者業務マニュアル</p>
文書番号	QMS5-01-X00-14										
制定日	2008.02.01										
承認日	2020.03.30										
施行日	2020.04.01										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
別紙2-4 (2/5) 	別紙2-5 (2/2) 	別紙2-5 (2/2) 	(島根、女川) 運用の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
別紙2-4(3/5)			(島根) 運用の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
別紙2-4(4/5) 			(島根) 運用の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
別紙2-4(5/5)			(島根) 運用の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

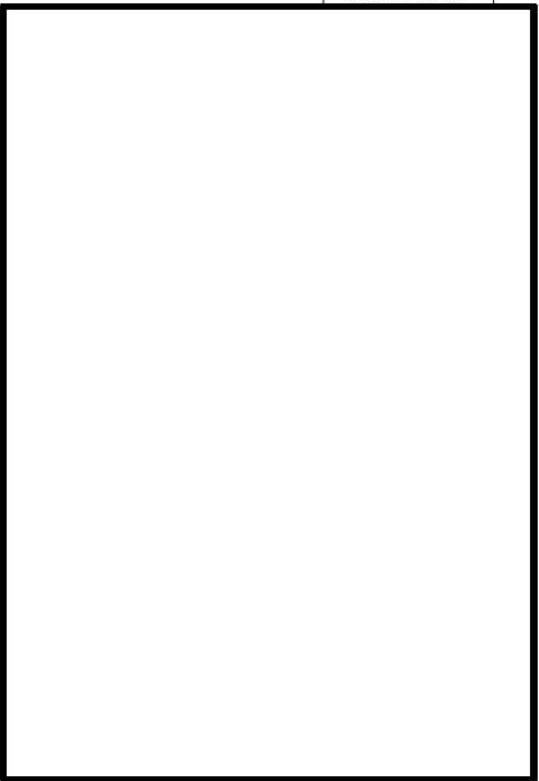
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙2-6 (1/2)</p> <p>原品5-3-連2 (原)</p> <p>ボイラー・タービン主任技術者および 電気主任技術者の職務等運用要領</p> <p style="text-align: center;">拔 精</p> <p>平成22年3月25日 (制定) 2020年10月15日 (第16回改正)</p> <p style="text-align: center;">原子力部</p>	<p style="text-align: center;">別紙2-6 (1/3)</p> <p>R-30-3</p> <p>泊発電所電気主任技術者および ボイラー・タービン主任技術者業務マニュアル</p> <p style="text-align: center;">(平成30年 4月 1日施行 2020年 4月 1日 (第1回改正) (相違) 原子力運営ガーバー)</p> <p style="text-align: center;">抜 精</p> <p>北海道電力株式会社</p>	<p>(女川) 名称の相違 ・泊発電所電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者業務マニュアル</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 別紙2-6 (2/2) </div> 	<div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 別紙2-6 (2/3) </div> 	(女川) 運用の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		[別紙2-6 (3/3)]	(女川) 運用の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙2-5 (1/1)</p> <p>原子炉主任技術者資格取得に向けた取組</p> <p>1. 受験者選任制度（社内制度）を活用した資格取得の推進 原子炉主任技術者等の重要な国家資格の取得に向け、年度初めに受験者を選任し、本人に通知することで、受験に対する意識付けを行っている。 なお、受験者として選任された者は、教育訓練への優先派遣や他業務に優先した受験等の優遇措置が受けられる。</p> <p>2. 個別試験対策 (1) 筆記試験対策 ・教育訓練への派遣 原子炉研修一般課程（日本原子力研究開発機構） 原子炉工学特別講座（日本原子力研究開発機構） 原子炉主任技術者受験講習コース（日本原子力発電株式会社） 等 ・受験者を対象とした勉強会を実施 講師：社内有資格者 頻度：1回／週程度 (2) 口答試験対策 シミュレーターを使用した挙動確認等を実施</p> <p>3. その他の取組み ・合格者への報奨金を支給 ・東京大学大学院工学系研究科原子力専攻（専門職大学院）への派遣</p>	<p>別紙2-7 (1/1)</p> <p>原子炉主任技術者資格取得に向けた取組</p> <p>発電用原子炉主任技術者については、原子炉ごとに選任することが定められており、女川原子力発電所においては、代行者を含め4名を必要人数としている。 令和3年10月1日現在の有資格者数は、本店及び女川で25名となっており、必要人数に対し十分に確保しているものの、今後、有資格者の退職等による減少を考慮し、当社では以下のとおり計画的に原子炉主任技術者の資格取得に努めている。</p> <p>○資格取得に向けた取組 当社では、今後の有資格者数の推移から毎年2名程度の新規取得者を確保することで有資格者数は維持できると考えており、そのため毎年度10名の筆記試験受験者を教育訓練計画により設定している。 また、受験に向けては、各種講習等に派遣し、合格率の向上に努めている。</p> <p>〔筆記試験対策〕 ・「原子炉工学特別講座（日本原子力研究開発機構）」への派遣。 ・「原子炉研修一般課程（日本原子力研究開発機構）」への派遣。 ・「原子炉主任技術者受験講習コース（日本原子力発電株式会社）」への派遣。 ・外部講師による教育（問題演習等）を実施。 ・合格体験記の共有。</p> <p>〔口答試験対策〕 ・過去の口答試験問題に関する情報共有。</p> <p>〔その他の取組〕 ・合格者への報奨金を支給。 ・「東京大学大学院工学系研究科原子力専攻（専門職大学院）」への派遣。</p> <p>以上の取組により、今後も必要人數に対し余裕を持った有資格者数を確保していくが、有資格者数の推移に応じて、取得計画の見直しを行うこととしている。</p>	<p>別紙2-7 (1/1)</p> <p>原子炉主任技術者資格取得に向けた取組</p> <p>〔筆記試験対策〕 ・「原子炉工学特別講座（日本原子力研究開発機構）」への派遣。 ・「原子炉主任技術者試験物理受験対策コース（原子力発電訓練センター）」への派遣。 ・社内有資格者を講師とした勉強会を1回／満足度の頻度で実施。 ・社内筆記試験を実施。</p> <p>〔口答試験対策〕 ・原子炉主任技術者試験物理受験対策コース（原子力発電訓練センター）への派遣。 ・シミュレータ装置を使用したプラント挙動等の確認を実施。 ・過去の口答試験問題に関する情報共有。</p> <p>〔その他の取組〕 ・合格者への報奨金の支給。 ・合格体験記の共有。 ・「東京大学大学院工学系研究科原子力専攻（専門職大学院）」への派遣。</p>	(島根、女川) 運用の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉					女川原子力発電所2号炉 有毒ガス					泊発電所3号炉					相違理由																																																																																											
<div style="text-align: center;"> 別紙2-6 (1/1) 島根原子力発電所における自然災害及び重大事故等対応に関する 有資格者数 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin-top: 5px;">③-7, ④-7 (令和3年4月1日現在)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資格名称</th> <th>用途</th> <th>必要な人數</th> <th>有資格者数</th> <th>令和3年度取得計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車</td> <td>大量送水車 大型送水ポンプ車 移動式代替熱交換設備 可搬式空素供給装置 大型ホース展張車(150t) 大型ホース展張車(300t) 化学消防自動車 小型動力ポンプ付水槽車</td> <td>23</td> <td>158</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>けん引</td> <td>移動式代替熱交換設備</td> <td>11</td> <td>74</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>大型特殊</td> <td>ホイールローダ</td> <td>8</td> <td>34</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>小型移動式クレーン</td> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>15</td> <td>164</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>危険物取扱者 (乙種第4類)</td> <td>燃料給油(軽油) タンクローリー</td> <td>7</td> <td>384</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>玉掛け</td> <td>水中ポンプ吊上げ</td> <td>15</td> <td>276</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>車両系建設機械</td> <td>ホイールローダ</td> <td>8</td> <td>46</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>中型自動車 ※1</td> <td>高圧発電機車 タンクローリー 第1ペントフィルタ出口 水素濃度(可搬型) 中型ホース展張車(150t)</td> <td>14</td> <td>233</td> <td>3 ※2</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>放射能観測車 サーベイ車</td> <td>7</td> <td>496</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小型船舶操縦士</td> <td>海上モニタリング シルトフェンス設置</td> <td>9</td> <td>37</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> </div>					資格名称	用途	必要な人數	有資格者数	令和3年度取得計画	大型自動車	大量送水車 大型送水ポンプ車 移動式代替熱交換設備 可搬式空素供給装置 大型ホース展張車(150t) 大型ホース展張車(300t) 化学消防自動車 小型動力ポンプ付水槽車	23	158	15	けん引	移動式代替熱交換設備	11	74	15	大型特殊	ホイールローダ	8	34	6	小型移動式クレーン	大型送水ポンプ車	15	164	21	危険物取扱者 (乙種第4類)	燃料給油(軽油) タンクローリー	7	384	16	玉掛け	水中ポンプ吊上げ	15	276	18	車両系建設機械	ホイールローダ	8	46	4	中型自動車 ※1	高圧発電機車 タンクローリー 第1ペントフィルタ出口 水素濃度(可搬型) 中型ホース展張車(150t)	14	233	3 ※2	普通自動車	放射能観測車 サーベイ車	7	496	—	小型船舶操縦士	海上モニタリング シルトフェンス設置	9	37	11	<div style="text-align: center;"> 別紙2-8 (1/1) 女川原子力発電所における重大事故等対応に関する有資格者数 <div style="margin-top: 5px;">(令和3年10月1日現在)</div> </div>					<div style="text-align: center;"> 別紙2-8 (1/1) 泊発電所における重大事故等対応に関する有資格者数 <div style="margin-top: 5px;">(令和4年3月現在)</div> </div>					<div style="text-align: center;"> (島根、女川) ⑧記載内容の相違 (実績人數) </div>																																				
資格名称	用途	必要な人數	有資格者数	令和3年度取得計画																																																																																																						
大型自動車	大量送水車 大型送水ポンプ車 移動式代替熱交換設備 可搬式空素供給装置 大型ホース展張車(150t) 大型ホース展張車(300t) 化学消防自動車 小型動力ポンプ付水槽車	23	158	15																																																																																																						
けん引	移動式代替熱交換設備	11	74	15																																																																																																						
大型特殊	ホイールローダ	8	34	6																																																																																																						
小型移動式クレーン	大型送水ポンプ車	15	164	21																																																																																																						
危険物取扱者 (乙種第4類)	燃料給油(軽油) タンクローリー	7	384	16																																																																																																						
玉掛け	水中ポンプ吊上げ	15	276	18																																																																																																						
車両系建設機械	ホイールローダ	8	46	4																																																																																																						
中型自動車 ※1	高圧発電機車 タンクローリー 第1ペントフィルタ出口 水素濃度(可搬型) 中型ホース展張車(150t)	14	233	3 ※2																																																																																																						
普通自動車	放射能観測車 サーベイ車	7	496	—																																																																																																						
小型船舶操縦士	海上モニタリング シルトフェンス設置	9	37	11																																																																																																						
<div style="text-align: center;"> 別紙2-6 (1/1) 島根原子力発電所における重大事故等対応に必要な資格の取得状況及び令和3年度の取得計画を以下に示す。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">④-6 (令和3年4月1日現在)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資格名称</th> <th>用途</th> <th>必要な人數</th> <th>有資格者数</th> <th>令和3年度取得計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車</td> <td>大容量送水ポンプ ホース延長回収車 熱交換器ユニット 可搬型空素ガス供給装置</td> <td>21</td> <td>63</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>けん引</td> <td>熱交換器ユニット 可搬型空素ガス供給装置</td> <td>7</td> <td>53</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>大型特殊</td> <td>ブルドーザ バックホウ</td> <td>14</td> <td>85</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>小型移動式クレーン</td> <td>水中ポンプ設置</td> <td>14</td> <td>126</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>危険物取扱者 (乙種第4類)</td> <td>燃料給油</td> <td>14</td> <td>266</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>玉掛け</td> <td>水中ポンプ吊上げ</td> <td>14</td> <td>165</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>車両系建設機械 (整地)</td> <td>ブルドーザ バックホウ</td> <td>14</td> <td>57</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>車両系建設機械 (解体)</td> <td>バックホウ</td> <td>14</td> <td>33</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中型自動車※2</td> <td>電源車 タンクローリー</td> <td>14</td> <td>246</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>小型船舶操縦士</td> <td>海上モニタリング</td> <td>2</td> <td>53</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> </div>					資格名称	用途	必要な人數	有資格者数	令和3年度取得計画	大型自動車	大容量送水ポンプ ホース延長回収車 熱交換器ユニット 可搬型空素ガス供給装置	21	63	0	けん引	熱交換器ユニット 可搬型空素ガス供給装置	7	53	0	大型特殊	ブルドーザ バックホウ	14	85	0	小型移動式クレーン	水中ポンプ設置	14	126	0	危険物取扱者 (乙種第4類)	燃料給油	14	266	0	玉掛け	水中ポンプ吊上げ	14	165	0	車両系建設機械 (整地)	ブルドーザ バックホウ	14	57	0	車両系建設機械 (解体)	バックホウ	14	33	0	中型自動車※2	電源車 タンクローリー	14	246	0	小型船舶操縦士	海上モニタリング	2	53	0	<div style="text-align: center;"> 別紙2-8 (1/1) 泊発電所における重大事故等対応に必要な資格を以下に示す。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">④-6 (令和4年3月現在)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資格名称</th> <th>用途</th> <th>必要な人數</th> <th>取得者数</th> <th>令和4年度 取得計画数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車・けん引</td> <td>・可搬型代替熱交換車(けん引) ・可搬型大型送水ポンプ車 ・ホース延長・回収車(送水車用)</td> <td>30名</td> <td>103名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>小型移動式クレーン</td> <td>・可搬型大型送水ポンプ車(ホース等の運搬)</td> <td>20名</td> <td>97名</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>玉掛け</td> <td>・同上</td> <td>20名</td> <td>160名</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>危険物取扱者乙種 第4類</td> <td>・燃料保管活動</td> <td>14名</td> <td>212名</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>大型特殊自動車・車 両系建設機械</td> <td>・ホイールローダ(ガレキ除去等) ・バックホウ(路盤解消)</td> <td>24名</td> <td>47名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>中型自動車※2</td> <td>・可搬型タンクローリー</td> <td>14名</td> <td>282名</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>二級小型船舶</td> <td>・海上モニタリング ・シルトフェンスの設置</td> <td>4名</td> <td>24名</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table> </div>					資格名称	用途	必要な人數	取得者数	令和4年度 取得計画数	大型自動車・けん引	・可搬型代替熱交換車(けん引) ・可搬型大型送水ポンプ車 ・ホース延長・回収車(送水車用)	30名	103名	2名	小型移動式クレーン	・可搬型大型送水ポンプ車(ホース等の運搬)	20名	97名	3名	玉掛け	・同上	20名	160名	3名	危険物取扱者乙種 第4類	・燃料保管活動	14名	212名	未定	大型特殊自動車・車 両系建設機械	・ホイールローダ(ガレキ除去等) ・バックホウ(路盤解消)	24名	47名	1名	中型自動車※2	・可搬型タンクローリー	14名	282名	未定	二級小型船舶	・海上モニタリング ・シルトフェンスの設置	4名	24名	2名	<div style="text-align: center;"> (島根、女川) ⑧記載内容の相違 (実績人數) </div>	
資格名称	用途	必要な人數	有資格者数	令和3年度取得計画																																																																																																						
大型自動車	大容量送水ポンプ ホース延長回収車 熱交換器ユニット 可搬型空素ガス供給装置	21	63	0																																																																																																						
けん引	熱交換器ユニット 可搬型空素ガス供給装置	7	53	0																																																																																																						
大型特殊	ブルドーザ バックホウ	14	85	0																																																																																																						
小型移動式クレーン	水中ポンプ設置	14	126	0																																																																																																						
危険物取扱者 (乙種第4類)	燃料給油	14	266	0																																																																																																						
玉掛け	水中ポンプ吊上げ	14	165	0																																																																																																						
車両系建設機械 (整地)	ブルドーザ バックホウ	14	57	0																																																																																																						
車両系建設機械 (解体)	バックホウ	14	33	0																																																																																																						
中型自動車※2	電源車 タンクローリー	14	246	0																																																																																																						
小型船舶操縦士	海上モニタリング	2	53	0																																																																																																						
資格名称	用途	必要な人數	取得者数	令和4年度 取得計画数																																																																																																						
大型自動車・けん引	・可搬型代替熱交換車(けん引) ・可搬型大型送水ポンプ車 ・ホース延長・回収車(送水車用)	30名	103名	2名																																																																																																						
小型移動式クレーン	・可搬型大型送水ポンプ車(ホース等の運搬)	20名	97名	3名																																																																																																						
玉掛け	・同上	20名	160名	3名																																																																																																						
危険物取扱者乙種 第4類	・燃料保管活動	14名	212名	未定																																																																																																						
大型特殊自動車・車 両系建設機械	・ホイールローダ(ガレキ除去等) ・バックホウ(路盤解消)	24名	47名	1名																																																																																																						
中型自動車※2	・可搬型タンクローリー	14名	282名	未定																																																																																																						
二級小型船舶	・海上モニタリング ・シルトフェンスの設置	4名	24名	2名																																																																																																						

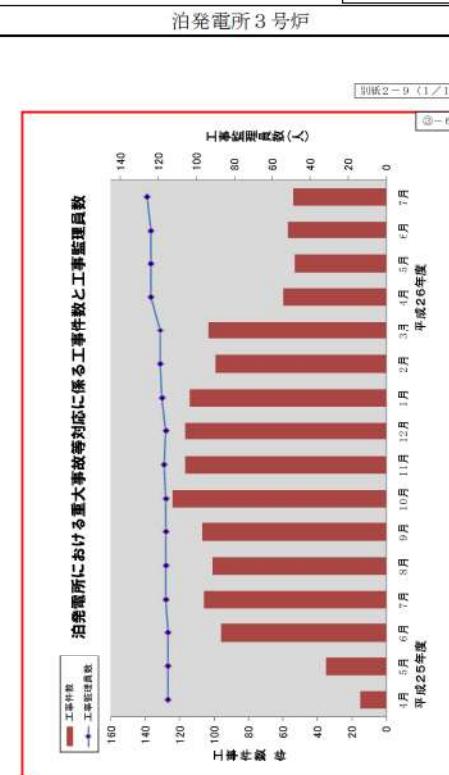
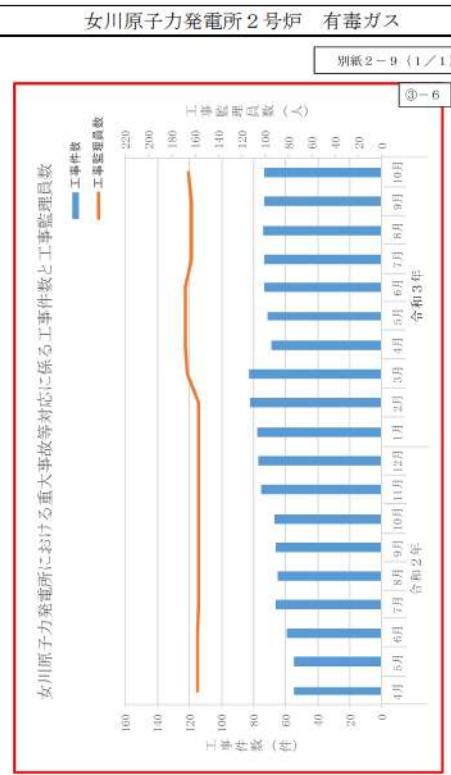
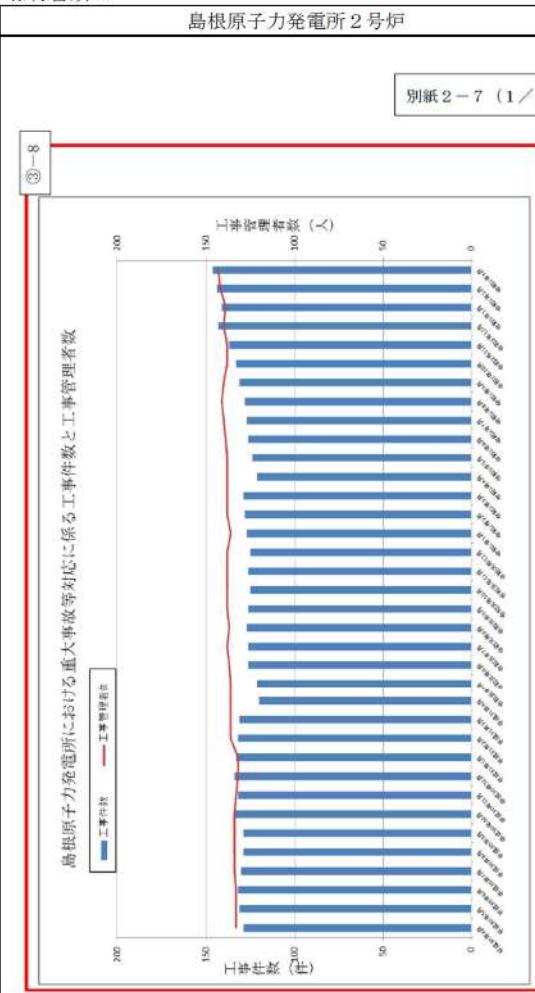
※1：中型自動車の取得者数は、中型自動車と中型自動車(8t)限定の合計数

※2：大型自動車の取得により有資格者(運転可能な者)を確保する

泊発電所 3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五



(島根、女川) ⑧記載内容の相違(実績人数)

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙2-8 (1/1)</p> <p>島根原子力発電所における不具合事例の展示</p>  <p>パネル、不具合設備、資料の展示</p>  <p>タービン抽気系配管の減肉</p>  <p>原子炉再循環ポンプメカニカルシール不具合</p>	<p>別紙2-10 (1/1)</p> <p>女川原子力発電所の訓練施設における不具合事例の展示</p>  <p>女川2号炉 給水流量計からの水漏れ</p>  <p>女川1号炉 食水浄化系配管の減肉</p>  <p>パネル展示</p>	<p>別紙2-10 (1/1)</p> <p>不具合事例を風化させないための教育資料</p>  <p>保安規定違反(LCO逸脱)事象を 風化させないための教育</p> <p>2022年8月(リメンバ一月間) 原子力安全・品質保証部長所長組織</p>  <p>3B-DG試運転時の遠隔起動不能事象について</p> <p>2022年8月(リメンバ一月間) 泊発電所</p>	<p>(島根、女川) 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、本店の技術者も対象とした教育を計画的に実施することで、不具合事例を風化させないよう技術伝承している。

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p style="text-align: center;">別紙3-1 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">プラント設備の習熟のための保守点検活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>主な活動</th> <th>保守点検活動の内容（例）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入社1年目 原子力部門 技術系社員 (全員)</td> <td>現場実習</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・入社後、原子力発電所の基礎知識を学んだ後、当直又は各配属部門における現場パトロールや機器点検工事立会い等でのOJTにて機器配置、現場設備を習熟。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">運転員</td> <td>状態管理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・法令・保安規定に基づくパラメータについて、記録（データ採取）しプラント状態を把握。 ・定期的な巡回点検を実施し、異常の有無を確認しプラント状態を把握。 ・予定表に基づいて定期試験を実施し動作可能であることを確認。 ・プラント起動・停止における点検・確認を実施し、プラント状態を把握。 ・保修作業における安全措置を実施するとともに作業範囲の識別及び作業状況を把握。 </td> </tr> <tr> <td>運転操作</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント起動・停止・出力増減操作 ・機器の起動・停止及び定例切替操作 ・非常用炉心冷却設備等の定期試験の実施 ・異常発生時の対応操作 ・保修作業における安全措置の実施 ・定期事業者検査の対応操作 </td> </tr> </tbody> </table>	対象者	主な活動	保守点検活動の内容（例）	入社1年目 原子力部門 技術系社員 (全員)	現場実習	<ul style="list-style-type: none"> ・入社後、原子力発電所の基礎知識を学んだ後、当直又は各配属部門における現場パトロールや機器点検工事立会い等でのOJTにて機器配置、現場設備を習熟。 	運転員	状態管理	<ul style="list-style-type: none"> ・法令・保安規定に基づくパラメータについて、記録（データ採取）しプラント状態を把握。 ・定期的な巡回点検を実施し、異常の有無を確認しプラント状態を把握。 ・予定表に基づいて定期試験を実施し動作可能であることを確認。 ・プラント起動・停止における点検・確認を実施し、プラント状態を把握。 ・保修作業における安全措置を実施するとともに作業範囲の識別及び作業状況を把握。 	運転操作	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント起動・停止・出力増減操作 ・機器の起動・停止及び定例切替操作 ・非常用炉心冷却設備等の定期試験の実施 ・異常発生時の対応操作 ・保修作業における安全措置の実施 ・定期事業者検査の対応操作 	<p style="text-align: center;">別紙3-1 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">プラント設備の習熟のための保守点検活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>主な活動</th> <th>保守点検活動の内容（例）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員</td> <td>状態管理及び運転操作</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、船内各部室巡回、定期点検及び運転に必要な操作手順等。 ・運転の各段階にて、調査範囲にてポンプ、弁等の設備の分解点検、調整、部品交換の実習を実施。 ・保守実験方法をまとめた手順書に基づき、機器において実現分解、分解器具の状況確認、拭拭状況確認及び試運転の立会確認を行うとともに、手順書の内容確認及び作業工具検討等の保守点検活動を実施。 </td> </tr> <tr> <td>事故対策員 (運転員を除く。)</td> <td>状態管理及び保守管理</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象者	主な活動	保守点検活動の内容（例）	運転員	状態管理及び運転操作	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、船内各部室巡回、定期点検及び運転に必要な操作手順等。 ・運転の各段階にて、調査範囲にてポンプ、弁等の設備の分解点検、調整、部品交換の実習を実施。 ・保守実験方法をまとめた手順書に基づき、機器において実現分解、分解器具の状況確認、拭拭状況確認及び試運転の立会確認を行うとともに、手順書の内容確認及び作業工具検討等の保守点検活動を実施。 	事故対策員 (運転員を除く。)	状態管理及び保守管理		(女川) 運用の相違
対象者	主な活動	保守点検活動の内容（例）																					
入社1年目 原子力部門 技術系社員 (全員)	現場実習	<ul style="list-style-type: none"> ・入社後、原子力発電所の基礎知識を学んだ後、当直又は各配属部門における現場パトロールや機器点検工事立会い等でのOJTにて機器配置、現場設備を習熟。 																					
運転員	状態管理	<ul style="list-style-type: none"> ・法令・保安規定に基づくパラメータについて、記録（データ採取）しプラント状態を把握。 ・定期的な巡回点検を実施し、異常の有無を確認しプラント状態を把握。 ・予定表に基づいて定期試験を実施し動作可能であることを確認。 ・プラント起動・停止における点検・確認を実施し、プラント状態を把握。 ・保修作業における安全措置を実施するとともに作業範囲の識別及び作業状況を把握。 																					
	運転操作	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント起動・停止・出力増減操作 ・機器の起動・停止及び定例切替操作 ・非常用炉心冷却設備等の定期試験の実施 ・異常発生時の対応操作 ・保修作業における安全措置の実施 ・定期事業者検査の対応操作 																					
	対象者	主な活動	保守点検活動の内容（例）																				
運転員	状態管理及び運転操作	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、船内各部室巡回、定期点検及び運転に必要な操作手順等。 ・運転の各段階にて、調査範囲にてポンプ、弁等の設備の分解点検、調整、部品交換の実習を実施。 ・保守実験方法をまとめた手順書に基づき、機器において実現分解、分解器具の状況確認、拭拭状況確認及び試運転の立会確認を行うとともに、手順書の内容確認及び作業工具検討等の保守点検活動を実施。 																					
事故対策員 (運転員を除く。)	状態管理及び保守管理																						

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由									
	<p style="text-align: center;">別紙3-1 (2/2)</p> <table border="1" data-bbox="696 190 1212 571"> <thead> <tr> <th>対象者</th><th>主な活動</th><th>保守点検活動の内容（例）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">保全部員</td><td>保守管理</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・設備ごとに担当者を定め、プラント起動停止時や試運転時に立ち会い、異常有無等の状態を確認。 ・設備不具合時等に設備の状況を把握し、部品取替えや計器調整などの作業管理を実施。 ・ポンプの分解点検等の直管作業を実施。 </td></tr> <tr> <td>工事管理 (調査管理)</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・各設備の定期的な保守点検工事、あるいは修繕工事等において、当社立会のホールドポイントを定めて、設備ごとの担当者が分解点検等の現場に立ち会い、設備の健全性確認を行うとともに、作業の安全管理等を実施。 </td></tr> <tr> <td>教育訓練</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練施設にて、基本的な設備（空気作動弁、電動弁、電磁弁、ポンプ、モーター、手動弁、遮断器、検出器、伝送器、制御器等）及び原子力特有の設備（平均出力領域モニタ、原子炉再結合系、制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット等）の分解点検、組立て、点検調整等の実習トレーニングを行い、現場技能を習得。 ・また、OJTを主体に専門知識の習得を図ることで、技術に堪能な人材を早期に育成。 </td></tr> </tbody> </table>	対象者	主な活動	保守点検活動の内容（例）	保全部員	保守管理	<ul style="list-style-type: none"> ・設備ごとに担当者を定め、プラント起動停止時や試運転時に立ち会い、異常有無等の状態を確認。 ・設備不具合時等に設備の状況を把握し、部品取替えや計器調整などの作業管理を実施。 ・ポンプの分解点検等の直管作業を実施。 	工事管理 (調査管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・各設備の定期的な保守点検工事、あるいは修繕工事等において、当社立会のホールドポイントを定めて、設備ごとの担当者が分解点検等の現場に立ち会い、設備の健全性確認を行うとともに、作業の安全管理等を実施。 	教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練施設にて、基本的な設備（空気作動弁、電動弁、電磁弁、ポンプ、モーター、手動弁、遮断器、検出器、伝送器、制御器等）及び原子力特有の設備（平均出力領域モニタ、原子炉再結合系、制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット等）の分解点検、組立て、点検調整等の実習トレーニングを行い、現場技能を習得。 ・また、OJTを主体に専門知識の習得を図ることで、技術に堪能な人材を早期に育成。 	(女川) 運用の相違
対象者	主な活動	保守点検活動の内容（例）										
保全部員	保守管理	<ul style="list-style-type: none"> ・設備ごとに担当者を定め、プラント起動停止時や試運転時に立ち会い、異常有無等の状態を確認。 ・設備不具合時等に設備の状況を把握し、部品取替えや計器調整などの作業管理を実施。 ・ポンプの分解点検等の直管作業を実施。 										
	工事管理 (調査管理)	<ul style="list-style-type: none"> ・各設備の定期的な保守点検工事、あるいは修繕工事等において、当社立会のホールドポイントを定めて、設備ごとの担当者が分解点検等の現場に立ち会い、設備の健全性確認を行うとともに、作業の安全管理等を実施。 										
	教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練施設にて、基本的な設備（空気作動弁、電動弁、電磁弁、ポンプ、モーター、手動弁、遮断器、検出器、伝送器、制御器等）及び原子力特有の設備（平均出力領域モニタ、原子炉再結合系、制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット等）の分解点検、組立て、点検調整等の実習トレーニングを行い、現場技能を習得。 ・また、OJTを主体に専門知識の習得を図ることで、技術に堪能な人材を早期に育成。 										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉			女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
別紙3-1 (1/1)	別紙3-2 (1/1)	別紙3-2 (1/1)			(島根、女川) 運用の相違																																																																																	
原子力発電所内訓練施設を活用した研修及び訓練の実績について (令和2年度)	原子力発電所内訓練施設を活用した訓練実績 (令和2年度)	原子力発電所内訓練施設を活用した訓練実績 (令和3年度)																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初級教育</td> <td> 力量「初級」認定者あるいは、それに準ずる知識・技能を持っていいる原子力部門の要員 <ul style="list-style-type: none"> 安全作業に必要な基礎知識 機械関係測定器の取扱い、一般弁、繼手及びポンプの基礎知識 電気関係測定器の取扱い、計測・制御、しゃ断器及び電動機の基礎知識 </td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>中級教育</td> <td> 力量「中級」認定者あるいは、それに準ずる知識・技能を持っていいる原子力部門の要員 <ul style="list-style-type: none"> 繼手、電動弁リミットルク、自動制御等、各設備の原理、構造及びシーケンスの読み方等の基礎知識 設備故障時の対応、ポンプ分解点検及び組立後の試運転時の保守技術、立会ポイント </td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>専門教育</td> <td> 力量「初級」認定者以上の知識・技能を持っている原子力部門の要員 <ul style="list-style-type: none"> 一般弁、安全弁、調節弁等の構造、機能、分解点検 立型ポンプ、大型ポンプ、MSIV駆動装置等の構造、機能、分解点検 立型高压電動機、しゃ断器の構造、機能、分解点検 工業計器、放射線モニタ等の原理、構造、点検 振動の基礎知識、測定方法、異常軸受の診断 非破壊検査の原理、検査方法 </td> <td>144</td> </tr> </tbody> </table>	研修コース	主な内容	受講者数	初級教育	力量「初級」認定者あるいは、それに準ずる知識・技能を持っていいる原子力部門の要員 <ul style="list-style-type: none"> 安全作業に必要な基礎知識 機械関係測定器の取扱い、一般弁、繼手及びポンプの基礎知識 電気関係測定器の取扱い、計測・制御、しゃ断器及び電動機の基礎知識 	270	中級教育	力量「中級」認定者あるいは、それに準ずる知識・技能を持っていいる原子力部門の要員 <ul style="list-style-type: none"> 繼手、電動弁リミットルク、自動制御等、各設備の原理、構造及びシーケンスの読み方等の基礎知識 設備故障時の対応、ポンプ分解点検及び組立後の試運転時の保守技術、立会ポイント 	117	専門教育	力量「初級」認定者以上の知識・技能を持っている原子力部門の要員 <ul style="list-style-type: none"> 一般弁、安全弁、調節弁等の構造、機能、分解点検 立型ポンプ、大型ポンプ、MSIV駆動装置等の構造、機能、分解点検 立型高压電動機、しゃ断器の構造、機能、分解点検 工業計器、放射線モニタ等の原理、構造、点検 振動の基礎知識、測定方法、異常軸受の診断 非破壊検査の原理、検査方法 	144	<table border="1"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 保全部門関係</td> <td></td> <td>(※)-1</td> </tr> <tr> <td>機械関係</td> <td> 保修基礎技術教育1 保修基礎技術教育2 </td> <td> ポンプ、弁等の一般的な機械系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練 原子炉系特有の機械系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練 </td> <td> 19 3 </td> </tr> <tr> <td>電気・計装関係</td> <td> 保修基礎技術教育1 保修基礎技術教育2 </td> <td> 発電設備、計測制御機器等の一般的な電気・計装系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練 原子炉系特有の電気・計装系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練 </td> <td> 19 11 </td> </tr> <tr> <td>保全全般関係</td> <td> 保修基礎技術教育1 保修基礎技術教育2 </td> <td> 非破壊試験、振動計測等の保全部門全般における基礎的な知識に関する実習訓練 給水調節弁等の特殊機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練 </td> <td> 6 0 </td> </tr> <tr> <td>2. 運転関係 (シミュレータ訓練)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>養成コース</td> <td>補機運転員の養成、力量維持及び主機運転員の養成</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>専門コース</td> <td>主機運転員の力量維持及び管理者の養成</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>管理者コース</td> <td>管理者の力量維持</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>チーム連携訓練</td> <td>ファミリー訓練</td> <td>314</td> </tr> </tbody> </table>	研修コース	主な内容	受講者数	1. 保全部門関係		(※)-1	機械関係	保修基礎技術教育1 保修基礎技術教育2	ポンプ、弁等の一般的な機械系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練 原子炉系特有の機械系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	19 3	電気・計装関係	保修基礎技術教育1 保修基礎技術教育2	発電設備、計測制御機器等の一般的な電気・計装系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練 原子炉系特有の電気・計装系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	19 11	保全全般関係	保修基礎技術教育1 保修基礎技術教育2	非破壊試験、振動計測等の保全部門全般における基礎的な知識に関する実習訓練 給水調節弁等の特殊機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	6 0	2. 運転関係 (シミュレータ訓練)				養成コース	補機運転員の養成、力量維持及び主機運転員の養成	46	専門コース	主機運転員の力量維持及び管理者の養成	14	管理者コース	管理者の力量維持	34	チーム連携訓練	ファミリー訓練	314	<table border="1"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 施設管理関係</td> <td></td> <td>(※)-1</td> </tr> <tr> <td>修理全般関係</td> <td> 基礎教育 基礎教育 </td> <td> 作業安全、作業管理、計測器使用方法、工具の使い方等修理部門全般における基礎的教育 ポンプ、弁等の機械部品に於ける基礎的知識と基本操作等に関する教育 </td> <td> 0(59)※ 8 </td> </tr> <tr> <td>機械関係</td> <td> 基礎教育 基礎教育 </td> <td> 原子力特有の機械系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練 電気・計測制御設備の基礎的知識と基本操作等に関する教育 </td> <td> 0(19)※ 11 </td> </tr> <tr> <td>電気・精御関係</td> <td> 基礎教育 基礎教育 </td> <td> 原子力特有の電気・計装系設備等専門性の高い機器に於ける構造・点検等の訓練 電気・計測制御設備の基礎的知識と基本操作等に関する教育 </td> <td> 0(22)※ </td> </tr> <tr> <td>2. 運転関係 (シミュレータ訓練)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シミュレータ訓練I</td> <td>運転操作の際の連携訓練</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>シミュレータ訓練II</td> <td>起動停止、異常時、警報発生時の応急訓練</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>シミュレータ訓練III</td> <td>起動停止、異常時、警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>初級操作訓練</td> <td>次期運転員を対象とした基礎知識の習得訓練</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>自主操作訓練</td> <td>目的的に行う操作訓練</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ COVID-19感染拡大防止の観点から、受講者の輪番割合が確保できない実習訓練について、令和3年度はすべて取りやめた。参考として、()内に令和2年度の受講人数を示す。 なお、令和4年度は、COVID-19感染拡大防止対策を講じることで、訓練を実施できるよう計画中。</p>	研修コース	主な内容	受講者数	1. 施設管理関係		(※)-1	修理全般関係	基礎教育 基礎教育	作業安全、作業管理、計測器使用方法、工具の使い方等修理部門全般における基礎的教育 ポンプ、弁等の機械部品に於ける基礎的知識と基本操作等に関する教育	0(59)※ 8	機械関係	基礎教育 基礎教育	原子力特有の機械系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練 電気・計測制御設備の基礎的知識と基本操作等に関する教育	0(19)※ 11	電気・精御関係	基礎教育 基礎教育	原子力特有の電気・計装系設備等専門性の高い機器に於ける構造・点検等の訓練 電気・計測制御設備の基礎的知識と基本操作等に関する教育	0(22)※	2. 運転関係 (シミュレータ訓練)			シミュレータ訓練I	運転操作の際の連携訓練	125	シミュレータ訓練II	起動停止、異常時、警報発生時の応急訓練	44	シミュレータ訓練III	起動停止、異常時、警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	33	初級操作訓練	次期運転員を対象とした基礎知識の習得訓練	32	自主操作訓練	目的的に行う操作訓練	39		
研修コース	主な内容	受講者数																																																																																				
初級教育	力量「初級」認定者あるいは、それに準ずる知識・技能を持っていいる原子力部門の要員 <ul style="list-style-type: none"> 安全作業に必要な基礎知識 機械関係測定器の取扱い、一般弁、繼手及びポンプの基礎知識 電気関係測定器の取扱い、計測・制御、しゃ断器及び電動機の基礎知識 	270																																																																																				
中級教育	力量「中級」認定者あるいは、それに準ずる知識・技能を持っていいる原子力部門の要員 <ul style="list-style-type: none"> 繼手、電動弁リミットルク、自動制御等、各設備の原理、構造及びシーケンスの読み方等の基礎知識 設備故障時の対応、ポンプ分解点検及び組立後の試運転時の保守技術、立会ポイント 	117																																																																																				
専門教育	力量「初級」認定者以上の知識・技能を持っている原子力部門の要員 <ul style="list-style-type: none"> 一般弁、安全弁、調節弁等の構造、機能、分解点検 立型ポンプ、大型ポンプ、MSIV駆動装置等の構造、機能、分解点検 立型高压電動機、しゃ断器の構造、機能、分解点検 工業計器、放射線モニタ等の原理、構造、点検 振動の基礎知識、測定方法、異常軸受の診断 非破壊検査の原理、検査方法 	144																																																																																				
研修コース	主な内容	受講者数																																																																																				
1. 保全部門関係		(※)-1																																																																																				
機械関係	保修基礎技術教育1 保修基礎技術教育2	ポンプ、弁等の一般的な機械系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練 原子炉系特有の機械系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	19 3																																																																																			
電気・計装関係	保修基礎技術教育1 保修基礎技術教育2	発電設備、計測制御機器等の一般的な電気・計装系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練 原子炉系特有の電気・計装系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	19 11																																																																																			
保全全般関係	保修基礎技術教育1 保修基礎技術教育2	非破壊試験、振動計測等の保全部門全般における基礎的な知識に関する実習訓練 給水調節弁等の特殊機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	6 0																																																																																			
2. 運転関係 (シミュレータ訓練)																																																																																						
養成コース	補機運転員の養成、力量維持及び主機運転員の養成	46																																																																																				
専門コース	主機運転員の力量維持及び管理者の養成	14																																																																																				
管理者コース	管理者の力量維持	34																																																																																				
チーム連携訓練	ファミリー訓練	314																																																																																				
研修コース	主な内容	受講者数																																																																																				
1. 施設管理関係		(※)-1																																																																																				
修理全般関係	基礎教育 基礎教育	作業安全、作業管理、計測器使用方法、工具の使い方等修理部門全般における基礎的教育 ポンプ、弁等の機械部品に於ける基礎的知識と基本操作等に関する教育	0(59)※ 8																																																																																			
機械関係	基礎教育 基礎教育	原子力特有の機械系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練 電気・計測制御設備の基礎的知識と基本操作等に関する教育	0(19)※ 11																																																																																			
電気・精御関係	基礎教育 基礎教育	原子力特有の電気・計装系設備等専門性の高い機器に於ける構造・点検等の訓練 電気・計測制御設備の基礎的知識と基本操作等に関する教育	0(22)※																																																																																			
2. 運転関係 (シミュレータ訓練)																																																																																						
シミュレータ訓練I	運転操作の際の連携訓練	125																																																																																				
シミュレータ訓練II	起動停止、異常時、警報発生時の応急訓練	44																																																																																				
シミュレータ訓練III	起動停止、異常時、警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	33																																																																																				
初級操作訓練	次期運転員を対象とした基礎知識の習得訓練	32																																																																																				
自主操作訓練	目的的に行う操作訓練	39																																																																																				

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																											
<p>別紙3-2 (1/1)</p> <p>安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について</p> <p>1. 全交流動力電源喪失事象について、当直連携訓練を実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2号炉運転員</th> <th>3号炉運転員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>74名</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>70名</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>72名</td> <td>0名</td> </tr> </tbody> </table> </p> <p>2. B T Cで行われる訓練「S A訓練コース（上級）」を実施 <small>（上級Sを含む）</small> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>当直長</th> <th>当直長以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>4名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1名</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4名</td> <td>3名</td> </tr> </tbody> </table> </p>		2号炉運転員	3号炉運転員	平成30年度	74名	0名	令和元年度	70名	0名	令和2年度	72名	0名		当直長	当直長以外	平成30年度	4名	4名	令和元年度	1名	7名	令和2年度	4名	3名	<p>別紙3-3 (1/1)</p> <p>安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について</p> <p>1. 全交流動力電源喪失事象について、当直連携訓練を実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1・2号炉 運転員</th> <th>3号炉 運転員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>61名</td> <td>36名</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>32名</td> <td>35名</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>32名</td> <td>29名</td> </tr> </tbody> </table> </p> <p>2. B T Cで行われる訓練 <small>(1)「SA訓練コース（上級）」を実施</small> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>8名</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table> <small>(2)「中級HS訓練コース」を実施</small> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table> </p>		1・2号炉 運転員	3号炉 運転員	平成30年度	61名	36名	令和元年度	32名	35名	令和2年度	32名	29名		受講者数	平成30年度	8名	令和元年度	3名	令和2年度	1名		受講者数	平成30年度	2名	令和元年度	2名	令和2年度	2名	<p>別紙3-3 (1/1)</p> <p>安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について</p> <p>1. 全交流動力電源喪失事象について、当直連携訓練を実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1・2号炉運転員</th> <th>3号炉運転員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>60名</td> <td>59名</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>61名</td> <td>55名</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>69名</td> <td>67名</td> </tr> </tbody> </table> </p> <p>2. N T Gで行われる訓練「複数シビアアクシデントコース」及び「シビアアクシデント訓練強化コース」を実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第Ⅰ課長・副長</th> <th>第Ⅱ課長・副長以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>8名</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>8名</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>7名</td> <td>6名</td> </tr> </tbody> </table> </p>		1・2号炉運転員	3号炉運転員	令和元年度	60名	59名	令和2年度	61名	55名	令和3年度	69名	67名		第Ⅰ課長・副長	第Ⅱ課長・副長以外	令和元年度	8名	5名	令和2年度	8名	6名	令和3年度	7名	6名
	2号炉運転員	3号炉運転員																																																																												
平成30年度	74名	0名																																																																												
令和元年度	70名	0名																																																																												
令和2年度	72名	0名																																																																												
	当直長	当直長以外																																																																												
平成30年度	4名	4名																																																																												
令和元年度	1名	7名																																																																												
令和2年度	4名	3名																																																																												
	1・2号炉 運転員	3号炉 運転員																																																																												
平成30年度	61名	36名																																																																												
令和元年度	32名	35名																																																																												
令和2年度	32名	29名																																																																												
	受講者数																																																																													
平成30年度	8名																																																																													
令和元年度	3名																																																																													
令和2年度	1名																																																																													
	受講者数																																																																													
平成30年度	2名																																																																													
令和元年度	2名																																																																													
令和2年度	2名																																																																													
	1・2号炉運転員	3号炉運転員																																																																												
令和元年度	60名	59名																																																																												
令和2年度	61名	55名																																																																												
令和3年度	69名	67名																																																																												
	第Ⅰ課長・副長	第Ⅱ課長・副長以外																																																																												
令和元年度	8名	5名																																																																												
令和2年度	8名	6名																																																																												
令和3年度	7名	6名																																																																												

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>別紙3-3 (1/2)</p> <table border="1"> <tr><td>文書番号</td><td>QMS8-04-X00-32</td></tr> <tr><td>制定日</td><td>2008. 2. 1</td></tr> <tr><td>承認日</td><td>2020. 10. 22</td></tr> <tr><td>施行日</td><td>2020. 11. 9</td></tr> </table> <p>不適合等管理基本要領 (抜粋)</p>	文書番号	QMS8-04-X00-32	制定日	2008. 2. 1	承認日	2020. 10. 22	施行日	2020. 11. 9	<p>女川原子力発電所2号炉 有毒ガス</p> <p>別紙3-4 (1/2)</p> <p>原品8-3-1 (原品)</p> <p>原子力保安情報処理要領 抜粋</p> <p>2006年12月28日 (制 定) 2021年 6月29日 (第25回改正)</p> <p>原子力品質保証室</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>別紙3-4 (1/3)</p> <p>R-30-110</p> <p>原子力トラブル情報検討マニュアル 〔平成16年 3月31日施行 2022年 8月 1日 (第25回改正) (所管) 原子力運営グループ〕</p> <p>北海道電力株式会社 抜 粋</p>	<p>(島根、女川) 文書体系の相違 ・各プラントで、組織体制に応じて運転経験情報の取り扱いに係る社内規程類の体系が異なる。</p>
文書番号	QMS8-04-X00-32										
制定日	2008. 2. 1										
承認日	2020. 10. 22										
施行日	2020. 11. 9										

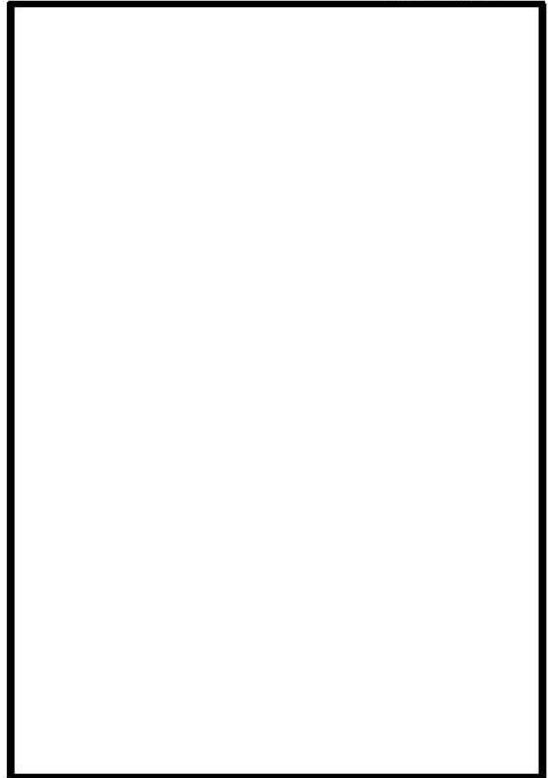
泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
別紙3-3 (2/2)	別紙3-4 (2/2)	別紙3-4 (2/3)	(島根、女川) 文書体系の相違 ・各プラントで、組織体制に応じて運転経験情報の取り扱いに係る社内規程類の体系が異なる。

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">別紙3-4 (3/3)</p> 	<p>(島根、女川) 文書体系の相違 ・各プラントで、組織体制に応じて運転経験情報の取り扱いに係る社内規程類の体系が異なる。</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

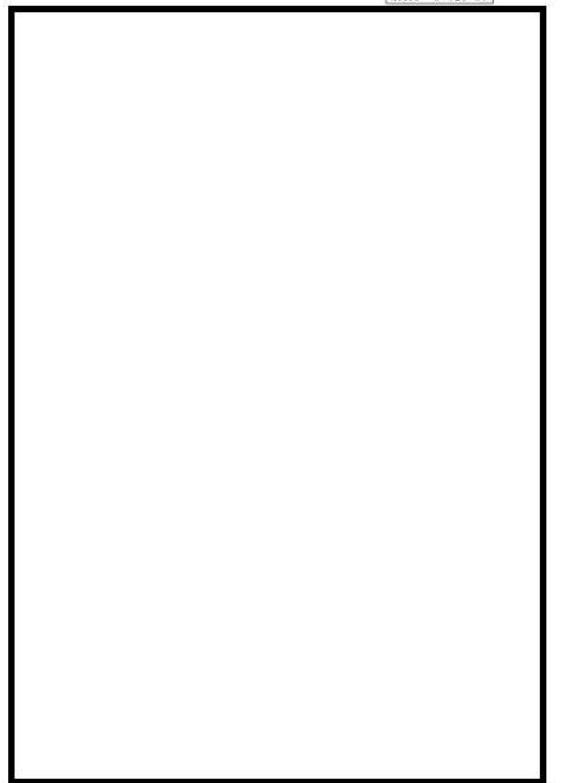
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<p style="text-align: center;">別紙3-4 (1/5)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>文書番号</td><td>QMS8-06-N01-40</td></tr> <tr><td>制定日</td><td>2008. 2. 1</td></tr> <tr><td>承認日</td><td>2021. 2. 15</td></tr> <tr><td>施行日</td><td>2021. 2. 17</td></tr> </table> <p>島根原子力発電所 未然防止処置手順書 (抜粋)</p> <p>中国電力株式会社 島根原子力発電所</p>	文書番号	QMS8-06-N01-40	制定日	2008. 2. 1	承認日	2021. 2. 15	施行日	2021. 2. 17		<p style="text-align: center;">別紙3-5 (1/3)</p> <p>R-30-218</p> <p>泊発電所トラブル情報検討要領</p> <p style="text-align: center;">(内閣16年 2月13日施行 2022年 8月 1日施行 (第26次改正) (所管) 泊発電所 係会計課)</p> <p style="text-align: right;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根、女川) 文書体系の相違 ・各プラントで、組織体制に応じて運転経験情報の取り扱いに係る社内規程類の体系が異なる。</p>
文書番号	QMS8-06-N01-40										
制定日	2008. 2. 1										
承認日	2021. 2. 15										
施行日	2021. 2. 17										

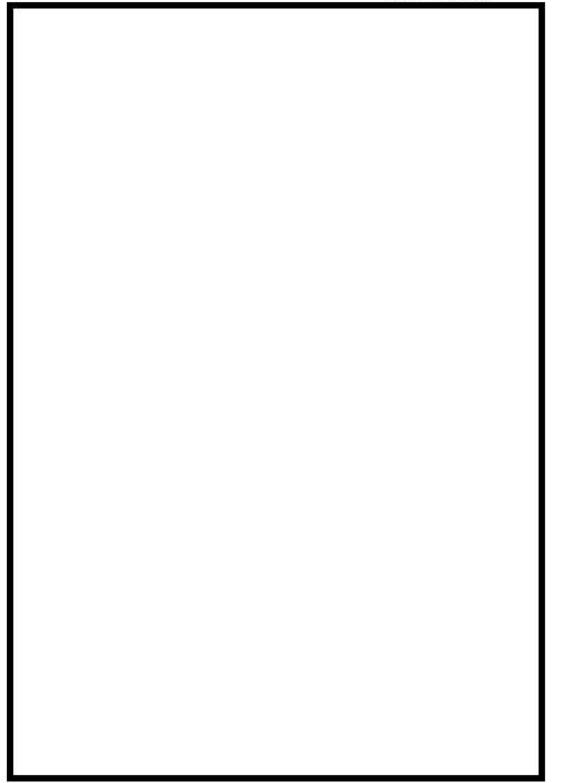
泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙3-4 (2/5)</p> 		<p>別紙3-5 (2/3)</p> 	<p>(島根、女川) 文書体系の相違 ・各プラントで、組織体制に応じて運転経験情報の取り扱いに係る社内規程類の体系が異なる。</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙3-4 (3/5)</p> 		<p>別紙3-5 (3/3)</p> 	<p>(島根、女川) 文書体系の相違 ・各プラントで、組織体制に応じて運転経験情報の取り扱いに係る社内規程類の体系が異なる。</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
別紙3-4 (4/5) 			(島根、女川) 文書体系の相違 ・各プラントで、組織体制に応じて運転経験情報の取り扱いに係る社内規程類の体系が異なる。

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
別紙3-4 (5/5) 			(島根、女川) 文書体系の相違 ・各プラントで、組織体制に応じて運転経験情報の取り扱いに係る社内規程類の体系が異なる。

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																							
<p style="text-align: center;">別紙3-5</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>原子力発電保安運営委員会の開催実績 (令和2年度)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>月</th><th>日</th><th>内容</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>4</td><td>17</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>10</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>30</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>2</td><td>他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>21</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>19</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>15</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: right;">⑤-3, ⑥-6</p>	月	日	内容	備考	4	17			6	10			7	30			9	2	他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について		10	21			11	19			12	4			1	15			<p style="text-align: center;">別紙3-5 (1/2)</p> <p>原子力情報検討会の開催実績(令和2年度)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>月</th><th>日</th><th>内容</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>4</td><td>27</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>26</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>22</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>27</td><td>・当社における未然防止処置の検討要否</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>31</td><td>・本店が未然防止処置の検討箇所となつた場合の詳細検討</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>28</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>26</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>30</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>21</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>25</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>24</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>29</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>女川原子力発電所情報検討会の開催実績(令和2年度)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>月</th><th>日</th><th>内容</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>4</td><td>9</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>13</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>12</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>10</td><td>・発電所における未然防止処置の検討要否</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>7</td><td>・発電所が未然防止処置の検討箇所となつた場合の詳細検討</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>11</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>9</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>11</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>9</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>13</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>10</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>10</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	月	日	内容	備考	4	27			5	26			6	22			7	27	・当社における未然防止処置の検討要否		8	31	・本店が未然防止処置の検討箇所となつた場合の詳細検討		9	28			10	26			11	30			12	21			1	25			2	24			3	29			月	日	内容	備考	4	9			5	13			6	12			7	10	・発電所における未然防止処置の検討要否		8	7	・発電所が未然防止処置の検討箇所となつた場合の詳細検討		9	11			10	9			11	11			12	9			1	13			2	10			3	10			<p style="text-align: center;">別紙3-6 (1/1)</p> <p>泊発電所トラブル情報検討会の開催実績(令和3年度)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>月</th><th>日</th><th>内容</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>5</td><td>10</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>8</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>29</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>8</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>29</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>30</td><td>・未然防止処置の検討要否</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>8</td><td>・未然防止処置活動の取組状況</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>15</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>13</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>17</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>21</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>18</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>泊発電所安全運営委員会の開催実績(令和3年度)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>月</th><th>日</th><th>内容</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>5</td><td>31</td><td>・事故・故障の水平展開検討結果について</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>・不適合の発生状況および処置状況について</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>7</td><td>・事故・故障の水平展開検討結果について</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>・不適合の発生状況および処置状況について</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>20</td><td>・トラブル情報検討要領の改正について</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>23</td><td>・トラブル情報検討要領の改正について</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>14</td><td>・不適合の発生状況および処置状況について</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>16</td><td>・事故・故障の水平展開検討結果について</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>・不適合の発生状況および処置状況について</td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>20</td><td>・事故・故障の水平展開検討結果について</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>17</td><td>・不適合の発生状況および処置状況について</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>17</td><td>・事故・故障の水平展開検討結果について</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>・トラブル情報検討要領の改正について</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 未然防止処置に必要な情報の検討に係る実績を抜粋</p>	月	日	内容	備考	5	10			6	8			6	29			7	8			7	29			8	30	・未然防止処置の検討要否		10	8	・未然防止処置活動の取組状況		11	15			12	13			1	17			2	21			3	18			月	日	内容	備考	5	31	・事故・故障の水平展開検討結果について				・不適合の発生状況および処置状況について		7	7	・事故・故障の水平展開検討結果について				・不適合の発生状況および処置状況について		7	20	・トラブル情報検討要領の改正について		8	23	・トラブル情報検討要領の改正について		9	14	・不適合の発生状況および処置状況について		11	16	・事故・故障の水平展開検討結果について				・不適合の発生状況および処置状況について		1	20	・事故・故障の水平展開検討結果について		2	17	・不適合の発生状況および処置状況について		3	17	・事故・故障の水平展開検討結果について				・トラブル情報検討要領の改正について	
月	日	内容	備考																																																																																																																																																																																																																																																							
4	17																																																																																																																																																																																																																																																									
6	10																																																																																																																																																																																																																																																									
7	30																																																																																																																																																																																																																																																									
9	2	他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について																																																																																																																																																																																																																																																								
10	21																																																																																																																																																																																																																																																									
11	19																																																																																																																																																																																																																																																									
12	4																																																																																																																																																																																																																																																									
1	15																																																																																																																																																																																																																																																									
月	日	内容	備考																																																																																																																																																																																																																																																							
4	27																																																																																																																																																																																																																																																									
5	26																																																																																																																																																																																																																																																									
6	22																																																																																																																																																																																																																																																									
7	27	・当社における未然防止処置の検討要否																																																																																																																																																																																																																																																								
8	31	・本店が未然防止処置の検討箇所となつた場合の詳細検討																																																																																																																																																																																																																																																								
9	28																																																																																																																																																																																																																																																									
10	26																																																																																																																																																																																																																																																									
11	30																																																																																																																																																																																																																																																									
12	21																																																																																																																																																																																																																																																									
1	25																																																																																																																																																																																																																																																									
2	24																																																																																																																																																																																																																																																									
3	29																																																																																																																																																																																																																																																									
月	日	内容	備考																																																																																																																																																																																																																																																							
4	9																																																																																																																																																																																																																																																									
5	13																																																																																																																																																																																																																																																									
6	12																																																																																																																																																																																																																																																									
7	10	・発電所における未然防止処置の検討要否																																																																																																																																																																																																																																																								
8	7	・発電所が未然防止処置の検討箇所となつた場合の詳細検討																																																																																																																																																																																																																																																								
9	11																																																																																																																																																																																																																																																									
10	9																																																																																																																																																																																																																																																									
11	11																																																																																																																																																																																																																																																									
12	9																																																																																																																																																																																																																																																									
1	13																																																																																																																																																																																																																																																									
2	10																																																																																																																																																																																																																																																									
3	10																																																																																																																																																																																																																																																									
月	日	内容	備考																																																																																																																																																																																																																																																							
5	10																																																																																																																																																																																																																																																									
6	8																																																																																																																																																																																																																																																									
6	29																																																																																																																																																																																																																																																									
7	8																																																																																																																																																																																																																																																									
7	29																																																																																																																																																																																																																																																									
8	30	・未然防止処置の検討要否																																																																																																																																																																																																																																																								
10	8	・未然防止処置活動の取組状況																																																																																																																																																																																																																																																								
11	15																																																																																																																																																																																																																																																									
12	13																																																																																																																																																																																																																																																									
1	17																																																																																																																																																																																																																																																									
2	21																																																																																																																																																																																																																																																									
3	18																																																																																																																																																																																																																																																									
月	日	内容	備考																																																																																																																																																																																																																																																							
5	31	・事故・故障の水平展開検討結果について																																																																																																																																																																																																																																																								
		・不適合の発生状況および処置状況について																																																																																																																																																																																																																																																								
7	7	・事故・故障の水平展開検討結果について																																																																																																																																																																																																																																																								
		・不適合の発生状況および処置状況について																																																																																																																																																																																																																																																								
7	20	・トラブル情報検討要領の改正について																																																																																																																																																																																																																																																								
8	23	・トラブル情報検討要領の改正について																																																																																																																																																																																																																																																								
9	14	・不適合の発生状況および処置状況について																																																																																																																																																																																																																																																								
11	16	・事故・故障の水平展開検討結果について																																																																																																																																																																																																																																																								
		・不適合の発生状況および処置状況について																																																																																																																																																																																																																																																								
1	20	・事故・故障の水平展開検討結果について																																																																																																																																																																																																																																																								
2	17	・不適合の発生状況および処置状況について																																																																																																																																																																																																																																																								
3	17	・事故・故障の水平展開検討結果について																																																																																																																																																																																																																																																								
		・トラブル情報検討要領の改正について																																																																																																																																																																																																																																																								

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
	<p style="text-align: center;">別紙3-5 (2/2)</p> <p style="text-align: center;">東通原子力発電所情報検討会の開催実績（令和2年度）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>月</th><th>日</th><th>内容</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>4</td><td>28</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>28</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>25</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>29</td><td>・発電所における未然防止処置の検討要否</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>26</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>24</td><td>・発電所が未然防止処置の検討箇所となつた場合の詳細検討</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>29</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>26</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>23</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>26</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>24</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>30</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	月	日	内容	備考	4	28			5	28			6	25			7	29	・発電所における未然防止処置の検討要否		8	26			9	24	・発電所が未然防止処置の検討箇所となつた場合の詳細検討		10	29			11	26			12	23			1	26			2	24			3	30				(女川) 実績の相違
月	日	内容	備考																																																				
4	28																																																						
5	28																																																						
6	25																																																						
7	29	・発電所における未然防止処置の検討要否																																																					
8	26																																																						
9	24	・発電所が未然防止処置の検討箇所となつた場合の詳細検討																																																					
10	29																																																						
11	26																																																						
12	23																																																						
1	26																																																						
2	24																																																						
3	30																																																						

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p style="text-align: center;">別紙3-6</p> <p>過去3年間の海外派遣者実績について ⑤-4, ⑥-7</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度 (人數)</th><th>件名</th><th>派遣者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度 (7名)</td><td>米国電力研究所（EPRI）への派遣 欧洲原子力発電所における放射線防護規格に関する調査 米国原子力発電所における火災防護に関する調査 米国原子力発電所におけるIMAC視察 米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する調査</td><td>1 1 1 1 3</td></tr> <tr> <td>令和元年度 (11名)</td><td>米国電力研究所（EPRI）への派遣 欧洲原子力発電所におけるBOP閉止装置に関する調査 米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する調査 海外原子力発電所における安全対策に関する調査 米国原子力事業者におけるデジタル技術に関する調査</td><td>2 2 2 4 1</td></tr> <tr> <td>令和2年度 (4名)</td><td>米国電力研究所（EPRI）への派遣 米国原子力事業者における安全対策に関する調査 米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する調査</td><td>1 1 2</td></tr> </tbody> </table>	年度 (人數)	件名	派遣者数	平成30年度 (7名)	米国電力研究所（EPRI）への派遣 欧洲原子力発電所における放射線防護規格に関する調査 米国原子力発電所における火災防護に関する調査 米国原子力発電所におけるIMAC視察 米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する調査	1 1 1 1 3	令和元年度 (11名)	米国電力研究所（EPRI）への派遣 欧洲原子力発電所におけるBOP閉止装置に関する調査 米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する調査 海外原子力発電所における安全対策に関する調査 米国原子力事業者におけるデジタル技術に関する調査	2 2 2 4 1	令和2年度 (4名)	米国電力研究所（EPRI）への派遣 米国原子力事業者における安全対策に関する調査 米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する調査	1 1 2	<p style="text-align: center;">別紙3-6 (1/1)</p> <p>過去3年間の海外派遣者実績について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度 (人數)</th><th>件名</th><th>派遣者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度 (7名)</td><td>GE 日立 FIELD ENGINEERING PROGRAM参加 中国原子力事業者における施設管理等の調査 欧洲BWR事業者協議会における最新動向等の調査 美国原子力事業者におけるパフォーマンス改善活動に関する調査</td><td>1 2 1 3</td></tr> <tr> <td>令和2年度 (0名)</td><td>派遣無し</td><td>0</td></tr> <tr> <td>令和3年度 (0名)</td><td>派遣無し</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	年度 (人數)	件名	派遣者数	令和元年度 (7名)	GE 日立 FIELD ENGINEERING PROGRAM参加 中国原子力事業者における施設管理等の調査 欧洲BWR事業者協議会における最新動向等の調査 美国原子力事業者におけるパフォーマンス改善活動に関する調査	1 2 1 3	令和2年度 (0名)	派遣無し	0	令和3年度 (0名)	派遣無し	0	<p style="text-align: center;">別紙3-7 (1/1)</p> <p>過去5年間の海外派遣者実績について (平成29年度～令和3年度)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度 (人數)</th><th>件名</th><th>派遣者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td><td>WANOの運転経験分野に関するワークショップ</td><td>1</td></tr> <tr> <td>平成30年度</td><td>米国原子力事業者への原子炉監査プロセス全般に関する調査</td><td>6</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>米国原子力事業者への原子炉監査プロセス全般に関する調査</td><td>6</td></tr> </tbody> </table>	年度 (人數)	件名	派遣者数	平成29年度	WANOの運転経験分野に関するワークショップ	1	平成30年度	米国原子力事業者への原子炉監査プロセス全般に関する調査	6	令和元年度	米国原子力事業者への原子炉監査プロセス全般に関する調査	6	<p style="color: blue;">(島根、女川) 実績の相違</p>
年度 (人數)	件名	派遣者数																																					
平成30年度 (7名)	米国電力研究所（EPRI）への派遣 欧洲原子力発電所における放射線防護規格に関する調査 米国原子力発電所における火災防護に関する調査 米国原子力発電所におけるIMAC視察 米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する調査	1 1 1 1 3																																					
令和元年度 (11名)	米国電力研究所（EPRI）への派遣 欧洲原子力発電所におけるBOP閉止装置に関する調査 米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する調査 海外原子力発電所における安全対策に関する調査 米国原子力事業者におけるデジタル技術に関する調査	2 2 2 4 1																																					
令和2年度 (4名)	米国電力研究所（EPRI）への派遣 米国原子力事業者における安全対策に関する調査 米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する調査	1 1 2																																					
年度 (人數)	件名	派遣者数																																					
令和元年度 (7名)	GE 日立 FIELD ENGINEERING PROGRAM参加 中国原子力事業者における施設管理等の調査 欧洲BWR事業者協議会における最新動向等の調査 美国原子力事業者におけるパフォーマンス改善活動に関する調査	1 2 1 3																																					
令和2年度 (0名)	派遣無し	0																																					
令和3年度 (0名)	派遣無し	0																																					
年度 (人數)	件名	派遣者数																																					
平成29年度	WANOの運転経験分野に関するワークショップ	1																																					
平成30年度	米国原子力事業者への原子炉監査プロセス全般に関する調査	6																																					
令和元年度	米国原子力事業者への原子炉監査プロセス全般に関する調査	6																																					

島根原子力発電所 2号炉	女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス	泊発電所 3号炉	相違理由																													
<p style="text-align: center;">別紙4-1（1/2）</p> <p style="text-align: center;">⑦-1 ⑧-1</p> <p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則を踏まえた品質マネジメントシステム計画について</p> <p>当社における品質保証活動については、「原子力発電所における安全のための品質保証規程」(JEAC4111-2009)に基づき品質保証活動を実施してきた。今般の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(品質規則)の施行(令和2年4月1日)を踏まえ、追加された要求事項について品質マニュアルおよび保安規定の品質マネジメントシステム計画に反映した。</p> <p>主な反映内容は以下の通りである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本書類資料 (4)品質保証活動</th> <th>本書類資料に係る品 管規則の追加要求事 項</th> <th>品質マニュアルへの 反映内容</th> <th>保安規定第3条(品 質マネジメントシス テム計画)への反映 内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. (a) 及び(b) 品質マネジメン トシステム</td> <td>第一条（目的） 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする」とが明確にされた。</td> <td>1. 目的 「原子力の安全を達成・維持・向上させることにより、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善する」旨を明記した。</td> <td>1. 品質保証規程 第1条（目的） 「原子力の安全を達成・維持・向上させることにより、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するための手法を明確にし、原子力整備部門の安全・安全管理を確保することを目的とする」とが明記された。</td> </tr> <tr> <td>a. (c) 及び(d) 文書及び記録管 理</td> <td>第七条（文書の管理） ・文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化 ・文書の管理に文書の保護に関する事項を追加 ・文書改定手続と入力情報の管理の追加</td> <td>4.2.3 文書の管理 4.2.3.1 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。</td> <td>4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> <tr> <td>a. (e) 品質保証活動に 係る体制</td> <td>第九条（経営責任者の原 子力の安全のためのリーダーシッ プ） ・経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加</td> <td>5.1 経営責任者の原 子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については同項(8)に追加要求内容を追加した。</td> <td>5.1 経営責任者と子会社の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については、5.1項に追加要求内容を追加した。</td> </tr> </tbody> </table>	本書類資料 (4)品質保証活動	本書類資料に係る品 管規則の追加要求事 項	品質マニュアルへの 反映内容	保安規定第3条(品 質マネジメントシス テム計画)への反映 内容	a. (a) 及び(b) 品質マネジメン トシステム	第一条（目的） 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする」とが明確にされた。	1. 目的 「原子力の安全を達成・維持・向上させることにより、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善する」旨を明記した。	1. 品質保証規程 第1条（目的） 「原子力の安全を達成・維持・向上させることにより、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するための手法を明確にし、原子力整備部門の安全・安全管理を確保することを目的とする」とが明記された。	a. (c) 及び(d) 文書及び記録管 理	第七条（文書の管理） ・文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化 ・文書の管理に文書の保護に関する事項を追加 ・文書改定手続と入力情報の管理の追加	4.2.3 文書の管理 4.2.3.1 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。	4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。	a. (e) 品質保証活動に 係る体制	第九条（経営責任者の原 子力の安全のためのリーダーシッ プ） ・経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	5.1 経営責任者の原 子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については同項(8)に追加要求内容を追加した。	5.1 経営責任者と子会社の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については、5.1項に追加要求内容を追加した。																
本書類資料 (4)品質保証活動	本書類資料に係る品 管規則の追加要求事 項	品質マニュアルへの 反映内容	保安規定第3条(品 質マネジメントシス テム計画)への反映 内容																													
a. (a) 及び(b) 品質マネジメン トシステム	第一条（目的） 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする」とが明確にされた。	1. 目的 「原子力の安全を達成・維持・向上させることにより、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善する」旨を明記した。	1. 品質保証規程 第1条（目的） 「原子力の安全を達成・維持・向上させることにより、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するための手法を明確にし、原子力整備部門の安全・安全管理を確保することを目的とする」とが明記された。																													
a. (c) 及び(d) 文書及び記録管 理	第七条（文書の管理） ・文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化 ・文書の管理に文書の保護に関する事項を追加 ・文書改定手続と入力情報の管理の追加	4.2.3 文書の管理 4.2.3.1 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。	4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。																													
a. (e) 品質保証活動に 係る体制	第九条（経営責任者の原 子力の安全のためのリーダーシッ プ） ・経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	5.1 経営責任者の原 子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については同項(8)に追加要求内容を追加した。	5.1 経営責任者と子会社の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については、5.1項に追加要求内容を追加した。																													
<p style="text-align: center;">別紙4-1（1/2）</p> <p style="text-align: center;">⑦-1 ⑧-1</p> <p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則を踏まえた品質マネジメントシステム計画について</p> <p>当社における品質保証活動については、「原子力発電所における安全のための品質保証規程」(JEAC4111-2009)に基づき品質保証活動を実施してきた。今般の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(品質規則)の施行(令和2年4月1日)を踏まえ、追加された要求事項について原子力総合品質保証規程および保安規定の品質マネジメントシステム計画に反映した。</p> <p>主な反映内容は以下の通りである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本書類資料 (4)品質保証活動</th> <th>本書類資料に係る品 管規則の追加要求事 項</th> <th>原子力品質保証規程 への反映内容</th> <th>保安規定第3条(品 質マネジメントシス テム計画)への反映内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. (a) 及び(b) 品質マネジメン トシステム</td> <td>第一条（目的） 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする」とが明確にされた。</td> <td>1. 目的 「原子力の安全を達成・維持・向上させることにより、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するための手法を明確にし、原子力整備部門の安全・安全管理を確保することを目的とする」とが明記された。</td> <td>1. 品質保証規程 第1条（目的） 「原子力の安全を達成・維持・向上させることにより、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するための手法を明確にし、原子力整備部門の安全・安全管理を確保することを目的とする」とを明記した。</td> </tr> <tr> <td>a. (c) 及び(d) 文書及び記録管 理</td> <td>第七条（文書の管理） ・品質マネジメント計 画の変更手続を追加 ・文書の管理に文書の保 護に関する事項を追加 ・文書改定手続と入力 情報の管理の追加</td> <td>4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。</td> <td>4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> <tr> <td>a. (d) 品質保証活動に係る体制</td> <td>第九条（経営責任者の原 子力の安全のためのリーダーシッ プ） ・経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加</td> <td>5.1 経営責任者の原 子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については、5.1項に追加要求内容を追加した。</td> <td>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については、5.1項に追加要求内容を追加した。</td> </tr> <tr> <td>a. (e) 及び(f) 品質保証活動に 係る体制</td> <td>該当する追加要求なし</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>a. (f) 及び(j) マネジメントレビュ ー</td> <td>第十九条（マネジメント レビューによる情報） ・マネジメントレビューのイ ンシデント項目の追加</td> <td>4.6.2 マネジメントレビューに用 いる情報 ・(2)に追加要求内容を追加した。</td> <td>4.6.2 マネジメントレビューに用 いる情報 ・(2)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> <tr> <td>a. (g) 及び(h) 調査管理</td> <td>第二十三条（調査物品等 要求事項） ・調査プロセス等の制 度の立案と可動アリ ーグセシスと子会社の 追加</td> <td>7.4.2 調査物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。</td> <td>7.4.2 調査物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> <tr> <td>a. (h)</td> <td>第五十二条（是正措置等 不適合管理及び是正措置の 見直し）</td> <td>8.5.2 是正措置等 ・(2)に追加要求内容を追加した。</td> <td>8.5.2 是正措置等 ・(2)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> </tbody> </table>	本書類資料 (4)品質保証活動	本書類資料に係る品 管規則の追加要求事 項	原子力品質保証規程 への反映内容	保安規定第3条(品 質マネジメントシス テム計画)への反映内容	a. (a) 及び(b) 品質マネジメン トシステム	第一条（目的） 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする」とが明確にされた。	1. 目的 「原子力の安全を達成・維持・向上させることにより、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するための手法を明確にし、原子力整備部門の安全・安全管理を確保することを目的とする」とが明記された。	1. 品質保証規程 第1条（目的） 「原子力の安全を達成・維持・向上させることにより、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するための手法を明確にし、原子力整備部門の安全・安全管理を確保することを目的とする」とを明記した。	a. (c) 及び(d) 文書及び記録管 理	第七条（文書の管理） ・品質マネジメント計 画の変更手続を追加 ・文書の管理に文書の保 護に関する事項を追加 ・文書改定手続と入力 情報の管理の追加	4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。	4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。	a. (d) 品質保証活動に係る体制	第九条（経営責任者の原 子力の安全のためのリーダーシッ プ） ・経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	5.1 経営責任者の原 子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については、5.1項に追加要求内容を追加した。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については、5.1項に追加要求内容を追加した。	a. (e) 及び(f) 品質保証活動に 係る体制	該当する追加要求なし	同左	同左	a. (f) 及び(j) マネジメントレビュ ー	第十九条（マネジメント レビューによる情報） ・マネジメントレビューのイ ンシデント項目の追加	4.6.2 マネジメントレビューに用 いる情報 ・(2)に追加要求内容を追加した。	4.6.2 マネジメントレビューに用 いる情報 ・(2)に追加要求内容を追加した。	a. (g) 及び(h) 調査管理	第二十三条（調査物品等 要求事項） ・調査プロセス等の制 度の立案と可動アリ ーグセシスと子会社の 追加	7.4.2 調査物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。	7.4.2 調査物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。	a. (h)	第五十二条（是正措置等 不適合管理及び是正措置の 見直し）	8.5.2 是正措置等 ・(2)に追加要求内容を追加した。	8.5.2 是正措置等 ・(2)に追加要求内容を追加した。
本書類資料 (4)品質保証活動	本書類資料に係る品 管規則の追加要求事 項	原子力品質保証規程 への反映内容	保安規定第3条(品 質マネジメントシス テム計画)への反映内容																													
a. (a) 及び(b) 品質マネジメン トシステム	第一条（目的） 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする」とが明確にされた。	1. 目的 「原子力の安全を達成・維持・向上させることにより、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するための手法を明確にし、原子力整備部門の安全・安全管理を確保することを目的とする」とが明記された。	1. 品質保証規程 第1条（目的） 「原子力の安全を達成・維持・向上させることにより、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するための手法を明確にし、原子力整備部門の安全・安全管理を確保することを目的とする」とを明記した。																													
a. (c) 及び(d) 文書及び記録管 理	第七条（文書の管理） ・品質マネジメント計 画の変更手続を追加 ・文書の管理に文書の保 護に関する事項を追加 ・文書改定手続と入力 情報の管理の追加	4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。	4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。																													
a. (d) 品質保証活動に係る体制	第九条（経営責任者の原 子力の安全のためのリーダーシッ プ） ・経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	5.1 経営責任者の原 子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については、5.1項に追加要求内容を追加した。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については、5.1項に追加要求内容を追加した。																													
a. (e) 及び(f) 品質保証活動に 係る体制	該当する追加要求なし	同左	同左																													
a. (f) 及び(j) マネジメントレビュ ー	第十九条（マネジメント レビューによる情報） ・マネジメントレビューのイ ンシデント項目の追加	4.6.2 マネジメントレビューに用 いる情報 ・(2)に追加要求内容を追加した。	4.6.2 マネジメントレビューに用 いる情報 ・(2)に追加要求内容を追加した。																													
a. (g) 及び(h) 調査管理	第二十三条（調査物品等 要求事項） ・調査プロセス等の制 度の立案と可動アリ ーグセシスと子会社の 追加	7.4.2 調査物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。	7.4.2 調査物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。																													
a. (h)	第五十二条（是正措置等 不適合管理及び是正措置の 見直し）	8.5.2 是正措置等 ・(2)に追加要求内容を追加した。	8.5.2 是正措置等 ・(2)に追加要求内容を追加した。																													
			(島根、女川) 記載表現の相違																													

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 別紙4-1 (2/2) </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center; padding: 2px;">⑦-1 ⑧-1</th> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">本審査資料 (4)品質保証活動</td> <td style="width: 25%;">本審査資料に係る品管規則の追加要求事項</td> <td style="width: 25%;">品質マニュアルへの反映内容</td> <td style="width: 25%;">保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容</td> </tr> <tr> <td>a.(f), (g)及び(h) 品質方針及び品質目標</td> <td>該当する追加要求なし</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>a.(i)及び(j) マネジメントレビュー</td> <td>第十九条(マネジメントレビューに用いる情報) ・マネジメントレビューのインプット 項目の追加</td> <td>品評細則 5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。</td> <td>5.6.2 マネジメントレビューへの反映内容 ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> <tr> <td>a.(k) 内部コミュニケーション</td> <td>該当する追加要求なし。</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>h.(n)及び(b) 調達管理</td> <td>第三十五条(調達物品等要求事項) ・調達プロセスへの規制機関の立入を可能(フリーアクセス)とする措置の追加</td> <td>品評細則 7.4.2 調達物品等要求事項 ・(1)に追加要求内容を追加した。</td> <td>7.4.2 調達物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> <tr> <td>b.(c) 不適合管理及び是正処置</td> <td>第五十二条(是正処置等) ・不適合及び是正処置の見直し</td> <td>品評細則 8.5.2 是正処置等 ・追加要求内容を追加した。</td> <td>8.5.2 是正処置等 ・追加要求内容を追加した。</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 別紙4-1 (2/2) </div>	⑦-1 ⑧-1				本審査資料 (4)品質保証活動	本審査資料に係る品管規則の追加要求事項	品質マニュアルへの反映内容	保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容	a.(f), (g)及び(h) 品質方針及び品質目標	該当する追加要求なし	同左	同左	a.(i)及び(j) マネジメントレビュー	第十九条(マネジメントレビューに用いる情報) ・マネジメントレビューのインプット 項目の追加	品評細則 5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。	5.6.2 マネジメントレビューへの反映内容 ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。	a.(k) 内部コミュニケーション	該当する追加要求なし。	同左	同左	h.(n)及び(b) 調達管理	第三十五条(調達物品等要求事項) ・調達プロセスへの規制機関の立入を可能(フリーアクセス)とする措置の追加	品評細則 7.4.2 調達物品等要求事項 ・(1)に追加要求内容を追加した。	7.4.2 調達物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。	b.(c) 不適合管理及び是正処置	第五十二条(是正処置等) ・不適合及び是正処置の見直し	品評細則 8.5.2 是正処置等 ・追加要求内容を追加した。	8.5.2 是正処置等 ・追加要求内容を追加した。	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 別紙4-1 (2/2) </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center; padding: 2px;">⑦-1, ⑧-1</th> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">本審査資料 (4)品質保証活動</td> <td style="width: 25%;">本審査資料に係る品管規則基準規則の追加要求事項</td> <td style="width: 25%;">原子力総合品質保証規程への反映内容</td> <td style="width: 25%;">保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容</td> </tr> <tr> <td>a.(e) 品質保証活動に係る体制</td> <td>第九条(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ) ・経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加</td> <td>5.1 経営責任者のコミュニケーション ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については同様(8)に追加要求内容を追加した。</td> <td>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については同様(8)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> <tr> <td>a.(f), (g)及び(h) 品質方針及び品質目標</td> <td>該当する追加要求なし</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>a.(i)及び(j) マネジメントレビュー</td> <td>第十九条(マネジメントレビューに用いる情報) ・マネジメントレビューのインプット ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。</td> <td>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。</td> <td>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> <tr> <td>a.(k) 内部コミュニケーション</td> <td>該当する追加要求なし</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>b.(a)及び(b) 調達管理</td> <td>第三十五条(調達物品等要求事項) ・調達プロセスへの規制機関の立入を可能(フリーアクセス)とする措置の追加</td> <td>7.4.2 調達要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。</td> <td>7.4.2 調達物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> <tr> <td>b.(c) 不適合管理及び是正処置</td> <td>第五十二条(是正処置等) ・不適合及び是正処置の見直し</td> <td>8.5.2 是正処置 ・(2)に追加要求内容を追加した。</td> <td>8.5.2 是正処置等 ・(2)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> (島根、女川) 記載表現の相違 </div>	⑦-1, ⑧-1				本審査資料 (4)品質保証活動	本審査資料に係る品管規則基準規則の追加要求事項	原子力総合品質保証規程への反映内容	保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容	a.(e) 品質保証活動に係る体制	第九条(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ) ・経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	5.1 経営責任者のコミュニケーション ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については同様(8)に追加要求内容を追加した。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については同様(8)に追加要求内容を追加した。	a.(f), (g)及び(h) 品質方針及び品質目標	該当する追加要求なし	同左	同左	a.(i)及び(j) マネジメントレビュー	第十九条(マネジメントレビューに用いる情報) ・マネジメントレビューのインプット ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。	a.(k) 内部コミュニケーション	該当する追加要求なし	同左	同左	b.(a)及び(b) 調達管理	第三十五条(調達物品等要求事項) ・調達プロセスへの規制機関の立入を可能(フリーアクセス)とする措置の追加	7.4.2 調達要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。	7.4.2 調達物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。	b.(c) 不適合管理及び是正処置	第五十二条(是正処置等) ・不適合及び是正処置の見直し	8.5.2 是正処置 ・(2)に追加要求内容を追加した。	8.5.2 是正処置等 ・(2)に追加要求内容を追加した。
⑦-1 ⑧-1																																																													
本審査資料 (4)品質保証活動	本審査資料に係る品管規則の追加要求事項	品質マニュアルへの反映内容	保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容																																																										
a.(f), (g)及び(h) 品質方針及び品質目標	該当する追加要求なし	同左	同左																																																										
a.(i)及び(j) マネジメントレビュー	第十九条(マネジメントレビューに用いる情報) ・マネジメントレビューのインプット 項目の追加	品評細則 5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。	5.6.2 マネジメントレビューへの反映内容 ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。																																																										
a.(k) 内部コミュニケーション	該当する追加要求なし。	同左	同左																																																										
h.(n)及び(b) 調達管理	第三十五条(調達物品等要求事項) ・調達プロセスへの規制機関の立入を可能(フリーアクセス)とする措置の追加	品評細則 7.4.2 調達物品等要求事項 ・(1)に追加要求内容を追加した。	7.4.2 調達物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。																																																										
b.(c) 不適合管理及び是正処置	第五十二条(是正処置等) ・不適合及び是正処置の見直し	品評細則 8.5.2 是正処置等 ・追加要求内容を追加した。	8.5.2 是正処置等 ・追加要求内容を追加した。																																																										
⑦-1, ⑧-1																																																													
本審査資料 (4)品質保証活動	本審査資料に係る品管規則基準規則の追加要求事項	原子力総合品質保証規程への反映内容	保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容																																																										
a.(e) 品質保証活動に係る体制	第九条(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ) ・経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	5.1 経営責任者のコミュニケーション ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については同様(8)に追加要求内容を追加した。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については同様(8)に追加要求内容を追加した。																																																										
a.(f), (g)及び(h) 品質方針及び品質目標	該当する追加要求なし	同左	同左																																																										
a.(i)及び(j) マネジメントレビュー	第十九条(マネジメントレビューに用いる情報) ・マネジメントレビューのインプット ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。																																																										
a.(k) 内部コミュニケーション	該当する追加要求なし	同左	同左																																																										
b.(a)及び(b) 調達管理	第三十五条(調達物品等要求事項) ・調達プロセスへの規制機関の立入を可能(フリーアクセス)とする措置の追加	7.4.2 調達要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。	7.4.2 調達物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。																																																										
b.(c) 不適合管理及び是正処置	第五十二条(是正処置等) ・不適合及び是正処置の見直し	8.5.2 是正処置 ・(2)に追加要求内容を追加した。	8.5.2 是正処置等 ・(2)に追加要求内容を追加した。																																																										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>島根原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p>別紙4-2 (1/29)</p> <p>令和3年4月 中国電力株式会社</p>	<p>女川原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p>別紙4-2 (1/28)</p> <p>抜粋</p> <p>2021年7月 東北電力株式会社</p>	<p>泊発電所原子炉施設保安規定</p> <p>別紙4-2 (1/29)</p> <p>抜粋</p> <p>令和2年12月 北海道電力株式会社</p>	<p>(島根、女川) 名称の相違 ・泊発電所原子炉施設保安規定</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (2/29)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規定第1編は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)第4・3条の3の2・4第1項の規定に基づき、運転開始の島根原子力発電所2号炉発電用原子炉設置(本編において、以下「原子炉施設」という。)の保守のために必要な措置(本編において、以下「保安活動」という。)を定め、核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)または発電用原子炉(以下「原子炉」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針) 第2条 島根原子力発電所(以下「発電所」という。)における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線および放射性物質の放出による従業員および公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のため適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(関係法令および保安規定の遵守) 第2条の2 第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うため、以下の活動を実施する。 (1) 社長は、関係法令および保安規定の遵守を研究を行うことをコミットメントするとともに関係法令および保安規定の遵守が行われる体制を確立する。また、必要な場合は、コミットメントの内容について変更する。 (2) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を行った活動を統括する。 (3) 内部監査部門長は、「原子力安全管理監査細則」を定め、関係法令および保安規定の遵守を行った活動を統括する。 (4) 第4条(保安に関する組織)に定める組織(内部監査部門を除く。)は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全管理監査細則」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を営みさせる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。 (5) 内部監査部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全管理監査細則」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。 (6) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。 (7) 内部監査部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (2/28)</p> <p>第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p class="list-item-l1">① 目的 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」(以下「品質規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p class="list-item-l1">② 対象範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p class="list-item-l1">③ 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質規則に従う。 (1) 原子炉施設 原子炉等規制法第4・3条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉設設をいう。</p> <p class="list-item-l1">(2) ニューシア 原子炉施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協議会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。</p> <p class="list-item-l1">(3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことを行う。(以下、本条および第1・7条において同じ。)</p> <p class="list-item-l1">④ 品質マネジメントシステム ⑤ 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) 第4条に定める組織(以下、本編において「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する(保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (2/29)</p> <p>第2章 品質保証</p> <p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条(基本方針)に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p class="list-item-l1">① 目的 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」(以下、「品質管理基準規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p class="list-item-l1">② 対象範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p class="list-item-l1">③ 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質規則に従う。また、次に定める用語は、本品質マネジメントシステム計画およびその他の章の章において適用する。 (1) 原子炉施設 原子炉等規制法第4・3条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉設設をいう。</p> <p class="list-item-l1">(2) ニューシア 原子炉施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協議会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことを行う。</p> <p class="list-item-l1">(3) PWR事業者協議会 国内PWR(加圧水型軽水炉)プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施および技術情報を共有するための連絡会のことを行う。</p>	<p style="text-align: center;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所 3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所 2号炉	女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>別紙4-2 (3/29)</p> <p>(安全文化の育成および維持) 第2条(基本方針)に従う保険活動を実施するにあたり、原子力安全を最優先に位置付けた保険活動とするために以下の健全な安全文化を育成し、および維持する活動を行いう。 (1) 社員は、健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに健全な安全文化を育成し、および維持する活動が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミュニケーションの強化を行う。 (2) 社員は、第三者の視点から健全な安全文化の育成および維持活動に対する意見を受けるため、社外有識者を中心とした「原子力安全文化有識者会議」(以下「有識者会議」といふ。)を設置する。また、健全な安全文化の育成および維持等に関する機器への対応業務を分掌する「原子力強化プロジェクト」を設置する。「原子力強化プロジェクト」の業務分掌、種別および職務権限を「組織規程」に定める。 (3) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、健全な安全文化の育成および維持を推進するための活動を統括する。 (4) 原子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持に対する問題への対応状況を直ち有識者会議に報告し、提言を受ける。有識者会議からの提言を社長へ報告し、社長の意見を踏まええて副所長(第5位会(保安に關する監視)・第3項から第1・11位に定める職位)へ健全な安全文化の育成および維持活動に対する指揮を委託する。 (5) 原子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持活動に関する問題への対応状況を直ち有識者会議に報告し、提言を受ける。有識者会議からの提言を社長へ報告し、社長の意見を踏まええて副所長(第5位会(保安に關する監視)・第3項から第1・11位に定める職位)へ健全な安全文化の育成および維持活動に反映することを指示するとともに電源事業本部長へ報告の内容を通知する。 (6) 原子力強化プロジェクト長は、「原子力安全文化の育成および維持に対する問題への対応の有効性評価を行い、評価結果を踏まえた次年度の活動計画について有識者会議へ報告して提言を受ける。有識者会議からの提言を踏まえ社長へ報告する。社長の意見を踏まえた次年度の活動計画について電源事業本部長へ指示する。 (7) 第4条(保安に関する組織)に定める組織は、社員のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき健全な安全文化の育成および維持のための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。 (8) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け。(6)の原子力強化プロジェクト長からの指示を含め活動計画へ反映する。</p>	<p>別紙4-2 (3/28)</p> <p>を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。)ため、その改善を継続的に行う(品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止措置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう)。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a., b.およびc.に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう)。に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、電源用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)を参考に、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度について、表3-1に記載の「原子力QMS品質に係る重要度分類要領」に規定し、グレード分けを行う。 a. 原子炉施設、組織、または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度 b. 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ(原子炉の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人による事象(故意によるものを除く)。およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ)をい。 c. 機器等の故障もしくは通常想定されない事象(設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象(人の過誤による作業の失敗等)をいう。)の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起りこり得る影響</p> <p>(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令(以下、「関係法令」という。)を明確に認識し、品質規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる義務を行う。 a. プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を表3-1に示す文書で明確にする。 b. プロセスの順序および相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を図3-1に明確に示す。</p>	<p>別紙4-2 (3/29)</p> <p>4 品質マネジメントシステム 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) 第4条(保安に関する組織)に定める組織(以下、「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、電源用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)に基づき重要度に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、「泊発電所品質に係る重要度分類」を定め、グレード分けを行う。 a. 原子炉施設、組織、または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度 b. 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関する原子炉の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大さ c. 機器等の故障もしくは通常想定されない事象の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起りこり得る影響 (3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令(以下、「関係法令」という。)を明確に認識し、品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下、「品質マネジメント文書」という。)に明記する。(7.2.1参照) (4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。 a. プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を表3-1の社内規程において明確にする。 b. プロセスの順序および相互関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を図3-1に示す。 c. プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標(以下、「保安活動指標(1)」といふ。)ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。 なお、保安活動指標(1)には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する指標に係るものを除く。)を含む。 d. プロセスの運用ならびに監視および測定(以下、「監視測定」といふ。)に必要な資源および情報を利用できる体制を確保する(責任および権限の明確化を含む)。 e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。 f. プロセスについて、既図した結果を再、および実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講ずる。</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙4-2 (4/29)</p> <p>第2章 品質保証</p> <p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2項に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成、維持、向上させため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」(以下「品質規則」という)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質規則に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設 原子炉施設法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(2) ニューシア 原水事故の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全委員会が運営するデータベース(原子力事故情報公開データベース)のことをいう。</p> <p>(3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性および信頼性向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下、本項および第10.6条において同じ。)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4. 1 品質マネジメントシステムに係る基本事項</p> <p>(1) 組織(第4条(保安に関する組織)に示す部門(第4条に規定する組織の最小単位をいう。以下、組織において同じ。)、サブセクション、以下、子組織において同じ。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その効果性を維持する。(保安活動の目的が達成される確実性が高い状態を実現し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。)ため、その改善を継続的に行う。(品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明・是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行う事により、当該システムの改善を継続的に行うこと)をいう。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人権に及ぼす影響の度合いに応じた、a. からc. に掲げる事項を考慮した原子</p> <p>別紙4-2 (4/28)</p> <p>g. プロセスの運用および管理の基盤性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標(以下、本編において「保安活動指標」という。)ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。 なお、保安活動指標には、安全実績指標(特定核燃料物質の貯蔵に関する領域に係るものを除く。)を含む。</p> <p>d. プロセスの運用および監視および測定(以下、本編において「監視測定」という。)に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する(責任および権限の明確化を含む)。</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f. プロセスについて、意図した結果を得、および効果性を維持するための措置(プロセスの変更を含む)を講ずる。</p> <p>g. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、および維持する。これは、技術的、人、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指していることをいう。</p> <p>a. 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなつている。</p> <p>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c. 職務が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d. すべての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e. 要員が、常に開いたりする姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g. 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h. 原子力の安全にセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>0. 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項(個別法令を含む。以下、「個別業務等要求事項」という。)への着目に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようとする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図3-2に、社内規程(一次文書および二次文書)と保安規定の対照表を表3-1に、本品質マネジメントシステム計画と社内規程の対照表を表3-2に示す。また、記録は適正に作成する。</p> <p>なお、品質保証活動を行なう上で必要となる。表3-1以外の文書の保安規定上の位置付けは、表3-1の社内規程で明確にする。</p> <p>(1) 品質方針および品質目標</p> <p>別紙4-2 (4/29)</p> <p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>			

泊発電所 3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙4-2 (6/29)</p> <p>満足を戒めている。</p> <p>i. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g. 安全文化の実現における自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基盤としている。</p> <p>h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 相場は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようとする。</p> <p>(7) 相場は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>	<p>別紙4-2 (6/28)</p> <p>めた表3-1に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」を作成する。</p> <p>a. 品質マネジメント文書を発行するにあたり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂にあたり、その妥当性を審査し、改訂を承認する（a. と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）こと。</p> <p>c. 品質マネジメント文書の改訂内容および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門（第4条に規定する組織の最小単位をいう。）の要員を参画させること。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようになること。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版または改訂版を利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようになること。</p> <p>g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>h. 施工した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>④.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるよう作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索および廃棄に關し、所要の管理の方法を、表3-1に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」に定める。</p> <p>⑤. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施せるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>(1) 品質方針を定めること。</p> <p>(2) 品質目標が定められているようにすること。</p>	<p>別紙4-2 (6/29)</p> <p>性をレビューし、承認することをいう。）</p> <p>c. 品質マネジメント文書のレビューおよび評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門（第4条（保安に関する組織）に規定する組織の最小単位をいう。）の要員を参画させる。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようになる。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版または改訂版を利用しやすい体制を確保する。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようになる。</p> <p>g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。</p> <p>h. 施工した品質マネジメント文書が使用されることを防止する。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。</p> <p>④.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるよう作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索、および廃棄に關し、所要の管理の方法を定めた「原子力品質記録管理マニュアル」、「泊発電所記録管理要領」および「原子力監査マニュアル」を作成する。</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙4-2 (7/29)</p> <p>図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p>	<p>別紙4-2 (7/28)</p> <p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようすること（要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。）</p> <p>(4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。 ⑦-8 ⑧-8</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。</p> <p>(8) フィードバックの階層で行なわれる決定が、原原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようになります。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定にあたり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの）を含む、この場合において、技術的、人的および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）が次に掲げる事項に適合しているようになります。</p> <p>(1) 組織の目的および状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）。</p> <p>(2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようになる。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 a. 実施事項</p>	<p>別紙4-2 (7/29)</p> <p>5. 経営責任者等の責任 5.1 経営責任者の原原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実現する。</p> <p>(1) 品質方針を定める。 ⑦-5, ⑧-5</p> <p>(2) 品質目標が定められているようにする。</p> <p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようする（要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。）。</p> <p>(4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施する。 ⑦-8, ⑧-8</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保する。</p> <p>(6) 関係法令を遵守することその他の原原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知する。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させる。</p> <p>(8) 全ての階層で行なわれる決定が、原原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して行われるようにする。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定にあたり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。 (7.2.1.2.3および8.2.1参照)</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの）を含む、この場合において、技術的、人的、組織的な要因ならびにそれらの間の相互作用が原原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようになります。</p> <p>(1) 組織の目的および状況に対して適切なものである（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）。</p> <p>(2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与する。</p> <p>(3) 品質目標を定め、レビューするにあたっての枠組みを含める。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されている。 ⑦-6, ⑧-6</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与する。</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																															
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (8/29)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 目的 目的は、保全活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステム文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。 (1) 品質方針および品質目標 (2) 品質マニュアル 品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>第一次文書名(関連文書)</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本品質マネジメントシステム文書</td> <td>社長</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証規程(第3条)</td> <td>社長</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証規程(第3条)</td> <td>電気事業部長</td> </tr> <tr> <td>原子力安全管理監査規則(第3条)</td> <td>内部監査部門長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようするために、組織が必要と決定した文書 このうち、二次文書を以下の表に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>関連文書 ・項目</th> <th>実施部門</th> <th>監査部門</th> </tr> <tr> <th></th> <th>第一次文書名</th> <th>第二次文書名</th> <th>制定者</th> <th>第一次文書名</th> <th>第二次文書名(関連文書)</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.4.1 品質目標</td> <td>監査部門 主任(第3条) 原子力品質保証規程(第3条)</td> <td>電気事業部 本部長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.5.1 責任および権限 規程</td> <td>監査部門 主任(第3条) 原子力品質保証規程(第3条) 原子力安全規程(第3条) 原子力運転規程(第3条)</td> <td>電気事業部 本部長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: right;">(7)-2 (8)-2</p> <p style="text-align: center;">別紙4-2 (8/28)</p> <p>b. 必要な資源 c. 責任者 d. 実施事項の完了時期 e. 結果の評価方法</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る(品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること)ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合する上う、その実施にあたっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む)を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され。それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不適の状態に維持されているようにする。この場合において、保全活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。) b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持 c. 資源の利用可能性 d. 責任および権限の割り当て</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任および権限 社長は、第5条、第9条および第9条の2に定める責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し保全活動の内容について説明する責任を含む。)および権限ならびに部門相互間の業務の手順(部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滯し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ。関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、原子力本部長を組織(原子力考査室を除く。)の品質マネジメントシステムを管理する責任者、原子力考査室長を内部監査部門の品質マネジメントを管理する責任者(以下「品質マネジメントシステム管理責任者」という。)として任命する。 (2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責</p> <p style="text-align: right;">(7)-3 (8)-3</p> <p style="text-align: center;">別紙4-2 (8/29)</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として次の事項を含む。 a. 実施事項 b. 必要な資源 c. 責任者 d. 実施事項の完了時期 e. 結果の評価方法 (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合する上う、その実施にあたっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。)を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され。それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不適の状態に維持されているようになる。この場合において、保全活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こりうる結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。) b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持 c. 資源の利用可能性 d. 責任および権限の割り当て</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.1 責任および権限 社長は、当社の経営活動に必要な組織およびその管理に関する基本的事項を定めた「組織管理制度」を踏まえ、第5条(保安に関する職務)、第9条(原子炉主任技術者の職務等)および第9条の2(電気主任技術者およびボランティア・タービン主任技術者の職務等)に定める責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し保全活動の内容について説明する責任を含む。)および権限ならびに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p>	第一次文書名(関連文書)	制定者	本品質マネジメントシステム文書	社長	原子力品質保証規程(第3条)	社長	原子力品質保証規程(第3条)	電気事業部長	原子力安全管理監査規則(第3条)	内部監査部門長	関連文書 ・項目	実施部門	監査部門		第一次文書名	第二次文書名	制定者	第一次文書名	第二次文書名(関連文書)	制定者	5.4.1 品質目標	監査部門 主任(第3条) 原子力品質保証規程(第3条)	電気事業部 本部長					5.5.1 責任および権限 規程	監査部門 主任(第3条) 原子力品質保証規程(第3条) 原子力安全規程(第3条) 原子力運転規程(第3条)	電気事業部 本部長				
第一次文書名(関連文書)	制定者																																	
本品質マネジメントシステム文書	社長																																	
原子力品質保証規程(第3条)	社長																																	
原子力品質保証規程(第3条)	電気事業部長																																	
原子力安全管理監査規則(第3条)	内部監査部門長																																	
関連文書 ・項目	実施部門	監査部門																																
	第一次文書名	第二次文書名	制定者	第一次文書名	第二次文書名(関連文書)	制定者																												
5.4.1 品質目標	監査部門 主任(第3条) 原子力品質保証規程(第3条)	電気事業部 本部長																																
5.5.1 責任および権限 規程	監査部門 主任(第3条) 原子力品質保証規程(第3条) 原子力安全規程(第3条) 原子力運転規程(第3条)	電気事業部 本部長																																

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (9/29)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">実施部門</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">監査部門</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">一次文書名</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">制定者</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">二次文書名</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">制定者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">内部組織 (附録3文 件)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">内部組織 (第3条)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">内部組織 (附録3文 件)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">内部組織 (第3条)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">(7)-2 (8)-2</td> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">(7)-3 (8)-3</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">(7)-2 (8)-2</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">(7)-3 (8)-3</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">(7)-7 (8)-7</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">(7)-7, (8)-7</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">(7)-7, (8)-7</p>	実施部門		監査部門		一次文書名	制定者	二次文書名	制定者	内部組織 (附録3文 件)	内部組織 (第3条)	内部組織 (附録3文 件)	内部組織 (第3条)	(7)-2 (8)-2		(7)-3 (8)-3		<p style="text-align: center;">別紙4-2 (9/28)</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">(7)-7 (8)-7</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">(7)-7, (8)-7</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (9/29)</p> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">(7)-7, (8)-7</p>	<p style="text-align: center;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>
実施部門		監査部門																	
一次文書名	制定者	二次文書名	制定者																
内部組織 (附録3文 件)	内部組織 (第3条)	内部組織 (附録3文 件)	内部組織 (第3条)																
(7)-2 (8)-2		(7)-3 (8)-3																	

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>別紙4-2 (10/29)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関連事項 ・項目</th> <th colspan="2">実施部門</th> <th colspan="2">監査部門</th> </tr> <tr> <th>一次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> <th>一次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.1 運営に 必要なプロ セスの計画 (つづき)</td> <td>品質管理委員会 規則第104条 運営監査要領 規則第106条の 5)</td> <td>島根原子 力発電所 長</td> <td>島根原子 力発電所 長</td> <td>島根原子 力発電所 長</td> </tr> <tr> <td>原子 力安 全監 査規 則</td> <td>品質管理委員会 規則第21条の 2)</td> <td>電源事業 本部長</td> <td>原子力安全 監査監査 部長(第7条の 2)</td> <td>内部監査部門 監査(原子力 監査)</td> </tr> <tr> <td>7.5.3 組織と外部 の者のとの信 頼の促進 7.5.4 設計開発</td> <td>原子力安 全監 査規 則 規則第10 0条の 3)</td> <td>電源事業 本部長</td> <td>原子力安全 監査監査 部長(第7条の 2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.5.5 調査物品の 管理</td> <td>原子力安 全監 査規 則 規則第10 0条の 3)</td> <td>電源事業 本部長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙4-2 (10/28)</p> <p>活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)で行う。</p> <p>⑦-2 ⑧-2 ⑦-3 ⑧-3</p> <p>6.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>(1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようする。</p> <p>(2) 組織は、品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、表3-1に記載の「原子力QMS 内部コミュニケーション要領」を定める。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔(品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)で行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 組織が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。), 地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。), 組織の外部の者の意見</p> <p>(3) プロセスの運用状況(JIS Q9001の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)</p> <p>(4) 使用前事業者検査および定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)ならびに自主検査等の結果。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、否否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するもの等をいう。)</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況(内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての満足度のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11) 開門または要員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の要当性</p> <p>⑦-7 ⑧-7 ⑦-8 ⑧-8</p> <p>6.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組み(次の委員会の設置を含む。)が確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようする。</p> <p>(1) 管理責任者(原子力事業統括長)を委員長とする原子力安全・品質委員会</p> <p>(2) 原子力部長を委員長とする原子力安全管理委員会</p> <p>(3) 所長を委員長とする泊発電所安全運営委員会</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下、「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。), 地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)</p> <p>(3) プロセスの運用状況</p> <p>(4) 使用前事業者検査および定期事業者検査(以下、「使用前事業者検査等」という。)ならびに自主検査等の結果</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況(内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての満足度のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11) 開門または要員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の要当性</p> <p>⑦-7 ⑧-7</p> <p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>	関連事項 ・項目	実施部門		監査部門		一次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名 (関連条文)	制定者	7.1 運営に 必要なプロ セスの計画 (つづき)	品質管理委員会 規則第104条 運営監査要領 規則第106条の 5)	島根原子 力発電所 長	島根原子 力発電所 長	島根原子 力発電所 長	原子 力安 全監 査規 則	品質管理委員会 規則第21条の 2)	電源事業 本部長	原子力安全 監査監査 部長(第7条の 2)	内部監査部門 監査(原子力 監査)	7.5.3 組織と外部 の者のとの信 頼の促進 7.5.4 設計開発	原子力安 全監 査規 則 規則第10 0条の 3)	電源事業 本部長	原子力安全 監査監査 部長(第7条の 2)		7.5.5 調査物品の 管理	原子力安 全監 査規 則 規則第10 0条の 3)	電源事業 本部長		
関連事項 ・項目		実施部門		監査部門																									
	一次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名 (関連条文)	制定者																									
7.1 運営に 必要なプロ セスの計画 (つづき)	品質管理委員会 規則第104条 運営監査要領 規則第106条の 5)	島根原子 力発電所 長	島根原子 力発電所 長	島根原子 力発電所 長																									
原子 力安 全監 査規 則	品質管理委員会 規則第21条の 2)	電源事業 本部長	原子力安全 監査監査 部長(第7条の 2)	内部監査部門 監査(原子力 監査)																									
7.5.3 組織と外部 の者のとの信 頼の促進 7.5.4 設計開発	原子力安 全監 査規 則 規則第10 0条の 3)	電源事業 本部長	原子力安全 監査監査 部長(第7条の 2)																										
7.5.5 調査物品の 管理	原子力安 全監 査規 則 規則第10 0条の 3)	電源事業 本部長																											

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																													
<div style="text-align: center;"> 別紙4-2 (11/29) </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">実施部門</th> <th colspan="2">監査部門</th> </tr> <tr> <th>一次大委名</th> <th>二次文書名 (関連文書)</th> <th>制作者</th> <th>一次文書名 (関連文書)</th> <th>制作者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力品質監査規則 監査の外側の者の意見</td> <td>外部コミュニケーション基盤 本部長 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>外部コミュニケーション基盤 本部長 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>プロセスの監理測定</td> <td>電源事業本部長</td> <td>電源事業本部長</td> <td>電源事業本部長</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>データの分析および評価等</td> <td>島根原子力発電所 長</td> <td>島根原子力発電所 長</td> <td>島根原子力安全監査部 部長 (第3条)</td> <td>島根原子力監査部 部長 (第3条)</td> </tr> <tr> <td>データの分析および評価等</td> <td>電源事業本部長</td> <td>電源事業本部長</td> <td>内部監査部門 部長 (原子力監査)</td> <td>内部監査部門 部長 (原子力監査)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	実施部門		監査部門		一次大委名	二次文書名 (関連文書)	制作者	一次文書名 (関連文書)	制作者	原子力品質監査規則 監査の外側の者の意見	外部コミュニケーション基盤 本部長 (第3条)	電源事業本部長	外部コミュニケーション基盤 本部長 (第3条)	電源事業本部長	プロセスの監理測定	電源事業本部長	電源事業本部長	電源事業本部長	電源事業本部長	データの分析および評価等	島根原子力発電所 長	島根原子力発電所 長	島根原子力安全監査部 部長 (第3条)	島根原子力監査部 部長 (第3条)	データの分析および評価等	電源事業本部長	電源事業本部長	内部監査部門 部長 (原子力監査)	内部監査部門 部長 (原子力監査)	<div style="text-align: center;"> 別紙4-2 (11/28) </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>での弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的進歩により得られたものを含む。）ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11) 部門または要員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</p> </div>	<div style="text-align: center;"> 別紙4-2 (11/29) </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</p> <p>(14) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善 b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に關する保安活動の改善 c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源 d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。） e. 関係法令の遵守に関する改善 <p>(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> </div>	(島根、女川) 記載表現の相違
実施部門		監査部門																														
一次大委名	二次文書名 (関連文書)	制作者	一次文書名 (関連文書)	制作者																												
原子力品質監査規則 監査の外側の者の意見	外部コミュニケーション基盤 本部長 (第3条)	電源事業本部長	外部コミュニケーション基盤 本部長 (第3条)	電源事業本部長																												
プロセスの監理測定	電源事業本部長	電源事業本部長	電源事業本部長	電源事業本部長																												
データの分析および評価等	島根原子力発電所 長	島根原子力発電所 長	島根原子力安全監査部 部長 (第3条)	島根原子力監査部 部長 (第3条)																												
データの分析および評価等	電源事業本部長	電源事業本部長	内部監査部門 部長 (原子力監査)	内部監査部門 部長 (原子力監査)																												

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

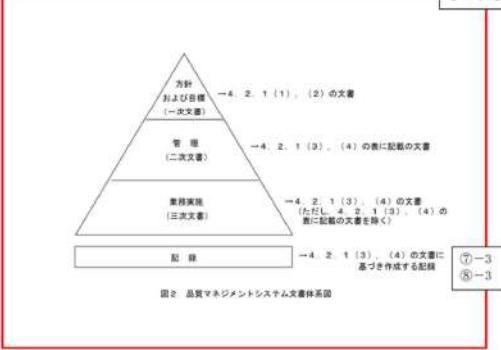
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (12/29)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(4) 品管規則の要求事項に基づき作成する手帳書および品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手冊書等」という。） このうち、二次文書を以下の表に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">関連年度 ・項目</th> <th colspan="2">実施部門</th> <th colspan="2">監査部門</th> </tr> <tr> <th>第一次文書名</th> <th>第二次文書名 (関連文)</th> <th>制定者</th> <th>第一次文書名</th> <th>第二次文書名 (関連文)</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.3 文書の管理 4.2.4 記録の管理 6.2.2 内部監査</td> <td>文書・記録管理制度 基本責任者 (第2条)</td> <td>電源事業 本部長</td> <td>原子力安全 管理制度 責任者 (第2条)</td> <td>原子力安全 管理制度 監査責任者 (第2条)</td> <td>内部監査部門 部長 (原子力 監査)</td> </tr> <tr> <td>8.3 不適合の管 理 8.5.2 研究開発等 1.3.1 未然防止措 置</td> <td>原子力品質監査評定 基準 不適合等管理 基本責任者 (第3条)</td> <td>電源事業 本部長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	関連年度 ・項目		実施部門		監査部門		第一次文書名	第二次文書名 (関連文)	制定者	第一次文書名	第二次文書名 (関連文)	制定者	4.2.3 文書の管理 4.2.4 記録の管理 6.2.2 内部監査	文書・記録管理制度 基本責任者 (第2条)	電源事業 本部長	原子力安全 管理制度 責任者 (第2条)	原子力安全 管理制度 監査責任者 (第2条)	内部監査部門 部長 (原子力 監査)	8.3 不適合の管 理 8.5.2 研究開発等 1.3.1 未然防止措 置	原子力品質監査評定 基準 不適合等管理 基本責任者 (第3条)	電源事業 本部長				<p style="text-align: center;">別紙4-2 (12/28)</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系 (JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」) をいう。 (3) 作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。) (4) その他必要な資源</p> <p style="text-align: right;">(7)-2 (8)-2 (7)-3 (8)-3</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (12/29)</p> <p>6. 資源の管理 6.1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、および管理する。 (1) 要員 (2) 個別業務に必要な施設、設備、およびサービスの体系 (インフラストラクチャ) (3) 作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。) (4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保および教育訓練 (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力 (以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。) が実証された者を要員に充てる。 (2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、表3-1に記載の「原子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領」または「原子力QMS 内部監査員の力量、教育・訓練および認識要領」を確立し、次に掲げる業務を行う。 a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置 (必要な力量を有する要員を新たに配置し、または雇用することを含む。) を講ずること。 c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。 d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。 (a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献 (b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画 (1) 組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する。(4.1(2)c.を考慮して計画を策定することを含む。) とともに、そのプロセスを確立する。 (2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性 (業務計画を変更する場合の整合性を含む。) を確保する。 (3) 組織は、個別業務に関する計画 (以下「個別業務計画」という。) の策定または変更 (プロセスおよび組織の変更 (累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の極端な変更を含む。) を含む。) を行うにあたり、次に掲げる事項を明確にする。 a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更に</p>	<p style="text-align: center;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>
関連年度 ・項目		実施部門		監査部門																							
第一次文書名	第二次文書名 (関連文)	制定者	第一次文書名	第二次文書名 (関連文)	制定者																						
4.2.3 文書の管理 4.2.4 記録の管理 6.2.2 内部監査	文書・記録管理制度 基本責任者 (第2条)	電源事業 本部長	原子力安全 管理制度 責任者 (第2条)	原子力安全 管理制度 監査責任者 (第2条)	内部監査部門 部長 (原子力 監査)																						
8.3 不適合の管 理 8.5.2 研究開発等 1.3.1 未然防止措 置	原子力品質監査評定 基準 不適合等管理 基本責任者 (第3条)	電源事業 本部長																									

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (13/29)</p>  <p>図2 品質マネジメントシステム文書体系図</p> <p>別紙4-2 (13/29) (7-2, ⑧-2)</p> <p>7-3 (7-3, ⑧-3)</p> <p>方針 計画及び目標 (一次文書) →4. 2. 1 (1), (2) の文書</p> <p>管理 (二次文書) →4. 2. 1 (3), (4) の文書に記載の文書</p> <p>業務実施 (三次文書) →4. 2. 1 (3), (4) の文書 (ただし: 4. 2. 1 (3), (4) の文書に記載の文書を除く)</p> <p>記録 →4. 2. 1 (3), (4) の文書に に基づき作成する記録</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (13/28)</p> <p>より起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</p> <p>a. 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項</p> <p>b. 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下、本編において「合否判定基準」という。）</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (7-3, ⑧-3)</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>(1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項</p> <p>(2) 関係法令</p> <p>(3) (1)および(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するにあたり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と矛盾する場合においては、その相違点が解明されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>別紙4-2 (13/29) (7-3, ⑧-3)</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (13/29)</p> <p>7 個別業務に関する計画および個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する（4.1.2)を考慮して計画を策定することを含む。）とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下、「個別業務計画」という。）の策定または変更（プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を行なうにあたり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起り得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</p> <p>b. 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下、「合否判定基準」という。）</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録(4.2.4参照) (7-3, ⑧-3)</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>(1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項</p> <p>(2) 関係法令</p> <p>(3) (1)および(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査（以下、「レビュー」という。）を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項のレビューを実施するにあたり、次に掲げる事項を確認する。</p>	<p style="text-align: center;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙4-2 (14/29)</p> <p>4.2.2 品質マニュアル 組織は、品質マニュアルである本品質マネジメントシステム計画、「原子力品質保証規程」、「原子力品質保証規則」および「原子力安全監査規則」に次に掲げる事項を定める。 (1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (2) 保守活動の計画、実施、評価および改善に関する事項 (3) 品質マネジメントシステムの適用範囲 (4) 品質マネジメントシステムのために作成した記録書等の参照情報 (5) プロセスの相互関係 (6) 「図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」参照</p> <p>4.2.3 文書の管理 (1) 組織は、次の事項を含む「品質マネジメント文書を管理する。 a. 組織として承認されていない文書の使用または適切ではない変更の防止 b. 文書の組織外への流出等の防止 c. 品質マネジメント文書の発行および改訂による審査の結果、当該文書の結果に基づき講じた措置ならびに改訂の実施および改訂を承認した者に関する権利の保持 (2) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう(文書改訂の必要性)に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。品質マネジメント文書に記載する次に掲げる事項を定めた4.2.1(4)の表の4.2.3欄に係る文書を作成する。 d. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 e. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する(「a」と同様に改訂の妥当性を審査し、承認すること)こと。 f. 品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の員員を指さざること。 g. 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別するようすること。 h. 廉とした品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかからず、これを識別し、管理すること。 4.2.4 設計の管理 (1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実現する記録を明確にするとともに、当該記録を読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるよう作成し、保管活動の重要度に応じてこれを管理する。 (2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索および検索に関し、所要の管理の方法を定めた4.2.1(4)の表の4.2.3欄に係る文書を作成する。</p> <p>(7)-3, (8)-3</p>	<p>別紙4-2 (14/28)</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を表3-1に記載の「原子力QMS 外部コミュニケーション要領」で明確に定め、これを実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法 <p>7.1 設計開発 組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 設計・開発要領」を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.3.1 設計開発計画 <ol style="list-style-type: none"> 組織は、設計開発(専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下、本編において「設計開発計画」という。)を策定する(不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c.の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。)とともに、設計開発を管理する。この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行うことがある。 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にすること。 a. 設計開発の性質、期間および複数さの程度 b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制 c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限 d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源 組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当がなされるようするに、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。 <p>7.3.2 設計開発に用いる情報 <ol style="list-style-type: none"> 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 a. 機能および性能に係る要求事項 b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの c. 国際法令 </p> </p>	<p>別紙4-2 (14/29)</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められている。 b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合には、その相違点が明示されている。 c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための努力を有している。</p> <p>(3) 組織は、(1)のレビューの結果の記録および当該レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。(4.2.4参照)</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者の情報の伝達等 組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。これには次の事項を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法 <p>7.3. 設計開発 組織は、原子炉施設において用いるための設計開発(以下、「設計」という。)の管理について、「原子力設計管理マニュアル」および「泊発電所設計管理要領」に定め、これに従い次の事項を実施する。</p> <p>7.3.1 設計の計画 <ol style="list-style-type: none"> 組織は、設計(専ら原子炉施設において用いるための設計に限る。)の計画を策定する(不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c.の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。)とともに、設計を管理する。 この設計には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。 組織は、設計の計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 a. 設計の性質、期間および複数さの程度 b. 設計の各段階における適切なレビュー、検証および妥当性確認の方法なら </p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙4-2 (15/29)</p> <p>⑦-5, ⑧-5</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項 (2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>5. 組織責任者の責任 5.1. 組織責任者の責務の完全なためのリーダーシップ 社長は、原子炉の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その効果性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実現する。 (1) 品質方針を定めること。 (2) 品質標準が確立されていることを確認すること。 (3) 品質管理の監査を実施する場合、あらかじめ監査の結果に示すとおり監査できるようにすること（審査が実施する監査を実施し、監査する監査に参画できる環境を整えていること）。 (4) 5.6. に規定するマネジメントレビューを実施すること。 (5) 質量が利害を確保すること。 (6) 関係法令を遵守することその他原子炉の安全を確保することの重要性を各自に周知すること。 (7) 保守活動に関する担当業務を権限付し、遂行する責任を有することを、各自に認識させるこ と。 (8) すべての監査で行われる決定が、原子炉の安全の確保について、その優先順位および明確する責任を考慮して検査を行わるようにしてること。</p> <p>5.2. 原子炉の安全の種別の重要性 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子炉の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5.3. 品質方針 社長は、品質方針（健全な安全文化を形成し、および維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的および組織的因素ならびにそれらの間の相互作用が原子炉の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること）を定め、）が次に掲げる事項に適合しているようにする。 (1) 品質方針は、組織の目的に対して確かなものであること（組織運営に関する方針と整合的であることを含むこと）。 (2) 品質方針への適用範囲および品質マネジメントシステムの効率性の維持に社長が責任を持つべきであることを。 (3) 品質目標を定め、評価するにあたって吟味みとなるものであること。 (4) 要旨に掲載され、理解されているること。</p> <p>5.4. 施策 5.4.1. 品質目標 (1) 社長は、施策において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようとする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 a. 目標 b. 責任者 c. 実行者 d. 対応予定期限 e. 対応の評査方法 (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、</p>	<p>別紙4-2 (15/28)</p> <p>⑦-9, ⑧-9</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項 (2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報 (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。 (2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。 (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 b. 調査、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報提供を提供するものであること。 c. 合否判定基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。 7.3.4 設計開発レビュー (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下、「設計開発レビュー」という。）を実施する。 a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に隸する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させること。 (3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.5 設計開発の検証 (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するため、設計開発計画に従って検証を実施する（設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行なうことを含む。）。 (2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p>	<p>別紙4-2 (15/29)</p> <p>⑦-9, ⑧-9</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項 (2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.2 設計に用いる情報 (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照） a. 機能および性能に係る要求事項 b. 従前の類似した設計から得られた情報であって、当該設計に用いる情報として適用可能なもの c. 関係法令 d. その他の設計に必要な要求事項 (2) 組織は、設計に用いる情報について、その妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>7.3.3 設計の結果に係る情報 (1) 組繲は、設計の結果に係る情報を、設計に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。 (2) 組織は、設計の次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、当該設計の結果に係る情報を「原元文書管理マニュアル」または「泊発電所文書管理要領」に基づき承認する。 (3) 組織は、設計の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. 設計に係る個別業務等要求事項に適合するものである。 b. 調査、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報提供を提供するものである。 c. 合否判定基準を含むものである。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。</p> <p>7.3.4 設計のレビュー (1) 組織は、設計の適切な段階において、設計の計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的なレビューを実施する。 a. 設計の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する。</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙4-2 (16/29)</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下、本編において「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行なうことと合む。）。</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) 組織は、設計開発の変更を行なった場合においては、当該変更の内容を識別することができるようになるとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の変更を行なうにあたり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行なう。</p> <p>(4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達</p> <p>組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 調達管理要領」を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、調達する物品または役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようになる。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品</p> <p>別紙4-2 (16/29)</p> <p>別紙4-2 (16/29)</p> <p>別紙4-2 (16/29)</p> <p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>			

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (17/29)</p> <p>が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。 なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定めること。 a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようになること。 b. 営業の個別業務等要求事項についての認識が向上するようになること。 c. 営業業務の実施状況に対する評価を行うこと。 d. 健全な安全文化を育成し、および維持すること。 e. 関係法令を遵守すること。 (2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。 b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への動機を積極的に行えるようになりますこと。 c. 原子力の安全に対する意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。 d. 対応に際しては、活動および学習する範囲を本当に必要とするとともに、要員が、積極的に原子炉事故の安全に対する問題の範囲を行えるようになりますこと。 e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようになりますこと。 (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての現状のある分野および強化すべき分野に係るものを受け、）を、あらかじめ定められた期間（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された期間をいう。）で行う。</p> <p>5. 4. 4 組織の内部の情報の伝達 (1) 株式会社の組織構造において、上級組織が確立されているようになるとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようになる。 (2) 組織は、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要なときに応じて行われる様々な仕組みを決め、実行するため、4. 2. 1 (3) の表の5. 4. 4項に係る文書を確立する。</p> <p>5. 6 マネジメントレビュー 5. 6. 1 一般 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な情報を収集するため、品質マネジメントシステムの実効性（以下「マネジメントレビュー」という。）という、あらかじめ定められた期間（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された期間をいう。）で行う。</p> <p>5. 6. 2 マネジメントレビューに用いる情報 組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を収集する。 (1) 内部監査の結果 (2) 組織が外部の機関または者から監査・評価を受ける外部監査・安全文化の外部評価を含</p> <p style="text-align: center;">別紙4-2 (17/28)</p> <p>が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。 (3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根据として調達物品等の供給者を評価し、選定する。 (4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。 (5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後ににおけるこれらの維持または運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項 (1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。 a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項 b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 d. 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。） ⑦-15 ⑧-11 および調達物品等に係る要求事項 e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項 f. 一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項 g. その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを含める。 (3) 組織は、調達物品等の供給者に對し調達物品等に関する情報を提供するにあたり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。 (4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証 (1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p style="text-align: center;">別紙4-2 (17/29)</p> <p>およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (4. 2. 4参照)</p> <p>7.4 調達 組織は、次の事項を「原子力調達管理マニュアル」および「泊発電所調達管理要領」に定め、これに従い調達管理を実施する。 7.4.1 調達プロセス (1) 組織は、調達する物品または役務（以下、「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下、「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管轄の方法および程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品が調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。 (3) 組織は、調達物品等を供給する能力を根据として調達物品等を供給する能力を評価し、選定する。 (4) 組織は、調達物品等の供給者に對し、調達物品等に係る記録を作成し、これを管理する。 (5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。（4. 2. 4参照） (6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後ににおけるこれらの維持または運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項 (1) 組織は、調達物品等に係る情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。 a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項 b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 d. 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処理に係る要求事項 ⑦-15 ⑧-11 e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項</p>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙4-2 (18/29)</p> <p>(7)-7, (8)-7</p> <p>①の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、組織の外部の者の意見。 (3) プロセスの適用状況 (JIS 0001) の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）ならびに自己検査の結果 ここで「自己検査」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前の事業者検査のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検査、妥当性確認、監視測定、試験および強化すべき分野に関するもののうち、(以下、本稿において同じ。) (5) 品質目標の達成状況 (6) 全般安全文化の育成および維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての観点のある分野および強化すべき分野に関する自己評価の結果を含む。） (7) 関係法令の遵守状況 (8) 不適合ならびに是正措置および未然防止施策の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたもの含む。）ならびに不適合その他の事象から導かれた教訓を含む。） (9) 貴重のマネジメントレビューの結果を受けた指摘 (10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更 (11) 部門または委員からの改善のための提案 (12) 貴重の妥当性 (13) 保守活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</p> <p>5. 6. 3 マネジメントレビューの結果を受けた指摘 (1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けた後、少なくとも次に掲げる事項について決定する。 a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の種々を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。） b. 別別業務に関する計画および別別業務の実施に関連する保全活動の改善 c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および組織的な改善のために必要な資源 d. 重要な文書化された育成および維持に関する改善（安全文化についての観点のある分野および強化すべき分野が明示された場合における改善策の検討を含む。） e. 領域活性化の遵守する改善 (2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、(1)の決定した事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>別紙4-2 (18/28)</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の実施</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の保全のために必要な情報（保全のために使用する機器等または実施する個別業務の特性台上び当該機器等の使用または個別業務の実施に上り達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。 (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。 (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。 (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあること、かつ、当該設備を使用していること。 (5) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。 (6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。 (2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。 (3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。 (4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にすること。 a. 当該プロセスの審査および承認のための判定基準 b. 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法 c. 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）の方法</p> <p>7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、</p> <p>別紙4-2 (18/29)</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.6 個別業務の管理</p> <p>7.6.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の保全のために必要な次の事項を含む情報が利用できる体制にある。 a. 保全のために使用する機器等または実施する個別業務の特性 b. 当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果 (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にある。 (3) 当該個別業務に見合う設備を使用している。 (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。 (5) 8.2.3に基づき監視測定を実施している。 (6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。</p>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙4-2 (19/29)</p> <p>6. 資源の管理 6. 1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を4、2、1 (3)の表のとおり、1項、6、2項および、1項に係る文書において明確に定め、「品質マネジメントシステム計画の実現を実現するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。」これを確保し、および管理する。 (1) 資源 (2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。） (3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能な事項を含む。） (4) その他必要な資源</p> <p>6. 2 員員の力量の確保および教育訓練 (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、実績した結果を達成するためには必要な知識および技術ならびにそれを適用する能力（以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を委員に見つかる。 (2) 組織は、員員の力量を確保するために、保安活動の要重要度に応じて、4、2、1 (3)の表のとおり、1項および、2項に係る文書を確立し、次に掲げる業務を行う。 a. 員員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 b. 員員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する員員を新たに配置し、または使用することを含む。）を講ずること。 c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。 d. 員員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。 (a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献 (b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 (c) 原子力の安全に対する当該個別業務的重要性 e. 員員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p>	<p>別紙4-2 (19/28)</p> <p>適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。 (2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品（JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。）を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.5.5 調達物品の管理 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を明確に定める。 (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するため、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. あらかじめ定められた閾値で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合には、校正または検証の根拠について記載する方法）により校正または検証がなされていること。 b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 c. 所要の調整がなされていること。 d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 e. 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。 (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。 (6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用にあたり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p>	<p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 (1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以前の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。 (2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。 (3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照） (4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの実施から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。 a. 当該プロセスのレビューおよび承認のための判定基準 b. 妥当性確認に用いる設備の承認および員員の力量を確認する方法 c. 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時のみ再確認および一定期間が経過した後に行う定期的再確認を含む。）の方法</p> <p>7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保 (1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。 (2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。（4.2.4参照）</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照）</p> <p>7.5.5 調達物品の管理 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙4-2 (20/29)</p> <p>8. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施</p> <p>7. 1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、4. 2. 1 (4) の表の4. 2. 3項および4. 2. 1 (3) の表の7. 1項に係る文書に基づく「個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する」(4. 1 (2) c. を考慮して計画を策定することとともに、そのプロセスを確立する。)</p> <p>(2) 組織は、(1)の表の7. 1項に係る個別業務に係る計画に係る個別業務等要求事項との整合性（業務の実施を支持する場合の適合性を含む。）を確認する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「各自業務計画」という。）の策定または変更（プロセスおよび組織の変更、業務の範囲が生じるリスクおよび組織の経験の変更を含む。）を含む。）を行うにあたり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果（当該文書による原子炉の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析および評価の結果に基づきした計画を含む。）</p> <p>b. 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検査、妥当性検証および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を評価するための基準（以下「各計画基準」という。）</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画の機器の作業方法に適したものとする。</p> <p>7. 2 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>7. 2. 1 個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a. 組織の内部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項</p> <p>b. 法令</p> <p>c. a. , b. に掲げるもののほか、規範が必要とする要求事項</p> <p>(2) 相場は、個別業務等要求事項を指揮に業務の計画に反映させるため、電気事業本部部長（原子力管理）を主査とする「原子力部門監査会議」において原子炉の重要課題を統括し、業務運営の改善を団体で検討する。計画の策定にあたっては、規制活動および現状の保安活動における課題、問題点を把握し、その適切な处置について検討を行う。また、「原子力部門監査会議」の運営方法を「原子力部門監査会議運営手帳書」に定める。</p> <p>なお、電気事業本部部長（原子力管理）は、「原子力部門監査会議」の活動状況を電源事業本部長に報告する。監査事業本部長は、課題の重要性に応じ、社長へ報告し、社長からの指揮に反映させるよう監査事業本部長（原子力管理）へ指示する。</p> <p>7. 2. 2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められてること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違が解明されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>別紙4-2 (20/28)</p> <p>8. 評価および改善</p> <p>8. 1 監視測定、分析、評価および改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス（取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする（要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）</p> <p>8. 2 監視および測定</p> <p>8. 2. 1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子炉の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を表3-1に記載の「原子力QMS 原子力安全達成状況に係る外部の評価情報監視要領」に定める。</p> <p>8. 2. 2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するため、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</p> <p>a. 本品質マネジメントシステムに基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b. 実効性のある実施および実効性の維持</p> <p>(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。</p> <p>(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下、「本編において「領域」という。）の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客觀性および公平性を確保する。</p> <p>(5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に關する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を表3-1に記載の「原子力QMS</p> <p>別紙4-2 (20/29)</p> <p>7. 6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合的とされた方法で実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. あらかじめ定められた間隔で、または使用の前に、計量の標準まで迫跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正または検定の実施について記録する（4.2.4参照）方法）により校正または検計がなされている。</p> <p>b. 校正の状態が明確になるよう、識別されている。</p> <p>c. 所要の調整がなされている。</p> <p>d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されている。</p> <p>e. 重複い、重複および保管の間、損傷および劣化から保護されている。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、直前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。（4.2.4参照）</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果を作成し、これを管理する。（4.2.4参照）</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用にあたり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (21/29)</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようになるとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようになる。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等 (1) 組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のため、次の事項を定め、これを実施する。 a. 組織の外部の者と効率的に連絡し、適切な情報を収集する方法 b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との情報を得た効率的な連絡方法 c. 原子力の安全に関する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 d. 原子力の安全に関する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法 (2) 組織は、保安活動に関する制度変更に対し、「原子力安全情報検討会」において、発電所を含めた組織としての適切な全体計画を作成するとともに、発電所が十分に実行可能なで合理的な手順を立てる。また、「原子力安全情報検討会」の活動状況は、定期的に「原子力部門勉強会議」に報告する。なお、「原子力安全情報検討会」の運営方法を「原子力安全情報検討会規程」に定める。</p> <p>7.3 設計開発 組織は、4.2.1 (3)の表の7. 3項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.3.1 設計開発計画 (1) 組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する（不適合点および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1 (2) c. の事項を考慮して行うものとすむ。）を行うこととする。）とともに、設計開発計画を下記のとおり定める。 この設計開発計画には、設備、施設、ソフтверアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合においては、原電力の安全のため必要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合はもしくは行う。 (2) 組織は、設計開発計画において、次に掲げる事項を明確にする。 a. 設計開発の名前、期間および権限との関係 b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制 c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限 d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源 (3) 組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当がなされるようするために、設計開発に関する各者の連携を管理する。 (4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報 (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報を係る記録を作成し、これを管理する。 a. 権限および性能に係る要求事項</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (21/28)</p> <p>内部監査要領」に定める。 (7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。 (8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定 (1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野おおよび強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合ひ方法によりこれを行う。 監視測定の方法には次の事項を含む。 a. 監視測定の実施時期 b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期 (2) 新規は、(1)の監視測定の実施にあたり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。 (3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。 (4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。 (5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合はたゞ当該結果を得ることできないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等(ほかに自らの実行)、否否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものという。 (2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。 (4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支援</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (21/29)</p> <p>8. 評価および改善 8.1 監視測定、分析、評価および改善 (1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善のプロセス（取り組むべき改善に關係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。 (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視および判定 8.2.1 組織の外部の者の意見 組織は、「原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル」、「泊発電所品質マネジメントシステム計画管理要領」および「原子力監査マニュアル」を定め、これに従い次の事項を実施する。 (1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。 (2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を定める。</p> <p>8.2.2 内部監査 (1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するにあたって、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた範囲で、客観的な評価を行う部門により内部監査を実施する。 a. 本品質マネジメントシステムに基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項 b. 実効性のある実施および実効性の維持 (2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。 (3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下、「領域」という。）の状態および重要性などに従事の監査の結果を考慮して内部監査の対象を設定し、かつ、内部監査の実施に際する計画（以下、「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。 (4) 組織は、内部監査を行う要員（以下、「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。 (5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。 (6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理(4.2.4参照)について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を「原子力監査マ</p>	<p style="text-align: center;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙4-2 (22/29)</p> <p>b. 従前の都合した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として選用可能なもの c. 領域法 d. その他の設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報を、その妥当性を評価し、実現する。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により保管する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を実現する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 b. 評価、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c. 合否判定基準を含むものであること。 機器等を完全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に従って、次に掲げる事項を目録的かつ簡潔に記載（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 b. 設計開発の結果に係る機器等の使用による場合においては、当該機器等の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューの結果となりて開発された機器等を所管する部門に提出する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する（設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発の個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>7. 3. 6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行ふことができない場合においては、当該機器等の設置を開始する前に、設計開発妥当性確認を行ふことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>別紙4-2 (22/28)</p> <p>なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。）その他の方により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行ふにあたり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とする（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。））その他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれること（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行ふにあたり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）を確保する。</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理者（不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合がすべて管理されていることをいう。）</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）ならびにそれに連関する責任および権限を表3-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」に定める。</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定めた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行ふこと（以下、本編において「特別採用」という。）。</p> <p>c. 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p>	<p>別紙4-2 (22/29)</p> <p>コュアル』に定める。</p> <p>(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 組織は、不適合が見見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および正常化位置を課すとともに、当該措置の検査を行わせ、その結果を報告させる。(8.5.2参照)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての対応の分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行なう場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを用いる。</p> <p>監視測定の方法には、次の事項を含む。</p> <p>a. 監視測定の実施時期</p> <p>b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施にあたり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標（P: Performance Indicator）を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができる事を実証する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査</p> <p>組織は、「原子力関係検査および試験管理マニュアル」、「泊発電所試験および検査の管理要領」および「泊発電所検査・試験要員の就任の程度に係る運用要領」を定め、これに従い次の事項を実施する。</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するためには、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。(4.2.4参照)</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定すること</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙4-2 (23/29)</p> <p>7. 3. 7 設計開発の変更の管理 (1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようになるとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。 (2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。 (3) 組織は、設計開発の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。 (4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき該じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 4 調達 組織は、4. 2. 1 (3) の表の7、4項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。 ⑦-14</p> <p>7. 4. 1 調達プロセス (1) 組織は、調達する物品または役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検査、調達物品等の妥当性確認等の方法））をいう。）および程度を定める。 (3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を模倣して調達物品等の供給者を選択し、選定する。 (4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る評価基準を定める。 (5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後ににおけるこれらの維持または運用に必要な技術情報（原子炉施設の保守に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7. 4. 2 調達物品等要求事項 (1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含む。 a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項 ⑦-14 b. 調達物品等の供給者の品質の力に係る要求事項 ⑧-14 c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 d. 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処理に係る要求事項 e. 調達物品等の供給者が健全な文化を育成し、および維持するために必要な要求事項 f. 一般産業用工具品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項 g. その他調達物品等に必要な要求事項</p>	<p>別紙4-2 (23/28)</p> <p>d. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起り得る影響に応じて適切な措置を講ずること。 ⑦-14 (4) 組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。 (5) 組織は、(3)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。 (6) 組織は、原子炉施設の保全の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析および評価 (1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に係るデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行）。品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。1の必要性を評価するために、表3-1に記載の「原子力QMSデータの分析要領」において、適切なデータ（既視検定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。 (2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。 a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見 b. 個別業務等要求事項への適合性 c. 機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う組織（不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるもの含む。） d. 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8.5 改善 8.5.1 継続的な改善 組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正措置および未然防止措置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p>	<p>別紙4-2 (23/29)</p> <p>ができる記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照） (4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく定めるまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限をもつ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りではない。 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に異なる要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。 (6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。 8.3 不適合の管理 (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を停止し、これを管理する。 (2) 組織は、不適合の処理に係る管理（不適合を閲覧する管理者に報告することを含む。）ならびにそれに関連する責任および権限を「原子炉改修措置の管理制度マニュアル」、「商発電所改修措置活動管理要領」および「原原子炉監査マニュアル」に定める。 (3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。 a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずる。 b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子炉の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行う（以下、「特別採用」という。） c. 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。 d. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合について適切な措置を講ずる。 (4) 組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照） (5) 組織は、(3)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。 (6) 組織は、原子炉施設の保全の向上に役立たせる観点から、公開基準を「泊発電所トラブル対応マニュアル」に定め、その基準に従い不適合の内容をニューシアへ登</p>	(島根、女川) 記載表現の相違

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙4-2 (24/29)</p> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が該調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを求めること。 (3) 組織は、調達物品等の供給者に対し、該調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認すること。 (4) 組織は、調達物品等を受ける場合には、該調達物品等の供給者に対し、該調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、該調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。 (2) 組織は、該調達物品等の供給者の工場等において該調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施事例および該調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について該調達物品等要求事項での明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の保守のために必要な情報（保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特徴および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあってること。 (2) 手順書等が必要時に利用できる体制にあってること。 (3) 個別業務に用いる設備が利用でき、かつ当該設備を使用していること。 (4) 監視測定のための設備が利用でき、かつ当該設備を使用していること。 (5) 本品質マネジメントシステムに基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を承認することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が発生する場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。 (2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって確認する。 (3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。 (4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象としたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。 a. 当該プロセスの審査および承認のための判定基準 b. 妥当性確認に用いる設備の承認および員の力量を確認する方法 c. 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行なう定期的な再確認を含む。）の方法</p> <p>7.5.3 審査管理およびトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。</p>	<p>別紙4-2 (24/28)</p> <p>8.5.2 是正措置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正措置を講じる。</p> <p>a. 是正措置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。 (a) 不適合その他の事象の分野（情報の収集および整理、ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。） (b) 評議の不適合その他の事象の有無または当該評議の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 b. 必要な是正措置を明確にし、実施する。 c. 評議したすべてのは正措置の実効性的評価を行う。 d. 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。 e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。 f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行なう分析の手順を確立し、実施する。 g. 講じたすべてのは正措置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1に記載の「原子力QMS - 改善措置活動要領」に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる((1)のうち、必要なものについて実施することをいう。)</p> <p>8.5.3 木然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシャ登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。</p>	<p>別紙4-2 (24/29)</p> <p>8.4 データの分析および評価</p> <p>組織は、「原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル」、「泊発電所品質マネジメントシステム計画管理要領」および「原子力監査マニュアル」を定め、これに従い次の事項を実施する。</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメント方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他の分析により得られる知見（8.2.1参考） b. 個別業務等要求事項への適合性（8.2.3および8.2.4参考） c. 機器等およびプロセスの特性および傾向（足立地盤を行う場所となるものを作成する。）（8.2.3および8.2.4参考） d. 調達物品等の供給者の供給能力（7.4参考）</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 繼続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正措置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実績その他の措置を講じる。</p> <p>8.5.2 是正措置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正措置を講じる。</p> <p>a. 是正措置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。 (a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理、ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙4-2 (25/29)</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、運用または所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を個別に記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7. 5. 4 組織の外側の者の物品 組織は、組織の外側の者の物品（JIS09001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。）を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 5. 5 調達物品の管理 (1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するよう管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。 (2) 組織は、調達物品の管理に係る事項について、4. 2. 1 (3) の表の7. 5. 5項に係る文書を作成する。</p> <p>7. 6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および監視測定のための設備を4. 2. 1 (3) の表の7. 1項に係る文書において明確に定める。 (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を、4. 2. 1 (3) の表の7. 1項に係る文書において確立し、実施する。 (3) 組織は、監視測定の結果を確認するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. あらかじめ定めたられた範囲（7. 1 (1)に基づき定めた計画に基づく開拓をいう。）で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合には、校正または検査の標准について記録する方法）により校正または検査がなされていること。 b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 c. 所要の調整がなされていること。 d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 e. 取扱い、維持および保管の際、損傷および劣化から保護されていること。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、就前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが悪戻したとおりに当該監視測定に適用されることを確認する。</p>	<p>別紙4-2 (25/28)</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。 d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。 e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」に定める。</p>	<p>別紙4-2 (25/29)</p> <p>(7-14, 8-10) (b) 様似の不適合その他の事象の有無または当該様似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 b. 必要な是正措置を明確にし、実施する。 c. 講じた全てのは正措置の実効性の評価（有効性のレビュー）を行う。 d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。 e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。 f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（甲種の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。 g. 講じた全てのは正措置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。 (4.2.4参照)</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「原子力改善措置活動マニュアル」、「泊発電所改善措置活動管理要領」および「原子力監査マニュアル」に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、適切な措置を講じる。</p> <p>8.5.3 未然防止処置 (1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニーシャ登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起る可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところに上り、適切な未然防止処置を講じる。 a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。 b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 c. 必要な未然防止措置を明確にし、実施する。 d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価（有効性のレビュー）を行う。 e. 講じた全ての未然防止措置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。(4.2.4参照)</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「原子力トラブル情報検討マニュアル」、「泊発電所トラブル情報検討要領」および「原子力監査マニュアル」に定める。</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>別紙4-2 (26/29)</p> <p>8. 評価および改善 8. 1 監視測定、分析、評価および改善 (1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス（取り組むべき改善に關係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）における文書を実施する。 (2) 組織は、要員が（1）の監視測定の結果を利用できるようにする（要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）。</p> <p>8. 2 監視および測定 8. 2. 1 組織の外部の者の意見 (1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。 (2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を4. 2. 1 (3)の表のB. 2. 1項に係る文書に定める。</p> <p>8. 2. 2 内部監査 (1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた期間で、客観的な評価を行う部門により内部監査を実施する。 a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要件事項 b. 実効性のある実施計画及び実効性の様子 (2) 組織は、内部監査の对象となる得る部門、監査業務、プロセスの他の領域（以下「領域」という。）の状態および重要度ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。 (4) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。 (5) 組織は、内部監査員または組織の個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。 (6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要件事項を、4. 2. 1 (4)の表のB. 2. 2項に係る文書に定める。 (7) 組織は、内部監査の対象に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。 (8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正措置を逐段なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>8. 2. 3 プロセスの監視測定 (1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合ひ方法によりこれを行う。 監視測定の方法には次の事項を含む。 a. 監視測定の実施時期</p>	<p>別紙4-2 (26/28)</p> <p>図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p> <p>⑦-2 ⑧-2 ⑦-3 ⑧-3</p> <p>別紙4-2 (26/29)</p> <p>表3-1 社内規程一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>文書番号</th> <th>文書名</th> <th>担当者</th> <th>管理部門</th> <th>第3章以外の 保管期限と分別を記す</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R-01</td> <td>原子力研究改良部監査規則</td> <td>社長</td> <td>原子力事業統括部</td> <td>第2条、第2条の2、第4条、第5条、第6条、第8条の2、第9条、第10条の2、第11条の2、第12条の2、第13条の2、第14条の2、第15条の2、第16条の2、第17条の2、第18条の2、第19条の2、第20条の2、第21条の2、第22条の2、第23条の2、第24条の2、第25条の2、第26条の2、第27条の2、第28条の2、第29条の2、第30条の2、第31条の2、第32条の2、第33条の2、第34条の2、第35条の2、第36条の2、第37条の2、第38条の2、第39条の2、第40条の2、第41条の2、第42条の2、第43条の2、第44条の2、第45条の2、第46条の2、第47条の2、第48条の2、第49条の2、第50条の2、第51条の2、第52条の2、第53条の2、第54条の2、第55条の2、第56条の2、第57条の2、第58条の2、第59条の2、第60条の2、第61条の2、第62条の2、第63条の2、第64条の2、第65条の2、第66条の2、第67条の2、第68条の2、第69条の2、第70条の2、第71条の2、第72条の2、第73条の2、第74条の2、第75条の2、第76条の2、第77条の2、第78条の2、第79条の2、第80条の2、第81条の2、第82条の2、第83条の2、第84条の2、第85条の2、第86条の2、第87条の2、第88条の2、第89条の2、第90条の2、第91条の2、第92条の2、第93条の2、第94条の2、第95条の2、第96条の2、第97条の2、第98条の2、第99条の2、第100条の2、第101条の2、第102条の2、第103条の2、第104条の2、第105条の2、第106条の2、第107条の2、第108条の2、第109条の2、第110条の2、第111条の2、第112条の2、第113条の2、第114条の2、第115条の2、第116条の2、第117条の2、第118条の2、第119条の2、第120条の2、第121条の2、第122条の2、第123条の2、第124条の2、第125条の2、第126条の2、第127条の2、第128条の2、第129条の2、第130条の2、第131条の2、第132条の2、第133条の2、第134条の2、第135条の2、第136条の2、第137条の2、第138条の2、第139条の2、第140条の2、第141条の2、第142条の2、第143条の2、第144条の2、第145条の2、第146条の2、第147条の2、第148条の2、第149条の2、第150条の2、第151条の2、第152条の2、第153条の2、第154条の2、第155条の2、第156条の2、第157条の2、第158条の2、第159条の2、第160条の2、第161条の2、第162条の2、第163条の2、第164条の2、第165条の2、第166条の2、第167条の2、第168条の2、第169条の2、第170条の2、第171条の2、第172条の2、第173条の2、第174条の2、第175条の2、第176条の2、第177条の2、第178条の2、第179条の2、第180条の2、第181条の2、第182条の2、第183条の2、第184条の2、第185条の2、第186条の2、第187条の2、第188条の2、第189条の2、第190条の2、第191条の2、第192条の2、第193条の2、第194条の2、第195条の2、第196条の2、第197条の2、第198条の2、第199条の2、第200条の2、第201条の2、第202条の2、第203条の2、第204条の2、第205条の2、第206条の2、第207条の2、第208条の2、第209条の2、第210条の2、第211条の2、第212条の2、第213条の2、第214条の2、第215条の2、第216条の2、第217条の2、第218条の2、第219条の2、第220条の2、第221条の2、第222条の2、第223条の2、第224条の2、第225条の2、第226条の2、第227条の2、第228条の2、第229条の2、第230条の2、第231条の2、第232条の2、第233条の2、第234条の2、第235条の2、第236条の2、第237条の2、第238条の2、第239条の2、第240条の2、第241条の2、第242条の2、第243条の2、第244条の2、第245条の2、第246条の2、第247条の2、第248条の2、第249条の2、第250条の2、第251条の2、第252条の2、第253条の2、第254条の2、第255条の2、第256条の2、第257条の2、第258条の2、第259条の2、第260条の2、第261条の2、第262条の2、第263条の2、第264条の2、第265条の2、第266条の2、第267条の2、第268条の2、第269条の2、第270条の2、第271条の2、第272条の2、第273条の2、第274条の2、第275条の2、第276条の2、第277条の2、第278条の2、第279条の2、第280条の2、第281条の2、第282条の2、第283条の2、第284条の2、第285条の2、第286条の2、第287条の2、第288条の2、第289条の2、第290条の2、第291条の2、第292条の2、第293条の2、第294条の2、第295条の2、第296条の2、第297条の2、第298条の2、第299条の2、第300条の2、第301条の2、第302条の2、第303条の2、第304条の2、第305条の2、第306条の2、第307条の2、第308条の2、第309条の2、第310条の2、第311条の2、第312条の2、第313条の2、第314条の2、第315条の2、第316条の2、第317条の2、第318条の2、第319条の2、第320条の2、第321条の2、第322条の2、第323条の2、第324条の2、第325条の2、第326条の2、第327条の2、第328条の2、第329条の2、第330条の2、第331条の2、第332条の2、第333条の2、第334条の2、第335条の2、第336条の2、第337条の2、第338条の2、第339条の2、第340条の2、第341条の2、第342条の2、第343条の2、第344条の2、第345条の2、第346条の2、第347条の2、第348条の2、第349条の2、第350条の2、第351条の2、第352条の2、第353条の2、第354条の2、第355条の2、第356条の2、第357条の2、第358条の2、第359条の2、第360条の2、第361条の2、第362条の2、第363条の2、第364条の2、第365条の2、第366条の2、第367条の2、第368条の2、第369条の2、第370条の2、第371条の2、第372条の2、第373条の2、第374条の2、第375条の2、第376条の2、第377条の2、第378条の2、第379条の2、第380条の2、第381条の2、第382条の2、第383条の2、第384条の2、第385条の2、第386条の2、第387条の2、第388条の2、第389条の2、第390条の2、第391条の2、第392条の2、第393条の2、第394条の2、第395条の2、第396条の2、第397条の2、第398条の2、第399条の2、第400条の2、第401条の2、第402条の2、第403条の2、第404条の2、第405条の2、第406条の2、第407条の2、第408条の2、第409条の2、第410条の2、第411条の2、第412条の2、第413条の2、第414条の2、第415条の2、第416条の2、第417条の2、第418条の2、第419条の2、第420条の2、第421条の2、第422条の2、第423条の2、第424条の2、第425条の2、第426条の2、第427条の2、第428条の2、第429条の2、第430条の2、第431条の2、第432条の2、第433条の2、第434条の2、第435条の2、第436条の2、第437条の2、第438条の2、第439条の2、第440条の2、第441条の2、第442条の2、第443条の2、第444条の2、第445条の2、第446条の2、第447条の2、第448条の2、第449条の2、第450条の2、第451条の2、第452条の2、第453条の2、第454条の2、第455条の2、第456条の2、第457条の2、第458条の2、第459条の2、第460条の2、第461条の2、第462条の2、第463条の2、第464条の2、第465条の2、第466条の2、第467条の2、第468条の2、第469条の2、第470条の2、第471条の2、第472条の2、第473条の2、第474条の2、第475条の2、第476条の2、第477条の2、第478条の2、第479条の2、第480条の2、第481条の2、第482条の2、第483条の2、第484条の2、第485条の2、第486条の2、第487条の2、第488条の2、第489条の2、第490条の2、第491条の2、第492条の2、第493条の2、第494条の2、第495条の2、第496条の2、第497条の2、第498条の2、第499条の2、第500条の2、第501条の2、第502条の2、第503条の2、第504条の2、第505条の2、第506条の2、第507条の2、第508条の2、第509条の2、第510条の2、第511条の2、第512条の2、第513条の2、第514条の2、第515条の2、第516条の2、第517条の2、第518条の2、第519条の2、第520条の2、第521条の2、第522条の2、第523条の2、第524条の2、第525条の2、第526条の2、第527条の2、第528条の2、第529条の2、第530条の2、第531条の2、第532条の2、第533条の2、第534条の2、第535条の2、第536条の2、第537条の2、第538条の2、第539条の2、第540条の2、第541条の2、第542条の2、第543条の2、第544条の2、第545条の2、第546条の2、第547条の2、第548条の2、第549条の2、第550条の2、第551条の2、第552条の2、第553条の2、第554条の2、第555条の2、第556条の2、第557条の2、第558条の2、第559条の2、第560条の2、第561条の2、第562条の2、第563条の2、第564条の2、第565条の2、第566条の2、第567条の2、第568条の2、第569条の2、第570条の2、第571条の2、第572条の2、第573条の2、第574条の2、第575条の2、第576条の2、第577条の2、第578条の2、第579条の2、第580条の2、第581条の2、第582条の2、第583条の2、第584条の2、第585条の2、第586条の2、第587条の2、第588条の2、第589条の2、第590条の2、第591条の2、第592条の2、第593条の2、第594条の2、第595条の2、第596条の2、第597条の2、第598条の2、第599条の2、第600条の2、第601条の2、第602条の2、第603条の2、第604条の2、第605条の2、第606条の2、第607条の2、第608条の2、第609条の2、第610条の2、第611条の2、第612条の2、第613条の2、第614条の2、第615条の2、第616条の2、第617条の2、第618条の2、第619条の2、第620条の2、第621条の2、第622条の2、第623条の2、第624条の2、第625条の2、第626条の2、第627条の2、第628条の2、第629条の2、第630条の2、第631条の2、第632条の2、第633条の2、第634条の2、第635条の2、第636条の2、第637条の2、第638条の2、第639条の2、第640条の2、第641条の2、第642条の2、第643条の2、第644条の2、第645条の2、第646条の2、第647条の2、第648条の2、第649条の2、第650条の2、第651条の2、第652条の2、第653条の2、第654条の2、第655条の2、第656条の2、第657条の2、第658条の2、第659条の2、第660条の2、第661条の2、第662条の2、第663条の2、第664条の2、第665条の2、第666条の2、第667条の2、第668条の2、第669条の2、第670条の2、第671条の2、第672条の2、第673条の2、第674条の2、第675条の2、第676条の2、第677条の2、第678条の2、第679条の2、第680条の2、第681条の2、第682条の2、第683条の2、第684条の2、第685条の2、第686条の2、第687条の2、第688条の2、第689条の2、第690条の2、第691条の2、第692条の2、第693条の2、第694条の2、第695条の2、第696条の2、第697条の2、第698条の2、第699条の2、第700条の2、第701条の2、第702条の2、第703条の2、第704条の2、第705条の2、第706条の2、第707条の2、第708条の2、第709条の2、第710条の2、第711条の2、第712条の2、第713条の2、第714条の2、第715条の2、第716条の2、第717条の2、第718条の2、第719条の2、第720条の2、第721条の2、第722条の2、第723条の2、第724条の2、第725条の2、第726条の2、第727条の2、第728条の2、第729条の2、第730条の2、第731条の2、第732条の2、第733条の2、第734条の2、第735条の2、第736条の2、第737条の2、第738条の2、第739条の2、第740条の2、第741条の2、第742条の2、第743条の2、第744条の2、第745条の2、第746条の2、第747条の2、第748条の2、第749条の2、第750条の2、第751条の2、第752条の2、第753条の2、第754条の2、第755条の2、第756条の2、第757条の2、第758条の2、第759条の2、第760条の2、第761条の2、第762条の2、第763条の2、第764条の2、第765条の2、第766条の2、第767条の2、第768条の2、第769条の2、第770条の2、第771条の2、第772条の2、第773条の2、第774条の2、第775条の2、第776条の2、第777条の2、第778条の2、第779条の2、第780条の2、第781条の2、第782条の2、第783条の2、第784条の2、第785条の2、第786条の2、第787条の2、第788条の2、第789条の2、第790条の2、第791条の2、第792条の2、第793条の2、第794条の2、第795条の2、第796条の2、第797条の2、第798条の2、第799条の2、第800条の2、第801条の2、第802条の2、第803条の2、第804条の2、第805条の2、第806条の2、第807条の2、第808条の2、第809条の2、第810条の2、第811条の2、第812条の2、第813条の2、第814条の2、第815条の2、第816条の2、第817条の2、第818条の2、第819条の2、第820条の2、第821条の2、第822条の2、第823条の2、第824条の2、第825条の2、第826条の2、第827条の2、第828条の2、第829条の2、第830条の2、第831条の2、第832条の2、第833条の2、第834条の2、第835条の2、第836条の2、第837条の2、第838条の2、第839条の2、第840条の2、第841条の2、第842条の2、第843条の2、第844条の2、第845条の2、第846条の2、第847条の2、第848条の2、第849条の2、第850条の2、第851条の2、第852条の2、第853条の2、第854条の2、第855条の2、第856条の2、第857条の2、第858条の2、第859条の2、第860条の2、第861条の2、第862条の2、第863条の2、第864条の2、第865条の2、第866条の2、第867条の2、第868条の2、第869条の2、第870条の2、第871条の2、第872条の2、第873条の2、第874条の2、第875条の2、第876条の2、第877条の2、第878条の2、第879条の2、第880条の2、第881条の2、第882条の2、第883条の2、第884条の2、第885条の2、第886条の2、第887条の2、第888条の2、第889条の2、第890条の2、第891条の2、第892条の2、第893条の2、第894条の2、第895条の2、第896条の2、第897条の2、第898条の2、第899条の2、第900条の2、第901条の2、第902条の2、第903条の2、第904条の2、第905条の2、第906条の2、第907条の2、第908条の2、第909条の2、第910条の2、第911条の2、第912条の2、第913条の2、第914条の2、第915条の2、第916条の2、第917条の2、第918条の2、第919条の2、第920条の2、第921条の2、第922条の2、第923条の2、第924条の2、第925条の2、第926条の2、第927条の2、第928条の2、第929条の2、第930条の2、第931条の2、第932条の2、第933条の2、第934条の2、第935条の2、第936条の2、第937条の2、第938条の2、第939条の2、第940条の2、第941条の2、第942条の2、第943条の2、第944条の2、第945条の2、第946条の2、第947条の2、第948条の2、第949条の2、第950条の2、第951条の2、第952条の2、第953条の2、第954条の2、第955条の2、第956条の2、第957条の2、第958条の2、第959条の2、第960条の2、第961条の2、第962条の2、第963条の2、第964条の2、第965条の2、第966条の2、第967条の2、第968条の2、第969条の2、第970条の2、第971条の2、第972条の2、第973条の2、第974条の2、第975条の2、第976条の2、第977条の2、第978条の2、第979条の2、第980条の2、第981条の2、第982条の2、第983条の2、第984条の2、第985条の2、第986条の2、第987条の2、第988条の2、第989条の2、第990条の2、第991条の2、第992条の2、第993条の2、第994条の2、第995条の2、第996条の2、第997条の2、第998条の2、第999条の2、第1000条の2、第1001条の2、第1002条の2、第1003条の2、第1004条の2、第1005条の2、第1006条の2、第1007条の2、第1008条の2、第1009条の2、第1010条の2、第1011条の2、第1012条の2、第1013条の2、第1014条の2、第1015条の2、第1016条の2、第1017条の2、第1018条の2、第1019条の2、第1020条の2、第1021条の2、第1022条の2、第1023条の2、第1024条の2、第1025条の2、第1026条の2、第1027条の2、第1028条の2、第1029条の2、第1030条の2、第1031条の2、第1032条の2、第1033条の2、第1034条の2、第1035条の2、第1036条の2、第1037条の2、第1038条の2、第1039条の2、第1040条の2、第1041条の2、第1042条の2、第1043条の2、第1044条の2、第1045条の2、第1046条の2、第1047条の2、第1048条の2、第1049条の2、第1050条の2、第1051条の2、第1052条の2、第1053条の2、第1054条の2、第1055条の2、第1056条の2、第1057条の2、第1058条の2、第1059条の2、第1060条の2、第1061条の2、第1062条の2、第1063条の2、第1064条の2、第1065条の2、第1066条の2、第1067条の2、第1068条の2、第1069条の2、第1070条の2、第1071条の2、第1072条の2、第1073条の2、第1074条の2、第1075条の2、第1076条の2、第1077条の2、第1078条の2、第1079条の2、第1080条の2、第1081条の2、第1082条の2、第1083条の2、第1084条の2、第1085条の2、第1086条の2、第1087条の2、第1088条の2、第1089条の2、第1090条の2、第1091条の2、第1092条の2、第1093条の2、第1094条の2、第1095条の2、第1096条の2、第1097条の2、第1098条の2、第1099条の2、第1100条の2、第1101条の2、第1102条の2、第1103条の2、第1104条の2、第1105条の2、第1106条の2、第1107条の2、第1108条の2、第1109条の2、第1110条の2、第1111条の2、第1112条の2、第1113条の2、第1114条の2、第1115条の2、第1116条の2、第1117条の2、第1118条の2、第1119条の2、第1120条の2、第1121条の2、第1122条の2、第1123条の2、第1124条の2、第1125条の2、第1126条の2、第1127条の2、第1128条の2、第1129条の2、第1130条の2、第1131条の2、第1132条の2、第1133条の2、第1134条の2、第1135条の2、第1136条の2、第1137条の2、第1138条の2、第1139条の2、第1140条の2、第1141条の2、第1142条の2、第1143条の2、第1144条の2、第1145条の2、第1146条の2、第1147条の2、第1148条の2、第1149条の2、第1150条の2、第1151条の2、第1152条の2、第1153条の2、第1154条の2、第1155条の2、第1156条の2、第1157条の2、第1158条の2、第1159条の2、第1160条</td></tr></tbody></table>	文書番号	文書名	担当者	管理部門	第3章以外の 保管期限と分別を記す	R-01	原子力研究改良部監査規則	社長	原子力事業統括部	第2条、第2条の2、第4条、第5条、第6条、第8条の2、第9条、第10条の2、第11条の2、第12条の2、第13条の2、第14条の2、第15条の2、第16条の2、第17条の2、第18条の2、第19条の2、第20条の2、第21条の2、第22条の2、第23条の2、第24条の2、第25条の2、第26条の2、第27条の2、第28条の2、第29条の2、第30条の2、第31条の2、第32条の2、第33条の2、第34条の2、第35条の2、第36条の2、第37条の2、第38条の2、第39条の2、第40条の2、第41条の2、第42条の2、第43条の2、第44条の2、第45条の2、第46条の2、第47条の2、第48条の2、第49条の2、第50条の2、第51条の2、第52条の2、第53条の2、第54条の2、第55条の2、第56条の2、第57条の2、第58条の2、第59条の2、第60条の2、第61条の2、第62条の2、第63条の2、第64条の2、第65条の2、第66条の2、第67条の2、第68条の2、第69条の2、第70条の2、第71条の2、第72条の2、第73条の2、第74条の2、第75条の2、第76条の2、第77条の2、第78条の2、第79条の2、第80条の2、第81条の2、第82条の2、第83条の2、第84条の2、第85条の2、第86条の2、第87条の2、第88条の2、第89条の2、第90条の2、第91条の2、第92条の2、第93条の2、第94条の2、第95条の2、第96条の2、第97条の2、第98条の2、第99条の2、第100条の2、第101条の2、第102条の2、第103条の2、第104条の2、第105条の2、第106条の2、第107条の2、第108条の2、第109条の2、第110条の2、第111条の2、第112条の2、第113条の2、第114条の2、第115条の2、第116条の2、第117条の2、第118条の2、第119条の2、第120条の2、第121条の2、第122条の2、第123条の2、第124条の2、第125条の2、第126条の2、第127条の2、第128条の2、第129条の2、第130条の2、第131条の2、第132条の2、第133条の2、第134条の2、第135条の2、第136条の2、第137条の2、第138条の2、第139条の2、第140条の2、第141条の2、第142条の2、第143条の2、第144条の2、第145条の2、第146条の2、第147条の2、第148条の2、第149条の2、第150条の2、第151条の2、第152条の2、第153条の2、第154条の2、第155条の2、第156条の2、第157条の2、第158条の2、第159条の2、第160条の2、第161条の2、第162条の2、第163条の2、第164条の2、第165条の2、第166条の2、第167条の2、第168条の2、第169条の2、第170条の2、第171条の2、第172条の2、第173条の2、第174条の2、第175条の2、第176条の2、第177条の2、第178条の2、第179条の2、第180条の2、第181条の2、第182条の2、第183条の2、第184条の2、第185条の2、第186条の2、第187条の2、第188条の2、第189条の2、第190条の2、第191条の2、第192条の2、第193条の2、第194条の2、第195条の2、第196条の2、第197条の2、第198条の2、第199条の2、第200条の2、第201条の2、第202条の2、第203条の2、第204条の2、第205条の2、第206条の2、第207条の2、第208条の2、第209条の2、第210条の2、第211条の2、第212条の2、第213条の2、第214条の2、第215条の2、第216条の2、第217条の2、第218条の2、第219条の2、第220条の2、第221条の2、第222条の2、第223条の2、第224条の2、第225条の2、第226条の2、第227条の2、第228条の2、第229条の2、第230条の2、第231条の2、第232条の2、第233条の2、第234条の2、第235条の2、第236条の2、第237条の2、第238条の2、第239条の2、第240条の2、第241条の2、第242条の2、第243条の2、第244条の2、第245条の2、第246条の2、第247条の2、第248条の2、第249条の2、第250条の2、第251条の2、第252条の2、第253条の2、第254条の2、第255条の2、第256条の2、第257条の2、第258条の2、第259条の2、第260条の2、第261条の2、第262条の2、第263条の2、第264条の2、第265条の2、第266条の2、第267条の2、第268条の2、第269条の2、第270条の2、第271条の2、第272条の2、第273条の2、第274条の2、第275条の2、第276条の2、第277条の2、第278条の2、第279条の2、第280条の2、第281条の2、第282条の2、第283条の2、第284条の2、第285条の2、第286条の2、第287条の2、第288条の2、第289条の2、第290条の2、第291条の2、第292条の2、第293条の2、第294条の2、第295条の2、第296条の2、第297条の2、第298条の2、第299条の2、第300条の2、第301条の2、第302条の2、第303条の2、第304条の2、第305条の2、第306条の2、第307条の2、第308条の2、第309条の2、第310条の2、第311条の2、第312条の2、第313条の2、第314条の2、第315条の2、第316条の2、第317条の2、第318条の2、第319条の2、第320条の2、第321条の2、第322条の2、第323条の2、第324条の2、第325条の2、第326条の2、第327条の2、第328条の2、第329条の2、第330条の2、第331条の2、第332条の2、第333条の2、第334条の2、第335条の2、第336条の2、第337条の2、第338条の2、第339条の2、第340条の2、第341条の2、第342条の2、第343条の2、第344条の2、第345条の2、第346条の2、第347条の2、第348条の2、第349条の2、第350条の2、第351条の2、第352条の2、第353条の2、第354条の2、第355条の2、第356条の2、第357条の2、第358条の2、第359条の2、第360条の2、第361条の2、第362条の2、第363条の2、第364条の2、第365条の2、第366条の2、第367条の2、第368条の2、第369条の2、第370条の2、第371条の2、第372条の2、第373条の2、第374条の2、第375条の2、第376条の2、第377条の2、第378条の2、第379条の2、第380条の2、第381条の2、第382条の2、第383条の2、第384条の2、第385条の2、第386条の2、第387条の2、第388条の2、第389条の2、第390条の2、第391条の2、第392条の2、第393条の2、第394条の2、第395条の2、第396条の2、第397条の2、第398条の2、第399条の2、第400条の2、第401条の2、第402条の2、第403条の2、第404条の2、第405条の2、第406条の2、第407条の2、第408条の2、第409条の2、第410条の2、第411条の2、第412条の2、第413条の2、第414条の2、第415条の2、第416条の2、第417条の2、第418条の2、第419条の2、第420条の2、第421条の2、第422条の2、第423条の2、第424条の2、第425条の2、第426条の2、第427条の2、第428条の2、第429条の2、第430条の2、第431条の2、第432条の2、第433条の2、第434条の2、第435条の2、第436条の2、第437条の2、第438条の2、第439条の2、第440条の2、第441条の2、第442条の2、第443条の2、第444条の2、第445条の2、第446条の2、第447条の2、第448条の2、第449条の2、第450条の2、第451条の2、第452条の2、第453条の2、第454条の2、第455条の2、第456条の2、第457条の2、第458条の2、第459条の2、第460条の2、第461条の2、第462条の2、第463条の2、第464条の2、第465条の2、第466条の2、第467条の2、第468条の2、第469条の2、第470条の2、第471条の2、第472条の2、第473条の2、第474条の2、第475条の2、第476条の2、第477条の2、第478条の2、第479条の2、第480条の2、第481条の2、第482条の2、第483条の2、第484条の2、第485条の2、第486条の2、第487条の2、第488条の2、第489条の2、第490条の2、第491条の2、第492条の2、第493条の2、第494条の2、第495条の2、第496条の2、第497条の2、第498条の2、第499条の2、第500条の2、第501条の2、第502条の2、第503条の2、第504条の2、第505条の2、第506条の2、第507条の2、第508条の2、第509条の2、第510条の2、第511条の2、第512条の2、第513条の2、第514条の2、第515条の2、第516条の2、第517条の2、第518条の2、第519条の2、第520条の2、第521条の2、第522条の2、第523条の2、第524条の2、第525条の2、第526条の2、第527条の2、第528条の2、第529条の2、第530条の2、第531条の2、第532条の2、第533条の2、第534条の2、第535条の2、第536条の2、第537条の2、第538条の2、第539条の2、第540条の2、第541条の2、第542条の2、第543条の2、第544条の2、第545条の2、第546条の2、第547条の2、第548条の2、第549条の2、第550条の2、第551条の2、第552条の2、第553条の2、第554条の2、第555条の2、第556条の2、第557条の2、第558条の2、第559条の2、第560条の2、第561条の2、第562条の2、第563条の2、第564条の2、第565条の2、第566条の2、第567条の2、第568条の2、第569条の2、第570条の2、第571条の2、第572条の2、第573条の2、第574条の2、第575条の2、第576条の2、第577条の2、第578条の2、第579条の2、第580条の2、第581条の2、第582条の2、第583条の2、第584条の2、第585条の2、第586条の2、第587条の2、第588条の2、第589条の2、第590条の2、第591条の2、第592条の2、第593条の2、第594条の2、第595条の2、第596条の2、第597条の2、第598条の2、第599条の2、第600条の2、第601条の2、第602条の2、第603条の2、第604条の2、第605条の2、第606条の2、第607条の2、第608条の2、第609条の2、第610条の2、第611条の2、第612条の2、第613条の2、第614条の2、第615条の2、第616条の2、第617条の2、第618条の2、第619条の2、第620条の2、第621条の2、第622条の2、第623条の2、第624条の2、第625条の2、第626条の2、第627条の2、第628条の2、第629条の2、第630条の2、第631条の2、第632条の2、第633条の2、第634条の2、第635条の2、第636条の2、第637条の2、第638条の2、第639条の2、第640条の2、第641条の2、第642条の2、第643条の2、第644条の2、第645条の2、第646条の2、第647条の2、第648条の2、第649条の2、第650条の2、第651条の2、第652条の2、第653条の2、第654条の2、第655条の2、第656条の2、第657条の2、第658条の2、第659条の2、第660条の2、第661条の2、第662条の2、第663条の2、第664条の2、第665条の2、第666条の2、第667条の2、第668条の2、第669条の2、第670条の2、第671条の2、第672条の2、第673条の2、第674条の2、第675条の2、第676条の2、第677条の2、第678条の2、第679条の2、第680条の2、第681条の2、第682条の2、第683条の2、第684条の2、第685条の2、第686条の2、第687条の2、第688条の2、第689条の2、第690条の2、第691条の2、第692条の2、第693条の2、第694条の2、第695条の2、第696条の2、第697条の2、第698条の2、第699条の2、第700条の2、第701条の2、第702条の2、第703条の2、第704条の2、第705条の2、第706条の2、第707条の2、第708条の2、第709条の2、第710条の2、第711条の2、第712条の2、第713条の2、第714条の2、第715条の2、第716条の2、第717条の2、第718条の2、第719条の2、第720条の2、第721条の2、第722条の2、第723条の2、第724条の2、第725条の2、第726条の2、第727条の2、第728条の2、第729条の2、第730条の2、第731条の2、第732条の2、第733条の2、第734条の2、第735条の2、第736条の2、第737条の2、第738条の2、第739条の2、第740条の2、第741条の2、第742条の2、第743条の2、第744条の2、第745条の2、第746条の2、第747条の2、第748条の2、第749条の2、第750条の2、第751条の2、第752条の2、第753条の2、第754条の2、第755条の2、第756条の2、第757条の2、第758条の2、第759条の2、第760条の2、第761条の2、第762条の2、第763条の2、第764条の2、第765条の2、第766条の2、第767条の2、第768条の2、第769条の2、第770条の2、第771条の2、第772条の2、第773条の2、第774条の2、第775条の2、第776条の2、第777条の2、第778条の2、第779条の2、第780条の2、第781条の2、第782条の2、第783条の2、第784条の2、第785条の2、第786条の2、第787条の2、第788条の2、第789条の2、第790条の2、第791条の2、第792条の2、第793条の2、第794条の2、第795条の2、第796条の2、第797条の2、第798条の2、第799条の2、第800条の2、第801条の2、第802条の2、第803条の2、第804条の2、第805条の2、第806条の2、第807条の2、第808条の2、第809条の2、第810条の2、第811条の2、第812条の2、第813条の2、第814条の2、第815条の2、第816条の2、第817条の2、第818条の2、第819条の2、第820条の2、第821条の2、第822条の2、第823条の2、第824条の2、第825条の2、第826条の2、第827条の2、第828条の2、第829条の2、第830条の2、第831条の2、第832条の2、第833条の2、第834条の2、第835条の2、第836条の2、第837条の2、第838条の2、第839条の2、第840条の2、第841条の2、第842条の2、第843条の2、第844条の2、第845条の2、第846条の2、第847条の2、第848条の2、第849条の2、第850条の2、第851条の2、第852条の2、第853条の2、第854条の2、第855条の2、第856条の2、第857条の2、第858条の2、第859条の2、第860条の2、第861条の2、第862条の2、第863条の2、第864条の2、第865条の2、第866条の2、第867条の2、第868条の2、第869条の2、第870条の2、第871条の2、第872条の2、第873条の2、第874条の2、第875条の2、第876条の2、第877条の2、第878条の2、第879条の2、第880条の2、第881条の2、第882条の2、第883条の2、第884条の2、第885条の2、第886条の2、第887条の2、第888条の2、第889条の2、第890条の2、第891条の2、第892条の2、第893条の2、第894条の2、第895条の2、第896条の2、第897条の2、第898条の2、第899条の2、第900条の2、第901条の2、第902条の2、第903条の2、第904条の2、第905条の2、第906条の2、第907条の2、第908条の2、第909条の2、第910条の2、第911条の2、第912条の2、第913条の2、第914条の2、第915条の2、第916条の2、第917条の2、第918条の2、第919条の2、第920条の2、第921条の2、第922条の2、第923条の2、第924条の2、第925条の2、第926条の2、第927条の2、第928条の2、第929条の2、第930条の2、第931条の2、第932条の2、第933条の2、第934条の2、第935条の2、第936条の2、第937条の2、第938条の2、第939条の2、第940条の2、第941条の2、第942条の2、第943条の2、第944条の2、第945条の2、第946条の2、第947条の2、第948条の2、第949条の2、第950条の2、第951条の2、第952条の2、第953条の2、第954条の2、第955条の2、第956条の2、第957条の2、第958条の2、第959条の2、第960条の2、第961条の2、第962条の2、第963条の2、第964条の2、第965条の2、第966条の2、第967条の2、第968条の2、第969条の2、第970条の2、第971条の2、第972条の2、第973条の2、第974条の2、第975条の2、第976条の2、第977条の2、第978条の2、第979条の2、第980条の2、第981条の2、第982条の2、第983条の2、第984条の2、第985条の2、第986条の2、第987条の2、第988条の2、第989条の2、第990条の2、第991条の2、第992条の2、第993条の2、第994条の2、第995条の2、第996条の2、第997条の2、第998条の2、第999条の2、第1000条の2、第1001条の2、第1002条の2、第1003条の2、第1004条の2、第1005条の2、第1006条の2、第1007条の2、第1008条の2、第1009条の2、第1010条の2、第1011条の2、第1012条の2、第1013条の2、第1014条の2、第1015条の2、第1016条の2、第1017条の2、第1018条の2、第1019条の2、第1020条の2、第1021条の2、第1022条の2、第1023条の2、第1024条の2、第1025条の2、第1026条の2、第1027条の2、第1028条の2、第1029条の2、第1030条の2、第1031条の2、第1032条の2、第1033条の2、第1034条の2、第1035条の2、第1036条の2、第1037条の2、第1038条の2、第1039条の2、第1040条の2、第1041条の2、第1042条の2、第1043条の2、第1044条の2、第1045条の2、第1046条の2、第1047条の2、第1048条の2、第1049条の2、第1050条の2、第1051条の2、第1052条の2、第1053条の2、第1054条の2、第1055条の2、第1056条の2、第1057条の2、第1058条の2、第1059条の2、第1060条の2、第1061条の2、第1062条の2、第1063条の2、第1064条の2、第1065条の2、第1066条の2、第1067条の2、第1068条の2、第1069条の2、第1070条の2、第1071条の2、第1072条の2、第1073条の2、第1074条の2、第1075条の2、第1076条の2、第1077条の2、第1078条の2、第1079条の2、第1080条の2、第1081条の2、第1082条の2、第1083条の2、第1084条の2、第1085条の2、第1086条の2、第1087条の2、第1088条の2、第1089条の2、第1090条の2、第1091条の2、第1092条の2、第1093条の2、第1094条の2、第1095条の2、第1096条の2、第1097条の2、第1098条の2、第1099条の2、第1100条の2、第1101条の2、第1102条の2、第1103条の2、第1104条の2、第1105条の2、第1106条の2、第1107条の2、第1108条の2、第1109条の2、第1110条の2、第1111条の2、第1112条の2、第1113条の2、第1114条の2、第1115条の2、第1116条の2、第1117条の2、第1118条の2、第1119条の2、第1120条の2、第1121条の2、第1122条の2、第1123条の2、第1124条の2、第1125条の2、第1126条の2、第1127条の2、第1128条の2、第1129条の2、第1130条の2、第1131条の2、第1132条の2、第1133条の2、第1134条の2、第1135条の2、第1136条の2、第1137条の2、第1138条の2、第1139条の2、第1140条の2、第1141条の2、第1142条の2、第1143条の2、第1144条の2、第1145条の2、第1146条の2、第1147条の2、第1148条の2、第1149条の2、第1150条の2、第1151条の2、第1152条の2、第1153条の2、第1154条の2、第1155条の2、第1156条の2、第1157条の2、第1158条の2、第1159条の2、第1160条
文書番号	文書名	担当者	管理部門	第3章以外の 保管期限と分別を記す							
R-01	原子力研究改良部監査規則	社長	原子力事業統括部	第2条、第2条の2、第4条、第5条、第6条、第8条の2、第9条、第10条の2、第11条の2、第12条の2、第13条の2、第14条の2、第15条の2、第16条の2、第17条の2、第18条の2、第19条の2、第20条の2、第21条の2、第22条の2、第23条の2、第24条の2、第25条の2、第26条の2、第27条の2、第28条の2、第29条の2、第30条の2、第31条の2、第32条の2、第33条の2、第34条の2、第35条の2、第36条の2、第37条の2、第38条の2、第39条の2、第40条の2、第41条の2、第42条の2、第43条の2、第44条の2、第45条の2、第46条の2、第47条の2、第48条の2、第49条の2、第50条の2、第51条の2、第52条の2、第53条の2、第54条の2、第55条の2、第56条の2、第57条の2、第58条の2、第59条の2、第60条の2、第61条の2、第62条の2、第63条の2、第64条の2、第65条の2、第66条の2、第67条の2、第68条の2、第69条の2、第70条の2、第71条の2、第72条の2、第73条の2、第74条の2、第75条の2、第76条の2、第77条の2、第78条の2、第79条の2、第80条の2、第81条の2、第82条の2、第83条の2、第84条の2、第85条の2、第86条の2、第87条の2、第88条の2、第89条の2、第90条の2、第91条の2、第92条の2、第93条の2、第94条の2、第95条の2、第96条の2、第97条の2、第98条の2、第99条の2、第100条の2、第101条の2、第102条の2、第103条の2、第104条の2、第105条の2、第106条の2、第107条の2、第108条の2、第109条の2、第110条の2、第111条の2、第112条の2、第113条の2、第114条の2、第115条の2、第116条の2、第117条の2、第118条の2、第119条の2、第120条の2、第121条の2、第122条の2、第123条の2、第124条の2、第125条の2、第126条の2、第127条の2、第128条の2、第129条の2、第130条の2、第131条の2、第132条の2、第133条の2、第134条の2、第135条の2、第136条の2、第137条の2、第138条の2、第139条の2、第140条の2、第141条の2、第142条の2、第143条の2、第144条の2、第145条の2、第146条の2、第147条の2、第148条の2、第149条の2、第150条の2、第151条の2、第152条の2、第153条の2、第154条の2、第155条の2、第156条の2、第157条の2、第158条の2、第159条の2、第160条の2、第161条の2、第162条の2、第163条の2、第164条の2、第165条の2、第166条の2、第167条の2、第168条の2、第169条の2、第170条の2、第171条の2、第172条の2、第173条の2、第174条の2、第175条の2、第176条の2、第177条の2、第178条の2、第179条の2、第180条の2、第181条の2、第182条の2、第183条の2、第184条の2、第185条の2、第186条の2、第187条の2、第188条の2、第189条の2、第190条の2、第191条の2、第192条の2、第193条の2、第194条の2、第195条の2、第196条の2、第197条の2、第198条の2、第199条の2、第200条の2、第201条の2、第202条の2、第203条の2、第204条の2、第205条の2、第206条の2、第207条の2、第208条の2、第209条の2、第210条の2、第211条の2、第212条の2、第213条の2、第214条の2、第215条の2、第216条の2、第217条の2、第218条の2、第219条の2、第220条の2、第221条の2、第222条の2、第223条の2、第224条の2、第225条の2、第226条の2、第227条の2、第228条の2、第229条の2、第230条の2、第231条の2、第232条の2、第233条の2、第234条の2、第235条の2、第236条の2、第237条の2、第238条の2、第239条の2、第240条の2、第241条の2、第242条の2、第243条の2、第244条の2、第245条の2、第246条の2、第247条の2、第248条の2、第249条の2、第250条の2、第251条の2、第252条の2、第253条の2、第254条の2、第255条の2、第256条の2、第257条の2、第258条の2、第259条の2、第260条の2、第261条の2、第262条の2、第263条の2、第264条の2、第265条の2、第266条の2、第267条の2、第268条の2、第269条の2、第270条の2、第271条の2、第272条の2、第273条の2、第274条の2、第275条の2、第276条の2、第277条の2、第278条の2、第279条の2、第280条の2、第281条の2、第282条の2、第283条の2、第284条の2、第285条の2、第286条の2、第287条の2、第288条の2、第289条の2、第290条の2、第291条の2、第292条の2、第293条の2、第294条の2、第295条の2、第296条の2、第297条の2、第298条の2、第299条の2、第300条の2、第301条の2、第302条の2、第303条の2、第304条の2、第305条の2、第306条の2、第307条の2、第308条の2、第309条の2、第310条の2、第311条の2、第312条の2、第313条の2、第314条の2、第315条の2、第316条の2、第317条の2、第318条の2、第319条の2、第320条の2、第321条の2、第322条の2、第323条の2、第324条の2、第325条の2、第326条の2、第327条の2、第328条の2、第329条の2、第330条の2、第331条の2、第332条の2、第333条の2、第334条の2、第335条の2、第336条の2、第337条の2、第338条の2、第339条の2、第340条の2、第341条の2、第342条の2、第343条の2、第344条の2、第345条の2、第346条の2、第347条の2、第348条の2、第349条の2、第350条の2、第351条の2、第352条の2、第353条の2、第354条の2、第355条の2、第356条の2、第357条の2、第358条の2、第359条の2、第360条の2、第361条の2、第362条の2、第363条の2、第364条の2、第365条の2、第366条の2、第367条の2、第368条の2、第369条の2、第370条の2、第371条の2、第372条の2、第373条の2、第374条の2、第375条の2、第376条の2、第377条の2、第378条の2、第379条の2、第380条の2、第381条の2、第382条の2、第383条の2、第384条の2、第385条の2、第386条の2、第387条の2、第388条の2、第389条の2、第390条の2、第391条の2、第392条の2、第393条の2、第394条の2、第395条の2、第396条の2、第397条の2、第398条の2、第399条の2、第400条の2、第401条の2、第402条の2、第403条の2、第404条の2、第405条の2、第406条の2、第407条の2、第408条の2、第409条の2、第410条の2、第411条の2、第412条の2、第413条の2、第414条の2、第415条の2、第416条の2、第417条の2、第418条の2、第419条の2、第420条の2、第421条の2、第422条の2、第423条の2、第424条の2、第425条の2、第426条の2、第427条の2、第428条の2、第429条の2、第430条の2、第431条の2、第432条の2、第433条の2、第434条の2、第435条の2、第436条の2、第437条の2、第438条の2、第439条の2、第440条の2、第441条の2、第442条の2、第443条の2、第444条の2、第445条の2、第446条の2、第447条の2、第448条の2、第449条の2、第450条の2、第451条の2、第452条の2、第453条の2、第454条の2、第455条の2、第456条の2、第457条の2、第458条の2、第459条の2、第460条の2、第461条の2、第462条の2、第463条の2、第464条の2、第465条の2、第466条の2、第467条の2、第468条の2、第469条の2、第470条の2、第471条の2、第472条の2、第473条の2、第474条の2、第475条の2、第476条の2、第477条の2、第478条の2、第479条の2、第480条の2、第481条の2、第482条の2、第483条の2、第484条の2、第485条の2、第486条の2、第487条の2、第488条の2、第489条の2、第490条の2、第491条の2、第492条の2、第493条の2、第494条の2、第495条の2、第496条の2、第497条の2、第498条の2、第499条の2、第500条の2、第501条の2、第502条の2、第503条の2、第504条の2、第505条の2、第506条の2、第507条の2、第508条の2、第509条の2、第510条の2、第511条の2、第512条の2、第513条の2、第514条の2、第515条の2、第516条の2、第517条の2、第518条の2、第519条の2、第520条の2、第521条の2、第522条の2、第523条の2、第524条の2、第525条の2、第526条の2、第527条の2、第528条の2、第529条の2、第530条の2、第531条の2、第532条の2、第533条の2、第534条の2、第535条の2、第536条の2、第537条の2、第538条の2、第539条の2、第540条の2、第541条の2、第542条の2、第543条の2、第544条の2、第545条の2、第546条の2、第547条の2、第548条の2、第549条の2、第550条の2、第551条の2、第552条の2、第553条の2、第554条の2、第555条の2、第556条の2、第557条の2、第558条の2、第559条の2、第560条の2、第561条の2、第562条の2、第563条の2、第564条の2、第565条の2、第566条の2、第567条の2、第568条の2、第569条の2、第570条の2、第571条の2、第572条の2、第573条の2、第574条の2、第575条の2、第576条の2、第577条の2、第578条の2、第579条の2、第580条の2、第581条の2、第582条の2、第583条の2、第584条の2、第585条の2、第586条の2、第587条の2、第588条の2、第589条の2、第590条の2、第591条の2、第592条の2、第593条の2、第594条の2、第595条の2、第596条の2、第597条の2、第598条の2、第599条の2、第600条の2、第601条の2、第602条の2、第603条の2、第604条の2、第605条の2、第606条の2、第607条の2、第608条の2、第609条の2、第610条の2、第611条の2、第612条の2、第613条の2、第614条の2、第615条の2、第616条の2、第617条の2、第618条の2、第619条の2、第620条の2、第621条の2、第622条の2、第623条の2、第624条の2、第625条の2、第626条の2、第627条の2、第628条の2、第629条の2、第630条の2、第631条の2、第632条の2、第633条の2、第634条の2、第635条の2、第636条の2、第637条の2、第638条の2、第639条の2、第640条の2、第641条の2、第642条の2、第643条の2、第644条の2、第645条の2、第646条の2、第647条の2、第648条の2、第649条の2、第650条の2、第651条の2、第652条の2、第653条の2、第654条の2、第655条の2、第656条の2、第657条の2、第658条の2、第659条の2、第660条の2、第661条の2、第662条の2、第663条の2、第664条の2、第665条の2、第666条の2、第667条の2、第668条の2、第669条の2、第670条の2、第671条の2、第672条の2、第673条の2、第674条の2、第675条の2、第676条の2、第677条の2、第678条の2、第679条の2、第680条の2、第681条の2、第682条の2、第683条の2、第684条の2、第685条の2、第686条の2、第687条の2、第688条の2、第689条の2、第690条の2、第691条の2、第692条の2、第693条の2、第694条の2、第695条の2、第696条の2、第697条の2、第698条の2、第699条の2、第700条の2、第701条の2、第702条の2、第703条の2、第704条の2、第705条の2、第706条の2、第707条の2、第708条の2、第709条の2、第710条の2、第711条の2、第712条の2、第713条の2、第714条の2、第715条の2、第716条の2、第717条の2、第718条の2、第719条の2、第720条の2、第721条の2、第722条の2、第723条の2、第724条の2、第725条の2、第726条の2、第727条の2、第728条の2、第729条の2、第730条の2、第731条の2、第732条の2、第733条の2、第734条の2、第735条の2、第736条の2、第737条の2、第738条の2、第739条の2、第740条の2、第741条の2、第742条の2、第743条の2、第744条の2、第745条の2、第746条の2、第747条の2、第748条の2、第749条の2、第750条の2、第751条の2、第752条の2、第753条の2、第754条の2、第755条の2、第756条の2、第757条の2、第758条の2、第759条の2、第760条の2、第761条の2、第762条の2、第763条の2、第764条の2、第765条の2、第766条の2、第767条の2、第768条の2、第769条の2、第770条の2、第771条の2、第772条の2、第773条の2、第774条の2、第775条の2、第776条の2、第777条の2、第778条の2、第779条の2、第780条の2、第781条の2、第782条の2、第783条の2、第784条の2、第785条の2、第786条の2、第787条の2、第788条の2、第789条の2、第790条の2、第791条の2、第792条の2、第793条の2、第794条の2、第795条の2、第796条の2、第797条の2、第798条の2、第799条の2、第800条の2、第801条の2、第802条の2、第803条の2、第804条の2、第805条の2、第806条の2、第807条の2、第808条の2、第809条の2、第810条の2、第811条の2、第812条の2、第813条の2、第814条の2、第815条の2、第816条の2、第817条の2、第818条の2、第819条の2、第820条の2、第821条の2、第822条の2、第823条の2、第824条の2、第825条の2、第826条の2、第827条の2、第828条の2、第829条の2、第830条の2、第831条の2、第832条の2、第833条の2、第834条の2、第835条の2、第836条の2、第837条の2、第838条の2、第839条の2、第840条の2、第841条の2、第842条の2、第843条の2、第844条の2、第845条の2、第846条の2、第847条の2、第848条の2、第849条の2、第850条の2、第851条の2、第852条の2、第853条の2、第854条の2、第855条の2、第856条の2、第857条の2、第858条の2、第859条の2、第860条の2、第861条の2、第862条の2、第863条の2、第864条の2、第865条の2、第866条の2、第867条の2、第868条の2、第869条の2、第870条の2、第871条の2、第872条の2、第873条の2、第874条の2、第875条の2、第876条の2、第877条の2、第878条の2、第879条の2、第880条の2、第881条の2、第882条の2、第883条の2、第884条の2、第885条の2、第886条の2、第887条の2、第888条の2、第889条の2、第890条の2、第891条の2、第892条の2、第893条の2、第894条の2、第895条の2、第896条の2、第897条の2、第898条の2、第899条の2、第900条の2、第901条の2、第902条の2、第903条の2、第904条の2、第905条の2、第906条の2、第907条の2、第908条の2、第909条の2、第910条の2、第911条の2、第912条の2、第913条の2、第914条の2、第915条の2、第916条の2、第917条の2、第918条の2、第919条の2、第920条の2、第921条の2、第922条の2、第923条の2、第924条の2、第925条の2、第926条の2、第927条の2、第928条の2、第929条の2、第930条の2、第931条の2、第932条の2、第933条の2、第934条の2、第935条の2、第936条の2、第937条の2、第938条の2、第939条の2、第940条の2、第941条の2、第942条の2、第943条の2、第944条の2、第945条の2、第946条の2、第947条の2、第948条の2、第949条の2、第950条の2、第951条の2、第952条の2、第953条の2、第954条の2、第955条の2、第956条の2、第957条の2、第958条の2、第959条の2、第960条の2、第961条の2、第962条の2、第963条の2、第964条の2、第965条の2、第966条の2、第967条の2、第968条の2、第969条の2、第970条の2、第971条の2、第972条の2、第973条の2、第974条の2、第975条の2、第976条の2、第977条の2、第978条の2、第979条の2、第980条の2、第981条の2、第982条の2、第983条の2、第984条の2、第985条の2、第986条の2、第987条の2、第988条の2、第989条の2、第990条の2、第991条の2、第992条の2、第993条の2、第994条の2、第995条の2、第996条の2、第997条の2、第998条の2、第999条の2、第1000条の2、第1001条の2、第1002条の2、第1003条の2、第1004条の2、第1005条の2、第1006条の2、第1007条の2、第1008条の2、第1009条の2、第1010条の2、第1011条の2、第1012条の2、第1013条の2、第1014条の2、第1015条の2、第1016条の2、第1017条の2、第1018条の2、第1019条の2、第1020条の2、第1021条の2、第1022条の2、第1023条の2、第1024条の2、第1025条の2、第1026条の2、第1027条の2、第1028条の2、第1029条の2、第1030条の2、第1031条の2、第1032条の2、第1033条の2、第1034条の2、第1035条の2、第1036条の2、第1037条の2、第1038条の2、第1039条の2、第1040条の2、第1041条の2、第1042条の2、第1043条の2、第1044条の2、第1045条の2、第1046条の2、第1047条の2、第1048条の2、第1049条の2、第1050条の2、第1051条の2、第1052条の2、第1053条の2、第1054条の2、第1055条の2、第1056条の2、第1057条の2、第1058条の2、第1059条の2、第1060条の2、第1061条の2、第1062条の2、第1063条の2、第1064条の2、第1065条の2、第1066条の2、第1067条の2、第1068条の2、第1069条の2、第1070条の2、第1071条の2、第1072条の2、第1073条の2、第1074条の2、第1075条の2、第1076条の2、第1077条の2、第1078条の2、第1079条の2、第1080条の2、第1081条の2、第1082条の2、第1083条の2、第1084条の2、第1085条の2、第1086条の2、第1087条の2、第1088条の2、第1089条の2、第1090条の2、第1091条の2、第1092条の2、第1093条の2、第1094条の2、第1095条の2、第1096条の2、第1097条の2、第1098条の2、第1099条の2、第1100条の2、第1101条の2、第1102条の2、第1103条の2、第1104条の2、第1105条の2、第1106条の2、第1107条の2、第1108条の2、第1109条の2、第1110条の2、第1111条の2、第1112条の2、第1113条の2、第1114条の2、第1115条の2、第1116条の2、第1117条の2、第1118条の2、第1119条の2、第1120条の2、第1121条の2、第1122条の2、第1123条の2、第1124条の2、第1125条の2、第1126条の2、第1127条の2、第1128条の2、第1129条の2、第1130条の2、第1131条の2、第1132条の2、第1133条の2、第1134条の2、第1135条の2、第1136条の2、第1137条の2、第1138条の2、第1139条の2、第1140条の2、第1141条の2、第1142条の2、第1143条の2、第1144条の2、第1145条の2、第1146条の2、第1147条の2、第1148条の2、第1149条の2、第1150条の2、第1151条の2、第1152条の2、第1153条の2、第1154条の2、第1155条の2、第1156条の2、第1157条の2、第1158条の2、第1159条の2、第1160条							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 別紙4-2 (27/29) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 別紙4-2 (27/29) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 別紙4-2 (27/29) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 別紙4-2 (27/29) </div>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 別紙4-2 (27/28) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 別紙4-2 (27/28) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 別紙4-2 (27/28) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 別紙4-2 (27/28) </div>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 別紙4-2 (27/29) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 別紙4-2 (27/29) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 別紙4-2 (27/29) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 別紙4-2 (27/29) </div>	<p style="color: red;">(島根、女川) 文書体系の相違</p>

添付書類五

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙4-2 (28/29)</p> <p>⑦-17, ⑧-13</p> <p>に定める。</p> <p>(3) 発電所は、不適合管理を適切に実施するため、不適合と思われる情報の収集および不適合管理グレードの決定等を次のとおり実施させる。</p> <p>a. 発電所の委員は、不適合と思われる事が発生した場合、その情報を詳長（品質保証）に提出する。</p> <p>b. 詳長（品質保証）は、不適合と思われる情報を収集・整理し、「不適合判定検討会」に提出する。</p> <p>c. 品質保証部会は、「不適合判定検討会」の主査として、不適合と思われる情報について、不適合管理グレードの決定および局所的方法の検討を実施する。</p> <p>(4) 検査は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を管理する。</p> <p>a. 発見された不適合を去るための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定めた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、種別業務の適用または個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という）。</p> <p>c. 機器の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(5) 検査は、不適合の内容の説明および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 不適合の原因を明確に把握した場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための措置を行う。</p> <p>(7) 検査は、原子炉施設の運営向上に役立てる観点から、公認基準に従い、不適合の内容をニューシアフ登録することにより、後者の公認を行う。</p> <p>B. 4 データの分析および評価</p> <p>(1) 基線は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性的の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が認識されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要な性を評価するために、4. 2. 1 (3) の表のB. 4項に係る文書において、適切なデータ（既往測定の結果から得られたデータおよびそれまでの間接比較からのデータを含む。）を削除して、収集し、および分析する。</p> <p>(2) 検査は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に両者の事項に係る情報を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 組織の外側の者からの意見の傾向および特徴その他の分析により得られる知見。 b. 信頼性等の要求事項への適合性。 c. 検査等およびプロセスの特性および傾向（基準適合度を行なう場合、不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から導かれた情報に基づき、是正基準の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものを含む。) d. 調達物品等の供給者の供給能力 <p>B. 5 改善</p> <p>B. 5.1 繙続的改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正活動および未然</p> <p>別紙4-2 (28/29)</p> <p>⑦-2, ⑧-2</p> <p>表3-1 (続)</p> <p>文書番号 文書名 承認者 寄附箇所 第3条以外の 規定事項(備考文)</p> <p>V-30-212 泊発電所原子力災害対策部会 副長 泊発電所防災・安全委員会 第17条、第129条、第115条～第127条、第128条</p> <p>V-30-213 泊発電所設備管理部会 副長 泊発電所原子力安全・品質保証室 第118条、第118条の2</p> <p>V-30-214 泊発電所漸進安全管理部会 副長 泊発電所原子力安全・品質保証室</p> <p>V-30-215 泊発電所実験計画及び積産の管理部会 副長 泊発電所原子力安全・品質保証室</p> <p>V-30-216 泊発電所在庫・調整部会 副長 泊発電所原子力安全・品質保証室</p> <p>V-30-217 泊発電所改修検査部会運営管理部会 副長 泊発電所原子力安全・品質保証室</p> <p>V-30-218 泊発電所トラブル情報調査部会 副長 泊発電所保全計画課</p> <p>V-30-219 泊発電所技術課内燃化促進部会 副長 泊発電所内燃化課 第17条</p> <p>V-30-220 泊発電所開発部内燃化促進部会 副長 泊発電所内燃化課 第17条の2</p> <p>R-30-221 泊発電所緊急作業従事者管理 副長 泊発電所防災・安全委員会 第120条の2、第127条の2</p> <p>※1： 第3条と社内規程との対照は、表3-1 本品質マネジメントシステム計画と社内規程の対照表による。</p>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

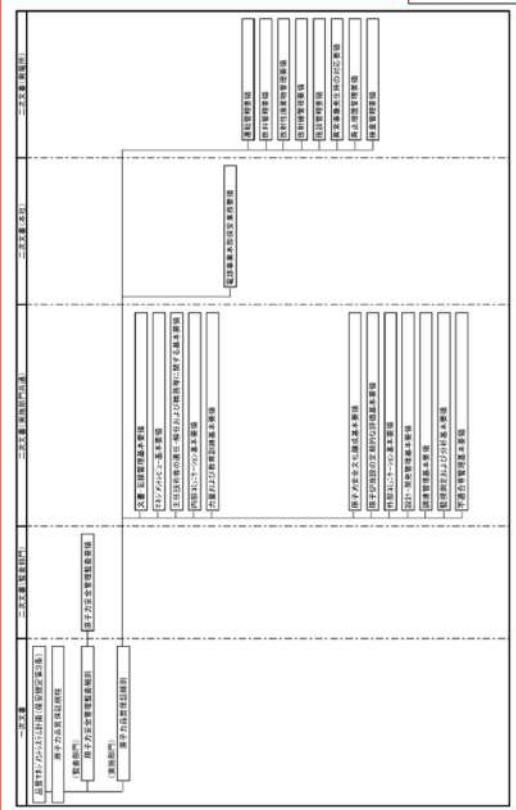
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙4-2 (29/29)</p> <p>防止装置の評価を通じて改善が必要な事を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。 ⑦-17, ⑧-13</p> <p>B. 5. 2 是正措置等 ① 基本は、個々の事故その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに是正措置を講じる。 a. 是正措置を講ずる必要がある場合に、下記の手順により評価を行う。 組織的削減の考え方の下、(機械的・組織的・人材的・人的および組織的削減の考え方含む)、および事故不適合の原因の明確化(必ずしも応じて日常業務のマネジメントや安全管理の観点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを中心とする)。 b. 類似の不適合その他の事象の有無または当該種似の不適合その他の事象が発生する可能性の評価 b. 必要な是正措置を明確にし、実施する。 c. 講じたすべての是正措置の実効性の評価を行う。 d. 必要に応じ、計画立案段階で定めた保守活動の改善のために講じた措置(品質方針に記載するものと異なる場合の場合は、当該課題を取り組むことを含む)を実施する。 e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。 c. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(複数の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度が小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が最も大きいものを含む)に関して、根本的な原因を究明するために行う分野の手順を、4. 2. 1. (4) の表のB. 5. 2 備およびB. 5. 3項に係る文書に記載する。 f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が小さい不適合について、4. 2. 1. (4) の表のB. 5. 2 備およびB. 3項に係る文書に記載する。 d. 基本は、不適合を基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報を明らかにする事務に係る情報を持ち、その分析を行い、当該結果の事象に係る原因を明確にした上で、適切な措置を講じるもの(うち、必要なものについて実施することをいう。)。 B. 5. 3 未だ防止措置 ① 基本は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見(日WR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニュースレタ登録情報等を含む。)を参考し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力の安全に及ぼす影響の程度が最も大きいものを含む)の原因を明確にし、未然防止措置を講じるもの(未然防止措置を明確にし、実施する)。 ② 基本は、不適合を基づき、複数の不適合その他の事象から明確にした上で、適切な措置を講じるもの(未然防止措置を明確にし、その結果の記録を作成し、これを管理する)。 ③ 基本は、(1)に掲げる事象について、4. 2. 1. (4) の表のB. 5. 3項に係る文書に定める。</p>		<p>別紙4-2 (29/29)</p> <p>図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図 ⑦-2, ⑧-2 ⑦-3, ⑧-3</p>	(島根、女川) 記載表現の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

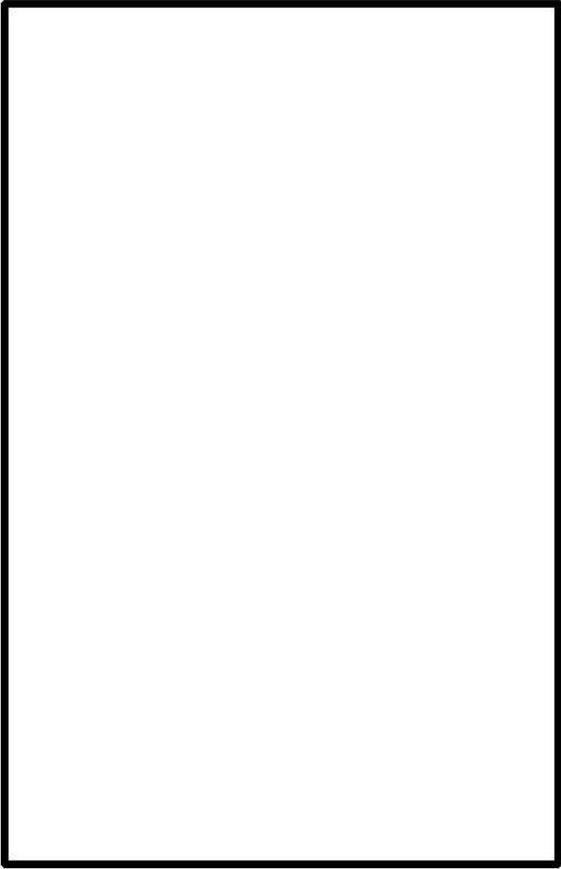
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-3 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">品質マネジメントシステム文書体系</p> <p style="text-align: right;">⑦-2, ⑧-2</p> 			(島根) 引用文書の相違

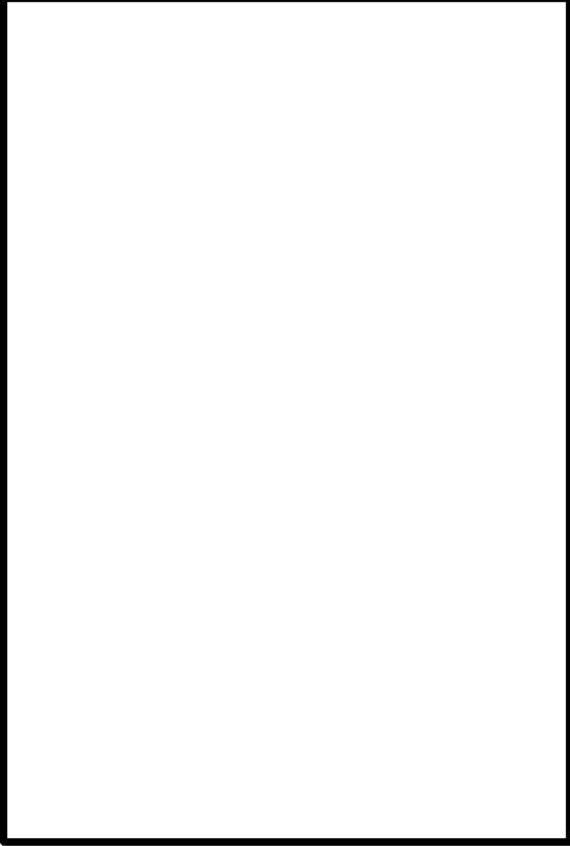
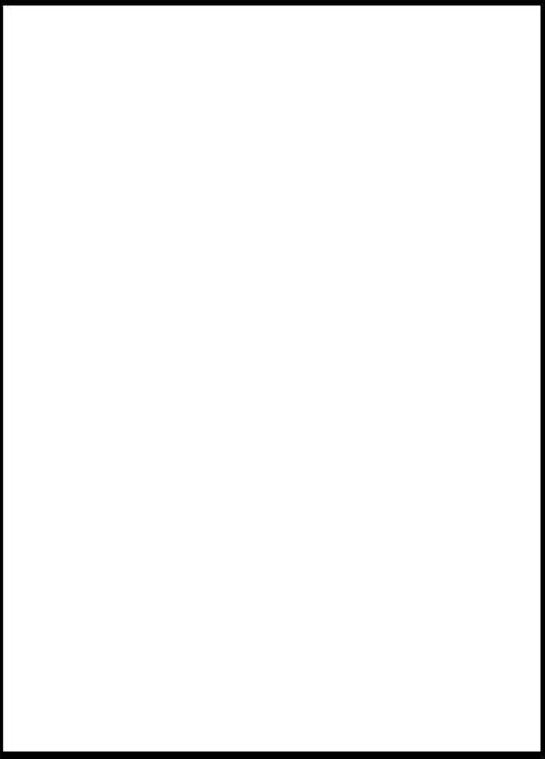
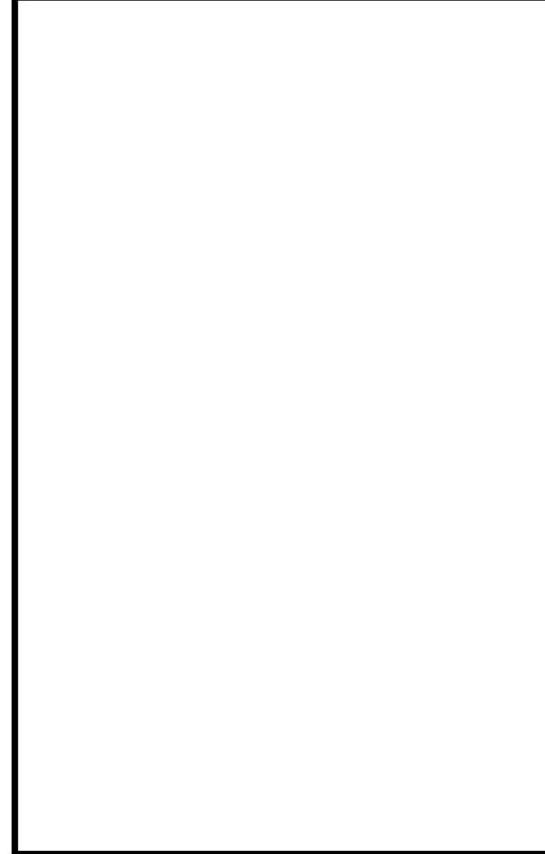
泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
別紙4-4 (1/6) 	別紙4-3 (1/24) 原品-1 原子力品質保証規程 抜粋 2009年 9月17日 (一制定) 2021年 6月16日 (第11回改正) 原子力品質保証室 (C-東北電力)	別紙4-3 (1/30) R-30 原子力総合品質保証規程 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 平成16年 2月13日施行 2022年 3月 1日(第20次改正) (所管) 原子力安全・品質保証グループ </div> 抜粋 北海道電力株式会社	(島根、女川) 名称の相違 * 原子力総合品質保証規程

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙4-4 (2/6)</p> 	<p>別紙4-3 (2/24)</p> 	<p>別紙4-3 (2/30)</p> 	(島根、女川) 記載表現の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
別紙4-4 (3/6)	別紙4-3 (3/24)	別紙4-3 (3/30)	(島根、女川) 記載表現の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
別紙4-4 (4/6)	別紙4-3 (4/24)	別紙4-3 (4/30)	(島根、女川) 記載表現の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
別紙4-4 (5/6)	別紙4-3 (5/24)	別紙4-3 (5/30)	(島根、女川) 記載表現の相違 (島根、女川) 文書体系の相違

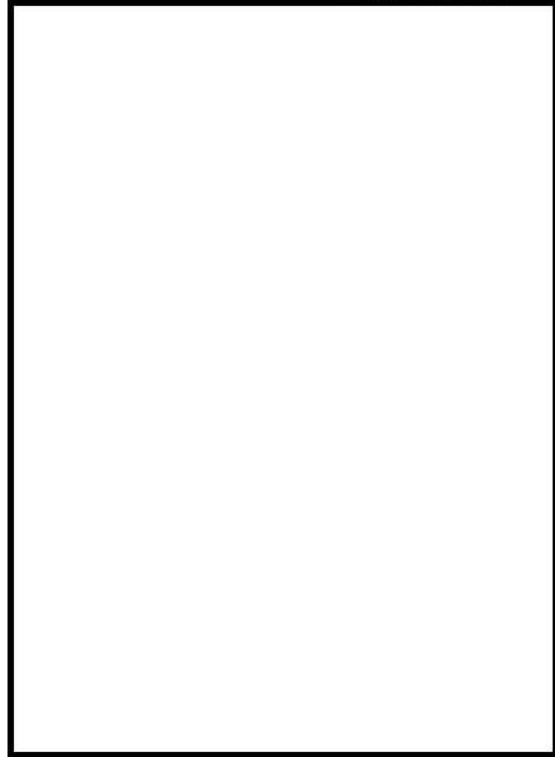
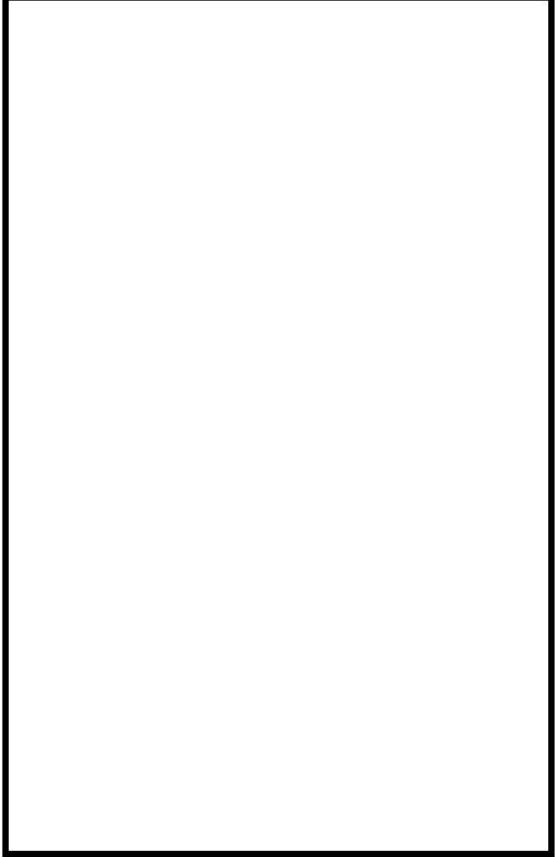
泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
別紙4-4 (6/6)	別紙4-3 (6/24)	別紙4-3 (6/30)	(島根、女川) 記載表現の相違 (島根、女川) 文書体系の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

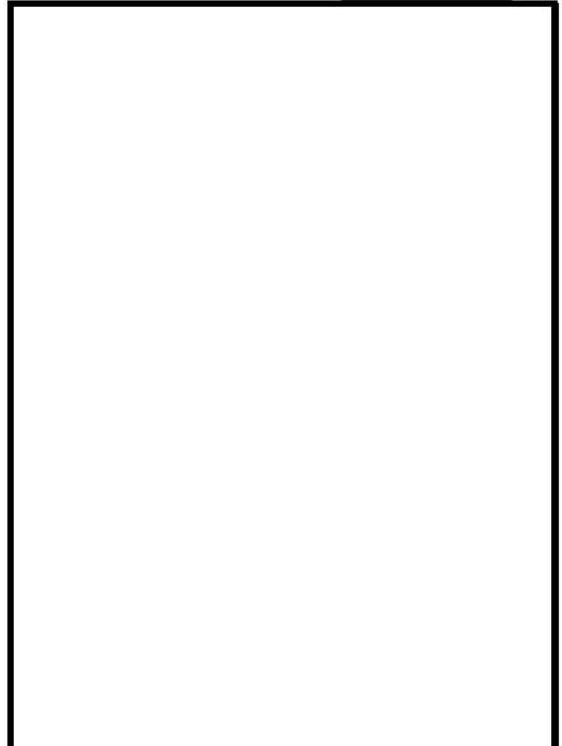
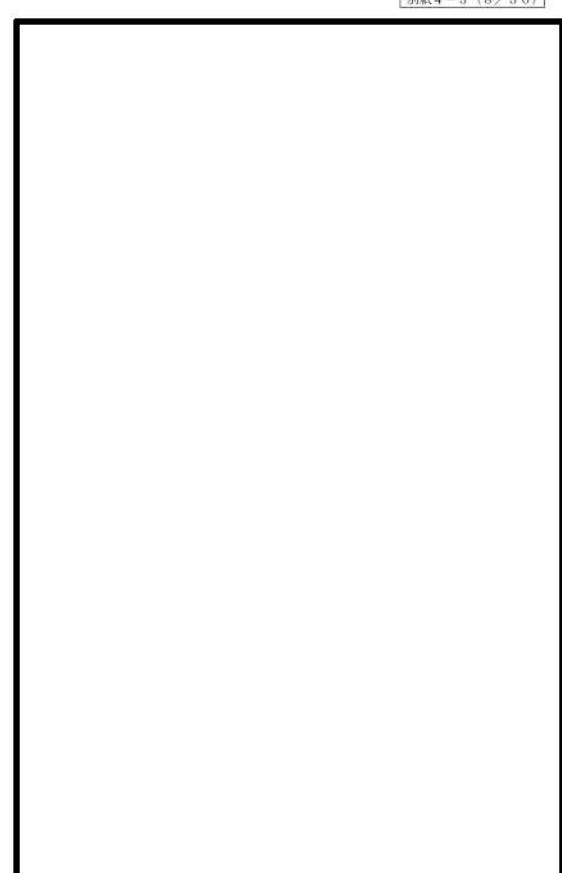
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別紙4-3 (7/24)</p> 	<p>別紙4-3 (7/30)</p> 	(島根、女川) 記載表現の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

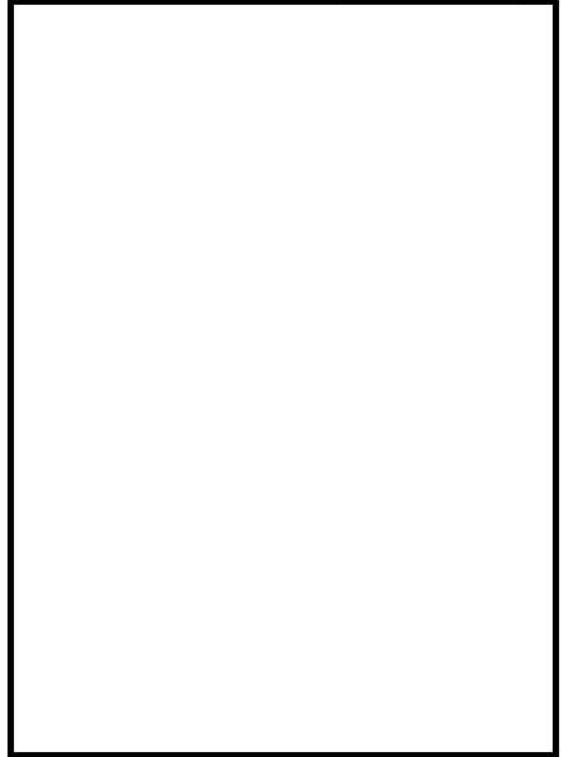
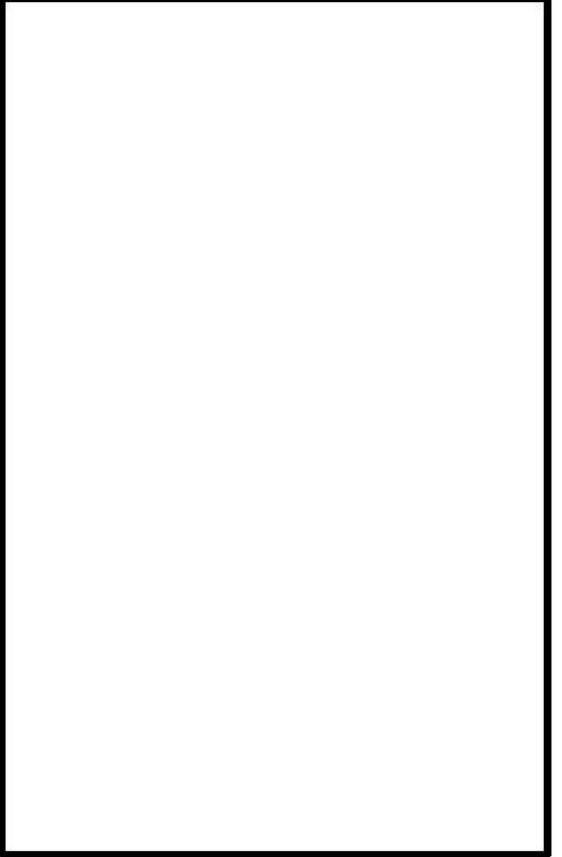
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 別紙4-3 (8/24)  </div>	<div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 別紙4-3 (8/30)  </div>	(島根、女川) 記載表現の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

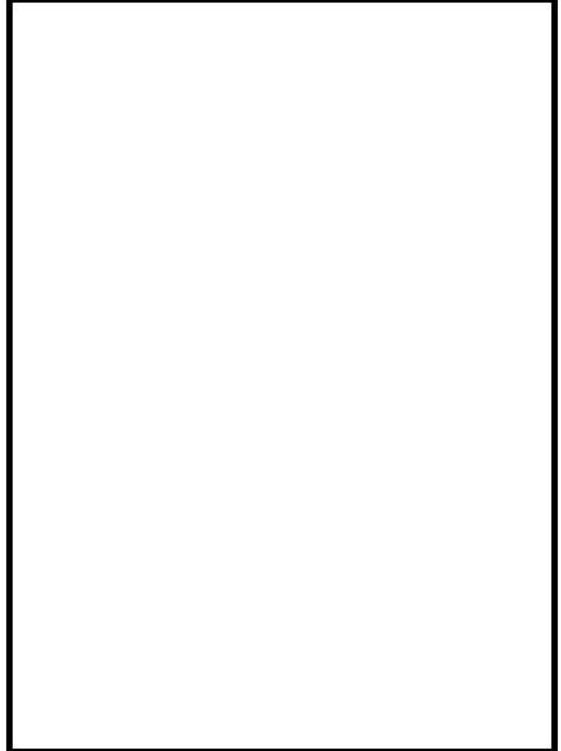
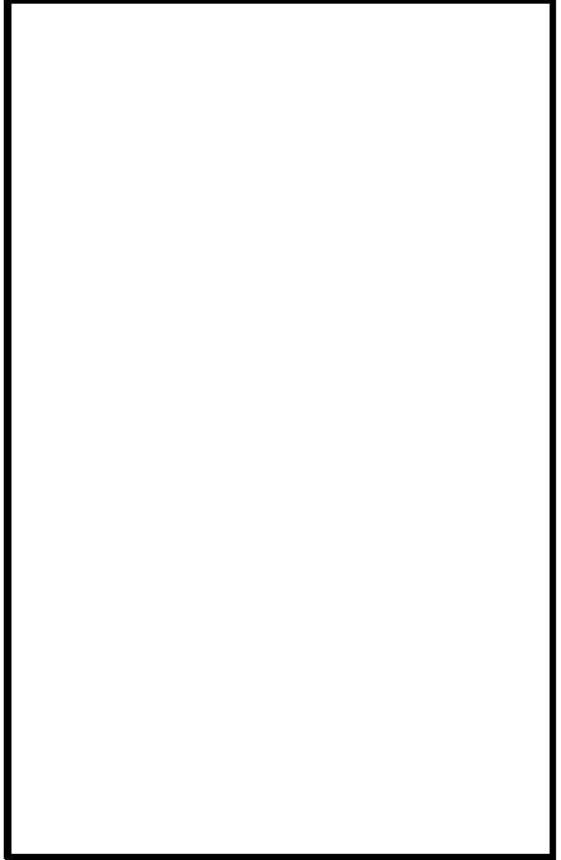
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 別紙4-3 (9/24)  </div>	<div style="text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 別紙4-3 (9/30)  </div>	(島根、女川) 記載表現の相違 (島根、女川) 組織体制の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別紙4-3 (10/24)</p> 	<p>別紙4-3 (10/30)</p> 	(島根、女川) 記載表現の相違 (島根、女川) 組織体制の相違